

市区町村防災研修教材作成のための基礎調査 報告書

2008年3月

(財)消防科学総合センター

目次

I. 調査概要	1
1. 調査実施の概要	1
(1) 調査の目的	1
(2) 実施概要	1
2. 分析結果について	2
(1) 単純集計	2
(2) 地域別・人口別集計	2
(3) 自由回答	2
3. 調査における語句の定義について	2
II. 調査結果の概要	5
1. 災害対策本部	5
2. 避難準備情報	6
3. 避難所運営	7
4. 災害時要援護者対策	8
III. 調査結果	13
1. 災害対策本部	13
2. 避難準備情報	24
3. 避難所運営	28
4. 災害時要援護者対策	34
5. その他の対策	38
資料 1	
1. 地域別集計結果	43
2. 人口別集計結果	50
3. 自由回答結果	56
資料 2	
調査票	149

1. 調查概要

I. 調査概要

1. 調査実施の概要

(1) 調査の目的

(財)消防科学総合センターでは、蓄積してきた災害対応のノウハウを駆使し、防災担当職員、その他防災関係者の危機管理能力の向上を目的とし、市町村防災研修事業の全国的な展開を図っている。

今後、防災研修をより効果的に実施するためには、地方公共団体の抱えている課題を的確に把握する必要がある。本調査では、これらのテーマに関わる対策の実態を把握するとともに、それらの中から課題となっている内容については障害要因などを分析し、その対応策を検討することで、各種防災研修教材の作成に資することを目的とする

(2) 実施概要

①内容

- ・ 災害対策本部に関する事
- ・ 避難準備情報に関する事
- ・ 避難所運営に関する事
- ・ 災害時要援護者対策に関する事
- ・ その他（住民からの通報体制・市町村合併に伴う地域防災計画の改訂など）

②調査実施期間

平成 20 年 2 月 15 日～3 月 17 日

③調査対象

平成 19 年 3 月現在の全国の市区町村 1823 件

※ただし、色丹村・泊村・留夜別村・留別村・紗那村・薬取村は除く

④調査方法

郵送配布・郵送回収

⑤回収率

- ・ 全体 配布数 1823 件、回収数 1097 件 回収率 60.2%
- ・ 地域別回収率 最も回収率が高かったのは北海道の 71.7%であった。

	北海道	東北地方	北関東地方	南関東地方	北陸地方
配布数	180	231	113	221	86
回収数	129	137	58	142	53
%	71.7	59.3	51.3	64.3	61.6

	東海地方	近畿地方	中国地方	四国地方	九州・沖縄地方
配布数	285	205	112	96	294
回収数	167	125	66	58	162
%	58.6	61.0	58.9	60.4	55.1

本調査における地域区分:

- ・ 北海道
- ・ 東北地方（青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県）
- ・ 北関東地方（茨城県・栃木県・群馬県）
- ・ 南関東地方（埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県）
- ・ 北陸地方（新潟県・富山県・石川県・福井県）
- ・ 東海地方（山梨県・長野県・岐阜県・静岡県・愛知県・三重県）
- ・ 近畿地方（滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県）
- ・ 中国地方（鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県）
- ・ 四国地方（徳島県・香川県・愛媛県・高知県）
- ・ 九州・沖縄地方（福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県・沖縄県）

2. 分析結果について

（1）単純集計

全設問について単純集計を実施し、その結果を記載した。

（2）地域別・人口別集計

地域別・人口別の集計・分析を行った。なお、結果については地域別・人口別傾向が把握できる設問についてのみ記載している。

（3）自由回答

自由回答については、回答結果を分類し記載している。

3. 調査における語句の定義について

本調査では、「災害対策本部」及び「災害対策本部 本部室」、「福祉避難所」の用語を次のように定義した。

○災害対策本部

平常時の組織体制を基本とし、「災対〇〇部（△△課、□□課）」という様に、臨時に設置される市区町村全体の組織体制。

○災害対策本部 本部室

災害対策本部の中で、活動の拠点となる執務場所を指します。例えば、「〇〇市災害対策本部」という看板を掲示する、庁内の会議室や庁議室など。

○福祉避難所

災害時、一般の避難所での共同生活が困難な寝たきりの高齢者・障害を持つ方・妊産婦等の災害時要援護者が、安心して避難生活を送るための施設。

2. 調査結果の概要

II. 調査結果の概要

これは、(財) 消防科学総合センターが平成 20 年 3 月に全国の区市町村を対象に実施したアンケート調査（回収数 1,097 回収率 60%）の結果である。質問の内容は、「災害対策本部」と「避難準備情報」、「避難所」さらに「福祉避難所」が中心である。

1. 災害対策本部

- ① 平成 19 年に災害対策本部を設置したという自治体は 32%であった。このうち勤務時間外の本部設置が 88%で、このとき参集した本部要員が半数を超えた自治体は 76%だったが、14%の自治体では参集要員が 25%であった（図 1）。また、本部設置に伴う課題としては、設置基準や職員の参集、本部室の確保などがあげられた。

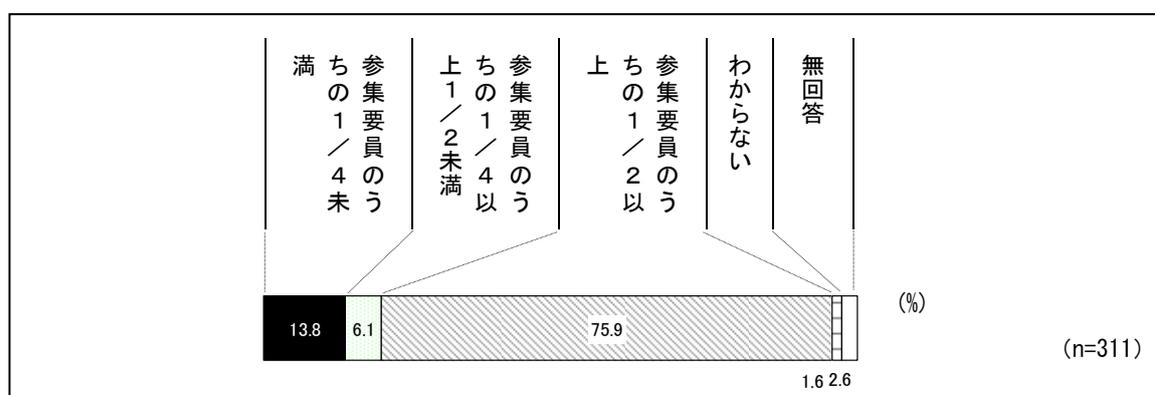


図 1 平成 19 年災害対策本部設置時における本部要員参集状況

- ② 災害対策本部本部室の設置・運営訓練は、56%の自治体は実施しているものの、実施していない自治体が 4 割強あることが分かった。訓練を実施している自治体の年間の回数は 1 回という回答が最も多く全体の 58%を占めた。また年 1 回未満という自治体も 26%あることが明らかになった（図 2）。

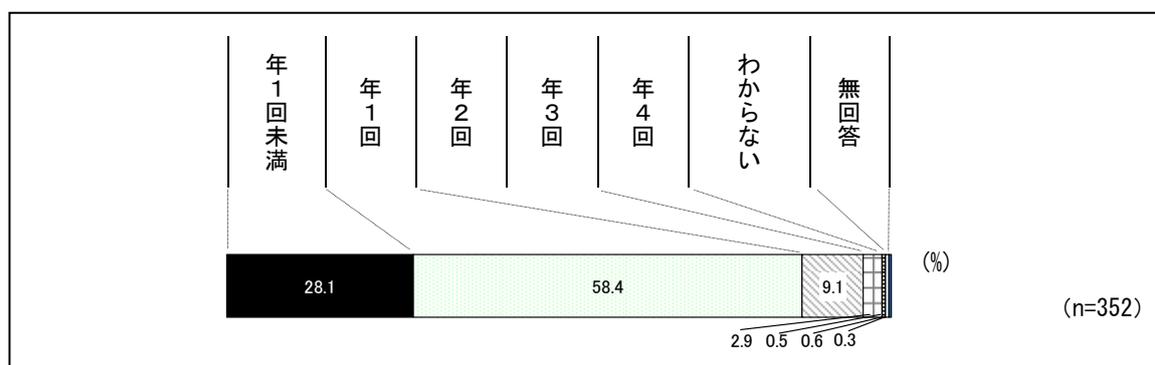


図 2 災害対策本部本部室の設置・運営訓練の頻度

- ③ 訓練の内容としては、「本部室内の情報伝達」、「職員の参集」、「被害情報収集」、「本部室の設置」関係が多く、訓練の規模は「庁内の関係部署を動員して実施している」という自治体が約 8 割にのぼった。また、その他に実施している訓練内容として「本庁・支所間の情報連絡」「災害対策

本部設置の協議」などもあげられた。

- ④ 今後実施したい災害対策本部本部室設置・運営訓練の内容としては、「避難勧告・指示等の判断」が最も多く全体の44%を占めた。これに「災害対策本部本部室内での情報伝達」(39%)、「災害対策本部本部室への職員参集」(37%)、「被害情報の収集」(36%)が続いている。また、その他に行いたい訓練内容として「本部の立ち上げ・運営訓練」や「避難所開設訓練」が数多くの自治体から出された。
- ⑤ 本部訓練実施にあたっての課題としては、「通常業務以外に手がまわらない」という回答が最も多く41%を占めた。また「どのような内容の訓練を行えば良いのかわからない」(34%)や「関係各課の職員が動員できない」(30%)という回答も多くを占めた(図3)。

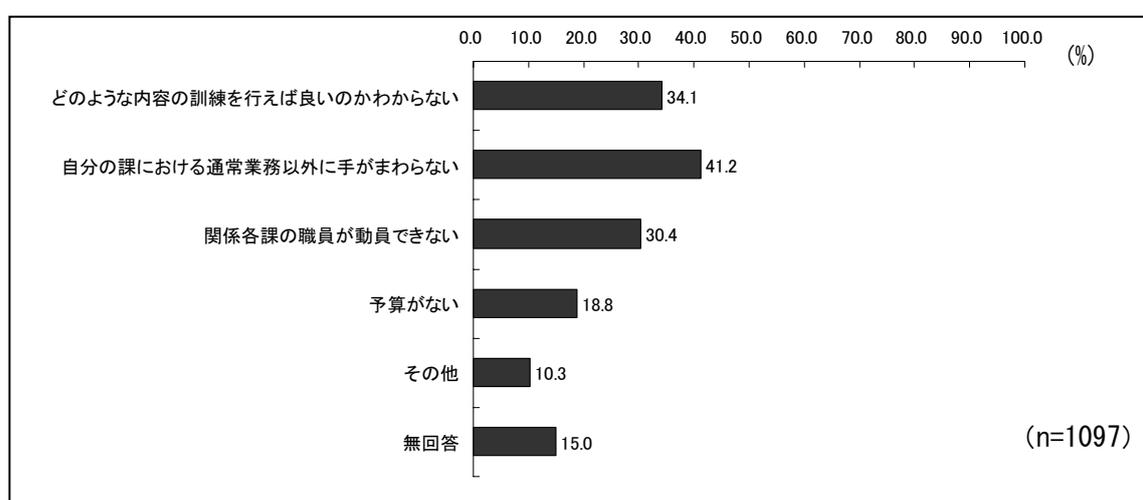


図3 災害対策本部本部室の設置・運営訓練の頻度

- ⑥ 「災対本部室を事前に決めている」という自治体は80%であったが、それらのうち机や事務用品等を常時配置している」という自治体は17%にとどまった。
- ⑦ 災害の兆候や発生などを住民からの通報を受け付ける24時間体制については、80%の自治体が整っているとしている。

2. 避難準備情報

- ① 平成 17 年にスタートした「避難準備情報」については、「発令基準を定めている」自治体が 36% で (図 4)、その内容を「住民へ周知している」自治体は 56%、また「内容が住民に理解されているか」という質問に対し、33%が理解されていないという回答であった。発令基準の策定にあたっては、多くの自治体から河川の水位や降雨情報などに基づく判断基準づくりや発令の判断のタイミングが難しいという指摘があった。

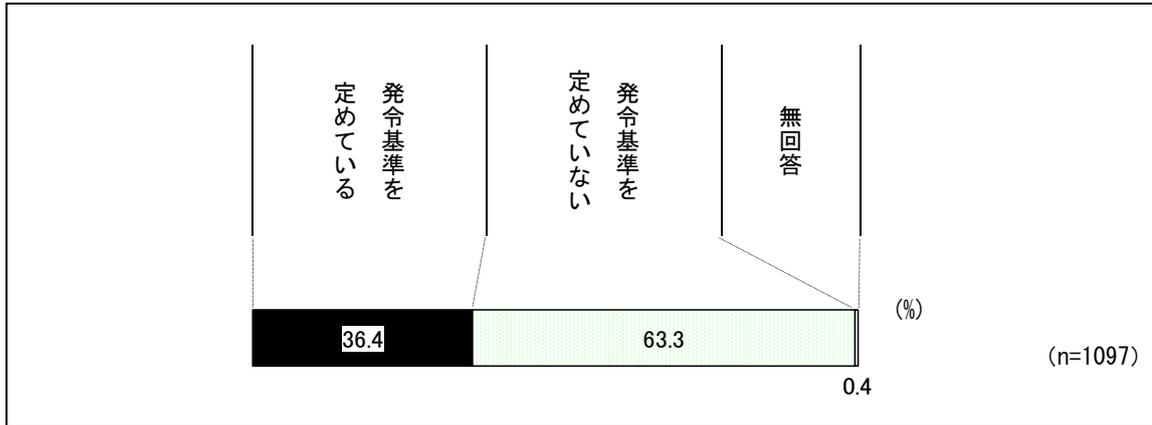


図 4 避難準備情報発令基準の策定状況

- ② 「避難準備情報」の発令実績を全自治体に聞いたところ、平成 19 年に「実績がある」という自治体は 7%で、しかも発令時の住民の避難については、「発令地域における災害時要援護者のほとんどが避難しなかった」とする自治体が 58%であった (図 5)。

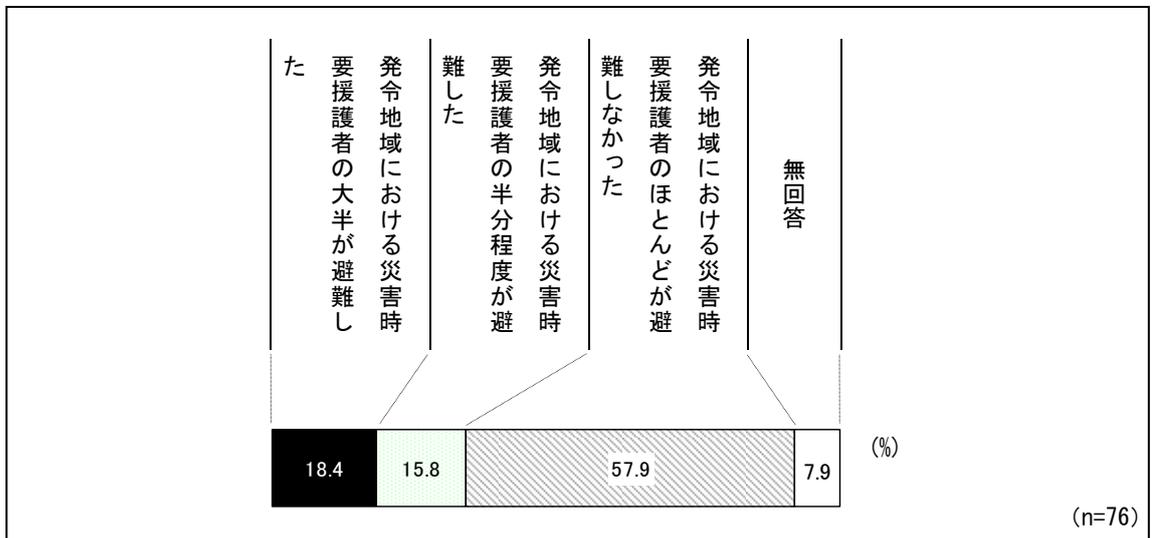


図 5 避難準備情報発令時における災害時要援護者の避難状況

これらの結果から「避難準備情報」は、今後さらなる周知徹底が必要だと考えられる。

3. 避難所運営

① 「避難所毎の運営計画」については、作成の必要性を感じている自治体が 66%あったが、実際に作成している自治体は全体の 6%であった（図 6）。

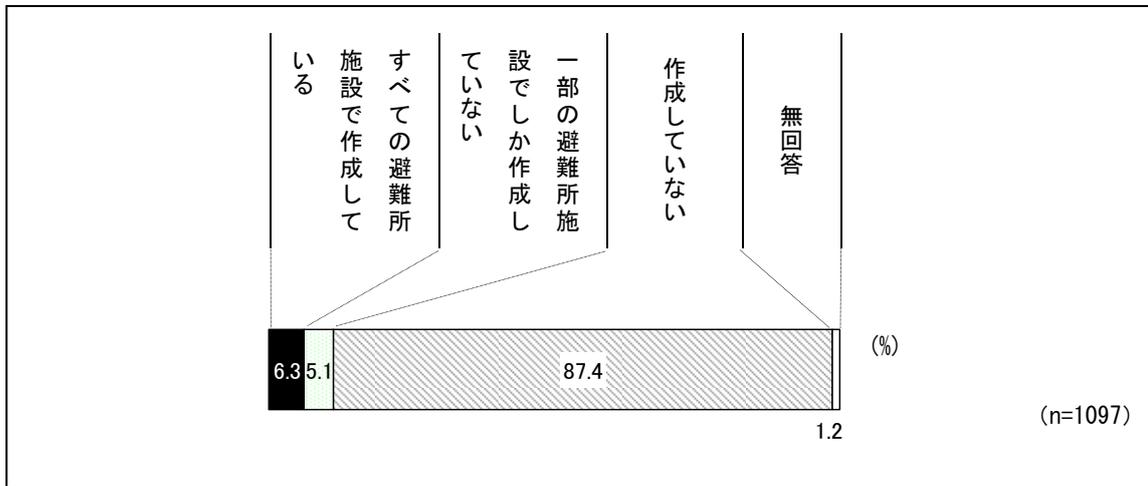


図 6 避難所施設毎の運営計画作成状況

② 自治体職員による避難所の開設訓練を行っている自治体は 27%で（図 7）、住民が参加しての訓練を行っている自治体は 27%にとどまった。

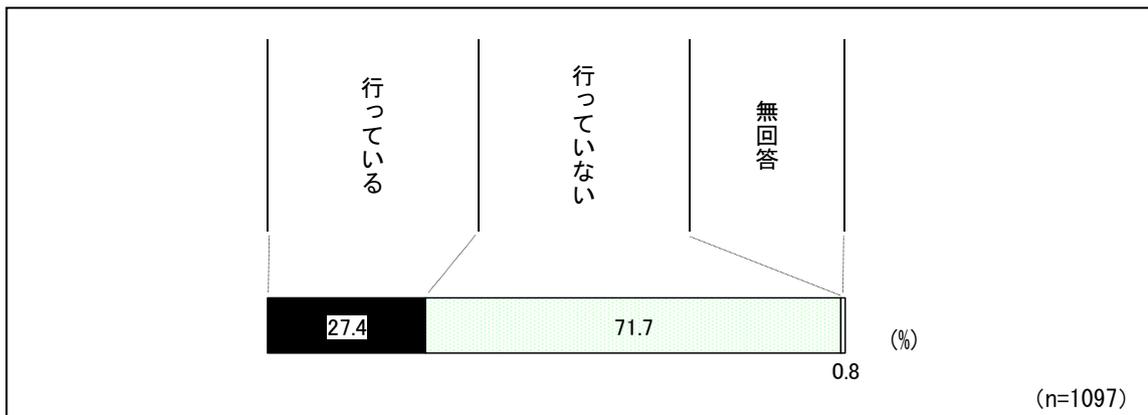


図 7 自治体職員による避難所開設訓練の実施状況

避難所については、運営計画の作成などの必要性を認識している自治体が多い一方で、多くの自治体で対策が進んでいないことが分かった。

4. 災害時要援護者対策

- ① 「福祉避難所」については、「既に指定している」という自治体が 31%ある一方で、「該当する施設の調査を行っていない」とする自治体が 29%あった（図 8）。

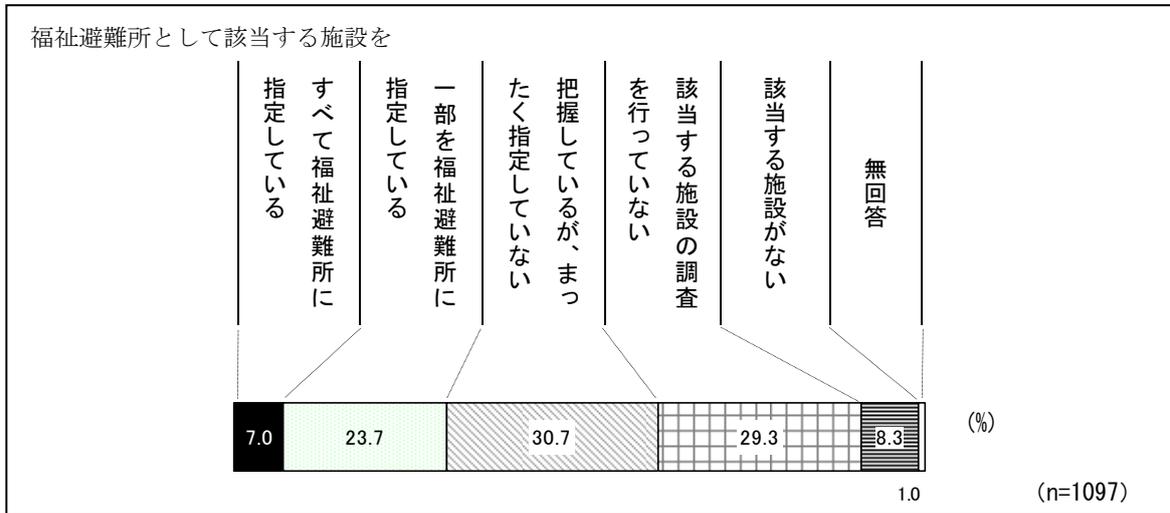


図 8 福祉避難所の指定状況

- ② 該当する施設としては、93%の自治体が「社会福祉施設」を、さらに「コミュニティセンターや公民館」「保健センター」も候補施設と考えている自治体が数多くみられた。
- ③ 指定した福祉避難所の住民への周知状況については、48%の自治体がすべての住民に周知している一方、「周知していない」という自治体が 26%あった（図 9）。

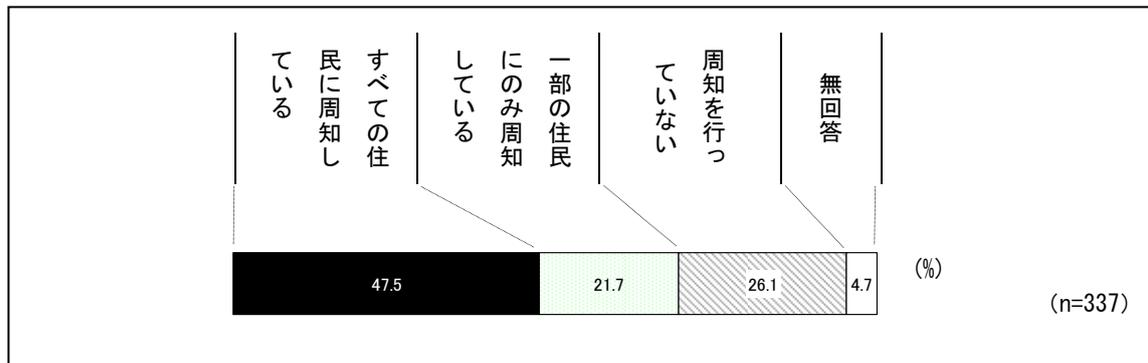


図 9 福祉避難所の周知状況

- ④ 福祉避難所の指定にあたっては、該当する施設の施設・設備・体制などに関して具体的な基準が欲しいという指摘や地域の中に該当しそうな施設が不足しているという課題も提示された。

- ⑤ 「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」の認知状況については、84%の自治体が「見て知っている」としている一方で、「この調査で初めて知った」という自治体が2%あった（図10）。

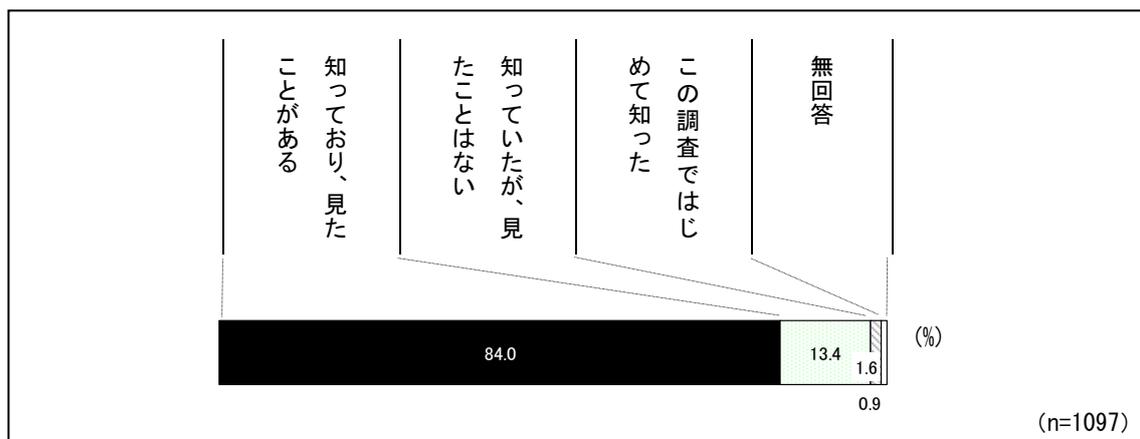


図10 災害時要援護者の避難支援ガイドラインの認知状況

- ⑥ 災害時要援護者対策全般における課題については、「個人情報保護」の観点から、要援護者名簿や避難支援プラン作成が進んでいないという回答が多かった。従来要援護者対策で指摘されている個人情報の問題がこの調査でも浮き彫りになった。また、福祉部局との役割分担や情報共有が進捗していないことから、今後の連携を課題とする意見も数多くあった。

3. 調查結果

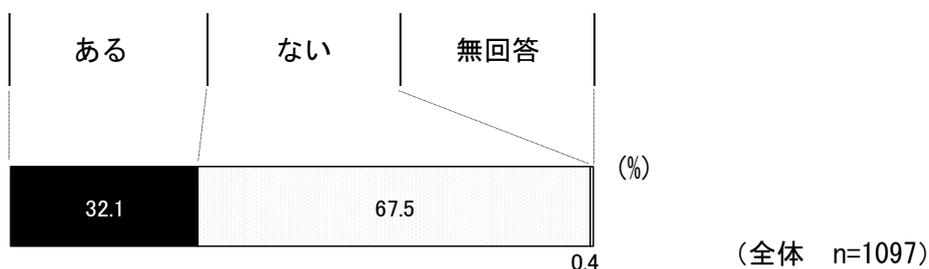
Ⅲ. 調査結果

1. 災害対策本部

問1 貴自治体では、平成19年における災害対策本部の設置実績はありますか。

○3割強の自治体が平成19年に災害対策本部を設置

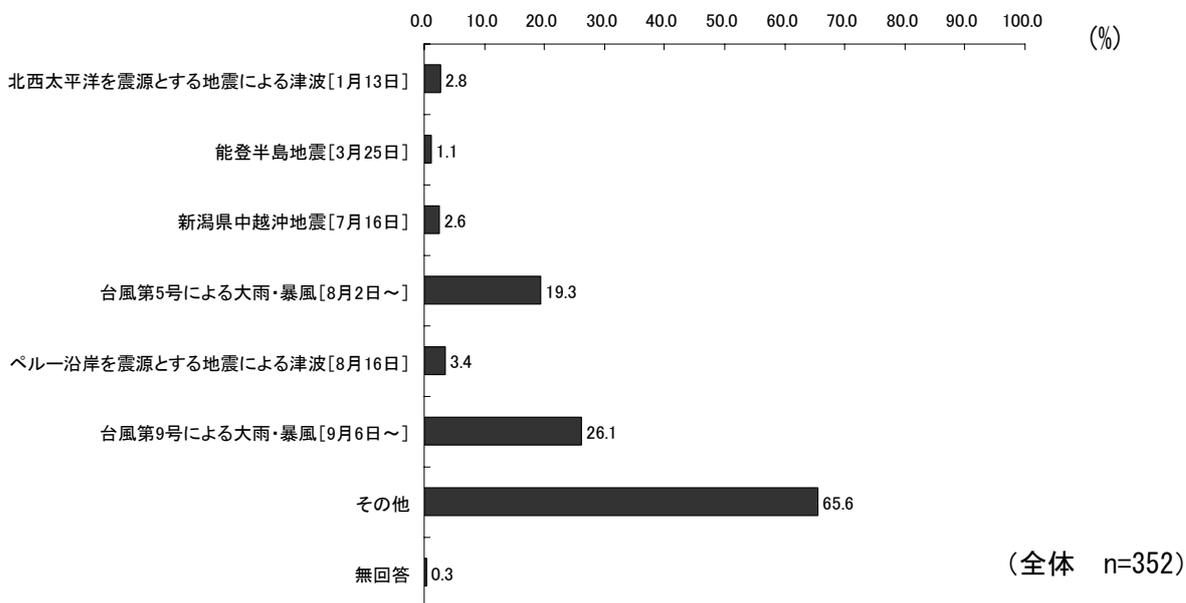
- ・平成19年中に発災したに災害について、32%の自治体が本部を設置している。



問1-1 (問1で「ある」と答えた方のみ) 災害対策本部を設置したのは、平成19年における下記の災害のうちどれですか。(あてはまる番号すべてに○) ([]は発生日)

○約7割の自治体が小規模な災害時にでも災害対策本部を設置

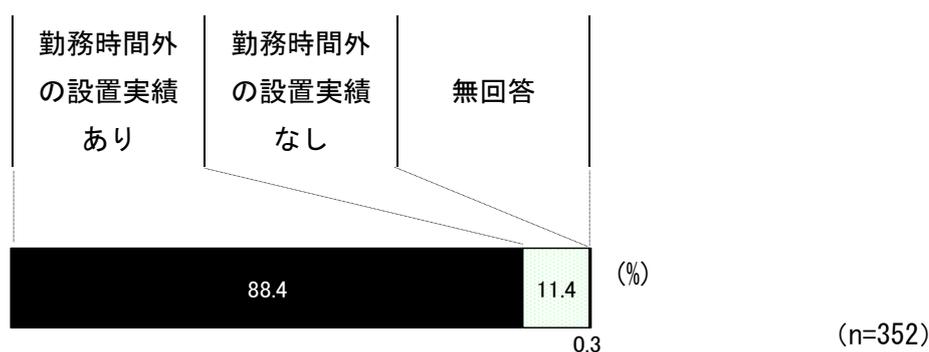
- ・平成19年の大規模な災害で本部を設置したのは約30%、一方約70%の自治体が比較的規模の小さな災害でも本部を設置している
- ・台風9号では26%の自治体が本部を設置した。平成19年は台風襲来時に本部を設置した自治体が多かった。



問 1-2 (問 1 で「ある」と答えた方のみ) 平成 19 年における災害対策本部の設置実績の内、勤務時間外の設置はありましたか。

○約 9 割が勤務時間外に災害対策本部を設置

- ・ 本部を設置した 352 自治体のうち、88%の自治体が勤務時間外に本部を設置している。

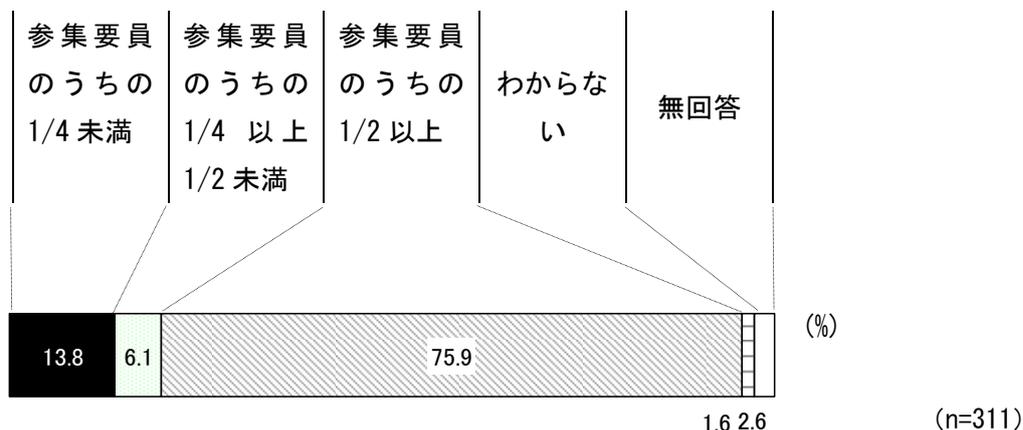


問 1-3 (問 1-2 で「勤務時間外の設置実績あり」と答えた方のみ)

勤務時間外に災害対策本部を設置した日において(平成 19 年における最も直近のもの)、災害対策本部本部室への参集要員(地域防災計画等で参集するように決められていた要員)の参集状況はどれくらいでしたか。

○参集要員の半数以上の参集があった自治体が約 8 割弱

- ・ 平成 19 年の災害では、勤務時間外に発災した災害にもかかわらず、「参集要員の 1/2 以上が参集した」という自治体が 76%であった。
- ・ 「参集した要員が 4 分の 1 未満」という自治体は 14%であった。



問2 災害対策本部の設置にあたって、課題・障害などございましたら、ご記入ください。
(自由回答)

○設置マニュアルがないという意見が多数

- ・ 災害対策本部の設置にあたっての課題・障害を尋ねたところ、「設置マニュアルがない」という回答が最も多かった。
- ・ これに続いて「職員の参集」「本部室の確保」「庁舎の耐震性」など活動人員や活動拠点に関する課題が多くあげられた。
- ・ また、「本部設置が未経験なため、いざという時に対応出来るかどうか不安」という意見もあげられた。

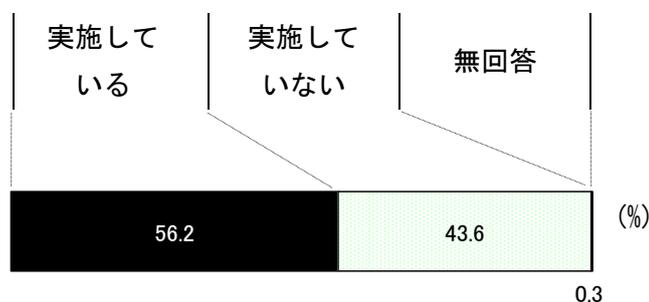
自由回答の分類結果を次に示す。(詳細は p62～p68 参照)

分類	意見数	分類	意見数
設置マニュアルがない(設置基準など)	53	支所との連携が課題	9
職員の参集が難しい	46	本部室の設営に時間がかかる	8
本部室が確保できない	44	庁舎に浸水の危険性がある	5
未経験なので出来るかどうか不安	39	職員の意識が低い	5
庁舎の耐震性	23	本部室に備品が揃っていない	4
無線などの通信機器が不十分	17		

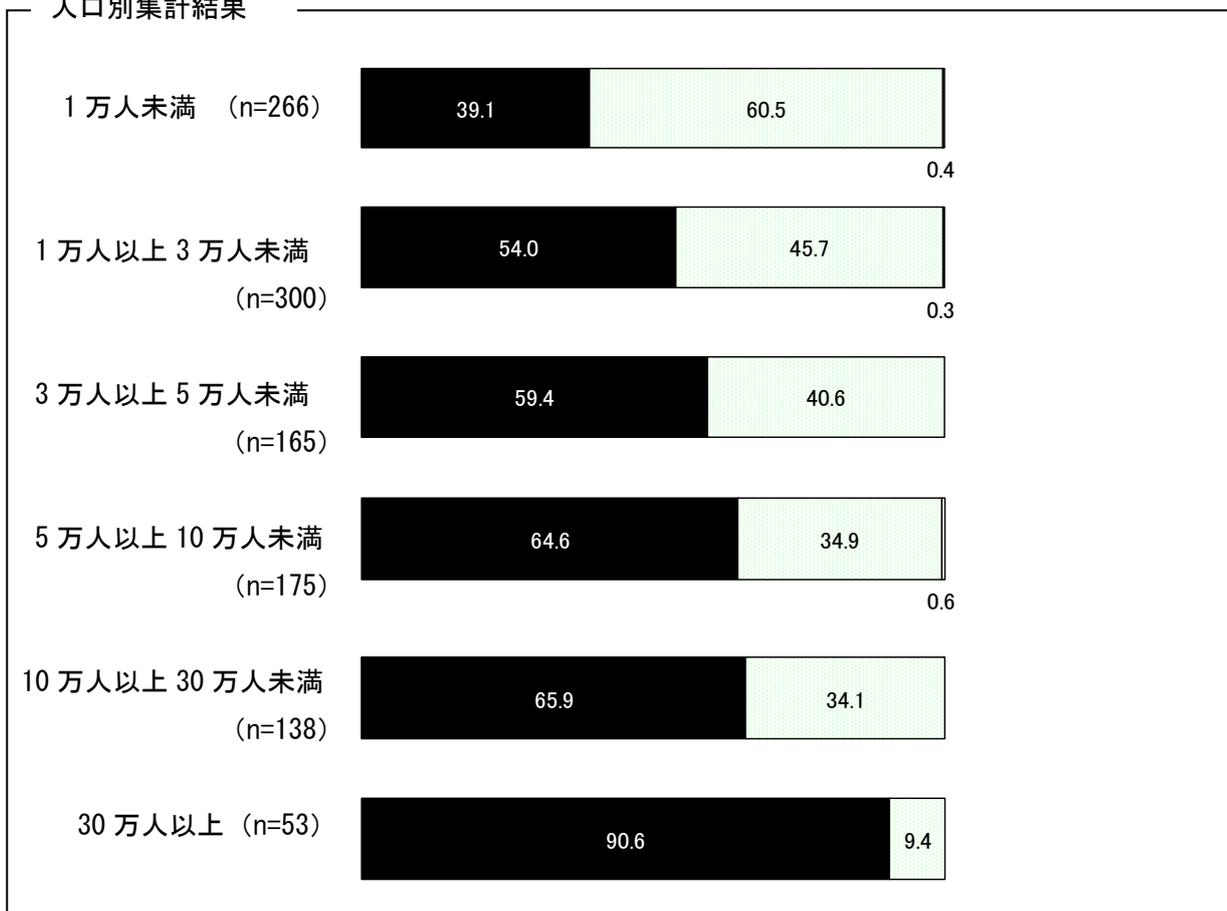
問3 貴自治体では、災害対策本部本部室設置・運営訓練を実施していますか。

○災害対策本部本部室の設置・運営訓練を実施していない自治体が4割強

- ・ 56%の自治体は災害対策本部本部室の設置・運営訓練を実施しているが、実施していない自治体が44%あった。
- ・ 人口別の集計結果では、人口30万人以上の自治体は実施率が91%であった。一方、人口1万人未満の自治体では実施率が39%にとどまっている。
- ・ 人口規模が大きくなるほど、訓練を実施している自治体が多くなる傾向にある。



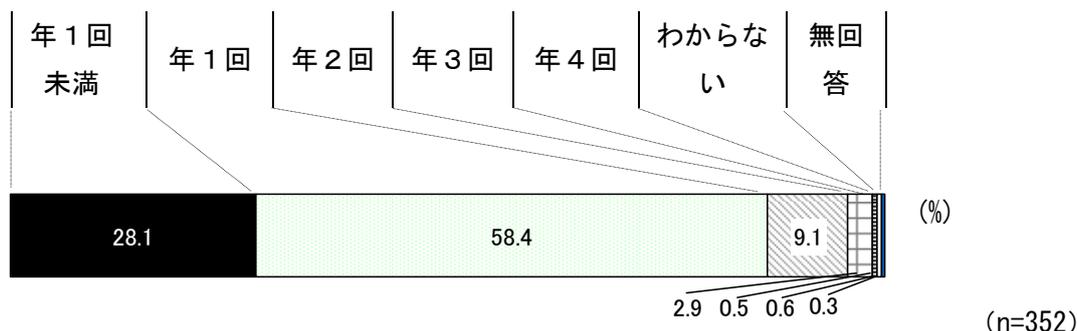
人口別集計結果



問 3-1 (問 3 で「実施している」と答えた方のみ) 災害対策本部本部室設置・運営訓練はどれくらいの頻度で行っていますか。

○約 6 割の自治体が 1 年に 1 回、本部室の設置訓練を実施

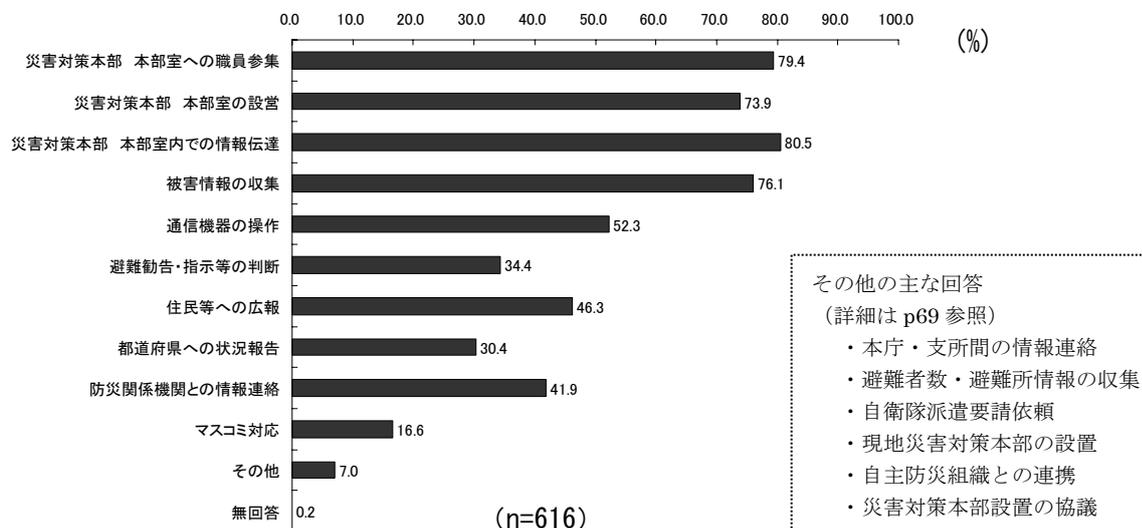
- ・ 問 3 で「実施している」という自治体に訓練の実施頻度を尋ねたところ、「年 1 回」(58%) という回答が最も多かった。
- ・ 年 1 回未満の自治体が 28%あった。



問 3-2 (問 3 で「実施している」と答えた方のみ) 災害対策本部本部室設置・運営訓練で取扱っている内容はどのようなものですか。(あてはまる番号すべてに○)

○約 8 割の自治体が「情報伝達」と「職員の参集」を実施

- ・ 問 3 で「実施している」という自治体に訓練の内容を尋ねたところ、「災害対策本部本部室内での情報伝達」(81%)、「災害対策本部本部室への職員参集」(79%)、「被害情報収集」(76%)、「本部室の設置」(74%)などに力を入れている。
- ・ 一方、「マスコミ対応」の実施率は 17%にとどまっている。

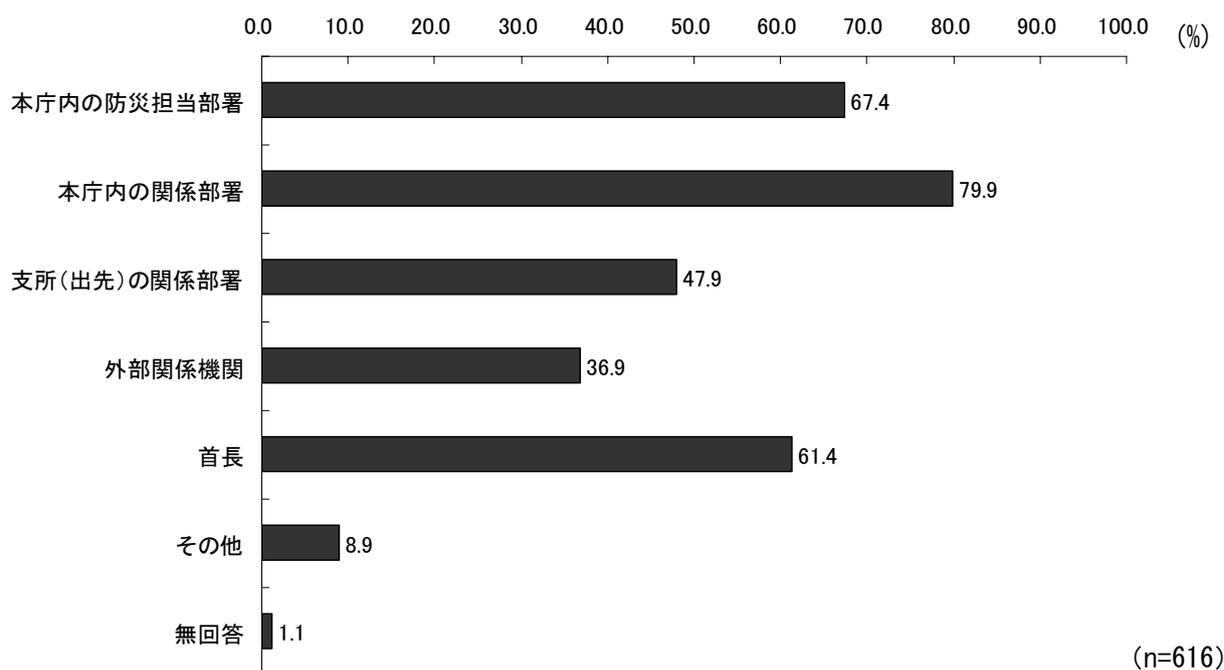


問 3-3 (問 3 で「実施している」と答えた方のみ)

貴自治体で行っている災害対策本部本部室設置・運営訓練のうち、最も規模の大きな訓練の参加者はどこまでですか。(あてはまる番号すべてに○)

○約 8 割の自治体の本庁の関係部署を動員しての訓練を実施

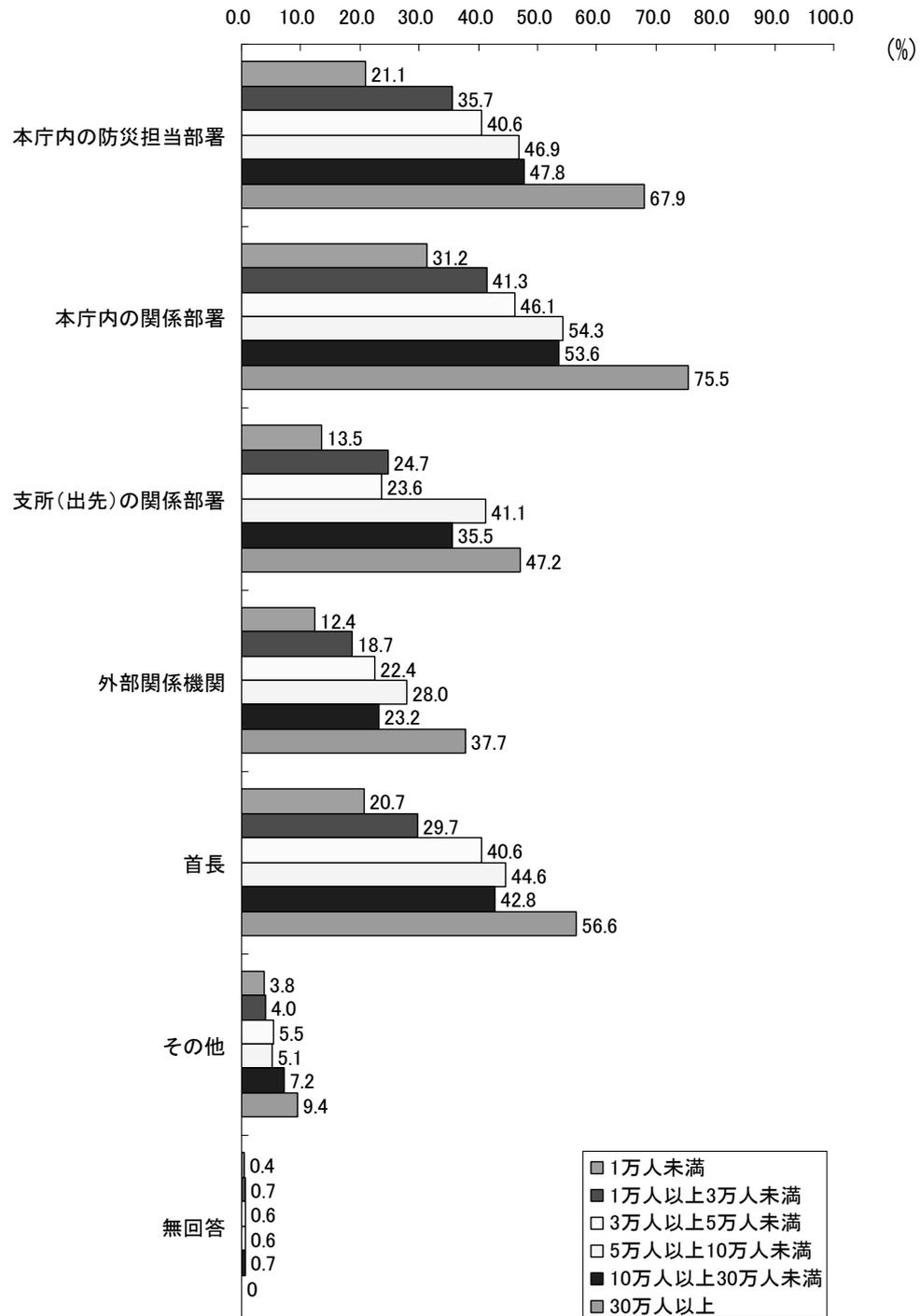
- ・ 問 3 で「実施している」という自治体に最も大きな訓練の参加者を尋ねたところ、80%の自治体の本庁内の関係部署を動員している。
- ・ 61%の自治体が首長参加の訓練を実施しているが、外部関係機関の参加は 37%であり本庁内の関係部署が参加した訓練の約半分であった。
- ・ 人口別集計結果では、人口規模が大きくなるにつれて、訓練参加者の幅が広がる傾向にある。問 3 の結果と併せて、人口規模の大きな自治体ほど、訓練に力をいれているものと考えられる。



その他の主な回答 (詳細は p70 参照)

- ・ 社会福祉協議会、電力会社、ガス会社、NTT

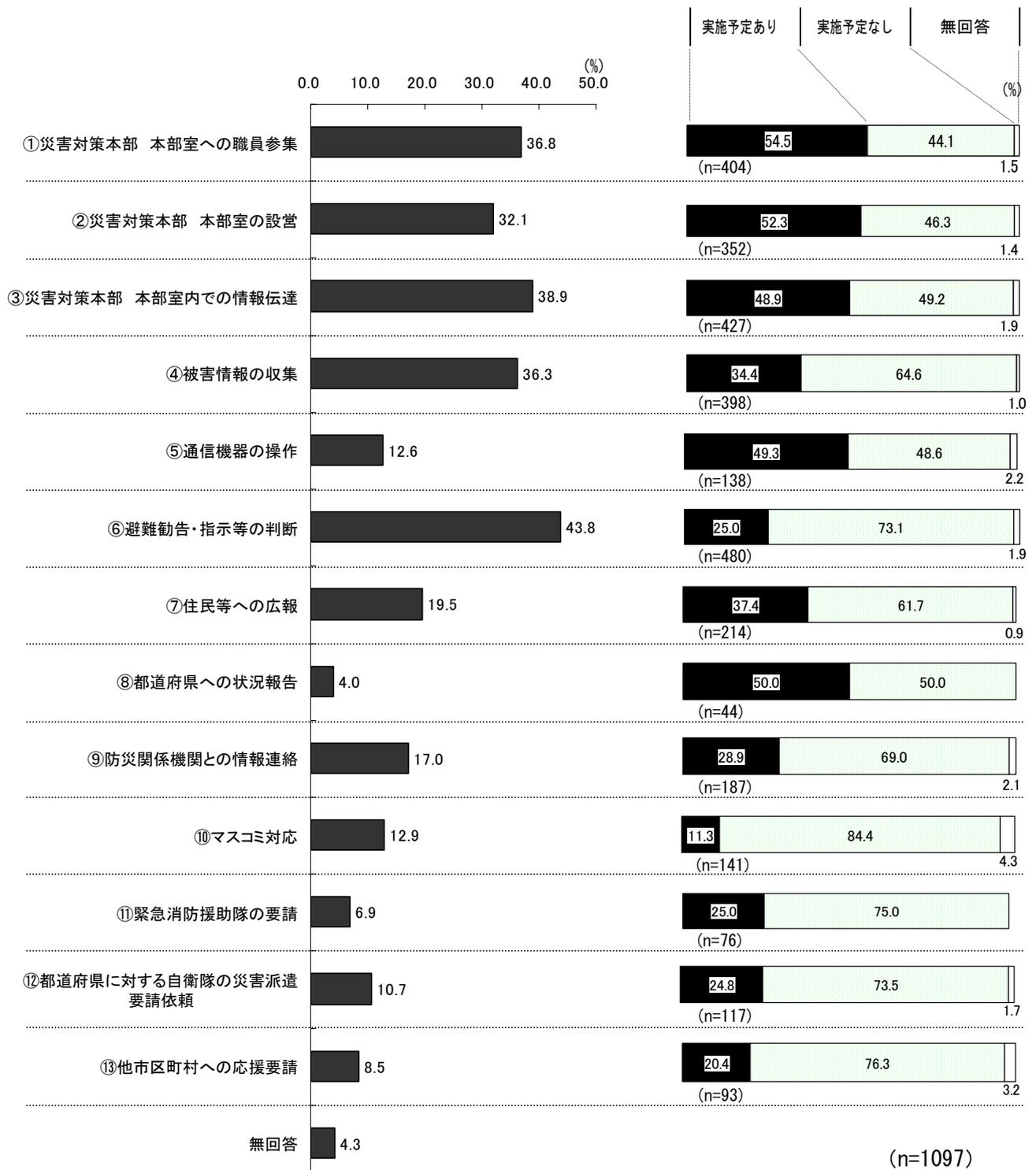
人口別集計結果



問4 今後、実施したい災害対策本部本部室設置・運営訓練の内容はどのようなものですか。
また、その訓練内容について貴自治体における実施予定をお聞かせください。

○最も多かったのは「避難勧告・指示等の判断」で、4割強

- ・ 今後実施したい訓練の内容として「避難勧告・指示等の判断」（44％）が最も多かった。
- ・ これに「災害対策本部本部室内での情報伝達」（39％）、「災害対策本部本部室への職員参集」（37％）、「被害情報の収集」（36％）、「災害対策本部本部室の設営」（32％）が続いている。問3-2の結果からわかるように、現在、力を入れている内容とほぼ同じであり、各自治体ともこれらの内容を今後も継続的に実施したいという考えの表れでないかと考えられる。
- ・ 一方「他市区町村への応援要請」（8.5％）はあまり重視されていない。
- ・ 実施の予定を尋ねたところ、「実施予定あり」が50％以上の項目は、「災害対策本部本部室への職員参集」（55％）、「災害対策本部本部室の設営」（52％）、「都道府県への状況報告」（50％）の3つであった。
- ・ 実施の希望は大きいですが、実施予定が少ない項目は「避難勧告・指示等の判断」「被害情報の収集」である。
- ・ 選択肢以外で行いたい訓練内容を尋ねたところ、「本部の立ち上げ・運営訓練」や「避難所開設訓練」が数多くの自治体からあげられた。



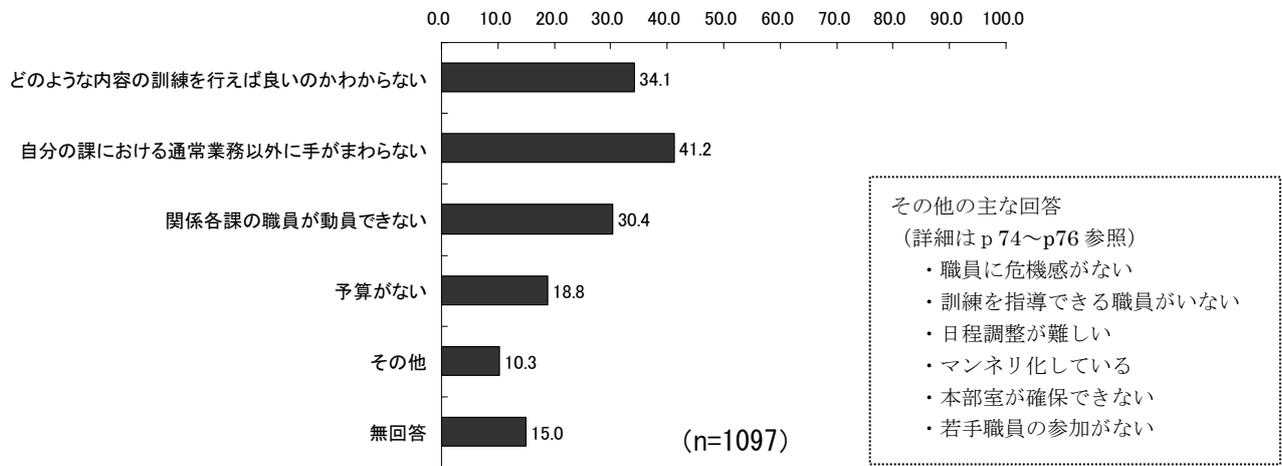
その他の分類結果を次に示す。(詳細は p71～p73 参照)

分類	意見数	分類	意見数
本部立ち上げ・運営訓練	19	土砂災害時の情報・避難訓練	3
避難所開設訓練	13	他機関への応援要請訓練	2
職員参集訓練	6	応急危険度判定調査実施訓練	1
要援護者支援訓練 (安否確認・避難)	4	津波避難訓練	1
自主防と連携した避難訓練	4	無線通信訓練	1
ボランティア・物資受け入れ訓練	4		

問5 全庁的な災害対策本部本部室設置・運営訓練を実施するにあたって、課題としてあてはまるものは次のうちどれですか。(あてはまるものを3つ以内で○)

○「通常業務以外に手がまわらない」が4割強

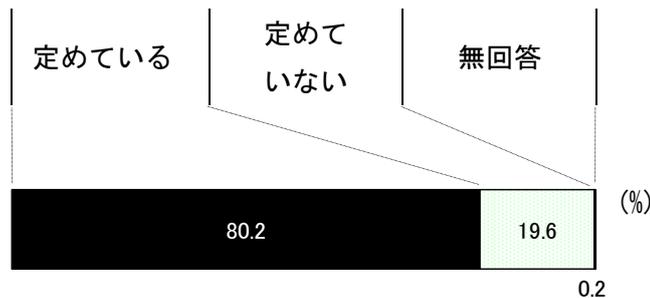
- ・ 災害対策本部本部室の設置・運営訓練実施にあたっての課題では、「自分の課における通常業務以外に手がまわらない」(41%)が最も高くなっている。これに「どのような内容の訓練を行えば良いのかわからない」(34%)、「関係各課の職員が動員できない」(30%)が続いている。



問6 貴自治体では、災害対策本部本部室の設営場所を事前に定めていますか。

○自治体の8割は事前に災害対策本部本部室の設営場所を定めている

- ・ 事前に災害対策本部本部室の設営場所を定めている自治体は80%であった。

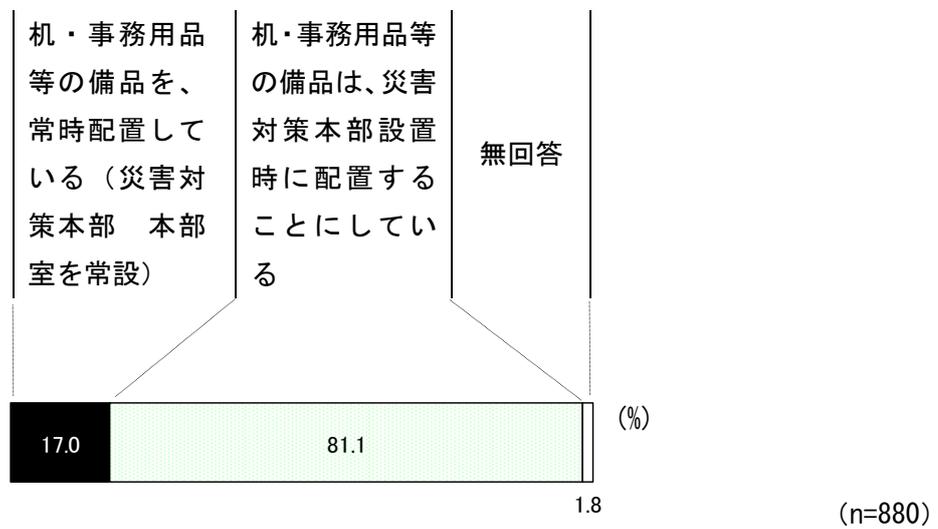


問 6-1 (問 6 で「定めている」と答えた方のみ)

事前に定められている災害対策本部本部室の設営状況についてお答えください。

○「机・事務用品等の備品を常時配置している」自治体は2割弱

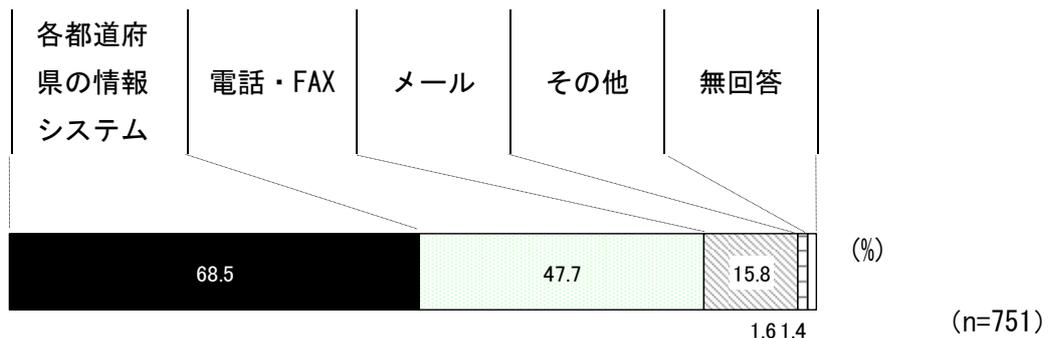
- ・「事前に災害対策本部本部室本部室の場所を決めている」と回答のあった自治体に設営状況を尋ねたところ、17%の自治体から常時備品などを配置している（災害対策本部本部室を常設している）という回答があった。
- ・ほとんどの自治体は発災後に机など設置するという状況である。



問 7 貴自治体では、都道府県への被害報告を主にどのような方法で行うことにしていますか。

○被害情報の報告は都道府県の情報システムが約7割

- ・都道府県への被害報告の手段について尋ねたところ、「各都道府県の情報システム」(69%)という回答が最も多かった。
- ・電話やFAXは48%であり、メールは16%であった。

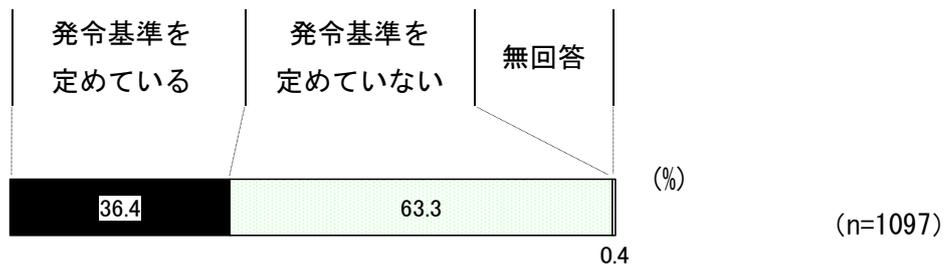


2. 避難準備情報

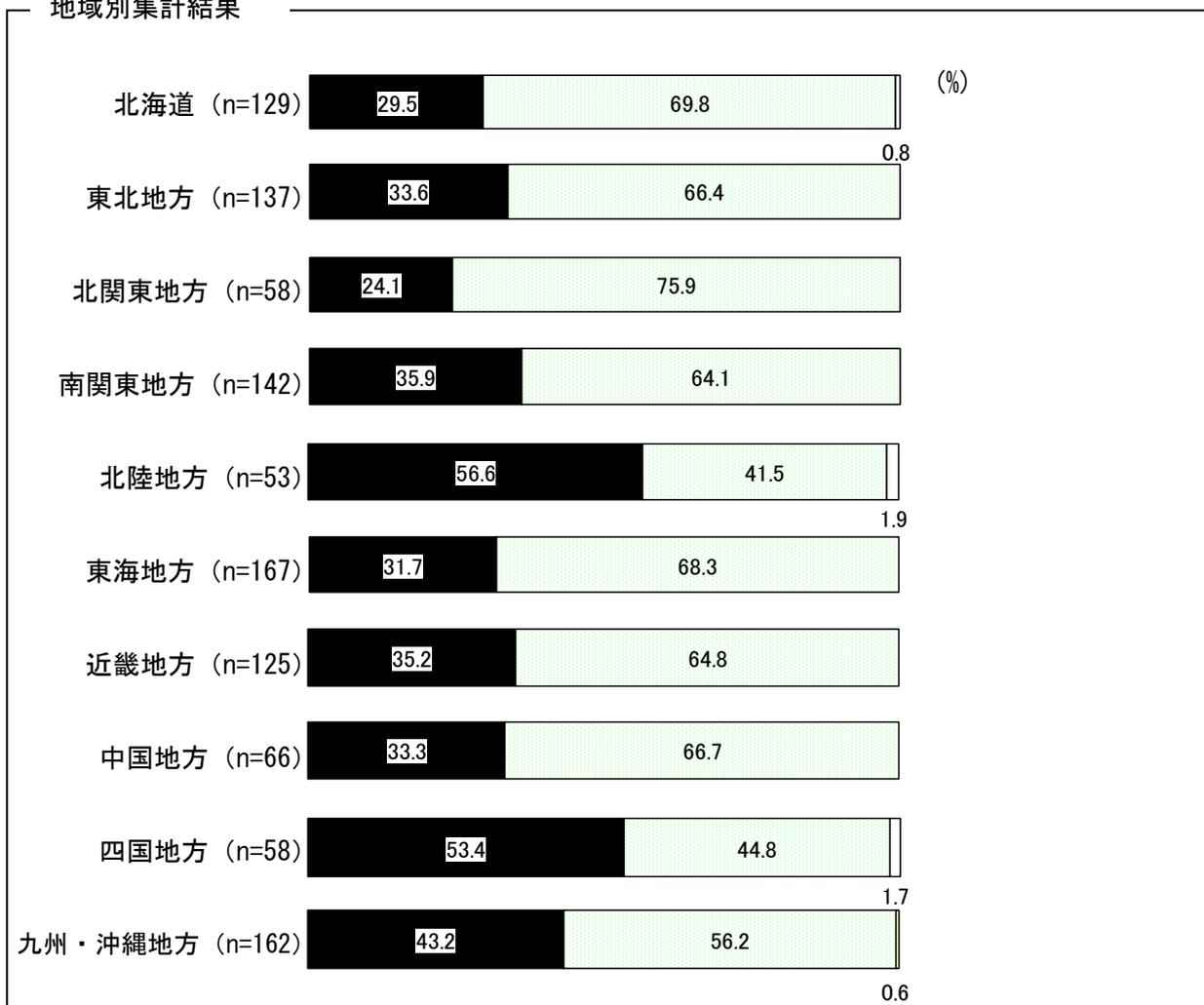
問8 貴自治体では、避難準備情報の発令基準を定めていますか。

○6割強の自治体が「避難準備情報の発令基準」を定めていない

- 避難準備情報の発令基準を定めている自治体は36%にとどまっている。
- 地域別集計結果では、北陸地方（57%）が最も高く、四国地方（53%）、九州・沖縄地方（43%）が続いている結果となった。



地域別集計結果

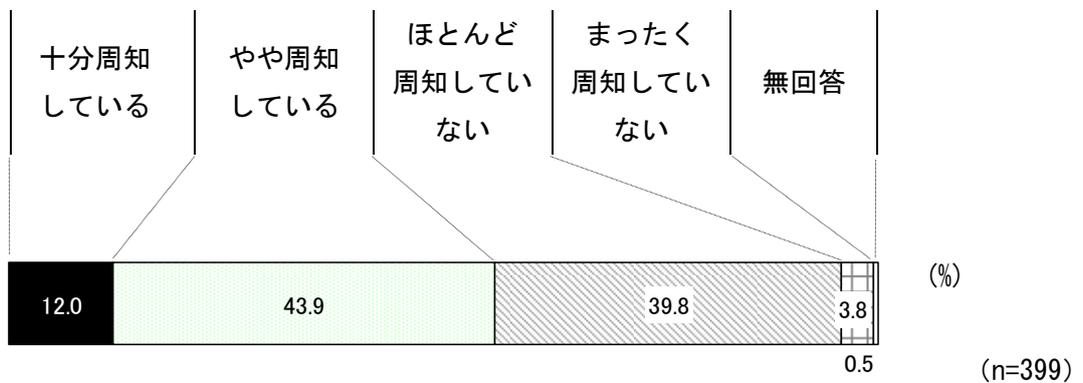


問 8-1 (問 8 で「発令基準を定めている」と答えた方のみ)

貴自治体では、避難準備情報について、どの程度住民に周知していますか。

○「避難準備情報」の住民への周知は、まだ5割強

- 問 8 で「発令基準を定めている」と回答した自治体に、住民への周知状況について尋ねたところ、「十分周知している」が 12%、「やや周知している」が 44%で、周知していると回答した自治体は 56%、これに対して残りの 43%の自治体は「周知していない」という結果であった。

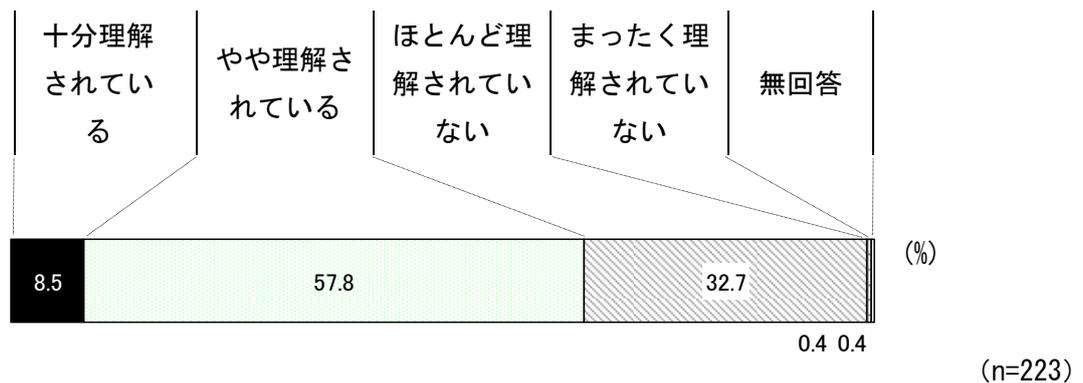


問 8-2 (問 8-1 で「十分周知している」「やや周知している」と答えた方のみ)

避難準備情報の内容について、住民にどれくらい理解されていると思いますか。

○3割強の自治体が「住民に理解されていない」

- 問 8-1 で「周知している」と回答した自治体に、住民の理解度を尋ねたところ、「十分理解されている」が 9%で、「やや理解されている」が 58%であった。
- 一方 33%の自治体から「理解されていない」という回答があった。



問9 避難準備情報の発令基準を策定する上での、課題・苦勞したこと（していること）・不明な点などございましたら、ご記入ください。（自由回答）

○多くの自治体が、「基準づくり（発令判断等）の難しさ」を指摘

- ・ 「発令の判断に関わる基準づくりが難しい」という意見が大多数であった。
- ・ 基準の作成については「合併等で面積が拡大、地域別の基準づくりが難しい」「策定のためのデータ、災害時のデータ不足」が指摘されている。
- ・ また、発令に関する課題として「災害時における住民への情報伝達手段・支援体制」「住民への日頃の周知が難しい」という課題もあげられた。

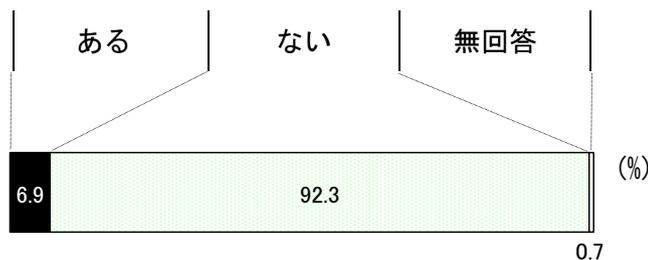
自由回答の分類結果を次に示す。（詳細は p77～p85 参照）

分類	意見数	分類	意見数
基準づくり（発令判断等）が難しい	164	災害時要援護者の把握ができていない	11
現在、策定中	33	策定のためのデータ、災害時のデータが不足	10
合併等で面積が拡大、地域別の基準づくりが難しい	27	策定が難しいので経験に頼っている	8
災害時における住民への情報伝達手段・支援体制がない	15	空振りが怖い	8
住民への日頃の周知が難しい	12		

問10 貴自治体では、平成19年における避難準備情報の発令実績はありますか。

○「避難準備情報の発令実績はない」という自治体は9割強

- ・ 「実績がある」という回答は7%であった。



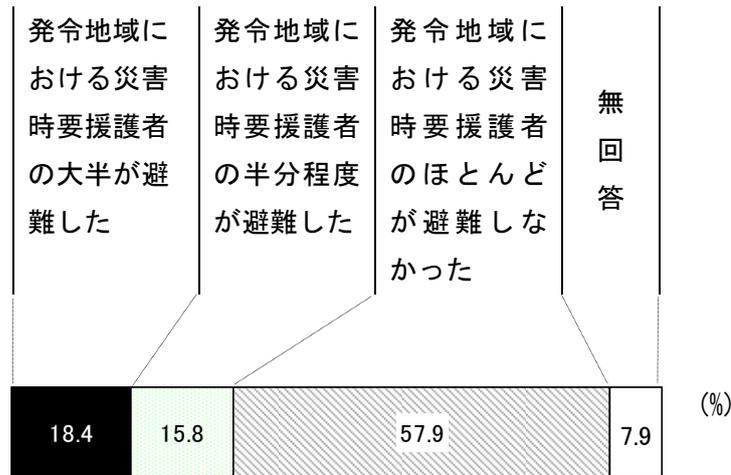
(n=1097)

問 10-1 (問 10 で「ある」と答えた方のみ)

避難準備情報発令時の住民避難の動向は概ねどうでしたか。

○避難準備情報を発令したが、6割弱の自治体では住民が避難せず

- 問 10 で「避難準備情報を発令した」とする自治体に、災害時要援護者の避難行動を尋ねたところ、58%の自治体では避難が確認されなかった。



(n=76)

問 10-2 (問 10-1 で「発令地域における災害時要援護者のほとんどが避難しなかった」と答えた方のみ)「発令地域における災害時要援護者のほとんどが避難しなかった」原因として思いつくものをご記入ください。(自由回答)

- 原因として「住民が自主的に安全と判断した」「準備情報の意味が理解できていないため」という住民判断があげられている一方で、「住民への情報が十分に伝達できなかったため」「住民への支援システムがなかったため」など自治体対応上の課題もあげられた。

自由回答の分類結果を次に示す。(詳細は p86 参照)

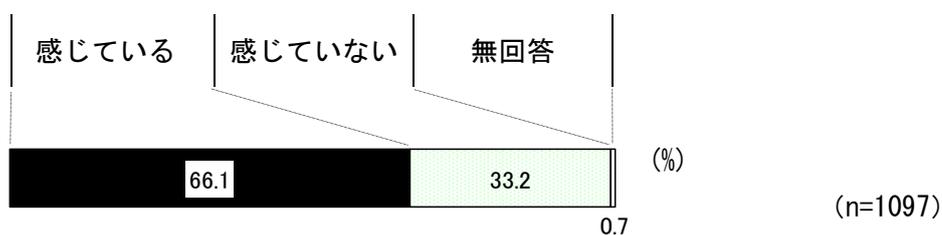
分類	意見数	分類	意見数
過去の経験から住民が自主的に「安全」と判断したため	9	住民への支援システムがなかったため	3
雨量が少なかったため	6	深夜だったため	2
準備情報の意味が理解できていないため	6	住民への情報が十分に伝達できなかったため	2
自宅が安全と判断したため	4	自主防が動かなかったため	1

3. 避難所運営

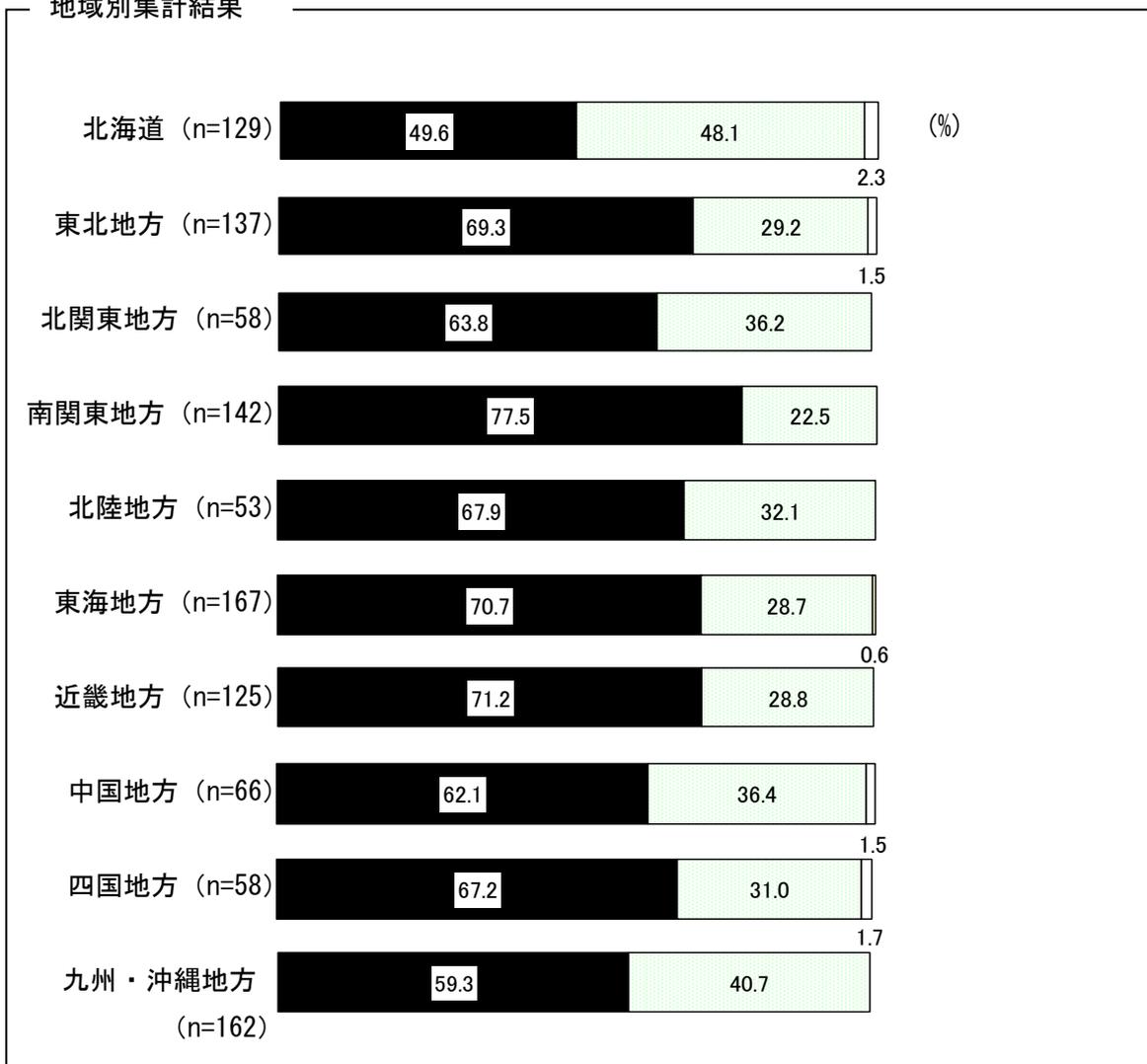
問 11 貴自治体では、避難所施設毎に避難所運営計画を作成する必要性を感じていますか。

○7割弱の自治体が「避難所施設毎の運営計画作成の必要性」を感じている

- ・ 「感じている」と答えた自治体は66%であった。
- ・ 地域別の集計結果では、南関東地方が78%と最も高く、次いで近畿地方・東海地方が71%となっている。一方、北海道では、必要性を感じている自治体は半数未満という結果になった。



地域別集計結果



問 12 問 11 のようにお答えになった理由についてご記入ください。(自由回答)

○「避難所共通の計画で対応する」という自治体が多数

- ・ 問 11 で「必要性を感じていない」と答えた自治体にその理由を尋ねたところ、「避難所共通の計画で対応するため」という理由が大半を占めた。
- ・ また、「人口が少ない」「そもそも災害が少ないため必要性を感じない」という回答も見られた。

自由回答の分類結果を次に示す。(詳細は p87～p106 参照)

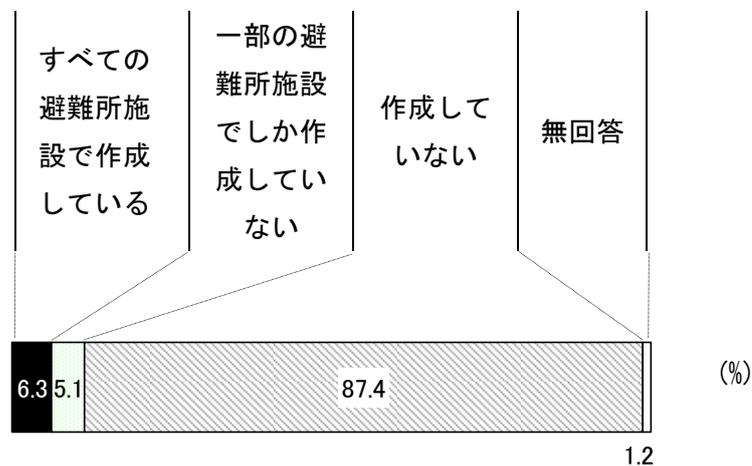
(※問 11 で「感じていない」とした自治体の回答のみ分類)

分類	意見数
避難所共通の計画で対応する	96
必要性を感じないため(人口が少ない、災害が少ないなど)	30
避難所毎の計画がなくても対応できると考えられる	18
住民に任せている	13
作っても役に立ちそうではない	9
まず、防災計画の修正が先決問題	4

問 13 貴自治体では、避難所施設毎に避難所運営計画を作成していますか。

○9割弱の自治体は、避難所施設毎の避難所運営計画を作成していない

- ・ 「すべての避難所で計画を作成している」という自治体は6%であった。



問 13-1 (問 13 で「一部の避難所施設でしか作成していない」「作成していない」と答えた方のみ)
その理由についてご記入ください。(自由回答)

○多くの自治体が「職員の不足」を指摘

- ・ 問 13 で「作成していない」と答えた自治体に、その理由を尋ねたところ、「職員が不足しているため」という回答が最も多かった。問 13 と同じく「避難所共通の計画で対応する」ため施設別の計画は作成していないという回答も多くあげられた。
- ・ また、「作成のノウハウがない」という問題も指摘された。

自由回答の分類結果を次に示す。(詳細は p107～p121 参照)

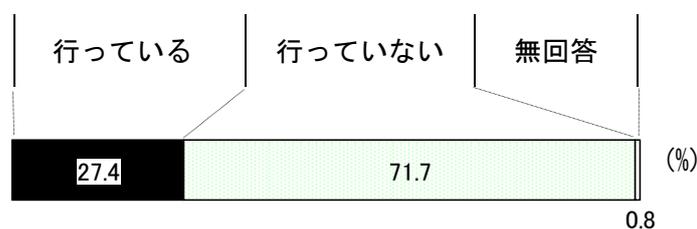
(※問 13 で「作成していない」とした自治体の回答のみ分類)

分類	意見数
職員が不足しているため	110
避難所共通の計画で対応する	105
現在、作成中である	37
作成のノウハウがないため	33
地域防災計画が修正中なため	22
訓練を行っており、対応できる	17

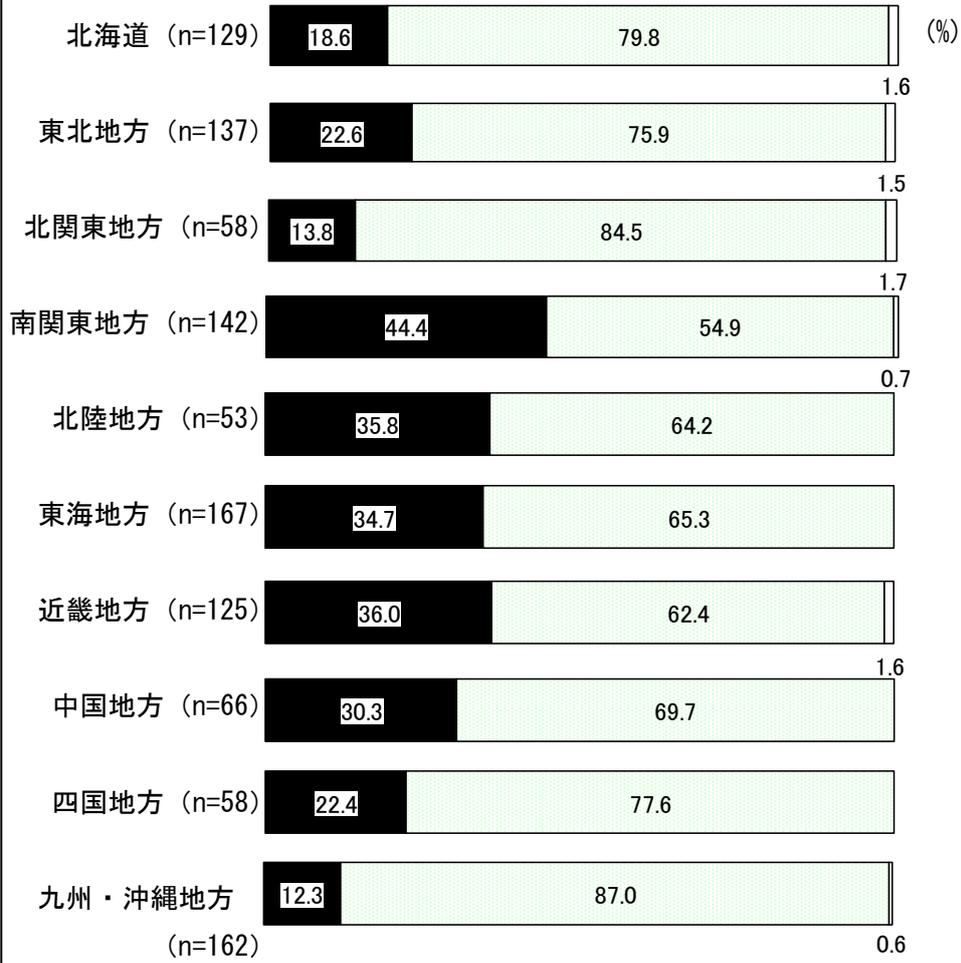
問 14 貴自治体では、自治体職員による避難所開設訓練を行っていますか。

○「避難所の開設訓練」を行っていない自治体は、7割強

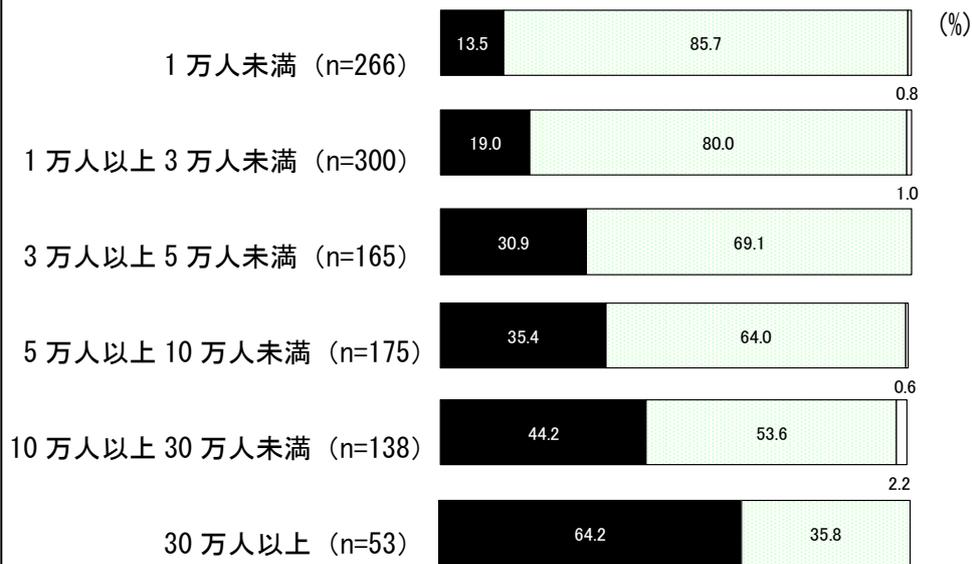
- ・ 自治体職員による開設訓練は 27%の自治体が「実施している」と回答、一方「実施していない」と回答した自治体は72%であった。
- ・ 地域別の集計結果では、地域別に実施率がばらつく結果となった。南関東地方の実施率が44%と最も高く、九州・沖縄地方の実施率は12%にとどまっている。
- ・ 人口別の集計結果では、人口規模が大きくなるにつれて実施率が高くなっている。



地域別集計結果



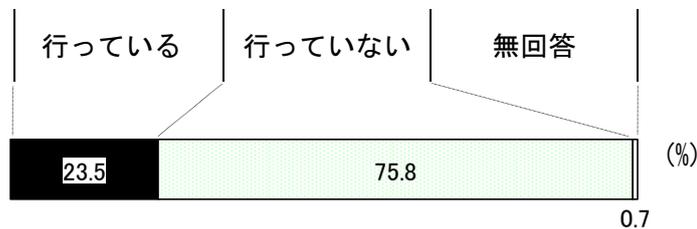
人口別集計結果



問 15 貴自治体では、住民参加型の避難所運営訓練を行っていますか。

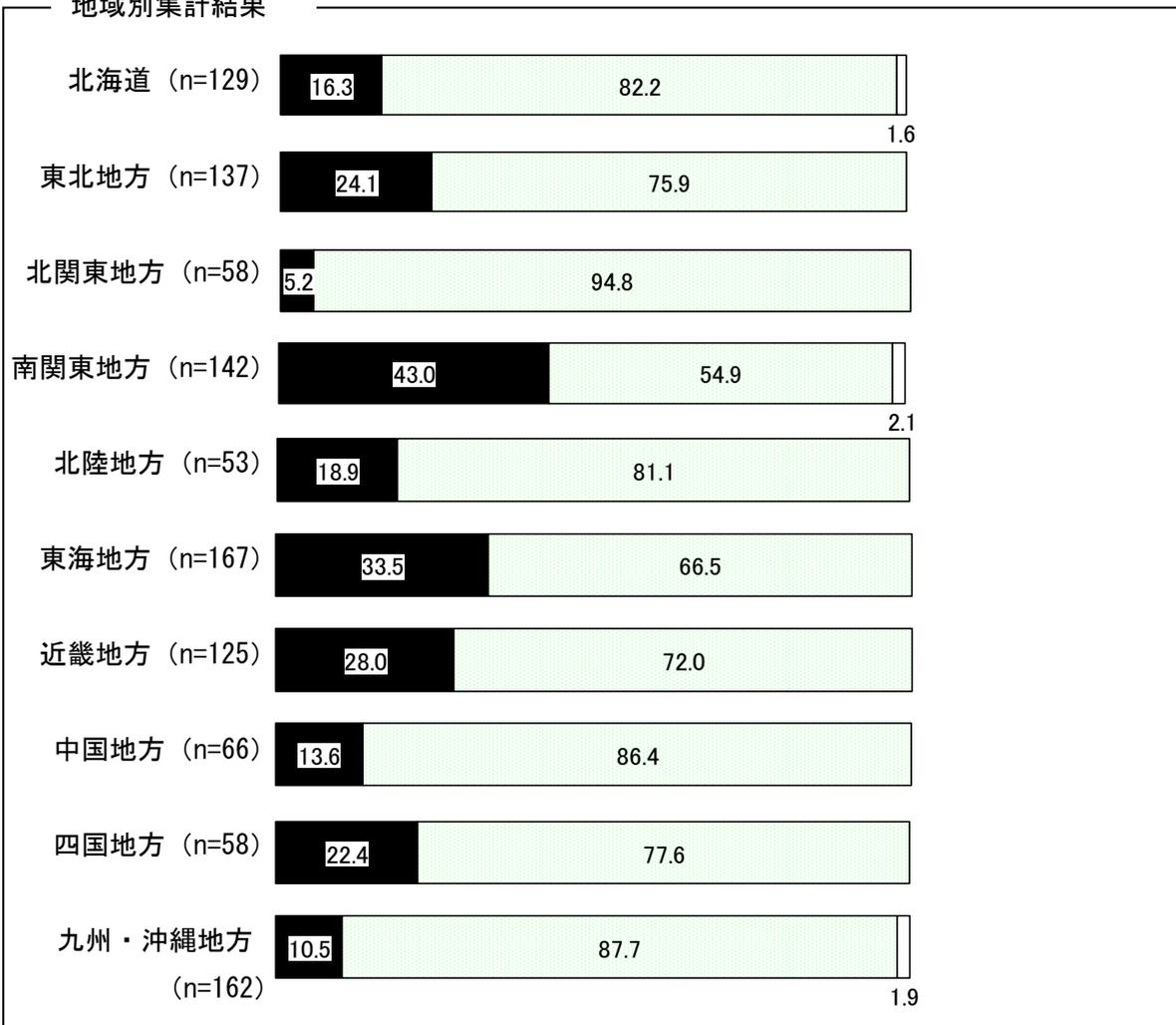
○「住民参加型で避難所運営訓練」を行っている自治体は、2割強

- ・ 「住民参加型で避難所運営訓練」を行っている自治体は24%にとどまった。
- ・ 地域別の集計結果では、地域別の実施率がばらつく結果となった。問 14 と同じく南関東地方の実施率が43%と最も高く、九州・沖縄地方は11%、北関東地方は5%にとどまった。
- ・ 人口別の集計結果では、問 14 と同じく人口規模が大きくなるにつれて実施率が高くなっている。

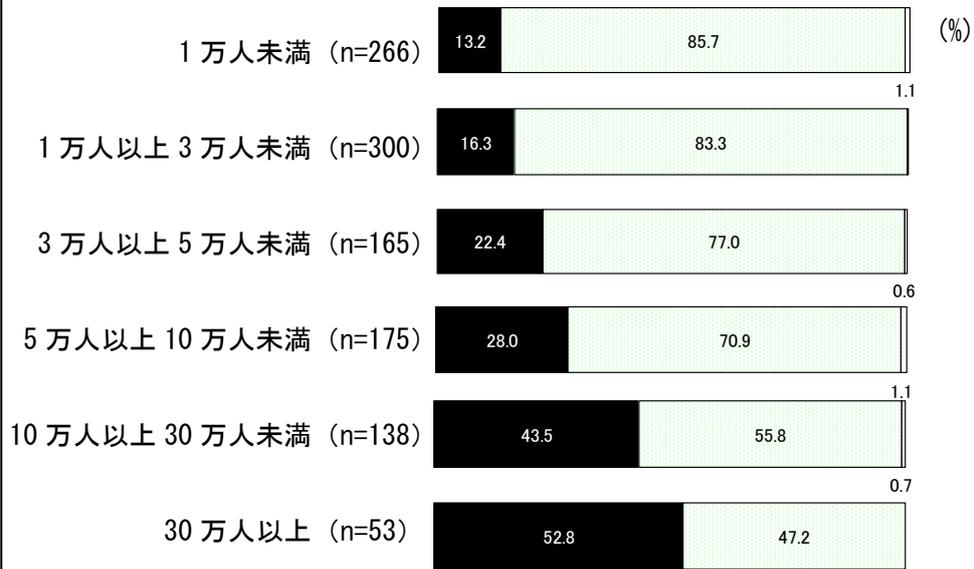


(n=1097)

地域別集計結果



人口別集計結果



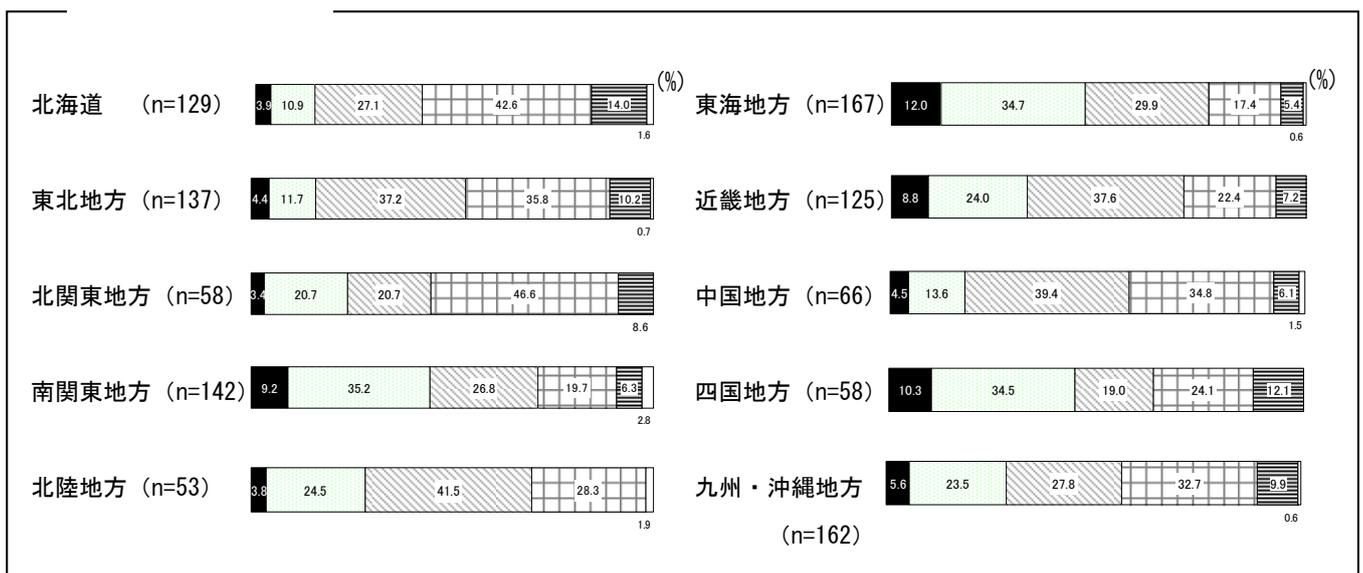
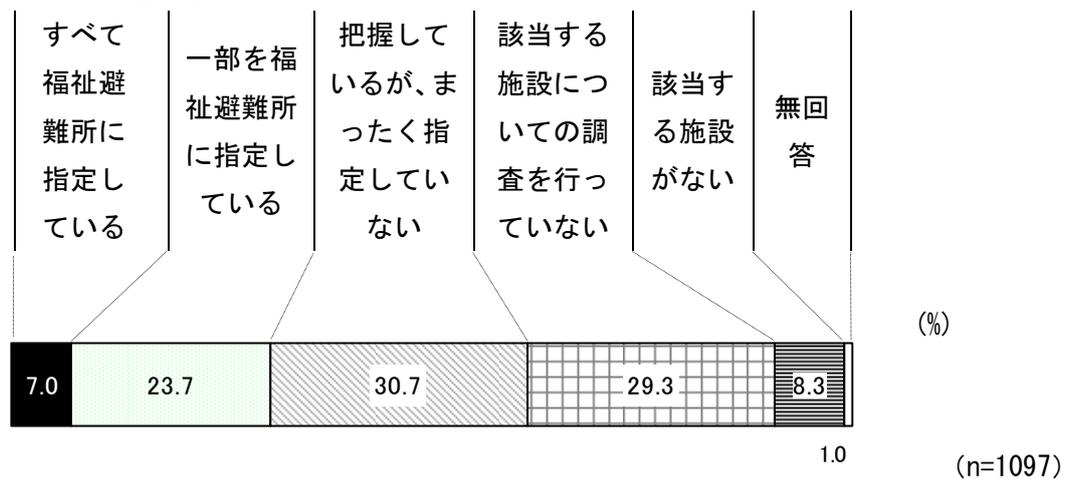
4. 災害時要援護者対策

問 16 貴自治体では、福祉避難所の指定を行っていますか。

○「福祉避難所を指定している」自治体は約3割である

- ・ 「該当する施設、すべてを指定している」は7%、「該当する施設の一部を指定」が24%で、31%の自治体が福祉避難所を指定しているという結果であった。
- ・ また「調査を行っていない」とする自治体が29%あった。
- ・ 地域別の集計結果では、「指定している」とする回答が多かったのは、東海地方（47%）、四国地方（45%）、南関東地方（44%）であった。
- ・ 一方、北海道、東北地方、中国地方は20%未満であった。

福祉避難所として該当する施設を

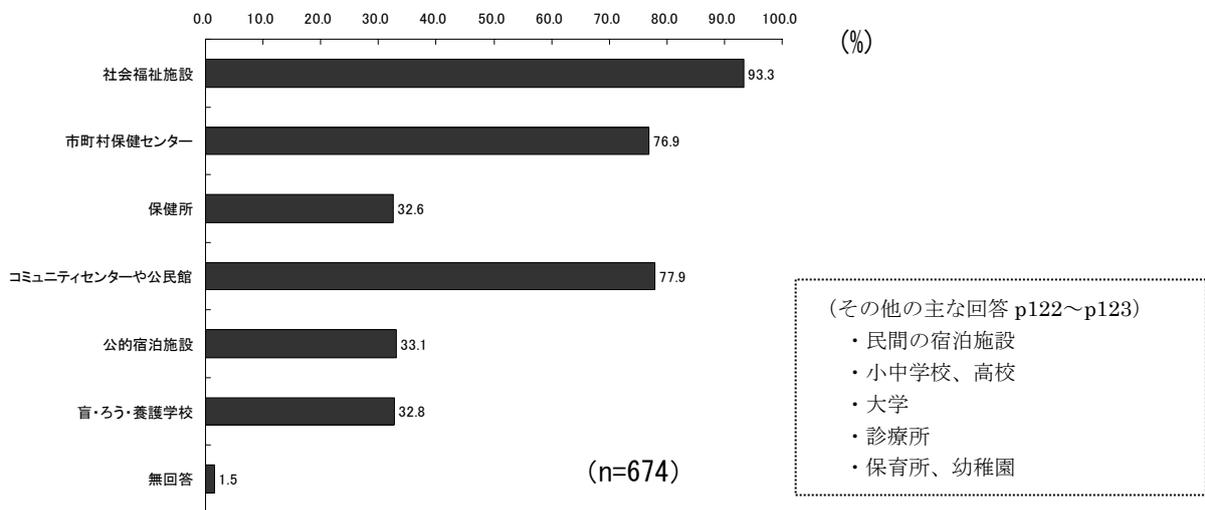


問 16-1 (問 16 で「すべて福祉避難所に指定している」「一部を福祉避難所に指定している」「該当する施設を把握しているが、まったく指定していない」と答えた方のみ)

貴自治体管内に存在する施設の内、どの施設が福祉避難所として該当すると考えていますか。

○ 9 割強の自治体が「社会福祉施設」を福祉避難所と考えている

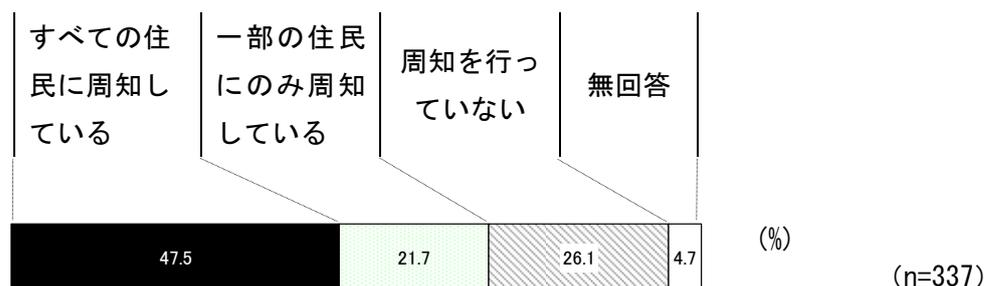
- ・ どのような施設が管内にあるかを聞いたところ、「社会福祉施設」(93%) が最も高く、「コミュニティセンターや公民館」(78%)、「保健センター」(77%) が続いている。
- ・ これらの施設のうち、福祉避難所として該当する施設を尋ねたところ、「社会福祉施設」という回答が最も多く 90% であった。次が「保健センター」の 55% であり、「保健所」が 11% と最も少なかった。



問 16-2 (問 16 で「すべて福祉避難所に指定している」「一部を福祉避難所に指定している」を答えた方のみ)。指定している福祉避難所の、住民への周知状況はいかがですか。

○ 「すべての住民に周知している」自治体が 5 割弱

- ・ 問 16 で「指定している」とした自治体に、住民への周知状況を尋ねたところ、「すべての住民に周知している」が 48% で、「周知していない」とする自治体が 26% あった。



問 17 福祉避難所を指定（促進）するうえでの課題・苦勞したこと（していること）・不明な点などございましたらご記入ください。（自由回答）

○多くの自治体が「指定の基準が不明確」「該当する施設数が不足」と指摘

- ・ 「指定の基準が不明確である」「該当する施設数が不足している」とする意見が多くあげられた。
- ・ また、「災害時の支援要員の確保が不安である」というマンパワー不足についても課題としてあげられている。

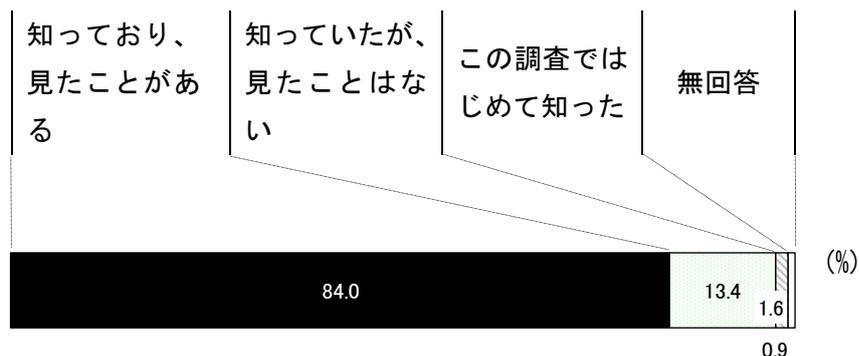
自由回答の分類結果を次に示す。（詳細は資料編 p124～p130 参照）

分類	意見数
指定の基準が不明確である	38
該当する施設数が不足している	35
災害時の支援要員の確保が不安である	23
民間施設との連携が不十分である	18
収容基準や移動方法など支援体制が不十分である	8
要援護者の実態把握ができていない	4
非常電源など設備が不十分である	2

問 18 内閣府（防災担当）は平成 18 年 3 月に「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を取りまとめました。そのガイドラインについて知っていましたか。

○8割強の自治体が「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を見た

- ・ 災害時要援護者の避難支援ガイドラインを「知っており、見たことがある」という自治体は 84%にのぼっている。一方で 2%の自治体が「この調査で初めて知った」と回答している。



(n=1097)

問 19 災害時要援護者対策全般において、進まない対策、困っていること、不明な点などございましたら、ご記入ください。(自由回答)

○多くの自治体が「個人情報保護の関係から対策が進まない」を課題として指摘

- ・ 「個人情報保護」の観点から、要援護者名簿や避難支援プラン作成が進んでいないという指摘が多かった。また、福祉部局との役割分担や情報共有がうまく進捗しておらず、今後の連携を課題とする意見も数多くあった。
- ・ 問 17 にも見られたように、「地域の支援者が不足している」ことも課題としてあげられている。

自由回答の分類結果を次に示す。(詳細は資料編 p131～p144 参照)

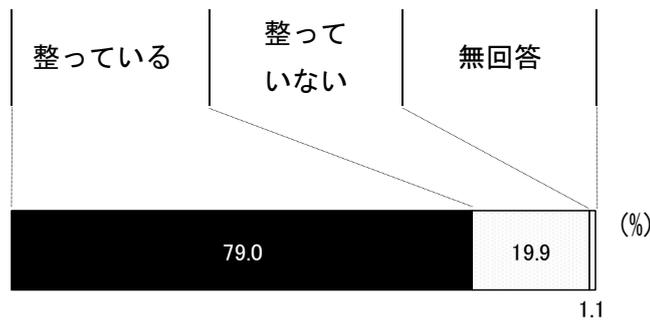
分類	意見数
個人情報保護の関係から対策が進まない(名簿・支援プラン等)	158
福祉部局との連携がうまくいかない	90
地域の支援者が不足している(高齢化・協力者の選出等)	55
要援護者のリストアップが難しい(対象者の絞りこみ・リストの更新等)	48
個別の支援プランの作成が難しい	14
民生委員や自主防災組織との連携がうまくいかない	11
要援護者への情報提供体制が整わない	9
福祉避難所の指定が進まない	4

5. その他の対策

問 20 貴自治体では、災害の兆候や発生などに関し、24 時間住民からの通報を受付ける体制が整っていますか。

○約 8 割の自治体が「24 時間住民からの通報を受付ける体制」ができている

- ・ 24 時間住民からの通報を受付ける体制が「整っている」と答えた自治体は 80%にのぼっている。



(n=1097)

問 21 貴自治体では、平成 11 年から平成 19 年の間に市町村合併を行いましたか。

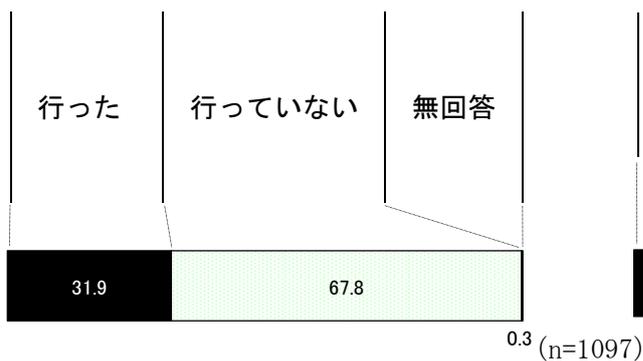
問 21-1 (問 21 で「行った」と答えた方のみ)

貴自治体では、平成 11 年から平成 19 年の間の市町村合併時、新市町村における地域防災計画の作成・修正を行いましたか。

○合併した自治体のほぼ全部が「地域防災計画」を修正している

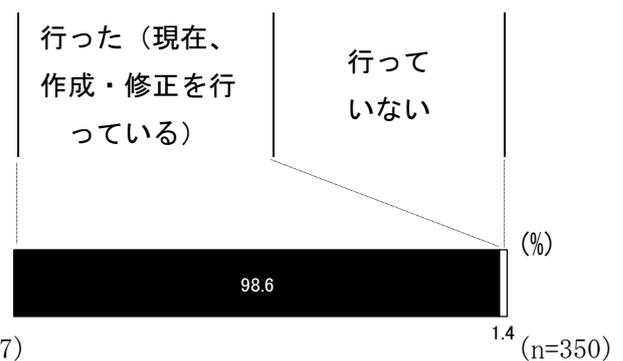
- ・ 平成 11 年から平成 19 年の間に合併を行った 350 の自治体に、合併後に「地域防災計画」を作成・修正を行ったかどうかを尋ねたところ、約 100%の自治体が「実施した」と回答した。

市町村合併



(n=1097)

地域防災計画の作成・修正



(n=350)

問 21-2 (問 21 で「行った」と答えた方のみ)

新市町村における地域防災計画の作成・修正にあたっての、課題・苦勞したこと(していること)・不明な点などございましたら、ご記入ください。(自由回答)

○想定災害される災害が多様化し、各種災害への対応を整理することが難しい

- ・ 合併により、地域が拡大したことで想定災害される災害が多様化し、被害想定や対策の現状把握に苦慮したという意見があげられた。
- ・ また、各対策の実施基準や考え方、組織体制の統一において苦勞したという意見があげられた。

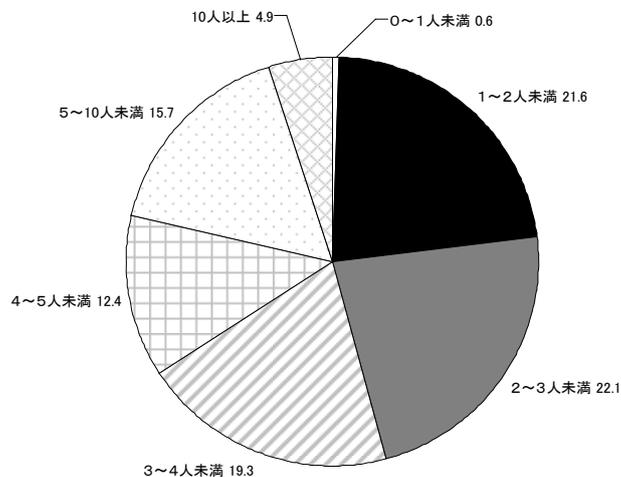
自由回答の分類結果を次に示す。(詳細は資料編 p145～p147 参照)

分類	意見数
地域が拡大したことにより、想定災害される災害が多様化し、各種災害への対応を整理することが難しい(地理的条件の違い)	20
各対策の実施基準や考え方の統一	8
組織体制の見直し(動員計画・所掌事務)	8
合併前の市町村における対策内容の把握	4

問 22 貴自治体の防災担当職員(正規職員)数についてご記入ください

○防災担当の正規の職員数は平均で3.6人

- ・ 最も多いのが「2～3人未満」の22.1%で、次が「1～2人未満」の21.6%であった。



資料 1

1. 地域別集計結果
2. 人口別集計結果
3. 自由回答結果

1. 地域別集計結果

問 3-3 貴自治体で行っている災害対策本部本部室設置・運営訓練のうち、最も規模の大きな訓練の参加者はどこまでですか。(あてはまる番号すべてに○)

	調査数	本庁内の防災担当部署	本庁内の関係部署	支所（出先）の関係部署	外部関係機関	首長	その他	無回答
全体	616	415	492	295	227	378	55	7
	100.0%	67.4%	79.9%	47.9%	36.9%	61.4%	8.9%	1.1%
北海道	45	30	37	21	21	31	5	-
	100.0%	66.7%	82.2%	46.7%	46.7%	68.9%	11.1%	-
東北地方	78	50	62	32	35	46	7	-
	100.0%	64.1%	79.5%	41.0%	44.9%	59.0%	9.0%	-
北関東地方	22	15	19	15	10	14	2	-
	100.0%	68.2%	86.4%	68.2%	45.5%	63.6%	9.1%	-
南関東地方	97	64	82	36	23	61	10	-
	100.0%	66.0%	84.5%	37.1%	23.7%	62.9%	10.3%	-
北陸地方	39	25	27	18	11	22	2	3
	100.0%	64.1%	69.2%	46.2%	28.2%	56.4%	5.1%	7.7%
東海地方	135	90	111	70	56	78	15	2
	100.0%	66.7%	82.2%	51.9%	41.5%	57.8%	11.1%	1.5%
近畿地方	79	49	59	35	23	50	8	-
	100.0%	62.0%	74.7%	44.3%	29.1%	63.3%	10.1%	-
中国地方	36	31	28	22	9	20	3	-
	100.0%	86.1%	77.8%	61.1%	25.0%	55.6%	8.3%	-
四国地方	32	19	22	14	7	11	1	1
	100.0%	59.4%	68.8%	43.8%	21.9%	34.4%	3.1%	3.1%
九州・沖縄地方	53	42	45	32	32	45	2	1
	100.0%	79.2%	84.9%	60.4%	60.4%	84.9%	3.8%	1.9%

問 6 貴自治体では、災害対策本部 本部室の設営場所を事前に定めていますか。

	調査数	定めている	定めていない	無回答
全体	1097	880	215	2
	100.0%	80.2%	19.6%	0.2%
北海道	129	75	53	1
	100.0%	58.1%	41.1%	0.8%
東北地方	137	105	32	-
	100.0%	76.6%	23.4%	-
北関東地方	58	42	16	-
	100.0%	72.4%	27.6%	-
南関東地方	142	132	10	-
	100.0%	93.0%	7.0%	-
北陸地方	53	48	5	-
	100.0%	90.6%	9.4%	-
東海地方	167	148	19	-
	100.0%	88.6%	11.4%	-
近畿地方	125	110	15	-
	100.0%	88.0%	12.0%	-
中国地方	66	55	11	-
	100.0%	83.3%	16.7%	-
四国地方	58	52	6	-
	100.0%	89.7%	10.3%	-
九州・沖縄地方	162	113	48	1
	100.0%	69.8%	29.6%	0.6%

問 8 貴自治体では、避難準備情報の発令基準を定めていますか。

	調査数	め発 てい る基 準を 定	め発 てい ない 準 いを 定	無 回 答
全体	1097	399	694	4
	100.0%	36.4%	63.3%	0.4%
北海道	129	38	90	1
	100.0%	29.5%	69.8%	0.8%
東北地方	137	46	91	-
	100.0%	33.6%	66.4%	-
北関東地方	58	14	44	-
	100.0%	24.1%	75.9%	-
南関東地方	142	51	91	-
	100.0%	35.9%	64.1%	-
北陸地方	53	30	22	1
	100.0%	56.6%	41.5%	1.9%
東海地方	167	53	114	-
	100.0%	31.7%	68.3%	-
近畿地方	125	44	81	-
	100.0%	35.2%	64.8%	-
中国地方	66	22	44	-
	100.0%	33.3%	66.7%	-
四国地方	58	31	26	1
	100.0%	53.4%	44.8%	1.7%
九州・沖縄地方	162	70	91	1
	100.0%	43.2%	56.2%	0.6%

問 8-1 (問 8 で「発令基準を定めている」と答えた方のみ)

貴自治体では、避難準備情報について、どの程度住民に周知していますか。

	調査数	十分周知している	やや周知している	なほ いと んど 周知 してい	なま いた く周 知してい	無 回 答
全体	399	48	175	159	15	2
	100.0%	12.0%	43.9%	39.8%	3.8%	0.5%
北海道	38	5	15	16	2	-
	100.0%	13.2%	39.5%	42.1%	5.3%	-
東北地方	46	6	19	20	1	-
	100.0%	13.0%	41.3%	43.5%	2.2%	-
北関東地方	14	-	4	7	2	1
	100.0%	-	28.6%	50.0%	14.3%	7.1%
南関東地方	51	6	21	21	3	-
	100.0%	11.8%	41.2%	41.2%	5.9%	-
北陸地方	30	6	13	9	2	-
	100.0%	20.0%	43.3%	30.0%	6.7%	-
東海地方	53	3	29	19	2	-
	100.0%	5.7%	54.7%	35.8%	3.8%	-
近畿地方	44	4	14	23	3	-
	100.0%	9.1%	31.8%	52.3%	6.8%	-
中国地方	22	2	14	6	-	-
	100.0%	9.1%	63.6%	27.3%	-	-
四国地方	31	2	16	13	-	-
	100.0%	6.5%	51.6%	41.9%	-	-
九州・沖縄地方	70	14	30	25	-	1
	100.0%	20.0%	42.9%	35.7%	-	1.4%

問 8-2 (問 8-1 で「十分周知している」「やや周知している」と答えた方のみ)

避難準備情報の内容について、住民にどれくらい理解されていると思いますか。

	調査数	十分理解されている	やや理解されている	ほとんど理解されていない	まったく理解されていない	無回答
全体	223	19	129	73	1	1
	100.0%	8.5%	57.8%	32.7%	0.4%	0.4%
北海道	20	4	14	2	-	-
	100.0%	20.0%	70.0%	10.0%	-	-
東北地方	25	4	10	11	-	-
	100.0%	16.0%	40.0%	44.0%	-	-
北関東地方	4	-	2	2	-	-
	100.0%	-	50.0%	50.0%	-	-
南関東地方	27	1	14	11	1	-
	100.0%	3.7%	51.9%	40.7%	3.7%	-
北陸地方	19	2	9	7	-	1
	100.0%	10.5%	47.4%	36.8%	-	5.3%
東海地方	32	-	25	7	-	-
	100.0%	-	78.1%	21.9%	-	-
近畿地方	18	-	11	7	-	-
	100.0%	-	61.1%	38.9%	-	-
中国地方	16	2	7	7	-	-
	100.0%	12.5%	43.8%	43.8%	-	-
四国地方	18	1	11	6	-	-
	100.0%	5.6%	61.1%	33.3%	-	-
九州・沖縄地方	44	5	26	13	-	-
	100.0%	11.4%	59.1%	29.5%	-	-

問 10 貴自治体では、平成 19 年における避難準備情報の発令実績はありますか。

	調査数	ある	ない	無回答
全体	1097	76	1013	8
	100.0%	6.9%	92.3%	0.7%
北海道	129	2	126	1
	100.0%	1.6%	97.7%	0.8%
東北地方	137	7	129	1
	100.0%	5.1%	94.2%	0.7%
北関東地方	58	3	55	-
	100.0%	5.2%	94.8%	-
南関東地方	142	2	138	2
	100.0%	1.4%	97.2%	1.4%
北陸地方	53	1	51	1
	100.0%	1.9%	96.2%	1.9%
東海地方	167	6	160	1
	100.0%	3.6%	95.8%	0.6%
近畿地方	125	4	121	-
	100.0%	3.2%	96.8%	-
中国地方	66	8	57	1
	100.0%	12.1%	86.4%	1.5%
四国地方	58	11	46	1
	100.0%	19.0%	79.3%	1.7%
九州・沖縄地方	162	32	130	-
	100.0%	19.8%	80.2%	-

問 10-1 (問 10 で「ある」と答えた方のみ)

避難準備情報発令時の住民避難の動向は概ねどうでしたか。

	調査数	た 要 発 援 令 護 地 者 域 の に 大 お 半 け が る 災 害 時 時	難 要 発 し 援 令 た 護 地 者 域 の に 半 お 分 け る 程 度 災 が 害 避 時	難 要 発 し 援 令 な 護 地 か 者 域 つ の に た ほ お と け ん る ど 災 が 害 避 時	無 回 答
全体	76	14	12	44	6
	100.0%	18.4%	15.8%	57.9%	7.9%
北海道	2	-	-	1	1
	100.0%	-	-	50.0%	50.0%
東北地方	7	-	2	3	2
	100.0%	-	28.6%	42.9%	28.6%
北関東地方	3	-	1	1	1
	100.0%	-	33.3%	33.3%	33.3%
南関東地方	2	-	-	2	-
	100.0%	-	-	100.0%	-
北陸地方	1	-	-	1	-
	100.0%	-	-	100.0%	-
東海地方	6	3	-	2	1
	100.0%	50.0%	-	33.3%	16.7%
近畿地方	4	-	-	4	-
	100.0%	-	-	100.0%	-
中国地方	8	-	-	7	1
	100.0%	-	-	87.5%	12.5%
四国地方	11	1	3	7	-
	100.0%	9.1%	27.3%	63.6%	-
九州・沖縄地方	32	10	6	16	-
	100.0%	31.3%	18.8%	50.0%	-

問 11 貴自治体では、避難所施設毎に避難所運営計画を作成する必要性を感じていますか。

	調査数	感 じ て い る	感 じ て い な い	無 回 答
全体	1097	725	364	8
	100.0%	66.1%	33.2%	0.7%
北海道	129	64	62	3
	100.0%	49.6%	48.1%	2.3%
東北地方	137	95	40	2
	100.0%	69.3%	29.2%	1.5%
北関東地方	58	37	21	-
	100.0%	63.8%	36.2%	-
南関東地方	142	110	32	-
	100.0%	77.5%	22.5%	-
北陸地方	53	36	17	-
	100.0%	67.9%	32.1%	-
東海地方	167	118	48	1
	100.0%	70.7%	28.7%	0.6%
近畿地方	125	89	36	-
	100.0%	71.2%	28.8%	-
中国地方	66	41	24	1
	100.0%	62.1%	36.4%	1.5%
四国地方	58	39	18	1
	100.0%	67.2%	31.0%	1.7%
九州・沖縄地方	162	96	66	-
	100.0%	59.3%	40.7%	-

問 13 貴自治体では、避難所施設毎に避難所運営計画を作成していますか。

	調査数	作成して いる	一 部 の 避 難 所 施 設 で し て い ない	作成して いない	無 回 答
全体	1097	69	56	959	13
	100.0%	6.3%	5.1%	87.4%	1.2%
北海道	129	3	1	123	2
	100.0%	2.3%	0.8%	95.3%	1.6%
東北地方	137	5	5	126	1
	100.0%	3.6%	3.6%	92.0%	0.7%
北関東地方	58	-	1	55	2
	100.0%	-	1.7%	94.8%	3.4%
南関東地方	142	20	16	106	-
	100.0%	14.1%	11.3%	74.6%	-
北陸地方	53	1	2	50	-
	100.0%	1.9%	3.8%	94.3%	-
東海地方	167	22	13	129	3
	100.0%	13.2%	7.8%	77.2%	1.8%
近畿地方	125	9	2	112	2
	100.0%	7.2%	1.6%	89.6%	1.6%
中国地方	66	1	7	57	1
	100.0%	1.5%	10.6%	86.4%	1.5%
四国地方	58	1	4	53	-
	100.0%	1.7%	6.9%	91.4%	-
九州・沖縄地方	162	7	5	148	2
	100.0%	4.3%	3.1%	91.4%	1.2%

問 14 貴自治体では、自治体職員による避難所開設訓練を行っていますか。

	調査数	行 っ て い る	行 っ て い な い	無 回 答
全体	1097	301	787	9
	100.0%	27.4%	71.7%	0.8%
北海道	129	24	103	2
	100.0%	18.6%	79.8%	1.6%
東北地方	137	31	104	2
	100.0%	22.6%	75.9%	1.5%
北関東地方	58	8	49	1
	100.0%	13.8%	84.5%	1.7%
南関東地方	142	63	78	1
	100.0%	44.4%	54.9%	0.7%
北陸地方	53	19	34	-
	100.0%	35.8%	64.2%	-
東海地方	167	58	109	-
	100.0%	34.7%	65.3%	-
近畿地方	125	45	78	2
	100.0%	36.0%	62.4%	1.6%
中国地方	66	20	46	-
	100.0%	30.3%	69.7%	-
四国地方	58	13	45	-
	100.0%	22.4%	77.6%	-
九州・沖縄地方	162	20	141	1
	100.0%	12.3%	87.0%	0.6%

問 15 貴自治体では、住民参加型の避難所運営訓練を行っていますか。

	調査数	行っている	行っていない	無回答
全体	1097	258	831	8
	100.0%	23.5%	75.8%	0.7%
北海道	129	21	106	2
	100.0%	16.3%	82.2%	1.6%
東北地方	137	33	104	-
	100.0%	24.1%	75.9%	-
北関東地方	58	3	55	-
	100.0%	5.2%	94.8%	-
南関東地方	142	61	78	3
	100.0%	43.0%	54.9%	2.1%
北陸地方	53	10	43	-
	100.0%	18.9%	81.1%	-
東海地方	167	56	111	-
	100.0%	33.5%	66.5%	-
近畿地方	125	35	90	-
	100.0%	28.0%	72.0%	-
中国地方	66	9	57	-
	100.0%	13.6%	86.4%	-
四国地方	58	13	45	-
	100.0%	22.4%	77.6%	-
九州・沖縄地方	162	17	142	3
	100.0%	10.5%	87.7%	1.9%

問 16 貴自治体では、福祉避難所の指定を行っていますか。

	調査数	福祉施設を指定している	福祉施設を指定していない	福祉施設を指定していないが、一部を該当する	福祉施設を指定していないが、把握していない	福祉施設を指定していないが、調査を行う	福祉施設を指定していない	無回答
全体	1097	77	260	337	321	91	11	
	100.0%	7.0%	23.7%	30.7%	29.3%	8.3%	1.0%	
北海道	129	5	14	35	55	18	2	
	100.0%	3.9%	10.9%	27.1%	42.6%	14.0%	1.6%	
東北地方	137	6	16	51	49	14	1	
	100.0%	4.4%	11.7%	37.2%	35.8%	10.2%	0.7%	
北関東地方	58	2	12	12	27	5	-	
	100.0%	3.4%	20.7%	20.7%	46.6%	8.6%	-	
南関東地方	142	13	50	38	28	9	4	
	100.0%	9.2%	35.2%	26.8%	19.7%	6.3%	2.8%	
北陸地方	53	2	13	22	15	-	1	
	100.0%	3.8%	24.5%	41.5%	28.3%	-	1.9%	
東海地方	167	20	58	50	29	9	1	
	100.0%	12.0%	34.7%	29.9%	17.4%	5.4%	0.6%	
近畿地方	125	11	30	47	28	9	-	
	100.0%	8.8%	24.0%	37.6%	22.4%	7.2%	-	
中国地方	66	3	9	26	23	4	1	
	100.0%	4.5%	13.6%	39.4%	34.8%	6.1%	1.5%	
四国地方	58	6	20	11	14	7	-	
	100.0%	10.3%	34.5%	19.0%	24.1%	12.1%	-	
九州・沖縄地方	162	9	38	45	53	16	1	
	100.0%	5.6%	23.5%	27.8%	32.7%	9.9%	0.6%	

問 20 貴自治体では、災害の兆候や発生などに関し、24 時間住民からの通報を受付ける体制が整っていますか。

	調査数	整っている	整っていない	無回答
全体	1097	867	218	12
	100.0%	79.0%	19.9%	1.1%
北海道	129	107	20	2
	100.0%	82.9%	15.5%	1.6%
東北地方	137	99	38	-
	100.0%	72.3%	27.7%	-
北関東地方	58	37	21	-
	100.0%	63.8%	36.2%	-
南関東地方	142	111	30	1
	100.0%	78.2%	21.1%	0.7%
北陸地方	53	45	7	1
	100.0%	84.9%	13.2%	1.9%
東海地方	167	138	29	-
	100.0%	82.6%	17.4%	-
近畿地方	125	97	28	-
	100.0%	77.6%	22.4%	-
中国地方	66	57	7	2
	100.0%	86.4%	10.6%	3.0%
四国地方	58	47	9	2
	100.0%	81.0%	15.5%	3.4%
九州・沖縄地方	162	129	29	4
	100.0%	79.6%	17.9%	2.5%

2. 人口別集計結果

問3 貴自治体では、災害対策本部本部室設置・運営訓練を実施していますか。

	調査数	実施している	実施していない	無回答
全体	1097	616	478	3
	100.0%	56.2%	43.6%	0.3%
1万人未満	266	104	161	1
	100.0%	39.1%	60.5%	0.4%
1万人以上3万人未満	300	162	137	1
	100.0%	54.0%	45.7%	0.3%
3万人以上5万人未満	165	98	67	-
	100.0%	59.4%	40.6%	-
5万人以上10万人未満	175	113	61	1
	100.0%	64.6%	34.9%	0.6%
10万人以上30万人未満	138	91	47	-
	100.0%	65.9%	34.1%	-
30万人以上	53	48	5	-
	100.0%	90.6%	9.4%	-

問3-3 (問3で「実施している」と答えた方のみ)

貴自治体で行っている災害対策本部本部室設置・運営訓練のうち、最も規模の大きな訓練の参加者はどこまでですか。(あてはまる番号すべてに○)

	調査数	本庁内の防災担当部署	本庁内の関係部署	支所(出先)の関係部署	外部関係機関	首長	その他	無回答
全体	616	415	492	295	227	378	55	7
	100.0%	67.4%	79.9%	47.9%	36.9%	61.4%	8.9%	1.1%
1万人未満	266	56	83	36	33	55	10	1
	100.0%	21.1%	31.2%	13.5%	12.4%	20.7%	3.8%	0.4%
1万人以上3万人未満	300	107	124	74	56	89	12	2
	100.0%	35.7%	41.3%	24.7%	18.7%	29.7%	4.0%	0.7%
3万人以上5万人未満	165	67	76	39	37	67	9	1
	100.0%	40.6%	46.1%	23.6%	22.4%	40.6%	5.5%	0.6%
5万人以上10万人未満	175	82	95	72	49	78	9	1
	100.0%	46.9%	54.3%	41.1%	28.0%	44.6%	5.1%	0.6%
10万人以上30万人未満	138	66	74	49	32	59	10	1
	100.0%	47.8%	53.6%	35.5%	23.2%	42.8%	7.2%	0.7%
30万人以上	53	36	40	25	20	30	5	-
	100.0%	67.9%	75.5%	47.2%	37.7%	56.6%	9.4%	-

問6 貴自治体では、災害対策本部 本部室の設営場所を事前に定めていますか。

	調査数	定めている	定めていない	無回答
全体	1097	880	215	2
	100.0%	80.2%	19.6%	0.2%
1万人未満	266	171	95	-
	100.0%	64.3%	35.7%	-
1万人以上3万人未満	300	228	70	2
	100.0%	76.0%	23.3%	0.7%
3万人以上5万人未満	165	142	23	-
	100.0%	86.1%	13.9%	-
5万人以上10万人未満	175	156	19	-
	100.0%	89.1%	10.9%	-
10万人以上30万人未満	138	130	8	-
	100.0%	94.2%	5.8%	-
30万人以上	53	53	-	-
	100.0%	100.0%	-	-

問8 貴自治体では、避難準備情報の発令基準を定めていますか。

	調査数	て発令基準を定め	て発令しない基準を定め	無回答
全体	1097	399	694	4
	100.0%	36.4%	63.3%	0.4%
1万人未満	266	75	189	2
	100.0%	28.2%	71.1%	0.8%
1万人以上3万人未満	300	94	205	1
	100.0%	31.3%	68.3%	0.3%
3万人以上5万人未満	165	69	95	1
	100.0%	41.8%	57.6%	0.6%
5万人以上10万人未満	175	75	100	-
	100.0%	42.9%	57.1%	-
10万人以上30万人未満	138	56	82	-
	100.0%	40.6%	59.4%	-
30万人以上	53	30	23	-
	100.0%	56.6%	43.4%	-

問 8-1 (問 8 で「発令基準を定めている」と答えた方のみ)

貴自治体では、避難準備情報について、どの程度住民に周知していますか。

	調査数	十分周知している	やや周知している	ほとんど周知していない	まったく周知していない	無回答
全体	399	48	175	159	15	2
	100.0%	12.0%	43.9%	39.8%	3.8%	0.5%
1万人未満	75	11	35	28	1	-
	100.0%	14.7%	46.7%	37.3%	1.3%	-
1万人以上3万人未満	94	9	45	34	6	-
	100.0%	9.6%	47.9%	36.2%	6.4%	-
3万人以上5万人未満	69	5	23	39	2	-
	100.0%	7.2%	33.3%	56.5%	2.9%	-
5万人以上10万人未満	75	7	38	26	3	1
	100.0%	9.3%	50.7%	34.7%	4.0%	1.3%
10万人以上30万人未満	56	8	25	19	3	1
	100.0%	14.3%	44.6%	33.9%	5.4%	1.8%
30万人以上	30	8	9	13	-	-
	100.0%	26.7%	30.0%	43.3%	-	-

問 8-2 (問 8-1 で「十分周知している」「やや周知している」と答えた方のみ)

避難準備情報の内容について、住民にどれくらい理解されていると思いますか。

	調査数	十分理解されている	やや理解されている	ほとんど理解されていない	まったく理解されていない	無回答
全体	223	19	129	73	1	1
	100.0%	8.5%	57.8%	32.7%	0.4%	0.4%
1万人未満	46	8	28	9	-	1
	100.0%	17.4%	60.9%	19.6%	-	2.2%
1万人以上3万人未満	54	4	29	21	-	-
	100.0%	7.4%	53.7%	38.9%	-	-
3万人以上5万人未満	28	2	18	8	-	-
	100.0%	7.1%	64.3%	28.6%	-	-
5万人以上10万人未満	45	1	26	17	1	-
	100.0%	2.2%	57.8%	37.8%	2.2%	-
10万人以上30万人未満	33	2	17	14	-	-
	100.0%	6.1%	51.5%	42.4%	-	-
30万人以上	17	2	11	4	-	-
	100.0%	11.8%	64.7%	23.5%	-	-

問 10 貴自治体では、平成 19 年における避難準備情報の発令実績はありますか。

	調査数	ある	ない	無回答
全体	1097	76	1013	8
	100.0%	6.9%	92.3%	0.7%
1万人未満	266	15	247	4
	100.0%	5.6%	92.9%	1.5%
1万人以上3万人未満	300	20	277	3
	100.0%	6.7%	92.3%	1.0%
3万人以上5万人未満	165	10	155	-
	100.0%	6.1%	93.9%	-
5万人以上10万人未満	175	10	164	1
	100.0%	5.7%	93.7%	0.6%
10万人以上30万人未満	138	14	124	-
	100.0%	10.1%	89.9%	-
30万人以上	53	7	46	-
	100.0%	13.2%	86.8%	-

問 10-1 (問 10 で「ある」と答えた方のみ)

避難準備情報発令時の住民避難の動向は概ねどうでしたか。

	調査数	護発令者の地域大半がおける避難した災害時要援	護発令者の地域半分における避難した災害時要援	か護発令者の地域ほとんどおける避難した災害時要援	無回答
全体	76	14	12	44	6
	100.0%	18.4%	15.8%	57.9%	7.9%
1万人未満	15	4	3	6	2
	100.0%	26.7%	20.0%	40.0%	13.3%
1万人以上3万人未満	20	4	7	9	-
	100.0%	20.0%	35.0%	45.0%	-
3万人以上5万人未満	10	2	-	8	-
	100.0%	20.0%	-	80.0%	-
5万人以上10万人未満	10	1	1	7	1
	100.0%	10.0%	10.0%	70.0%	10.0%
10万人以上30万人未満	14	2	1	9	2
	100.0%	14.3%	7.1%	64.3%	14.3%
30万人以上	7	1	-	5	1
	100.0%	14.3%	-	71.4%	14.3%

問 11 貴自治体では、避難所施設毎に避難所運営計画を作成する必要性を感じていますか。

	調査数	感じている	感じていない	無回答
全体	1097	725	364	8
	100.0%	66.1%	33.2%	0.7%
1万人未満	266	144	118	4
	100.0%	54.1%	44.4%	1.5%
1万人以上3万人未満	300	208	89	3
	100.0%	69.3%	29.7%	1.0%
3万人以上5万人未満	165	112	53	-
	100.0%	67.9%	32.1%	-
5万人以上10万人未満	175	128	46	1
	100.0%	73.1%	26.3%	0.6%
10万人以上30万人未満	138	99	39	-
	100.0%	71.7%	28.3%	-
30万人以上	53	34	19	-
	100.0%	64.2%	35.8%	-

問 13 貴自治体では、避難所施設毎に避難所運営計画を作成していますか。

	調査数	成すすべての避難所施設で作	一部作成していない	作成していない	無回答
全体	1097	69	56	959	13
	100.0%	6.30%	5.10%	87.40%	1.20%
1万人未満	266	8	13	240	5
	100.0%	3.0%	4.9%	90.2%	1.9%
1万人以上3万人未満	300	13	11	275	1
	100.0%	4.3%	3.7%	91.7%	0.3%
3万人以上5万人未満	165	12	5	146	2
	100.0%	7.3%	3.0%	88.5%	1.2%
5万人以上10万人未満	175	13	7	154	1
	100.0%	7.4%	4.0%	88.0%	0.6%
10万人以上30万人未満	138	13	12	110	3
	100.0%	9.4%	8.7%	79.7%	2.2%
30万人以上	53	10	8	34	1
	100.0%	18.9%	15.1%	64.2%	1.9%

問 14 貴自治体では、自治体職員による避難所開設訓練を行っていますか。

	調査数	行っている	行っていない	無回答
全体	1097	301	787	9
	100.0%	27.4%	71.7%	0.8%
1万人未満	266	36	228	2
	100.0%	13.5%	85.7%	0.8%
1万人以上3万人未満	300	57	240	3
	100.0%	19.0%	80.0%	1.0%
3万人以上5万人未満	165	51	114	-
	100.0%	30.9%	69.1%	-
5万人以上10万人未満	175	62	112	1
	100.0%	35.4%	64.0%	0.6%
10万人以上30万人未満	138	61	74	3
	100.0%	44.2%	53.6%	2.2%
30万人以上	53	34	19	-
	100.0%	64.2%	35.8%	-

問 15 貴自治体では、住民参加型の避難所運営訓練を行っていますか。

	調査数	行っている	行っていない	無回答
全体	1097	258	831	8
	100.0%	23.5%	75.8%	0.7%
1万人未満	266	35	228	3
	100.0%	13.2%	85.7%	1.1%
1万人以上3万人未満	300	49	250	1
	100.0%	16.3%	83.3%	0.3%
3万人以上5万人未満	165	37	127	1
	100.0%	22.4%	77.0%	0.6%
5万人以上10万人未満	175	49	124	2
	100.0%	28.0%	70.9%	1.1%
10万人以上30万人未満	138	60	77	1
	100.0%	43.5%	55.8%	0.7%
30万人以上	53	28	25	-
	100.0%	52.8%	47.2%	-

問 16 貴自治体では、福祉避難所の指定を行っていますか。

	調査数	いを福 をす社 べて避 て難 福所 社所 避として 難所 に該 指当 定する し施 設	の福 う社 ち避 一難 部所 をとして 福該 社当 避難 所所 に指 定	いを福 を把社 握避 して難 いる所 がとして 指該 定当 してする いな施 設	い福 て社 の避 調難 査所 をに 行該 つ当 てする いな施 設	が福 ない社 避 難 所 と して 該 当 す る 施 設	無 回 答
全体	1097	77	260	337	321	91	11
	100.0%	7.0%	23.7%	30.7%	29.3%	8.3%	1.0%
1万人未満	266	31	36	80	73	39	7
	100.0%	11.7%	13.5%	30.1%	27.4%	14.7%	2.6%
1万人以上3万人未満	300	16	71	90	93	30	-
	100.0%	5.3%	23.7%	30.0%	31.0%	10.0%	-
3万人以上5万人未満	165	6	37	57	53	12	-
	100.0%	3.6%	22.4%	34.5%	32.1%	7.3%	-
5万人以上10万人未満	175	9	47	56	57	5	1
	100.0%	5.1%	26.9%	32.0%	32.6%	2.9%	0.6%
10万人以上30万人未満	138	11	49	37	34	5	2
	100.0%	8.0%	35.5%	26.8%	24.6%	3.6%	1.4%
30万人以上	53	4	20	17	11	-	1
	100.0%	7.5%	37.7%	32.1%	20.8%	-	1.9%

問 20 貴自治体では、災害の兆候や発生などに関し、24 時間住民からの通報を受付ける体制が整っていますか。

	調査数	整 つ て い る	整 つ て い な い	無 回 答
全体	1097	867	218	12
	100.0%	79.0%	19.9%	1.1%
1万人未満	266	207	56	3
	100.0%	77.8%	21.1%	1.1%
1万人以上3万人未満	300	236	62	2
	100.0%	78.7%	20.7%	0.7%
3万人以上5万人未満	165	127	35	3
	100.0%	77.0%	21.2%	1.8%
5万人以上10万人未満	175	135	40	-
	100.0%	77.1%	22.9%	-
10万人以上30万人未満	138	116	20	2
	100.0%	84.1%	14.5%	1.4%
30万人以上	53	46	5	2
	100.0%	86.8%	9.4%	3.8%

3. 自由回答結果

『平成 19 年に災害対策本部を設置した災害』（問 1-1 その他）

番号	回答
1	大雨・洪水警報等発表時。
2	6/9、7/4、7/12、7/14（台風 4 号）、8/23、8/31、9/9、9/16→大雨・洪水警報
3	台風 4 号（7 月 14 日）
4	三重県中部を震源とする地震（4 月 15 日）。台風第 4 号による大雨（7 月 16 日）。
5	台風第 4 号による大雨・暴風（7 月 13 日～）
6	台風 4 号による大雨・暴風（7 月 13 日～）
7	7 月 14 日～台風 4 号。9 月 11 日～大雨。
8	7 月 14・15 日台風 4 号。
9	大雨 6/9、6/10、7/12、台風 7/14。
10	大雨洪水警報 6/9、6/10、7/12、7/30、8/22、8/23、8/31、9/12。台風 4 号 7/14。
11	台風 4 号による大雨（7 月 14 日～15 日）
12	台風 4 号 19 年 7 月 14 日～15 日。5 号 19 年 8 月 3 日。
13	台風 4 号（7 月 14 日）。
14	台風 4 号（7/12～14）。
15	原野火災時（阿蘇山）。
16	台風 4 号（7/14～）
17	大雨（7/17） 台風 4 号（7/15）
18	台風 4 号（7/14～）
19	台風第 4 号 7 月 12 日。
20	台風 4 号 7/12 16：00 設置。
21	台風第 4 号による大雨・暴風（H19.7.13）
22	6/9～10 大雨洪水警報。7/12 大雨洪水警報。7/14 台風 4 号。7/30 大雨洪水警報。8/22～23 大雨洪水警報。8/31 大雨洪水警報。9/12 大雨洪水警報。
23	台風 11 号及び前線による大雨（9/17～18）
24	台風 4 号（7/13～）。大雨（7/20、8/5）。
25	平成 19 年 7～8 月豪雨。
26	7/14 台風 4 号。
27	H19.7.14 台風 4 号。
28	7/14～台風 4 号。
29	台風第 4 号による大雨・暴風[7 月 13 日]
30	7 月 14 日～台風 4 号。
31	台風第 4 号による大雨・暴風[7 月 14 日]
32	7/15～台風 4 号接近に伴う集中豪雨。
33	台風第 4 号による大雨・暴風[7 月 14 日～]
34	7/14 台風 4 号。
35	平戸大橋にクレーン船が衝突した事故（平成 19 年 7 月 19 日）。
36	台風 4 号 7 月 13 日～。
37	台風 4 号による大雨・暴風（7/14～）
38	台風 4 号による大雨・暴風（7 月 13 日）。
39	台風 4 号による大雨・暴風（7 月 14 日）。
40	台風 4 号による大雨・暴風（7 月 14 日）。
41	H19/7/13～台風 4 号。
42	大雨（6/9・7/4・7/12・7/14・8/31・9/9・9/16）
43	7/14 台風 4 号。
44	台風 4 号による大雨（7 月 13 日）
45	大雨洪水警報等。

番号	回答
46	前線停滞による大雨（9月17日～）
47	台風4号（H19/7/13）
48	7月14・15、台風4号及び梅雨前線による大雨等。
49	7/6大雨被害。
50	8/31、9/16大雨洪水警報発令、7/14波浪・大雨洪水警報。
51	7月17日集中豪雨。
52	台風4号による大雨・暴「7月14日」
53	9月17日大雨・洪水暴風波浪警報発令に伴う災害。
54	台風4号、平成19年7月13日午後4時設置～7月14日午後5時解散。
55	台風4号7月13日～15日。14日対策本部設置。
56	H19/7/6～7/7集中豪、,H19/7/13～14台風4号。
57	台風（7月14日）
58	後地山林火災（H19/9/6～9/7）
59	7月6日～7日、大雨。
60	南美唄山岳部火災（平成19年4月30日）
61	平成19年9月17日から18日にかけての大雨災害。
62	大雨・洪水警報発令時は、災害対策本部を設置する。
63	台風4号、7月14日
64	7月11日大雨、7月14日台風4号。
65	台風4号、7/14～15
66	2007/7/14、台風4号。
67	警報発令時。
68	台風11号(9月14日)
69	台風4号7月14日～
70	平成19年7月12日、大雨洪水警報発表に伴うもの。平成19年10月26日、大雨洪水警報発表に伴うもの。
71	暴風警報(5月10日)、大雨洪水警報(6月10日)、台風4号(7月14日)、大雨洪水警報(7月30日)
72	台風4号による大雨・暴風（7/13～）、大雨（7/4～）、（7/6～）、（7/1～1）、（10/9～）
73	8月30日からの大雨災害(8月30日～)
74	7月6日大雨による災害時。
75	台風4号 7月14日
76	台風11号及び前線による大雨。平成19年9月17日。
77	台風4号 大雨。(7月14日～)
78	台風第4号（平成19年7月13日）
79	台風4号、10号。
80	林野火災 5月15日～
81	平成19年7月13日 台風第4号。
82	台風4号による大雨。(7月14日)
83	9月17日～9月19日 秋雨前線による大雨。
84	2月14日 暴風警報、7月14日～15日 台風4号、8月16日～17日 南米西部を震源とする地震による津波注意報、8月23日 大雨洪水警報、8月29日 大雨洪水警報、9月1日 大雨洪水警報、9月2日 大雨洪水警報、9月3日 大雨洪水警報、9月10日 大雨洪水警報、9月12日 大雨洪水警報、10月19日 大雨洪水警報。
85	台風4号による大雨・暴風。(7月15日～)
86	平成19年7月14日から15日にかけての東海地方での大雨。
87	大雨による災害（7月14日）
88	台風4号。
89	6月27日、7月3日 豪雨災害。
90	平成19年については設置していない。
91	平成19年7月2日大雨、平成19年7月6日河川水位上昇、平成19年7月13日台風第4号、平成19年7月20日大雨、
92	台風4号（平成19年7月13日～19年7月15日）
93	平成19年12月15日 ゴンドラ脱索事故救助支援対策本部。※災害ではなく、事故に伴う対策本部です。

番号	回答
94	平成19年7月15日 台風4号。
95	台風4号(7月14日～7月15日)
96	台風4号(7月14日)、大雨(7月20日)
97	平成19年7月15日 大雨・暴風。
98	平成19年9月17日 大雨洪水警報発令に伴う災害。
99	台風第4号(7月14日)
100	台風4号による大雨・暴風。(平成19年7月14日)
101	台風第4号による大雨・暴風(7月14日～)
102	7月14日台風4号に伴う大雨・洪水。
103	平成19年7月14日～15日 台風第4号。
104	秋雨前線による大雨。(9月17日～9月18日)
105	7月14日土曜日、台風4号。
106	大雨災害(7月28日)
107	台風4号による大雨・暴風(7月13日～15日)
108	山岳遭難事故に係る対策本部。8月30日～
109	台風4号による大雨・暴風(7月13日～)
110	台風第4号による大雨・暴風(7月14日～)
111	台風4号による大雨(7月14日)
112	平成19年10月1日、神奈川県西部を震源とする地震。
113	台風4号。
114	台風4号に伴う大雨。19年7月14日、15日。
115	台風4号による大雨・暴風。(7月13日～)
116	大雨。9月17日～18日。
117	台風4号。(7月13日～)
118	平成19年8月28日の大雨。
119	鋸南町油漂着事故災害対策本部H18. 4/13 洲崎沖海難事故
120	平成19年11月12日発生の大雨災害
121	台風4号7月12日～14日。大雨8月11日～12日
122	台風4号7月13日～
123	台風4号7月14日～
124	台風第4号による大雨暴風(7月13日～)
125	平成19年8月2日台風5号
126	平成19年7月14日台風4号
127	①6/8～6/9②7/4～7/5③7/12④7/14～7/15⑤8/23⑥8/31⑦9/16 上記について④は台風第4号接近に伴う大雨暴風、その他は大雨、洪水警報発令に伴う本部設置。
128	暴風警報、大雨、洪水警報発表時、8/23、9/2、9/13、9/14、9/15、9/27、10/19。三重県中部地震4/15
129	台風第4号7月15日
130	低気圧に伴う大雨災害(9月16日～)
131	台風4号による大雨(7/15～7/17)
132	大雨洪水警報による設置。6月9日、7月4日、7月14日～15日(台風4号)、8月23日、9月9日、9月16日
133	台風第4号による大雨・暴風
134	台風第4号による大雨・暴風(7月13日～7月15日)
135	台風第4号による大雨・洪水
136	台風4号による大雨・洪水(7月15日～)
137	H19. 4. 15 三重県中部を震源とする地震
138	台風4号(7/14)、大雨洪水警報
139	8月30日からの大雨災害
140	平成19年台風第4号(7月14日)
141	平成19年5月10日 暴風警報、6月10日 大雨洪水警報、7月14日 台風4号、7月29日 大雨洪水警報、9月11日 大雨洪水警報、10月6日 大雨洪水警報。
142	大風4号による大雨・暴風〔7月14日～〕。

番号	回答
143	台風4号・梅雨前線による大雨〔7月14日〕。
144	7月30日 がけ崩れ。
145	1月13日 北西太平洋の震源による地震。
146	大雨・洪水警報発令時。7月14日、8月23日、9月1日、9月2日、9月10日、9月3日、9月12日、9月19日。
147	台風第4号による大雨・暴風、7/12～。
148	7月14日（台風4号）。
149	大雨・洪水警報発令時全て。
150	台風4号〔7月15日～〕。
151	台風4号による大雨・暴風〔7月13日～〕。
152	台風4号による大雨・暴風（7月13日～）。
153	H19. 8/20～22 発生、集中豪雨災害。
154	7月14日 台風4号、7月6日 梅雨前線豪雨、7月2日 梅雨前線豪雨。
155	台風第4号 7月15日。
156	台風4号による大雨・暴風〔7月13日～〕。
157	平成19年8月4日 記録的短時間大雨。
158	台風4号による大雨洪水警報（7月14日）、大雨洪水警報（9月16日）。
159	大雨洪水警報（6/9、8/4、8/23、8/29、9/9、10/2）、台風4号（7/14～15）。
160	台風第4号（7月13日～）。
161	大雨暴風警報等にともない、10回設置。
162	台風第4号 平成19年7月14～15日。
163	台風4号による大雨、暴風（7月15日）。
164	・三重県中部を震源とする地震（4月15日）。・津市中村町内山腹亀裂（5月1日）。・大雨洪水警報（6月8日、6月9日、7月16～17日、8月4日、8月5日、8月6日、8月14日）。台風4号による大雨・暴風（7月14～15日）。
165	・台風第4号による大雨、暴風〔7月13日～〕（本部室は設置してない）。・軽飛行機墜落事故〔11月15日～〕（本部室は設置してない）。
166	台風4号による大雨、暴風（7月13日）。
167	2月14日発生、袋井市内における突風災害。設備期間2/14～2/23
168	台風4号による大雨 7月15日。
169	7/14（台風4号）、8/2（台風5号）、9/2、9/13、9/15（大雨、洪水警報）。
170	平成19年7月6日（集中豪雨）
171	台風4号 7/15
172	大雨洪水警報発令に伴う災害 9月17日～18
173	10月1日神奈川西部震源地震。
174	台風4、5号による大雨、暴風。
175	H19. 7. 14 台風4号による。H19. 7. 16 大雨洪水警報による。
176	町内合板工場火災。
177	国有林野火災（7月19日）。
178	台風4号〔7月14日〕
179	7. 14 台風4号による大雨・暴風。
180	台風4号 7/13
181	6/8・9 7/14・15 7/17 8/16 8/23 8/29 →大雨・洪水警報発令時、設置（注意報で防災担当職員及び災対職員待機）。
182	台風第4号による暴風、高潮（7月14日～）。
183	台風第4号による大雨、暴風〔7月15日〕。
184	秋雨前線豪雨災害（8月28日発生）。
185	・台風4号による大雨、豪風〔7月13日～〕 ・大雨洪水警報〔7月2日～、7月4日～、7月6日～〕
186	台風4号
187	台風第4号への対応のため〔7月14日～15日〕
188	平成19年9月21日局地的豪雨被害

番号	回答
189	台風第4号による大雨・暴風〔7月13～15日〕
190	台風4号による大雨、暴風〔7月13日～〕
191	平成19年7月14～15日台風4号
192	台風4号 7月14日
193	台風4号 7月14日
194	台風4号による大雨、暴風〔7月14日～〕
195	地震（H19.7.1）・大雨洪水警報（H19.7.22）地震（H19.10.9）暴風波浪警報（H19.12.29）
196	集中豪雨災害（8月21、22日）
197	台風4号（7月14日）
198	台風4号による大雨・暴風（7月13日）
199	台風4号
200	6月27日大雨、7月3日～4日大雨、7月11日大雨、7月13日～14日台風4号
201	三重県中部を震源とする地震（4月15日～）大雨洪水警報発令による（6月8日、6月9日、8月4日、8月23日、8月29日、9月9日、10月2日）台風4号による大雨・暴風（7月13日～）
202	平成19年8月11日大雨による災害（8月11日）
203	台風4号による大雨・暴風（7月14日～15日）
204	5月10日暴風警報時、6月10日大雨洪水警報時、7月14日～15日台風4号時、7月30日大雨洪水警報時、9月12日大雨洪水警報時、10月6日大雨洪水警報時
205	台風第4号による大雨・暴風（7月15日）
206	台風4号（7月14日～）
207	秋雨前線に伴う大雨（9月17日～）
208	台風第4号による大雨・暴風（7月14日～）
209	平成19年7月14日台風第4号
210	台風4号
211	局地的集中豪雨（6月9日）
212	7月14日～15日の台風4号接近に伴う対応として設置した。
213	平成19年7月14日台風第4号
214	H19・7・14台風4号
215	台風4号による大雨、暴風（7月14日）
216	台風4号〔7月14日～15日〕三重県中部を震源とする地震〔4月15日〕ほか
217	台風4号による大雨、暴風〔7月14日～〕
218	台風4号による大雨、暴風〔7月13日～〕
219	大雨、洪水警報発表時13回。水防警報発表時8回。その他2回。
220	9月16日から18日未明にかけての豪雨災害。

『災害対策本部の設置にあたっての課題・障害』 (問2 自由回答)

番号	回答
1	災害対策本部設置マニュアルがないため、PC・FAX・電話等実際に必要な設備・備品等について検討したことがない。また、災害対策本部員が、日頃から事務分業について打ち合わせ等を行っておらず、本部自体が機能するか問題。
2	災対本部設置場所と本部事務局の事務所が、別の場所(1km)にあるため、有事の移動が難しい。
3	建物の耐震性能。備え付け備品等の不足。
4	設置の時期・条件等の準備の周知が不十分。職員の意識の欠如。
5	通常業務との兼ね合いが難しい。業務のことも考えると、本部設置時期の判断をどうするかが課題。
6	大きな災害がないため、色々な意味での経験不足が課題といえます。
7	大規模災害の経験がなく、適正な本部運営ができるか心配である。
8	配備体制の変更について、いつ配備体制を強化すべきなのか、判断に迷うことがある。
9	参集要員の参集方法。
10	現在の役場が耐震化されていないため、大地震に混乱する可能性がある。
11	(障害) 設置場所内の机が床に固定されているため、レイアウトに柔軟性がない。
12	実際に設置を経験したことがないため、多くの問題があると思われる。今後、訓練して課題の発見と解決を行う。
13	現在では、会議室に本部を設置することとしており、臨時電話の設置・パソコンの配置などに、時間を要する。
14	防災無線が整備されていない。
15	本部員(担当以外)の知識不足。
16	設置判断。
17	平常時からの防災に対する職員の意識付け。
18	庁舎の耐震が不十分(今後実施予定あり)。
19	設置・運営マニュアルの未作成。担当が変わると、設置等が円滑に進まない。
20	設置に関するノウハウが蓄積されていないため、初動段階での混乱が予想される。
21	これまで災害対策本部の設置については、平成17年3月20日発生 of 福岡西方沖地震時だけで、それ以降についてはない。このため、有事における対応について、機能するか不安である。
22	休日の参集体制の整備(携帯電話での一斉通報システムの導入)。
23	様々な情報があり、設置時期(基準等は地域防災計画有り)について戸惑いがある。
24	町外居住者が多いので、夜間や休日等に災害が発生した際、どれだけの人数が集まれるか実際のところわからない。
25	平成5年に設置したのが最後であるため、今後設置が円滑に行えるか不安が残る。
26	職員への連絡。
27	庁舎が手狭で、災害対策本部を設置するスペースの確保が難しい。
28	本部室に適切な場所がない。
29	本部設置マニュアルの理解や対象となっていない災害時の設置・対応に課題がある。
30	本部を設置するための設備が整っていない。
31	いかに早く市内の状況を把握し、本部設置の是非を判断するか。
32	未設置のため、迅速に対応できるかどうか。
33	災害対策本部を設置するということは、それなりの被害が出ていると思料する。参集訓練を行っていないため、実際の災害発生後、災害対策本部を設置するに当たり、何割が参集できるか懸念される。
34	本部要員の参集・連絡手段。
35	本部事務局の場所が狭く、本部とも別の部屋となっており、課題となっている。
36	過去の災害の経験から早めの対応が取られているが、会議の補佐などをできる職員が少なく、対応に手をとられること。
37	歴史的に大きな災害に見舞われていないので、現実感がない。職員の中でも災害は対岸の火事といった認識であり、意識改革が必要。
38	設置の経験がないので、地域防災計画に定めてはいるものの、設置の判断と運営に不安がある。
39	設置後の本部運営。本部室の設備の整備。
40	地震発生時に職員が被災した場合、参集できるかどうか。町外に居住している職員が参集できるか。
41	風災害時の災対本部設定の判断。
42	本部設置施設が、通常勤務場所と異なる。激甚災害時の参集について訓練だけでは不安が残る。

番号	回答
43	設置に対する数値による基準はないため、その判断について慎重にならざるを得ない状況にある。
44	本部開設基準（一部の所管課で対応可能か、全体を参集かの判断）。本部開設では、地域防災計画上は全庁的な体制をいうが、一部の部署で対応をした場合本部開設に当たるのか？
45	防災担当者が実質3名しかいないため、大災害発生時の対応に苦慮する可能性が大である。
46	開庁時の災害で参集できるか。
47	庁舎内に本部を設置できる適当な場所がない。（通信機器、事務機器が常設されている大きな部屋がない。現在、本庁では対策本部の設置場所を役場ロビーと想定している。）
48	災害対策本部の設置実績がないため、判断に戸惑う。
49	どの程度の被害で、災対本部を設置するのかの明確な基準が定まっていない。
50	情報の共有化が図れない。
51	訓練を行っていないので、本番でスムーズに行えるかが課題。
52	警報と現地での状況が相違がある場合がある。
53	平成18年3月に合併して、分庁方式をとっているため出動態勢に多少の不安がある。
54	庁舎老朽化のため、地震等の災害時屋外へ設置しなければならない可能性が高い。
55	防災担当者うち、経験のある職員が少ないため不安がある。
56	長年、災害対策本部を設置するほどの災害が発生していないため、本部設置のイメージがなく、いざという時にスムーズに設置できるのが課題。
57	土日祝日、年末年始の勤務時間外の迅速な参集問題。
58	本部を設置しても、会議室で一時的な打ち合わせ等を行うことができても、常時関係者が集まれるような対策室がない。
59	設置場所（役場本庁）への不安→耐震化等。
60	本部の下に二つの支部を設置しており、通常勤務地とで移動が生じる。
61	夜間より、土日祝祭日の方が集まりが悪かったり、遅かったりする。（町外等へ出かけている職員が多いため）
62	台風や災害の延長上にはおさまらない、大規模災害が発生した場合、全庁で連携を維持できるかどうか。
63	設置場所が難しい。
64	庁舎の耐震性。
65	職員・関係者など、参集に係る施設内の駐車場が手狭である。
66	早期に本部を設置したい状況であるにもかかわらず、上層部に意識が薄い者がいると、本部設置が後手に回ってしまうことがある。
67	山間地域であるので、夕方等参集については状況を見て連絡する。
68	設置の判断基準。
69	災害対策本部の設置については、本庁以外に五つの総合支所においても、地域防災対策本部をそれぞれ独自で設置する方式をとっている。このため、本庁の災害対策本部と各地域災害対策本部の連携がスムーズに行えるかが課題。
70	地震災害の場合は、庁舎耐震の関係から別の公共施設に本部を設置することとしており、即時対応という面では遅れる。
71	災対本部（庁舎）の浸水対策。
72	このところ、災害対策本部を設置するような災害が発生していないので、経験者が少なく、いざ災害が起こったとき、参集した職員でスムーズに設置できるかが課題。
73	特異な災害事象（ゲリラ豪雨等）に対する時間的制約。
74	災害対策本部を立ち上げたが、居室がなく一般業務と交差し、支障をきたす。本部直通の電話・FAXがない。
75	本部のレイアウトが未策定。
76	水害時に町の全域が水没してしまう恐れがある。本部となる庁舎（二階建）は、二階まで浸水する可能性があり、町内に設置できなくなる。
77	設置について明確な基準がない。
78	設置基準があいまい。
79	対策本部の設置の際の、執務スペースがない。
80	外局の本部員は参集が難しく、また参集すれば指揮に影響する。
81	地震は台風のように予測できないので不安がある。
82	現在のところ特にないが、大規模災害の経験もない職員であるので、対応に対し不安は大きい。
83	町村合併後は、分庁方式となっているため、職員（本部員）の参集場所について課題がある。

番号	回答
84	災害対策本部が設置された時には、道路が寸断されている等、参集要員の参集が不可能だった。
85	設置基準が明確でない。
86	設置場所のスペース及び設備不足。
87	スペース的に十分な広さであるかどうか課題。
88	本部を置く専門の部屋がない。
89	本部設置場所、施設の耐震化。人員の不足。
90	合併前 4 町の区域ごとに支所本部を設置することとしているため、本部として総括的な対策が困難である。(支所完結型で本部の業務が明確にできない)
91	災害の規模による職員の動員体制。(合併市町村の内、各区により災害の程度に差がある。)
92	発災時に防災担当者及び、防災業務経験者が 1 人でも参集できていれば本部の設置、運営が何とかできると思うが、いなかった場合でも対応が可能となるようにマニュアルの作成他、本部運営訓練の実施の必要性を感じている。
93	勤務時間内にその予測(設置のため)ができれば、参集率はいいいが、そうでない場合は人数が集まらない場合がある。
94	設置を容易とする会議室がない。
95	風・水害時における設置のタイミングが大変難しいこと。
96	市町村合併で山間部含むエリア拡大により、職員派遣などにおいて人員不足や地理不案内の状況が生じている。
97	職員幹部の危機意識の希薄。
98	建物の耐震関係。スペース(駐車場なども含めて)。非常用電源の確保。
99	全職員が参集した場合の職員の休憩場所がない。
100	休日であったため、人数がそろうのに時間を要した。
101	全体的に職員の減少にともない、避難所派遣職員も含めて災害時の対応職員が少ない。
102	深夜であったため、職員の連絡が困難であった。
103	交通手段の確保。
104	適切な災害対策本部設置スペースがない。
105	災害対策本部を設置する庁舎の耐震性。通信機器の確保。
106	市長・副市長不在時での連絡調整、判断。
107	貴市においては市内居住者が全職員数の半分以下の状況であるため、参集人数が時間外であると、少数になると思われる。
108	災害対策本部設置のタイミング。
109	大規模地震が発生した場合の本部施設の耐震性能。通信手段などの整備が満足できない。
110	場所が 7 階会議室、机、椅子だけしかない部屋。大きな問題。地震時にはエレベーターが使えない。電話回線は 10 本構成するが各対策部との回線が皆無(伝令)。他の場所を検討要望中。ただし、予算などの問題から当分無理。県や国から防災用のパソコン、無線、ファックスなど各所にばらばらにセットされているため、いざという時使えない。
111	本部員数が多いため、本部の運営や意志決定において迅速な対応が難しい。本部専用のスペースがないため、本部立ち上げ時に混乱をきたす可能性がある。
112	遠隔地に居住しているため、参集困難な職員が多い。対策本部に待機すべき職員が待機することなく、現場対応におわれてしまう。
113	常設ではないため、設営など初動に問題がある。
114	人員不足。
115	既定の設置場所(市役所)が被災した場合の定めがない。
116	庁舎が老朽化しており、大きな地震時に災対本部として機能しない可能性があるため、防災拠点施設になりうる施設の確保。
117	地震災害時の対策本部として建物倒壊、津波浸水の可能性がある。
118	災害対策本部設置の実績がないため、経験が足りない。
119	初動対応可能な職員数の確保。
120	勤務時間外における組織の充実化に課題。
121	本町の避難基準(浸水・土砂災害)が詳細に決まっていない。
122	災害の発生がなかった。
123	参集経路の安全性に不安がある。

番号	回答
124	本部設置の実績がないため、スムーズな設置及び運営が行えるかどうか。本町で設置する状況で一番可能性が高い災害として地震が考えられるが勤務時間外の対応・体制が迅速に行えるかどうか。
125	参集要員の確保。
126	ここ 10 年以上災害対策本部を設置したことがないため、設置がスムーズにできるか不安。
127	近年設置実績がないため、現実に発生した場合、通信・伝達などが十分に機能するか不安がある。
128	部屋が狭い。市長、部長など本部員のいる場所と要員が電話を受ける部屋、情報を整理する場が一つしかない。
129	数値基準がない（災害対策本部を設置する判断に困る）。 ※現在数値基準を盛り込むべく地域防災計画を改定作業中。
130	設置場所、設備の確保。
131	経験がないこと。
132	実践的な設置・運営訓練を行っていなかったため多少の混乱を招いた。
133	訓練の不足。初動の遅れが懸念される。
134	本部の設置基準は防災計画に定めてあるが、必要に応じ設置する場合の判断基準等がないため、災害対応時に設置するか否か苦慮する場合がある。
135	地域防災計画の整備が進んでいないため、明確な参集基準となっていない。
136	災害対策本部を設置するかどうかの判断が難しい。
137	勤務時間外の設置時において、対策本部員の適正人数の設定に苦慮している。少なすぎると有事に対応できないし、結果多すぎると手当てが嵩む。
138	スムーズな実運用への不安。
139	設置・運営方法。
140	設置施設（本庁舎）の耐震性。（H22 新庁舎完成予定）職員の対応能力の向上。
141	平常時からの本部室専用室がないこと。
142	設置経験が少ないため、不慣れな点がある。
143	PC 関連の資機材がない。
144	市内在住者が少ないため、閉庁時間帯における参集に不安がある。
145	職員の参集状況。
146	協力体制の確保や連携を行うために、情報収集や共有を障害なく行うことが可能なのか。
147	専用の会議室がない。
148	通信機器と本部が離れている。
149	本部室が狭い上、市の本部員分の席しかないため、外部の関係機関が参加するスペースがない。事務局が総務課のみで災害に即座に対応できる全庁的な体制が構築されていない。情報の収集、共有、伝達、発信を行なうための事務局スペースがない。
150	職員の参集体制の強化・徹底が課題である。
151	資機材等の不足など。通信機器の不足。
152	本部施設の耐震性と、通新体制の整備など、予算化が困難（財政事情による）。
153	・災害対策本部となる市庁舎の耐震強度が不足しており、震度 6 程度で倒壊する危険性がある。大きな震災での本部設置が懸念される。 ・本庁舎機能が麻痺した場合、他の市公共施設に暫定本部を置くことになっている。しかし、防災情報通信機器等の設備がないことから、国や県等との情報収集や伝達などが困難となる。
154	大規模災害時における、本部員の参集時間に係る本部立ち上げ時間。
155	近年、災害対策本部の設置や設置訓練等を行なった実績がないため、スムーズな職員参集や運営に対しての不安がある。
156	幸いにして、本市においては重大な災害が発生しておらず、訓練時のみの本部設置であり、緊急時の情報収集・対策等、迅速的確な対応、ならびに関係部局等の連携が図れるか課題が残る。
157	作業場所の確保・情報通信手段の確保など。
158	設置の基準が定まっていない（客観的な基準がない）。
159	村の規模が小さく、本部も含めて人員不足となる。
160	従来は、災害時に本庁 5F 会議室を使用して本部設置をするため時間を有したが、現在本庁 5F に防災センターを建設中。隣室に災害対策課執務室も設け、常時本部が設置されている状態となる。
161	災害対策本部を設置する防災センターと、正副本部長及び大部分の本部員が通常在庁している総合庁舎が、同一場所がないこと。

番号	回答
162	専任の防災監等がないため、災害発生時に本部員の円滑な体制ができるよう、防災監の確保、育成が不可欠である。
163	設置時期の判断。
164	ノウハウの習得。
165	災害対策本部で収集した情報を、各課職員にリアルタイムに伝達することが困難であり、現状における課題である。
166	常設が望ましいが、限られた執務室を利用しなくてはならないので、手狭であり、本部として機能するか不安である。
167	職員の参集命令伝達の迅速対応（特に勤務時間外）。
168	専用の本部室がなく、庁舎内の会議室を災害時に使用するため、防災部局の事務と離れている。また、必要となる機材等も十分に整備されていない。
169	職員の参集が遅ければ、活動・展開が遅くなる。実績がないので、計画だけでの運営は困難と思われる。
170	大雨警報→土砂災害警戒情報→避難勧告・指示などのように、国や都は簡単に言うが、災害対策本部は簡単に設置できない。災害が発生する恐れがある時…の判断が難しい！
171	参集基準を把握していない職員がいる。参集要請の際、連絡のつかない場合がある。
172	災害対策本部の設置基準に到達していない災害に対する対応が、不十分となっている（参集基準等を見直し中）。
173	近年、幸いな事に大きな災害はありません。実際の場合、災対本部がスムーズに設置できるのか、シミュレーションが大切と思います。
174	当町の災害対策本部設置条例・運営規則に、設置基準が明確に示されていないこと（複数の条文を読み解けば基準は判明するが、明確ではない）。
175	勤務時間外の災害等の発生においての、参集者及び時間。
176	大雨・洪水警報に関し、降水がない場合でも発令されることが、近年よくある。
177	実際に参集できる職員数。防災担当課を含め、職員の訓練、経験不足。※災害の少ない地域であり、過去に設置した事例が少ない。
178	災害時の本部設置～応急活動等にどこまで対応できるか、非常に不安である。
179	現在は、設置の基準が明確でない。
180	震災時における初動対応の難しさ。
181	設置が長期となった場合の、職員のローテーション。
182	過去にも設置したことがないので、本当に災害が起きたらどうなるのか…。
183	市町村合併後、本市は分庁方式であるので、本部と各支所との連絡が充分行なえるか懸念される。
184	スペースが狭く、ファックス、パソコン等の通信機器の台数不足。自家発電設備の不足。
185	災害対策本部は、耐震化している施設に設置しているが、情報伝達施設の一部が非耐震施設である旧庁舎にあるので、見直す必要がある。
186	本部の設置判断の難しさ。
187	増設回線の開放手続を再発時にする予定となっているが、入所とかスムーズに手続できるか不安。（連絡がついてもNTT側も業務が殺到し、直ちにて続きができない可能性あり）・予備の電話機がないので、他の会議室から移動させる必要あり。
188	本部員の招集、連絡体制が十分理解されていない。災害対策本部の資機材が備えられていない。
189	広域災害が発生した際に、伝達継続が確保できない為、自主参集となるが、実際にどの程度の時間で、どの程度の組織が編成できるか。
190	設置のタイミング等がわかる。
191	通常の勤務場所と災害対策本部本部室が離れているため、本部設置に時間を要する。
192	部屋のせまさ。
193	情報共有伝達、マスコミ対応、避難所開設。
194	時間外手当、食糧費等の純費が発生する（多人数になる）。
195	専用の災害対策本部室がなく、電話、パソコン等設置に時間を要す。・災害警戒本部からのスムーズな移行を検討する必要がある。
196	災害対策本部の広さ、及び耐震性。
197	震災時には、災害対策本部を設置するにあたり、庁舎等が一部倒壊するおそれがあるため、庁舎等の耐震診断等を実施する必要がある。
198	地域防災計画書に添って設置となるので、特に課題はありません。

番号	回答
199	災害対策本部の設置にあたっては、その時の気象状況や、地域性なども考慮する必要があり、基準がむずかしい。
200	設置マニュアルが必要。担当課以外の職員の訓練、研修による習熟が必要。
201	解散の時期。
202	これまで設置されたことがないため不明である。
203	風水害には、ある程度気象情報等から早めの対応も可能と思われるが、震災被害が大きくなればなる程、職員の被災も予想され、本部設置等、初動体制の確立が難しくなると思われる。
204	クラスター方式のため、各庁舎からの距離が離れている。
205	情報収集の手段が少ない（無線及び携帯電話の不感地帯が多い）。
206	災害対策本部設置場所の広さ、機材の不足、庁内LAN環境（イントラネット）が未整備である。
207	本部設置場所となる市役所本庁舎は、耐震性が無いため、大地震の場合は別の建物に本部を置かなければならない。この場合に、事務、通信機器等が不十分となり、事務効率が悪くなるおそれがあるため、本庁舎の耐震工事について検討している。
208	参集メールシステムの運用に向け、システム構築中。これでサーバーの立地場所、メールフィルター等の問題は解決されると思う。
209	職員参集において、連絡方法が固定電話によるため、不在時に連絡がつかないため、携帯電話によるメールを利用した“参集メール方式”による連絡手段へ移行し、どの程度の職員が参集できるかを把握し、迅速な初動体制を、災害対応を行いたい。
210	自家発電機他の災害対策本部を維持していくための設備の不足。
211	台風などの災害については、あらかじめ予測ができるが、地震については予測できないため、発生した場合参集できる職員の人数が課題である。災害対策本部設置時の対応職員の認識が薄い。
212	勤務時間外において、超勤等の問題がある。
213	情報収集伝達体制が未整備であるため、情報が錯綜し、情報の整理・分析に時間がかかってしまった。また、その結果マスコミ等への情報提供も遅れてしまった。
214	防災計画及び、各種マニュアルを作成しているが、活動体制通りスムーズに対応できるか不安がある。
215	災害情報や避難所の避難者情報などは、現在電話、FAXで報告を受けているが、情報の収集・集計に時間を要しており、迅速な災害対応を行うためには、各対策部との情報共有が課題となっている。
216	夜間、休日の連絡体制の確立。災对本部設置場所へ通信機器の搬入が必要。
217	電話回線が不足していたので増設した。
218	本部の代替施設がないこと。
219	現在のところ、災害対策本部の開設はないが、実際に開設する場合、混乱をきたす恐れがある。
220	対策本部設置に適当な部屋（スペース）がない。
221	災害対応に従事した事のある職員の退職化が年々進み、災害対応経験者がどんどん減少している現状がある。
222	警戒態勢を取る中で、災害対策本部に切替るタイミングが明確に計れていない。
223	警戒活動における、防災対策本部の設置経験はあるものの、実際の災害対応での実績が近年無く、大規模災害等有事の際にどこまで機能的に活動できるかが、課題と考えている。
224	市町村合併により、町が大きくなったため区本部設置などの検討をしている。
225	市地域防災計画に非常体制（災害対策本部）の配備時期の基準を明記しているが、風水害の場合「河川水位による判断」と「災害が発生した場合又は、発生が予想されるとき」としており、基準が曖昧な点が課題である。
226	災害対策本部に防災業務支援システムを導入し、避難者情報等データにより報告することとなっていますが、個人情報問題も踏まえ、避難所におけるデータ入力者の選定が問題となる。
227	平成16年に町村合併があり、総合支所方式の形態をとっているが、どうしても場当たりの対応に終始している状態で十分災害対策本部を運営できていない。人材不足・体制の不備。
228	設置実績がない（近年）。
229	庁舎が老朽化しているため、大きな地震の際は被災するおそれがある。その場合情報通信設備が使えなくなる可能性があり、代替施設の選定と非常用通信設備の必要性を感じる。
230	時間外の職員への連絡・指示が完全に伝わらない。災害対策本部組織が平常時の組織と異なるので、スムーズに移行できない。
231	分庁方式であるため、対策本部員の参集に時間を要する。
232	設置実績がないため、わからない。
233	防災システム等のハード整備が遅れている。
234	本部員への連絡方法が電話のみであるため、連絡に時間がかかった。
235	庁舎が倒壊した場合、別な場所へ災害対策本部を設置し運営することが困難である。参集状況の予測が困難。

番号	回答
236	県への被害報告について、防災担当部局から行う報告と各担当課局（例えば農林や福祉、建設など）毎に行う報告とがあり、県に対し二重に報告を行っている状況である。
237	災害対策本部設置時の従事業務について、全職員が十分熟知しているとはいえ、災害対策活動が遅れる可能性がある。
238	市役所が津波浸水域にあるなどの理由から、災害対策本部の設置場所が災害によって異なること。
239	庁舎が手狭であり、実際の設置時におけるスペースの確保が難しい。
240	災害対策本部設営場所に机、椅子等の備品やその他通信施設等の準備が常設していない。災害対策本部設営場所の耐震化の問題。
241	地形的な問題により、道路が寸断される可能性があるため、職員の緊急登庁ができるか心配である。
242	各課の連携。
243	被害状況の把握、資機材の調達。
244	ここ 10 年災害対策本部の設置経験がない。
245	台風常襲地なので、年 2 回～3 回程度の災害調査を行う職員、消防団、区長等で構成で行っている。
246	施設、設備が整っていない。
247	本部員の迅速な情報収集・伝達・参集・命令の伝達等。
248	スペースがない。予備品等が配置されていない。
249	設置場所・人員等の確保。
250	災害対策本部を設置するにあたって、現在会議室を本部室として予定しているが、専用の本部室がない。
251	災害が発生した場合、災害対策本部を設置するまでに時間がかかる。
252	地域防災計画に、設置基準が定められているが具体的でない。
253	停電時、執務に必要な多数の電気機器に対応できる、非常用電源の確保が難しい。
254	耐震化されていない事。浸水想定区域内にある事。非常用電源がない事。防災行政無線がない事。
255	要員のスムーズな参集と現場との調整。
256	設置するタイミングの判断など。

『災害対策本部 本部室設置・運営訓練で取扱っている内容』（問 3-2 その他）

番号	回答
1	防災訓練。
2	市防災訓練にて年1回、1～7・9の訓練を行っている。
3	本庁・支所間の情報連絡。
4	本部以外の指定場所への参集。
5	全町民を対象とした、津波想定避難訓練を年1回実施。
6	炊出し訓練、緊急患者空輸訓練、トリアージ判定、応急処置訓練、交通規制訓練、避難困難者搬送訓練、非常トイレ設置訓練、来揚げ船舶負傷者救出訓練、倒壊家屋被災者救出訓練。
7	（仮）地震発生後の2時間での対応など。
8	災害対策本部シミュレーション訓練に連携し、住民、消防、自衛隊などの実働訓練を行っている。
9	ロールプレイングによる状況付与。
10	毎年行っていない（訓練を実施した）です。訓練がなく、災害対策本部で行動。訓練は1回大きくやった。
11	緊急消防援助隊の要請、県への自衛隊派遣要請依頼、避難者数・避難所情報の収集、救護所の設置、運営など。
12	八都県市合同図上訓練で実施。
13	管理職員による図上訓練。（課題事項の確認など）
14	平成19年度に土砂災害に対する避難訓練を行った。
15	総合防災訓練として行っている。
16	毎年地震・津波対策訓練を実施しており、その中で情報伝達→避難→救出→炊き出しなどの一連の訓練を行っている。
17	各支所との連絡等。
18	住民参加避難訓練、救助訓練、輸送訓練（住民）、炊出し訓練、交通規制訓練。
19	幹部職員机上訓練。
20	総合防災訓練の中での設置伝達訓練。
21	図上シミュレーション型訓練実施。
22	現地災害対策本部の設置。
23	9月に実施される町総合防災訓練の、メイン会場での訓練参加。
24	図上訓練。
25	自主防組織との連携。
26	状況取得型図上訓練。
27	災害時応援協定締結自治体への応援要請。
28	シナリオ型であり、住民等への広報やマスコミ対応などについては、指示のみであり、実働は伴いません。
29	上記の内容を想定、網羅した図上訓練（ロールプレイング方式）を実施した。
30	災害対策本部に条件と課題を付与し、一定時間以内に対応を発表させるシナリオシミュレーションを、平成17年度に実施しました。
31	大規模災害を想定した、ロールプレイング訓練の実施。
32	災害対策本部設置の協議。ダム水位の調整。
33	各部の行動計画の作成。
34	災害想定現場への職員の派遣。別荘地域での、広報活動、避難誘導訓練。
35	自衛隊、消防の災害派遣要請。森林管理署への入山規制要請。
36	画像送信訓練
37	火山噴火対応の訓練を行っており、自衛隊、消防、警察等の救出、救助訓練、医療機関等の救護所運営などを行っている。
38	応援協定締結市町への伝達訓練。
39	災害対策本部審議訓練
40	上記については、原子力防災訓練時のことです。
41	図上訓練
42	国民保護計画に定める緊急対処事態（事態認定前）
43	他都市への応援要請。自衛隊への応援要請。

『災害対策本部本部室設置・運営訓練のうち、最も規模の大きな訓練の参加者』 (問 3-3 その他)

番号	回答
1	各部長職者。
2	地域の自主防災組織を含む住民。
3	部長職。
4	本庁及び消防本部の防災担当部署。
5	災害対策本部員。
6	全職員。
7	地域住民・自主防災隊。
8	町民
9	全職員・関係機関。
10	全町民対象。
11	自衛隊・自主防災組織。
12	消防団
13	全職員
14	全職員
15	自衛隊第12旅団
16	消防団・地区住民。
17	各防災機関、市民、市役所職員が参加。
18	本部長、副本部長を含めた本部員。
19	全部長級職員。
20	業務等で訓練参加できない人を除いた全職員。
21	訓練会場地区住民及び小学校児童。
22	自治会（自主防災課意）
23	災害対策本部規程に基づく該当職員。
24	本庁内全職員。
25	全住民参加。
26	地域自治会、消防団、社会福祉協議会。
27	地域自主防災組織として参加する一般市民。
28	周辺市町村。
29	全職員。
30	一般市民。
31	地域防災計画による首長以下該当職員。
32	全職員。
33	区内在住職員、全管理職。
34	消防
35	所属長及び、町内在住職員が参加。
36	住民、住民組織（自主防）。
37	本庁内全部署
38	各自主防災会
39	副市長
40	全職員、防災関係及び地域住民。
41	社会福祉協議会、自主防災組織、女性団体等、自衛隊。
42	本部及び本部事務局等、職員は予め決めている。
43	自衛隊、東京電力、NTT、東京ガス
44	住民
45	一部地区住民
46	各部長職者。

『今後、実施したい災害対策本部 本部室設置・運営訓練の内容』

(問 4 その他欄)

番号	回答
1	避難所開設訓練。
2	国民保護対策本部 職員収集。
3	土砂災害に対する訓練（避難、情報連絡等）。
4	C P X、U M C E（自衛隊実施）等の指揮所訓練。
5	災害時要援護者の安否確認。
6	災害対策本部参集訓練。
7	庁内の流動的な応援の指示・対応。
8	本部運営D I G
9	職員初期行動訓練。
10	総合的な訓練が必要。
11	自主防災組織の避難訓練（小規模で）。
12	図上訓練。
13	避難所運営訓練。
14	図上訓練。
15	模擬本部員会議（発災～概ね 24 時間に想定できる事柄の意志決定）
16	応急危険度判定
17	防災訓練
18	防災ヘリへの応援要請。
19	ボランティア・救助物資受入訓練。
20	災害発生後〇時間後の対応。
21	避難所開設
22	避難所運営演習。
23	避難所運営。
24	図上訓練。
25	図上訓練。
26	住民の実働訓練との接続。
27	図上訓練。
28	市幹部による災害本部運営机上訓練。
29	災对本部設営、運営研修。
30	要配慮支援計画に基づく情報伝達、避難訓練。
31	避難所における活動。
32	自衛隊を入れた訓練。
33	避難所開設訓練。
34	形だけの訓練でなく、各部署の職員の頭を使う訓練（状況判断の訓練）。県も他の自治体も同じだと思われるがほとんどの訓練が形だけで成果を求めるものではない。大きな問題（シナリオと称して自分がやることをすべて時間表で決めてあるので一番重要な「自分の任務を基礎とした状況に応じた正しい状況判断を養う訓練」になっていない）。
35	避難者数、避難所情報の収集。
36	避難所運用訓練。
37	行動シナリオなしの訓練。
38	避難訓練。
39	住民参加の避難所立ち上げ訓練。
40	災害ボランティア受入訓練
41	全職員の参集訓練
42	図上訓練
43	災害対策本部設置場所が被災した際の、代替場所での設置運営訓練。
44	橋の落下を想定した職員参集（指定された公共施設）。
45	避難所の管理運営訓練
46	津波を想定した避難訓練
47	災害対策本部運営訓練（図上訓練）

番号	回答
48	図上訓練（D I G等）
49	シナリオありの条件付与訓練（全体）
50	デジタル無線通信訓練
51	総合防災訓練
52	災害ボランティア対応訓練
53	ボランティア受入
54	図上訓練（ロールプレイング方式）
55	想定した状況に対する各部署の判断、指示（図上訓練）。
56	全職員を対象とした防災研修
57	避難所設営訓練
58	図上訓練
59	災害対策本部員以外の職員参集
60	水害、土砂災害非難準備情報発令と災害時要援護者避難訓練
61	全町的な総合防災訓練
62	大地震を想定した職員参集訓練
63	地震・津波対策としての、住民と行政とが連携した総合訓練
64	避難所の開設、運営
65	住民等への広報
66	水害時
67	災害応援協定を結んでいる機関への依頼。
68	土砂災害全国統一訓練
69	非常参集
70	災害対策本部運営図上訓練
71	災害時要援護者避難訓練
72	災害対策本部初動時の対応対策。
73	各自治会内主導型の訓練
74	図上訓練
75	避難所開設・運営
76	図上訓練
77	首相官邸への情報報告
78	国民保護対策本部 本部運営。
79	避難所設置と情報収集・対応。
80	罹災証明書の発行
81	DMAT への応援要請。
82	運営
83	ボランティアセンター世知運営訓練。
84	情報伝達（被害情報の収集）
85	救護所の設置、運営。
86	シナリオなしの条件付与訓練（全体）
87	デジタル無線も利用した情報処理訓練
88	災害対応図上訓練
89	通信機器の操作
90	国民保護を関連させて。
91	避難所設営
92	炊き出し訓練、要援護者避難訓練、避難所運営
93	消防庁への応援要請
94	国民保護対策本部 情報伝達。
95	庁舎使用不可時の災対本部設置・運営。
96	避難所運営
97	民間企業への応援要請。
98	生活救護物資などの調達・供給調整。

番号	回答
99	住民主体による避難開設宿泊訓練
100	国民保護対策本部 図上訓練。
101	長期対応としての引継ぎ・交替。
102	自主防災組織などにより（要援護者とのなど）避難。

『全庁的な災害対策本部本部室設置・運営訓練を実施するにあたっての課題』

(問5 その他)

番号	回答
1	付与作成が大変である。
2	同報系、移動系の防災行政無線の整備がなっていない状態で、訓練のしようがない。
3	危機感を持って、効率的で実践的な訓練内容が、思い浮かばない。
4	災害対策本部設置・運営訓練だけでは物足りないので、対応各班の訓練（図上型）もあわせて規模を拡大したいが難しい。
5	より実践的な訓練（シナリオのない訓練）ができない。
6	職員招集訓練と同様に行いたいと考えているので、訓練実施日の調査（平日・休日）平日の場合、通常業務に支障なく行える方策の検討等。
7	年間の事務事業計画（全庁）がないため、事前周知にあたり、個別に通知する必要がある。また、人事異動に伴う調整も課題が残る。
8	細かい点で、決まっていない事項が多く、現在、震災対応マニュアルを作成中であり、その中で本部設置のイメージを作る。
9	各課の理解が得られにくい。
10	訓練を主導する防災担当部署と、動員される町内各部署の間で訓練に関する温度差が著しい。
11	職員の危機管理意識の欠如（参加意識不足）。
12	運営訓練を企画・運営できる職員がいない。
13	職員の危機意識。
14	本部員各自がどのような役割を担っているか、把握しているかが疑問。
15	設置訓練については、本部室となる部屋が普段会議室として使用されていることと、スペースが狭いことから、全庁的な訓練を行いにくい。
16	実際の災害時に対応できない人ほど、訓練の意味がわかっていない。
17	関係機関・協力機関との連絡調整。
18	訓練の運営方法がわからない。
19	想定する災害に相当した運営訓練が必要だと思う。
20	全市民参加型の総合防災訓練での実施であるため、限られたメニューやシナリオの訓練しかしておらず、多種の訓練を行う必要がある。
21	本部員（職員）の意識の低下（自分のやるべき事の把握がされていない、手順が理解できない）。
22	職員一人一人の危機意識の不足。
23	訓練を第三者的立場から見ることができ、客観的な総括をする人員の不足。
24	勤務時間外。祝祭日に実施する場合、職員の動員が課題。
25	意識が低いために、理解が得られない。
26	経験不足。
27	他の行事・業務との日程調整が難しい。
28	本部運営の図上訓練を行いたいが、実施方法がわからない。
29	状況に応じて行えば良い。
30	実施訓練では、関係職員は全員参加している。
31	災害時の状況に近い形の実施ができていない。
32	災害調査・本部設置等の、職員動員数について調整する必要がある。
33	職員の危機管理意識の低さ。
34	情報の共有化。
35	時間外（夜間）の参集訓練を行いたいが、時間外手当等の問題によりできない。
36	実施に際して、関係各課の職員等動員に係る調整や、資料作成等で事前準備に時間と労力を要する。
37	関連企業・事業所との連携。
38	訓練はしているものの、実際の災害時にどこまで対応できるかわからない。
39	事前説明終了後の反省会等の時間が取りにくい。
40	図上訓練等指導できる人がいない。
41	訓練計画を策定するのに時間を要する。
42	防災関係機関との調整。
43	役場庁舎が2ヶ所に分散しているので、情報の共有が課題。

番号	回答
44	本部員におけるスケジュール調整。
45	本部シミュレーション訓練に連携した大規模な実働訓練を如何に行い実際の訓練に近づけるか。
46	図上訓練を導入したいが、シナリオを作る時間がない。
47	時間が取れない。
48	今行っている訓練手段の精度を上げたい。また、それ以外に適した訓練とその手法を知りたい。
49	合併後まもなく地域防災計画作成中であり、初動マニュアルについても作成中である。
50	金をかけない。
51	コントローラーの要員確保が難しい。
52	災害時に真に役に立つ訓練はどのようにすれば良いかは一応理解しているものの、長年の市役所の体質はどうしようもない。担当部署だけは本来あるべき姿に進む努力を継続したいが、今後3年～5年以内では現状を打破できそうにない。
53	防災意識が希薄であること。
54	町民総参加型の訓練内容として実施を目指しているが、職員の訓練としても一つ結びつきが悪いようである。
55	より効果的、実践的な内容、企画の精査。
56	緊張感。
57	本部設置などの訓練も大切だが、各避難所ごとの訓練を先に実施したい。
58	実施日程などの調整ができない。
59	休日に実施しているため、職員の動員については問題ない（理解してもらっている）が、訓練に対しての意識が低い。（緊張感が少ない）
60	実災害に即した訓練が必要だと思うが、近年に、大きな被災経験がないため、マニュアル化された訓練内容になってしまう。
61	市町村合併後の本庁・支所間の連携体制がまだまだできていない。各課の災害に対する認識が甘い。（通常業務が多忙になってきたため、災害対策について考える時間がない（かも））
62	日程調整。
63	訓練がマンネリ化している。
64	訓練のノウハウがない。
65	本部員の日程調査が困難。
66	平成18年に全庁を対象とした図上訓練を実施。コントローラーの手配、状況付与カードの作成など事前準備が大変である。
67	年々訓練規模が拡大しており、業務負担が増大している。H19年度（H20. 2. 21～22）は参加42機関。
68	総合防災訓練において、全職員が参加する訓練が出来ない（通常業務があるため）。
69	本部設置の具体的なマニュアルが未整備。
70	災害の教訓を生かし、より具体性のある質の高い訓練メニューを作りつづけること。
71	より実践的な訓練手法。
72	実施時期の調整が難しい。
73	村内全域を対象とした防災訓練を実施しているため、本部室設置・運営に重点を置いた訓練ができない。
74	訓練すべきことが多く、本部室設置訓練が後回しになっている。
75	本部を構成する各部局が、それぞれの役割分担を主体的に遂行する意識が薄い。
76	マニュアル等もなく、訓練をするための基礎となる資料がない。
77	現在建築中の防災センターの災害対策本部室での訓練は、平成20年度が最初となる。常時本部室設置なので、設営には時間がかからなくなるメリットがあるが、災害時の職員の被災も視野に入れ、本部室員が防災機器の扱いが速やかにできるかが課題となる。
78	発災からの時間の経過によって担当部署が異なるため、全庁的な訓練すれば丸1日かかる。
79	当村は、台風時は常時対策本部を設置しており、また災害が起きそうな時は対策本部に準じた体制をとっているため、訓練を行なう必要がない。
80	訓練に筋書きがあり、実施すべき業務がわかっている。
81	全体的に意識が低いので、徐々に必要性を求め、実施→検証を行ないたい。
82	本部を設置したとしても、どのように職員を動かせば効率良いのか、シミュレーションをしたことがない。
83	通常勤務時間帯での訓練は、他の業務に支障をきたす恐れがあり、困難である。
84	土日開催をしない限り、業務に支障がない中で、実施するしかない。本部事務局での開催となり、各課などをまきこむまでは行っていない。

番号	回答
85	2市3町1村で輪番に防災訓練を行っている。
86	図上訓練を行う事が効果的であると考えているが、それを企画、運営するための人員などの確保ができない。
87	他課職員の意識の高揚。
88	関係各課の災害時における事務を訓練したいが、シナリオ作成等、訓練準備に時間を要する。
89	時間外、休日しか時間が取れないこと。
90	緊迫感ある訓練を実施することが難しい。
91	大災害時の職参集状況を想定した、担当部局以外の職員による災害本部設置、運営訓練。
92	全庁的な訓練は、年1回実施しているが、年2回以上となると困難である。
93	行動マニュアルの作成。
94	若手世代の参加。
95	災害対応業務は、防災担当課（総務課）で対応するという認識の職員が多く、職員の意識改革が必要。
96	防災関係機関との連携体制強化。
97	年に1回、出水時期に合わせて災害対策本部員を集めた地域防災に関する会議を実施している。今後はこのような機会に合わせて、情報通信や避難判断等の訓練を計画したい。
98	図上訓練（ブラインド方式）の企画実施。
99	住民への情報伝達方法の確立。
100	防災計画書による体制が日頃の協議の中で、一定程度確立されているため。
101	災害対策本部を設置した場合の、所掌事務について担当課が理解できていない。
102	毎年、防災訓練で実施している。
103	人員削減、サービス残業の中、日常業務をストップしてまで実施できない。
104	設置運営訓練のマンネリ化。
105	現時点では未定だが、実施予定。
106	組織として十分に機能することができるのか。
107	より実災害時の、各部署の実際の動きを想定した訓練の実施。
108	発災対応型訓練の実施。
109	職員の勤務の取扱い。
110	事務調整に時間を要する。
111	図上訓練では限界部分がある。

『都道府県への被害報告の方法』（問7 その他）

番号	回答
1	特に決まっていないが、過去の訓練ではTEL・FAXを使用。
2	防災無線。
3	無線。
4	防災行政無線（衛星系・地上系）
5	県防災行政無線。
6	県防災無線。
7	東京都防災システム（DIS）
8	防災行政無線
9	平成20年度からは、県防災情報ネットワークシステムにより報告。
10	奈良県防災行政無線 FAX
11	通信設備使用不可の際の、非常通信ルートの利用。
12	衛星系通信機器。
13	県衛星系、防災無線電話、FAX。
14	県防災無線。
15	災害時に機能している通信手段として、現在ある通信手段を全部活用。
16	緊急連絡職員が派遣される。
17	防災無線
18	県防災行政無線、防災相互無線、地域防災無線。

『避難準備情報の発令基準を策定する上での課題』

(問9 自由回答)

番号	回答
1	基準の策定で、勧告との違いを明確にできない。住民への周知に当たっては、放送文等が勧告とほぼ同内容になるのでは。
2	空振りになることを想定しての、具体的な判断基準。
3	発令のタイミング。
4	一斉発令する手段の整備（同報系無線が未整備のため）。
5	発令基準の策定よりも、対象者の把握が大変。
6	自主避難者を受け入れる体制を整えますが、風水害の場合、各地の状況と今後の見通しを予測するのが客観的に行うことが難しく、基準を定めていません。
7	発令基準の設定の方法が不明である。(いつの段階で発令するのか)
8	災害時要援護者の把握・基準。
9	河川洪水、内水による浸水、土砂災害など、それぞれの災害について、十分な検討を行っている最中。
10	現在、地域防災計画策定準備中。
11	判断が難しい。
12	発令基準を定めることが困難である。
13	具体的な数字を出すことが困難である。
14	県からもらう情報が、どの程度詳細なものか？
15	基準値の設定値が、発令基準として設定が妥当なのか苦慮している。
16	基準の作成に着手していないため、回答できません。
17	避難準備情報の発令については、避難勧告を発令する前段階において、住民に避難準備を呼びかけるものであることから、避難勧告及び避難指示を発する時期（発令基準）は定めているものの、避難準備情報を発する明確な発令基準は定めにくく、権限者による判断に委ねることとなる。
18	発令基準の策定の必要性を感じているが、具体的な基準を何にするのか、判断材料の選択に苦慮している。避難準備情報だけでなく、勧告・指示も同様。
19	現在、地域防災計画の修正中であり、明記予定。
20	(課題) 発令基準に数値的根拠がない。
21	基準情報伝達方法未整備。
22	基準設定が難しい。(国交省管轄河川(信濃川)の水位のみ設定)
23	土砂災害警戒情報が発令された場合や、警戒基準雨量を超えた場合に、検討を行う事になるが、過去において、大きな災害が発生していないため、現実的には発令基準を明確化するの難しい。
24	防災無線の未整備。
25	客観的な判断基準が定められない。
26	実際の判断は経験に頼ることが多く、機会がない。
27	災害時要援護者の避難開始につながることから、基準設定はより慎重に行わなければならない。
28	気象状況・予測の判断が難しく、設定できない。
29	発令基準を設定するための根拠となる基準が不明確であり、設定しにくい。
30	一律の発令基準が策定しにくい。
31	発令基準があいまいな表現で判断しにくい。
32	避難基準情報を発令する上での、各種データの不足。
33	地区によっては地質の強弱や中山間地のため高低差があり、発令基準を2区域に分けている。
34	本市の地域防災計画は、現在全面改正手続き中であり、可能な限り加筆追加をしたい。
35	空振り。
36	河川水位(数値)以外が、具体的でない[課題]。
37	発令基準。
38	策定中。
39	一律に数値で定めているが、実際は状況等に左右されるケースもあるため。
40	具体的な発令基準を設定できない。
41	基準の数値化が容易である大・中河川以外の基準の設定が難しい。
42	災害時要援護者への情報伝達及び実際の避難。
43	数値基準の設定までは至っていない。

番号	回答
44	基準の具体化。
45	短時間に局地的な降雨が災害の要因となりつつあり、避難準備情報を発令する基準が、具体的に示すことができない。
46	風水害（特に土砂災害）では、様々な要因が絡んでくるため、一定の基準を定めるのが難しい。また、住民へ提供する情報の数が多すぎて、正確な理解を得られるか（逆に混乱を招きそうで）不安である。
47	防災マップ・洪水ハザードマップに避難についての行動を記入しているが、その周知についてはやや理解されている程度と思われる。又、ケーブルテレビ等でも周知番組を作成・放送しているが、数十年災害が発生していないため、周知・理解に苦慮している。
48	避難準備情報の発令基準は定めているが、発災時にどれだけ迅速かつ正確に住民に対し、周知することができるかが課題である。また、具体的な発令基準が定められているのは、浸水被害に対してのみであり、今後、土砂災害等に対応した具体的な発令基準を検討する必要がある。
49	国県が定める基準で発令して良いかどうか疑問。
50	発令の頻度がその有効性にかかわってくると思う。頻繁に発令されるようだと、そのうち発令されても避難しなくなるのでは。
51	土砂災害・洪水が主な対象と考えられるが、悪天候時の情報提供が課題である。（防災無線・広報車で流すことはできるが、住民まで確実に届くかという点で）
52	川の上流に置いて、ダムの水を放流する場合は、下流に位置する市町長にも周知してほしい。
53	現在のところ、調整中のため、課題等までいっていない。
54	避難勧告の基準・発表判断すら難しい状況で、前段階の情報発表は難しく、勧告発表に至ると判断するような内容にするのが難しかった。
55	土砂災害警戒情報を活用したいが、具体的な発令タイミングが難しい。
56	本市独自の具体的な・客観的な発令基準を策定できない。このため避難準備情報を、発令するかどうかの判断が難しいと考える。
57	空振りにならない基準の作成と、避難に必要な時間の考慮。
58	特に風水害については、災害の態様が様々であり、数値等を用いた基準の設定は機能するか甚だ疑問なところがある。
59	地域によって被害状況が異なるため、どの範囲まで避難準備をする必要があるのか。
60	避難途上で、災害の巻き込まれないようにするため、発令は基準だけでなく気象状況の推移等、状況判断が必要。
61	客観的数値等の根拠を定義することが困難である。
62	基準を策定することで、発令が空振りや後手になることも想定され、やはり判断が難しい。
63	どの程度を持って発令するか基準の策定。災害規模、状況で判断が難しい。
64	発令基準を河川水位や降雨量等の具体的数値で示し難い。住民の避難に対する考え方を、町として把握し理解してもらいような対策が必要になってくると考える。
65	防災無線が未設置のため、住民への周知が難しい。
66	各災害別や、地区別等による基準が定めるための、気象予報等の詳細な情報が少ない。
67	何をもとにして基準を設定したら良いか、わからない。
68	常に災害発生前に、防災行政無線等において、注意等の情報伝達を行っている。準備情報との境目の判断が難しい。
69	町内の危険区域（水害・土砂災害）の設定が未調整のため、このことを共に定めて、発令基準のマニュアルを作成したいと考えている。
70	発令基準を定める明確な基準がわからない。（定められない）
71	策定の方法が不明。
72	発令基準はあっても、手段が確立されていない。
73	災害の程度の判断と予見が難しい。
74	合併により地域が広がったため、今後発令基準を検討していく必要がある。
75	洪水予報河川に指定されている河川（1河川）に関しては発令基準があるが、抽象的な表現となっており、またその他の河川については、現在のところ基準がない。
76	当地域一帯は海拔0メートル地帯であり、また大きな影響を及ぼすと考えられる河川は、天井川である。そのため、内水および外水とのバランスを考慮し、ポンプ配水調整会議が開かれるため、一律の基準を設けにくい。
77	どの時点で発令するかが難しい。
78	発令基準の判断基準の作成。
79	客観的に判断しやすいよう具体的な数値基準の明確化。「災害時要援護者リスト」、「災害時要援護者避難支援プ

番号	回答
	ラン」を平成20年度中に作成予定。
80	気象情報・過去の災害の発生例・地形等によって判断していることから、明確な基準は定めていない。細かな気象データが得られるなど判断材料が増えれば、基準を定める必要あり。市村合併により、エリアも広く個々に判断するのが現状。
81	要援護者避難支援プランの作成が進んでいないため、該当者の選定・支援の体制ができない。
82	雨量等の数値データと現場（現地）の状況がマッチしていない面がある。
83	どこまで明確にするか。
84	土砂災害警戒区域等の指定が済んでいない。
85	今まで避難準備情報の観念がなかったため。
86	発令の時期。
87	地域と話し合いは持ったが、住民への周知は完全ではない。
88	H20年度策定予定。
89	他部署にて、策定対応中。
90	数値基準を明確に定めていない。
91	各種災害により、発令基準を作成する部署が違うため、調整が必要（例：水害→防災担当課、土砂災害→建築課）。また、災害時要援護者リスト作成は福祉部局となる。
92	基準を策定する上での、数学的根拠づくり。
93	気象状況や地区別の状況により、発令基準が違うため、一定の発令基準を定めていない。
94	減災、計画の見直し作業中。
95	要援護者リスト作成にあたり、福祉担当と打ち合わせを行っているが、個人保護法との関係あり、どの程度のリスト作成をしたら良いか迷っている。
96	災害予測がはっきりしていないため、避難基準そのものが明確化されていない。
97	現在、検討委員会において基準について話し合いを行っており、策定出来れば今後地域防災計画で載せていく予定。
98	具体的な基準設定の難しさ。伝達手段や方法が対象者によって多種多様。
99	今現在、地域防災計画の修正作業中で、新計画を定めたが、市民への周知が課題かと思う。
100	近隣自治体との整合性。
101	客観的な発令基準は定めているが、河川の水位・雨量の具体的な数値は、目安として定めており、必ずしもその数値に達すれば発令すると決めていない。
102	基準を定めても、ほぼ全域が水没する可能性があり、広域避難計画を併せて進めて行かなければならないため、検討課題となっている。
103	避難準備情報発令地域の範囲（災害種別による）。
104	明確な基準を設けにくい。
105	現在、土砂災害警戒情報等を参考にしているが、地域によって災害発生の度合いが違う（一律に規定できない）。
106	災害の内容や状況、また地域に応じて決断しないといけないため、一律した基準や数値は決められない。
107	災害時要援護者の把握ができていない。情報伝達方法が同報無線による広報だけ。避難の支援方法が決まっていない。
108	今までに避難を必要とする災害が発生したことがないため、客観的な発令基準を設定するのが難しい。
109	住民に対する周知方法及び認知度の向上。
110	気象警報と実際の気象が一致しないことや、地区によっても危険度が異なり、一律に決められない。
111	近年は局地的な集中豪雨が多く、発令基準の判断が難しい。
112	判断基準を定めていきたい。
113	当町においては、客観的に避難勧告を判断する材料が乏しいため、その決定については大きな課題と思っている。
114	避難勧告等も含め基準をどのタイミングにしたら良いかわからない。（特に土砂災害）
115	大規模な災害がほとんど起きていない地域なので、万一避難情報等を出しても、住民が従うかどうか心配。
116	客観的基準の策定方法。
117	適切・適時に発表できるかが不安である。（発令実績がないため）
118	発令実績がないため、問題点などがわからない。
119	当町では大雨・洪水・暴風・高潮などの警報発令時に防災行政無線（同報系）で注意の呼びかけをしている。また、津波注意報以上は避難勧告指示を出すように計画で定められているので準備情報をどのような基準で出すべきか判断が難しい。

番号	回答
120	場所により、状況が様々であるため、基準策定が困難。
121	状況により異なるため、発令基準の数値などが難しい。
122	避難準備か避難勧告の境界について明確でない。
123	一定の発令基準を設ける必要はあると思うが、基準を設けることによって逆に基準に縛られ、臨機応変な対応が取れなくなるのではないかと考えている。
124	形式的判断基準を導入し、具体的に策定すること。
125	適正な発令基準及び、対象区域の設定が困難である。
126	災害の状況により現地の被災状況が異なることがよくある。
127	国・県の対応。
128	予算計上していないため、自分達で編集している。そのため、準備情報発令後の対応内容について、調整が難しいと感じている。
129	ハザードマップを作成するうえで、避難準備情報の発令について現在検討中である。
130	過去の水害のダム放流量・雨量・河川水位などの多データをもとに、情報伝達から要援護者の避難に要する時間を考慮して基準を策定した。
131	国交省が発表する危険度レベルを基本とし、氾濫注意水位（レベル2）に達し、今後も増水し、被害が発生する恐れがあると考えられる時を避難準備情報発令の判断基準としているが、レベル2では、現実的には危機感はない水位であり、判断しにくい。
132	発令基準は広範囲に出されるため、運用が困難。
133	避難準備＝避難となりがち＝受入体制 受入（広報、避難所の運営従事者の確保）。洪水を想定した場合、地域に密接した箇所での水位基準がない。
134	市域が広く（755K m ² ）、標高差（2.702m）もあるため、的確な判断基準を策定することが課題。
135	課題として準備情報を発令すると、住民は勧告と同様に取り扱いしそうなので？
136	現在整備中。19年度末までに策定し、策定後周知する。
137	システム（体制）が構築されていない。
138	発令基準の策定方法。
139	発令基準を策定するにあたり、ノウハウがない。（避難実績がない）
140	現段階では、パトロールを強化し、その情報をもとに決定している。
141	細部の基準を定めていないため、今後検討していかなければならない。
142	災害ごとの基準が多すぎると住民に理解されにくくなる。
143	市民の理解を得られる基準の設定。
144	基準が適切かどうかの判断。
145	まだ出したことがない。
146	平成20年度からはメール配信システムが整備されるため、今後はメール配信システムにより行う予定である。
147	「避難準備情報」という用語に災害時要援護者のニュアンスが含まれないのでなかなか理解されない。
148	市域が広いため、基準となる雨量などをどのポイントにしたらよいのか。
149	客観的な数値や事象を明記した方がより理解度が高められると思うが、なかなか手を付けられない。（データの解析など専門分野が必要とされるのではないのでしょうか。）
150	基準を定める情報不足（河川）。
151	人員不足により基準作成が困難。
152	予想される災害の種類、地域ごとに発令の基準を定める必要があるため、非常に難しい。
153	災害時要援護者を把握していない。
154	平成20年3月発行予定の地域防災計画から記述するため、住民周知は今後行う予定である。
155	発令基準の目安、情報伝達手段。
156	基準をどのラインで線引きするのか。
157	避難勧告前に発令するため、勧告よりも頻度が高くなることが予想され、いわゆる「狼少年」のようにならないようにするためどうしたらよいか苦労した。
158	発令した場合の伝達状況の把握。
159	地域防災計画の見直しを含め、予算と人員の確保が必要。
160	検討中。
161	同程度の降雨であっても、地域によって対応の緊急性まで同程度とは限らない。基準はシンプルなほうが良いが、地域を包括的に把握してしまうことになり、住民の立場からは、情報の精度に信頼性がもてないのではないかと。

番号	回答
162	災害時要援護者の登録などこれから準備する項目について、担当課と連携していきながら次回の防災計画見直し（平成20年予定）には定めていきたい。
163	現在発令基準を検討中。
164	判断の基準をどこに設定するか。
165	雨量などの数字だけで定めるのが困難で、実効性がある基準作りが難しい。
166	県の定める避難判断水位、氾濫注意水位、水防団待機水位を目安としている。その他の判断基準が明確でないため避難情報の発令が困難である。
167	過去の災害事例を分析したが、基準となる雨量レベルが見えてこなかった。
168	災害が少ない地域であり避難勧告を出すような状況になったことがないので基準の定め方がわからない。
169	判断基準の設定。
170	水災に関し避難勧告の判断基準を作成したばかりであり、どのような発令基準を定めるかについては、これから検討するところである。発令基準については、住民が混乱しないよう有効性（空振りが多くなると避難しない者が増える）のあるものにしたいと苦慮している。
171	大雨、洪水警報が発表された場合の発令する地域やタイミングが判断しづらい。
172	本町の防災無線はただでさえ聞きづらい。台風などの場合はもっと聞こえなくなる。
173	客観的な基準作り。
174	地形や状況により、いろんなパターンが想定されるので、基準を詳細に設定するのはむずかしい。
175	過去にほとんど災害の被害がなく、発令基準を具体的に設定することが困難。
176	災害時要援護者の避難開始（一般の避難準備）の基準、要援護者の避難準備の基準の設定が難しい。判断時期が早い基準だと空振りの確率が非常に高くなってしまう。
177	基準を策定する上で、防災部局と建設部局（河川）との連携に課題がある。
178	総務省の避難準備情報は、災害時要援護者の避難開始を求めているが、当市ではずっと以前からかなり早い段階で全住民に準備のみを促す「避難準備」を使用してきた。そのためこの「避難準備」と正式な「避難準備情報」との使い分けができなくなっている。これを避難準備情報に統一するとすると、その時点で避難所の開設が必要となるため、ギリギリまで発表を遅らせることとなる。避難準備情報は定義を設定せずに、避難勧告に至るまでの事前情報との位置付けとして、その都度必要な対応を求めるものとしてほしい。
179	おおまかな発令基準は定められるが、具体的（数値的）な基準については、発令には政治的判断も求められるため困難である。
180	確実な伝達方法。発令基準。
181	河川の氾濫が考えられるが、避難準備情報発令のタイミングが難しい。
182	個々の状況により必要と判断される場合と定められており、具体的な基準がない。雨量など具体的な数値をどこに定めるべきかが難しい。
183	発令のタイミング、具体的な基準。
184	現在、検討中である。
185	人的被害の危険性が不確実な段階で、人命の安全を優先し避難を促す情報を発令する判断基準が難しい。
186	避難準備情報、勧告、指示の客観的な数量基準の検討。
187	河川に接する地域が広範囲なため、水位が上昇した時に発令すべき地域を特定できない。客観的な危険順位が入手できない現状がある。
188	本市の河川は都市下水路的要素が強く、急速に水量が増え、急速に水量が減るため、出す基準を定めるのが難しい。
189	避難準備情報基準については未策定であり、要援護者対策を含め今後検討する。
190	様々な災害に対応できる基準が作りにくい。
191	住民の混乱を招く恐れがあり、慎重にならざるをえない。雨量等を判断しながらピンポイント（その区域）で住民に情報提供したい。
192	市独自ルートで雨量や水位を計測できるシステムがなく、基準に反映されるのが困難である。
193	避難準備情報を発令するために、どのような情報を基準にすること。
194	基準を策定しても、その時々のお天気予報が大きく影響するため機械的に発令できない。
195	今年度修正する地域防災計画へ記載する予定であり、現時点（2月下旬）ではまだ三重県で承認されていませんので、承認後インターネットを用いて周知予定です。
196	発令のタイミングと現地の状況。
197	発令基準の設定。
198	「これ位はまだ」というような、馴れ合いの部分があるため、なかなか浸透しないところがある。

番号	回答
199	具体的な基準（数値等）を明示しにくい。
200	現在、検討中。
201	指定河川以外の水位情報がなく、雨量と関連する指標が設定できない。
202	発令基準の策定については、必要性はあると感じているが、現段階では検討もしていないのが現状である。
203	現在、災害時要援護者に対するプランの検討に入っている。
204	地域により避難準備すべきタイミングが異なるため、一律に言葉で表現しきれない場合も考えられる。
205	具体的な発令基準と、それに伴う発令地域（区域）を定めるのが難しい。
206	避難準備情報とはどういったものかを、住民に理解してもらわないといけない。
207	現在の警報・注意報の発表地域が広すぎて、現状とのずれが多い。
208	本市においては東部全域に山間部があり、大雨時の土砂災害の危険箇所の特定が難しい。
209	発令のタイミングをどうするか。発令すれば、避難所も開設する必要がある。費用もかかる。また実際何もなかった場合、やがて効果が薄れることにならないか。
210	避難基準情報発令を判断すべき時期の考え方。
211	市域の地形等が異なるため、地域ごとの基準の作成に苦慮している。
212	定めていない。
213	県管理の河川について、現在判断水位となるものを策定中であるが、これを対象地区の住民にどう理解してもらうか（昔から住んでいる住民のほうがその土地のことをよくわかっているので、行政と住民とで危機意識の相違がおこらないか）。
214	地域防災計画の中に、「避難勧告、指示前であっても、災害発生のおそれのある場合の災害時要援護者の早期避難」については明文化されているが、発令基準がきっちり策定されていない。
215	警戒すべき区域・個所の具体的な土壌雨量指数基準等、また災害弱者の名簿については、今後策定予定である。
216	避難準備情報を出す場合、確実に避難勧告等を発令する状況でないと、安易には出せないものとする。
217	現在、避難準備情報の発令基準を、地域防災計画へ記載するよう検討中である。客観的なタイミングが必要だと考える。
218	発令基準を策定しても、避難時の支援体制が構築されていない。
219	発令基準を定めるには、市内の雨量予想だけでなく、河川上流域の雨量予想やダムでの放水量など、様々な情報入手することができた段階で、総合的に判断する必要があるため、河川の水位情報のみでは判断できない。
220	今までに避難準備情報発令を検討した経験から、ある程度の目安はあるが、文章化したものはない。各種災害、地域特性に合わせて作成する必要があるが、苦労しているが、必要性は大いに感じている。
221	現在、災害時の状況により判断。
222	雨量・河川長径・傾斜等、河川に応ずる基準の策定。
223	災害の状況や、どの時点に来たら発令するのかについて、各々の災害の内容についてはある程度つかめるが、より複雑な状況に対してどう判断するのか、なかなかイメージがつかめない点。
224	具体的な数値化が難しい。
225	避難準備情報に準じた情報を各自治会長には連絡しているが、現在のところ、直接住民へ提供をしているわけではない。
226	洪水災害において、浸水想定区域が非常に広範囲となっているので、避難準備段階での範囲の絞込み。
227	県が具体的に示さない。
228	地域により河川の特性が異なるため、一律的な基準策定が困難。
229	避難準備情報を出して要援護者に避難を促すということは、避難所の開設をともなうこととなり、実質避難勧告と変わらない。避難が必要な状況では、要援護者とそうでない者とを区別することは、実際には不可能だと考える。
230	担当部課との調整。
231	発令基準をどのレベルに設定したらよいか苦慮している。
232	現在、地域防災計画を改定中で、発令基準を策定するが、本市に隣接する利根川でH12～19年までに「氾濫注意水位」を超えたのが延べ8回ある。これらの経緯も勘案した適切と考える発令基準の設定に苦慮している。
233	県による河川の氾濫予測や、危険水位の測定、見直し等の詳細データが整った場所から、具体的な発令基準を検討していく予定。
234	情報伝達手段として弱い部分があるので、全地域へ適切に周知できるよう徹底する必要がある。市内全域で実施する総合防災訓練では、各地域の自主防災会が中心となって、災害時要援護者の避難についても取り組んでいる。今後、災害時要援護者支援マニュアル、避難情報マニュアルを作成し住民に周知することで、十分な理解を得る。
235	数値だけで判断する事が難しく、発令基準を定められない。

番号	回答
236	策定については特にありませんでした。実際の発令に苦慮しています。
237	判断基準が明確でない。
238	考慮すべき要素、及び閾値の設定について苦慮した。
239	その性質上、具体的な数値等で示すことが困難である。
240	災害の少ない市であり、避難などをする意識がないため、はやめの避難は難しい。
241	要援護者の把握をどのように行うか検討しており、発令基準の策定まで行えない。
242	様々な災害が起こり得るが、それぞれの災害をあらかじめ想定し、基準を設定することが難しい。
243	数量的基準を定めづらい。安全を優先すると、より低い基準となるが、頻発すると現況との偏りが大きくなる。
244	避難すべき区域によって、状況が異なる事から統一的な基準を策定することが難しい。
245	今後発令基準を定める予定だが、内容について不明な部分が多い。
246	具体的数値を示すことが困難である。
247	市長が必要と判断した時勧告するもので、洪水等で要援護者に対して発令される可能性はあるが、他については必要ならすぐに勧告が発令されると思われる。
248	客観的な基準値をいかにして定めたらよいか分からない。
249	20年度地域防災計画で定める予定。
250	現在、水害時における避難準備情報の発令基準を検討しているが、発令時期が避難勧告よりも早い段階となるため、災害発生の前兆が不安定な状況での発令となり、空振りが多くなる事が危惧される。
251	今後検討していく予定です。土砂災害、洪水ハザードマップ作成業務と並行して避難準備情報の発令基準の策定を行う予定。
252	市内全域が0メートル地帯であり、どの地域をいつ、どこに避難させるかの判断が難しい。
253	現在検討中。
254	情報を全住民に直接伝達する方法（設備）を整える予定。
255	具体的な数値等、基準を定める事が困難。
256	具体的に数値化が困難である。
257	災害時要援護者支援計画の策定にあわせ、発令基準の策定を考えている。
258	発令基準は具体的な数値を定めるべきであると思うが、知識不足のため、どの程度に設置すべきか判断できない。
259	周知内容、発令後の対応。発令に対する住民への周知。
260	避難勧告の発令についても基準を定めていなく、避難準備情報についても、発令基準を具体化するのが難しい。
261	避難勧告を発令するタイミングが難しい。
262	避難所開設による職員の配置や、どの時点で避難準備情報を発令するか、明確な判断基準がないため、その時点の担当者及び責任者の判断によって発令の発信方法に温度差が生じてしまうこと。
263	基準のあり方と伝達方法。
264	土地（土壌）条件の違い（未調査）。小河川（交流）の水位基準なし。
265	現職員体制での発令実績なし。
266	数値基準の設定の仕方が困難。
267	本市を流れる河川は、流域面積が小さいため、水位予測が困難であり、予測できた時点では災害時要援護者の避難に、十分な時間が確保できない状況にあるので、発令のタイミングが難しい。
268	自然現象を対象とするため、発令基準を雨量などの数値以外にも、その他の現象を含め、総合的に判断する必要があるため、発令基準を策定するのは困難と思われる。
269	発令の基準となりうる具体的な指標や、発令の手順を定める上で参考となりうる資料が現在ない。
270	今後、災害時要援護者支援プランを策定する際、発令基準などを明確にしていきたい。
271	現在まで避難勧告、避難指示、避難準備情報を発令した経緯がない。地震についてのみ、避難勧告等の発令基準はあります。今後気象庁の警報、注意報の発令内容の改善を考慮した風水害に対する、発令基準を策定予定。
272	発令対象区域の決定。（どの範囲の区域まで対象となるか、線引きが難しい。）
273	いつ、どの時点で、どこまでの区域を範囲として発令するか。
274	府の発令基準を準用。
275	土砂災害の発令基準を、どのように数値化するか。
276	気象状況に応じて発令する必要があるため、一律に基準を設けにくい。
277	具体的な基準値で示す事ができない。
278	基準はないが、気象庁の注意報、警報の発令基準が避難の判断材料として、大分良くなってきたので、あらゆる情報を総合的に判断して、避難基準情報を発信している。

番号	回答
279	地域によって予測される災害、規模が異なる為、統一基準が定めにくい。
280	本区は、浸水想定区域が指定された河川ごとに洪水ハザードマップを作成し、全戸配布するにあたって、その作成に関して区民の代表及び、防災関係機関で組織する検討委員会を設置し、委員会の中で発令基準について、検討を行い策定している。
281	地域防災計画では、災害の発生する可能性が高まった段階により、発令し避難させるものとする、と定めているが、具体的な基準の策定ではないので、より具体的な基準値を定めるなどしなければならない。
282	今後避難判断マニュアルを作成し、避難準備情報、避難勧告、避難指示の発令基準を整備する予定。
283	正確で有効な基準作り。
284	発令基準は明確ではなく、判断はその都度行う必要がある。
285	策定に努める。
286	具体的、客観点基準を作ることが望ましいが、実際に判断基準を一律に数値化する事は困難である。
287	避難基準情報の発令基準については、土砂災害は府の監視システムに基づき、また町内の一河川は、各種水位(水防団待機水位、氾濫注意水位、避難判断水位等)が設定されており、それに基づき発令することとしている。しかしながら、土砂災害については判断範囲が広く、上記河川についても水位観測点が一箇所しかないため、どこまで発令区域を絞り込んで、運用することができるかが課題と考えている。
288	現在発令基準は定めているが、今後具体的な基準(基準になる降水量や水位)を設置していく必要がある。
289	当市では大雨や洪水による被害経験がほとんどなく、避難準備情報に限らず、避難勧告等の発令基準を設定するには判断材料が少ない。
290	総務省は「避難勧告等の判断、伝達マニュアル作成ガイドライン」を作成しているが、最終的な発令基準作成は市町村に委ねているため客観的かつ具体的な基準が作成できないのが実情である。
291	現在本年6月から開始される新たな気象警報、注意報をベースとするように検討中。
292	河川水位と雨量を基準に策定しているが、その妥当性について検証が出来ない。実態を総合的に判断して発令する必要がある。
293	現在、土砂災害のみに具体的な基準を設けている。災害には色々なケースがあり、様々なケースに対応した基準を設ける必要性を感じているが、知識・情報・時間が無い。
294	避難勧告及び避難指示が災害対策基本法に根拠づけられている一方、避難準備情報に関しては、ガイドラインに明記されてはいるが、法的な位置付けまでは至っていないことから、任意となっていること。
295	避難勧告等の判断伝達マニュアル作成予定。警報等の防災気象情報と避難準備情報等が対応していなくて、発令の判断が難しい。
296	具体的な数値を決めることが難しい。
297	数値的基準の根拠がない。
298	暴風時の風速値、浸水に伴う雨量等、具体的な数値を設定するのに苦労しました。
299	個々の事例によって、必要があれば基準が無くても周知を行う。
300	情報を出す地域の特定が困難である。仮に情報を出すとした場合、発令基準を雨量等の計数(定量的)とした場合の線引きが困難である。
301	どのような気象予報警報に基づき、発令すべきなのか検討中である。
302	地域全体での発令基準を定めるのは困難である。
303	洪水に関しては、国管理河川の水位情報を使っています。
304	気象庁からの予報警報を基に、地域の地理的特性を勘案して発令するが、避難所の受け入れ準備との兼ね合いもあることから、タイミングが難しい。
305	現在、地域防災計画に掲載予定。
306	降雨量や予測雨量等によって状況が変わるため、発令基準を策定できない。
307	避難のリードタイムを考えると、1~2時間前に判断しなければならないことが難しい。
308	避難準備情報の発令基準は、現在修正中の地域防災計画の中に盛り込んでいる。避難準備情報の発令にあたっては、要援護者の避難を支援する地域の体制が不可欠であり、地域の支援体制の整備が課題である。
309	要援護者の情報収集や情報の取扱基準作成、町内会や社会福祉協議会等との協力体制の構築。
310	本町では全戸設置の防災行政無線戸別受信機にて「早めの避難」を呼びかけている。「避難準備情報」として住民へは理解されていないと思う。
311	住民に「今まで災害がないから大丈夫」という意識が強い。
312	具体的な基準の設定。
313	情報を提供すべき災害時要援護者について、十分に把握できていない。
314	発令地域の単位設定。

番号	回答
315	予期せぬ事が同時多発的に発生する災害時に一律の基準を設けることは困難で、基準は定めることになったが最終的には「総合的に判断する」ことになっている。市としては、避難準備情報等を発令する段階に併せて、避難所開設等の対応が必要になることから、実際に基準に基づき発令したときに対象者がどこまで広がるのか、対応することが可能なのか懸念される場所である。
316	基準が不明確。
317	避難発令の線引き。
318	画一的に数値等の基準だけでは判断できない部分。
319	現在、作成中です。
320	具体的発令基準を決めるのが難しい。
321	浸水想定区域がなく、土砂災害危機箇所においても人家などがいないため、基準は定めていない。
322	数値だけの発令基準であるため、基準値を超えても状況的に避難の必要がない場合があるなど、一律な基準の作成は難しい。
323	現在、洪水ハザードマップ作成とあわせて検討中。
324	発令基準はあるものの「災害の拡大が予想され、事前に避難準備をすることが適当であるとき」など抽象的な表現となっており、有事の際に判断に迷うと思う。
325	空振りによる住民からの反応がわからない。
326	当市では、河川の「氾濫注意報が発令されて、さらに増水する恐れがある時」または、「警報等が発令されて、今後災害の発生が予想される時」と定めているが、具体的なものではないことから、実際の場面での運用が難しいと思われる。
327	全災害に対して設定されていないので、設定可能な災害については検討が必要。
328	基準を市の判断で決める必要があること。発令した時に住民が行動してもらえるか不安がある。
329	数値的な発令基準の設定には至っていない。
330	現在検討中。
331	発令の基準はあくまでも基準であり、運用面の実効性が課題となっており、その都度使い分けできる能力開発が必要である。
332	客観的な基準作りの方法、着眼点がわからない。
333	策定例があれば参考としたい。
334	客観的に判断可能な、具体的基準の定め方が難しい。
335	明確な基準を設定するように求められているが、洪水では水位等目で見えて判断できるが、土砂災害は判断に困る。
336	客観的な発令基準を設ける際の目安が不明であり、災害毎にケースが異なっている事が多いため。
337	基準の設定。
338	水位情報と気象情報のリンク。
339	発令するタイミングの見極め。
340	ここでは避難基準情報の発令基準とは、台風接近時の自主避難所の開設とした基準として回答します。

『避難準備情報の発令基準を策定する上での課題』

(問 10-2 自由回答)

番号	回答
1	過去の災害実績からの自主判断。
2	過去被災した経験がないため、実際に被災しないと避難はしないと思われる。
3	災害がしばらく発生していないので、危機感がなくなってきた。
4	台風のため風は強かったが、大雨は降らなかったため。
5	避難所に移るよりも自宅が安全と判断しているのだろう。
6	避難行動が恥ずかしいと考える方が多いのでは。今までの環境がそういった状況を作っている。
7	短時間の洪水予想だったため。
8	被害がなかった面が主だが、要援護者を支援するシステムができていない。
9	一時避難所までの参加はあった。
10	注意報による発令のため、テレビ等で情報収集を常民それぞれが行っていたためと判断している。
11	国・県と市の要援護者対策における考え方の違い。国・県が法整備などにおいて対策について道筋をつけるのが第一。
12	切迫した状況に至らないと判断した人が多いと思われる。
13	もともと災害が近年あまり発生していないため、市民の方の危機意識があまりない。自主防災組織を効果的に活用できなかった。もちろん、自主防災組織はボランティアなので自治体として統制はできないが、働きかけがあまり良くなかった感がある。
14	何人かは避難したが、準備情報ということであり、避難勧告などの発令があるまで避難者は少ない。住民は風水害に慣れており独自である程度判断している。
15	避難準備情報の意味を誤解している。(避難の準備をすれば良いとだけ思い、要援護者が避難をしないといけないことを認識していない)、避難しなくても安全だと思った。(実際災害は発生しなかった。)
16	発令が早期であったため。
17	平成 17 年 2 月に災害時要援護者制度が開始したが、まだ要援護者避難支援プラン策定中であったため、支援体制が確立していなかった。
18	午前 3 時という時間帯によるものと思う。
19	「避難準備情報」が住民に浸透していない。住民の危機意識が薄い。
20	昼間に発令した(明るい内に避難できるよう)ため。あまりにも切迫感がなかった。
21	情報伝達の不備。避難時の支援がない。避難所に行くより、家にいたい。
22	避難を要しないと住民が判断したため。
23	土砂災害警戒情報により避難準備情報を発令したが、台風の暴風域内での発令であったためと思われる。
24	避難準備情報のみの発令であったため、実際の避難はなかった。
25	避難準備情報伝達が充実しなかった。防災に対する危機感が希薄な一面がある。
26	避難所まで距離があった上、自宅が安全と判断された。
27	災害時要援護者の避難率については、調査を実施していないため詳細は把握していないが、正常化の偏見による物が考えられるのではないだろうか。
28	今回に関しては、自主避難(危険な地域での)という事を前提に情報を流したため、避難の必要なしと判断した結果だと思う。
29	(洪水の場合)地域住民の方々は、小さい頃からその地域で居住しており、自分なりに水位の危険度を理解しているつもりである。当行政で初めて避難準備情報を発令した。公報が不足。
30	災害に対する住民の危機感が低い(意識高揚のための啓発不足)。
31	住民に「今まで災害がないから大丈夫」という意識が強い。
32	基準値は超えていたものの、状況的に雨も弱かった。しかし、今後の台風の進路と時刻(当時 PM3:00)を考えると、発令時期は間違っていないかと思う。
33	災害時要援護者の対象者、支援者を定めていないため、情報を伝達しても避難の判断は本人任せになっている。避難準備情報の信頼性。
34	発令時間が 23 時であり、遅い時間であったことによる。
35	雨量に係る河川の増水が、思ったよりなかった、雨も小康状態になったため。
36	台風接近時の避難所開設のため、家屋に不安がある者のみ避難したものである。

『避難所施設毎に避難所運営計画を作成する必要性』（問 12 自由回答）

（必要性を感じていると答えた自治体の回答）

番号	回答
1	各避難所に多くの職員は無理。1人2人での対応となる。そこで、各避難所施設の管理者が主に対応することになるが、避難所運営のノウハウがない。よって、計画の作成が必要と感じた。
2	地域ごとに収容する人の構成（男女・年齢層・外国人）が異なること。建物の間取りが異なっていること。
3	職員の異動や異なる施設においても、統一的な運営が図れるため。
4	一般的な避難運営計画（マニュアル）を作成しているが、個々の施設により、設備・規模が異なるため、各施設の実状に合った計画を作成する必要がある。
5	各地区における地形・地質等、検討しながらの作業となり、専門的知識も必要なため、容易に作成できないが、必要性を強く感じる。
6	住民・施設管理者・行政が共同して、円滑な避難所運営を行うため。
7	住民のプライバシー保護。住民の意見の集約と災対本部等の情報の徹底。
8	災害時の避難所は、多数の避難者が来ることが予想され、何から着手したら良いか混乱がおきる恐れがあるため。
9	どこの避難場所においても、ある程度均一なサービスを提供するため等。
10	迅速な避難所開設。スムーズな避難所運営に資すると考えられるため。
11	避難所と一言と言っても、備わっている設備や収容人数等もそれぞれ異なるので。
12	市職員、避難者、ボランティア等による基本的なマニュアルにより、開設時から運営までを整理しておく必要がある。
13	行政と被災者が力をあわせて、避難所での生活の迷惑や混乱をできるだけ予防し、減少できるようにするため必要と感じている。
14	担当職員に要請しても、どのように動けばよいかわからないし、指示する側もマニュアル等がなければ、指示等できないため。
15	避難住民の把握等、混乱が予想されているため。また、食事の提供等も含め、マニュアルがあれば、いざという時に役立つのではと考える。
16	当課では決定しているが、人事異動による担当が変わると、実際に機能しなくなると思われる。また、人数的にも限度があるため、自立防災会の方々が一見して分かるマニュアルが必要であると思う。
17	公共施設等の広域避難所での計画は必要と考えている。
18	避難所での長期間にわたる共同生活での混乱をできるだけ予防し、困難を少しでも減少できるようにするため。
19	自主防災組織による運営を行う際に、必要であると感じている。
20	災害時における、適確かつ迅速な救援活動を行うため。
21	災害発生がなく、誰も避難所の運営をしたことがないため、基本的な部分については、マニュアル的なものが必要だと思う。
22	現在マニュアルとして作成中。
23	何もないため。
24	地域防災計画には、避難所の開設についての項目はあるが、より実践的で詳細な運営計画が必要であると感じる。
25	それぞれの特性に応じる必要がある。
26	避難所毎に運営ができれば、他の対策に対応できる。
27	実際に避難所施設を開所した場合、行政職員が全ての避難所に貼り付けるとは限らないため。
28	実際に大災害時の避難所設置・運営の経験や、訓練をした職員がいないため。
29	実動経験がないため、詳細なマニュアルがなくては運営不可能である。（特に休日・夜間の発生時には困難が生じる）
30	運営計画があった方が、避難所担当職員もわかりやすい。避難住民に説明しやすい。
31	避難所の円滑な管理・運営のために必要と感じている。
32	一時に多数の住民が集まる。避難所の形態が様々なため。
33	運営方法を前もって考えていないので。
34	近年、災害時の避難所利用者が増えており、福祉避難所の設置も検討されているため。
35	避難所運営は、自主防災組織・施設管理者・市職員で実施するため、共通認識が必要。
36	応急処置体制の基準不足が明らかであり、改善する必要があると考えた。
37	市地域防災計画内に、避難所運営について記載されているが、迅速かつ適切に行うためには、必要であると思う。

番号	回答
38	避難所施設担当職員の役割分担が明示されていないと、各自の行動ができない。
39	運営に関する具体的なマニュアルがない。
40	様々な状況が想定されるため。
41	円滑な運営が出来るため。
42	被災後の迅速な復旧につなげるため。
43	施設ごとの個別計画の作成は、実現していないが、必要性は理解できる。
44	避難所における情報伝達、指示系統を明確にしておきたい。
45	用途により避難者が違うから。
46	避難所の設営の準備、解散の準備が気象情報を元に判断しているが、風水害ではある程度の基準（地震の場合はある）を設定することで、職員の参集が定例化できる。
47	計画がないと、どのように避難所運営を行うか共有しにくい。
48	混乱が生じるから。
49	各避難所運営は、同基準で行いたい。その基本の上で、応用していくものである。
50	今回の大雨時に避難所を設置した時に、統一した運営ができず、住民の方々から多大な苦情があった。
51	大規模災害発生時における避難所の混乱、混雑ぶりを研修会等で、目の当たりにしたため。
52	作成済み。
53	施設の間取りが違うから。
54	避難所の混乱が予想されるため。
55	要援護者用の避難所等、今後は別けて行きたいと感じる。
56	災害時に指定避難所が、運営できるかが不安である。
57	机上では、ある程度なすべきことをイメージできるが、有事の際に限られた要員で、対応できるかが心配なため。
58	白紙では対応できない。災害発生の危険性が高まっている。
59	住民等からの要望がある。
60	開設及び運営を地区住民に委ねなければならない状況が予想される。その時の拠所としてのマニュアルが必要ではないかと考える。
61	「いざ」という事態に対応できていない。
62	施設毎に違うので、統一した計画を作成した後、施設毎に作成。
63	避難所運営のノウハウが全くないため。
64	避難所の運営は地域住民（自治会）が行うのが望ましいが、多くの人は全て町が行うのもだと思っているから。
65	避難所の運営が住民の生死、コミュニティにとって、大変重要（これまでの全国の地震災害の様子、視察研修により）。
66	適切な避難所運営を行うため。
67	計画がないと、円滑な運営が出来ない。
68	多数の避難所設置をする際、職員数が不足することが予想されるため。
69	避難所の種類、地域の特性等を考慮した計画が必要。
70	避難所ごとに設備や立地条件が異なるため。
71	設備等が全て同一でないため。
72	災害発生時に、運営が混乱しないように、計画が必要と感じる。
73	大規模災害への対応を円滑に行うため。
74	地震・水害等により、避難所とならない指定避難所があるため。
75	避難所施設毎に施設の利用状況が異なるため。また、避難所を開設・運営した際、配備職員のみで十分な運営を行うことは困難であり、自治会等の共助を求める事になるため、マニュアルの作成は必要不可欠。
76	避難所の運営・管理マニュアルはあるが、そのマニュアル通り、それぞれの施設で実施できるか疑問。
77	各施設にあわせた具体的な計画が、あった方が非常に活用しやすいから。
78	避難勧告等の判断は、非常にシビアなため。
79	誰でも対応できる形が望ましい。
80	立地環境やそれによる災害耐性等、各々の施設で異なるため。
81	避難所運営について、研修会等で実情を聞いているので。
82	不特定多数が共同で運営していくためには、秩序・ルール等が必要であるため。
83	大きな災害がなかったため、避難所開設がないので、計画は必要だと思う。
84	いざという時には混乱するから。

番号	回答
85	危機感を持っていないといけない。
86	避難所運営マニュアルを作成している。(避難所ごとには作成していない)
87	避難所の運営が迅速・円滑に行われるよう、マニュアル等が必要になる。
88	避難所毎に違った運営では、避難者が困惑する。
89	半数程度の職員は、全体的なマニュアルから想像して対応できるが、対応側では対応できない職員がいるため。
90	施設それぞれで実情が違うから。
91	ある一定の計画がなければ、避難所内での住民トラブルの原因となる可能性高い。
92	避難所開設は職員が参集し、初動の体制で決められているが、避難後にどのように運営するかが決まっていない。
93	当市では、20数年大きな災害がおきていない。そのため、災害が起きて避難所を開設する時、事前に運営計画を作成しておかないと、現地において混乱が起きる可能性が、非常に高いと考えられる。
94	避難施設ごとにおける面積や常備品の違いから、個別に運営計画の作成の必要性は感じるが、現在通常業務以外手が回らない。
95	過去に被災された地域において、避難所で混乱した事例を聞いたことがある。
96	配置した職員のマニュアルが必要であると思われる。どこにどの備品があるのかわからない。
97	過去の災害発生例から。
98	大規模災害時には自治体職員のみでは運営が困難であると認識しており、自主防災組織のリーダーが活用できる運営マニュアルの作成が必要である。
99	避難所開設時に色々問題が発生したため。
100	避難所を設置した場合、公共のマンパワー不足が懸念されることから、住民やボランティアの力が必要になる。行政も住民もこのことについて共通認識として、共に避難所を運営していくための計画が必要になってくるのではないか。
101	避難所の運営について、計画等なく、発災時の運営ができない。
102	具体的な方策を立てないと、現場は運営困難。
103	職員全員が対応できる体制が必要と思う。
104	避難所運営の大変さは過去の災害を見聞きして認識している。当市では、近年大規模災害がなく、経験がないため、マニュアル等の作成の必要性は感じている。
105	施設の部屋配置やメンバーごとに相違点があるから。
106	施設の規模、避難者収容数によって、対応方法が違ってくと予想される。
107	混乱・混雑が予想されるため。
108	大規模な災害がなく、長期の避難所利用の経験がない。
109	各避難所への情報伝達方法や、食糧調達方法等が必要と考えるから。
110	学校施設・体育施設・地区集会所等があり、管理者が色々のため。
111	計画がないと本番での運営が難しいと思われる。
112	不可欠。
113	マニュアル化されていないため。
114	施設が自治区所有であり、自治区毎に計画を作成することであるが、自治区の協力要請が必要。
115	避難所によって職員が常駐しているところと、そうでないところがあるため。
116	職員配置等。
117	少子高齢化・核家族化等の地域社会構造の変化等、様々な様態に応じた対応が必要であると考えられるため。
118	避難所ごとの施設の設定内容が違うため。
119	パニックで混乱しないように。
120	緊急時の対応。
121	いざという時に混乱が起きると思うため。
122	大規模な災害が発生した場合、多数の避難者への対応をすこしでも迅速・的確に行うため。
123	近年、大規模かつ、長期にわたる避難の経験がなく、万一そのような災害が発生した時に、職員が混乱する恐れがあるため、マニュアル化が必要であると思われる。
124	避難所によって、色々な条件が発生すると考えられるため。
125	避難では住民も含めた運営マニュアルが必要であり、市職員と自治会の共同作業で、避難所運営マニュアルを作成している。
126	高齢者人口が増えている。
127	何をすれば良いのかが、わからないため。

番号	回答
128	各避難所によって、収容人数・設備等が違うから。
129	避難所毎の計画が作成するのが理想ではあるが、事務量の負担が大きい。
130	避難所運営経験が乏しいため。
131	災害発生時に少しでも迅速な対応が可能になると考えられるから。
132	全避難所を対象とした一般的な「避難所運営マニュアル」を作成した上で、施設毎に収容スペース設備が異なるので、施設の実態に合ったものを具体的に作成する必要がある。
133	個別の具体的な計画がなく、避難所の具体的な運営やその詳細については、未定なものや想定外のことが多くおこり、混乱が予想されるため。
134	避難所に受け入れる場合の体制・役割などについて、責任者・運営スタッフの充実が必要と考える。
135	個々に運営マニュアルがあれば、いざという時にスムーズな運営につながると思われる。
136	避難所毎に設備や管理者が異なるため。
137	毎回同じ職員が開設、運営に携わることはないから。
138	有事の際、計画なしでは運営できないから。
139	施設毎に大きさや設備が違うため。
140	施設によって面積も構造も異なっている。また、各施設の配属職員と災害対策本部との連携が重要である。
141	避難所毎にあると良いとは感じているが、実際には手が行き届かず、全体のマニュアルしか作成していない。
142	避難所運営訓練を行ったが、マニュアルが必要と感じた。
143	迅速な開設をするためには必要。
144	避難所を開設した際に、どの職員がどのような対応をとるのか、明確に定められていないため。
145	避難所毎に施設の利用方法や、周辺の地域組織の構成等が異なるため。
146	各避難所毎に、すべてに統一した運営改革は難しいため。
147	水害時・震災時で、設置が異なる場合がある。
148	避難所を数ヶ所開設した際の職員配置や、避難者への対応が多様化していることを考えると必要であると思われる。
149	必要最小限、何をすべきかまとめる必要がある。
150	市の避難所運営マニュアルは作成済みだが、実際の発災時には長期的な避難所運営が想定される。生活するにあたり基本的ルールは必要である。
151	災害等が発生した時に、スムーズに開設できるように。
152	災害時に避難所の開設・運営をスムーズに行うことが必要であるため。
153	避難所毎に整備水準が異なっているため。
154	避難所の運営を適切にするため必要。
155	避難所毎に条件が違っているので、別々の運営計画が必要と思っている。
156	未作成ではあるが、万一の時には重要なものとなる。
157	避難所運営に関しては、保健福祉関係職員がその任に当たるが、その職員だけでは限界があるので、どの職員も任につくことができるマニュアルが必要と考える。
158	避難所運営マニュアル(静岡県が作成)があるものの、大規模災害が発生した場合、パニックになるので、施設毎に計画がある方が良いと思う。
159	避難所の円滑な運営が今後の課題。
160	役割が明確されていないため。
161	マニュアル等を作成し、役割分担を明確にする。
162	避難所毎に、地域の特性があるため。
163	避難所の立地条件が多様なため。
164	避難所毎に設備の概要、立地条件が異なるため。
165	避難所立ち上げをスムーズに行うため。
166	計画に基づき訓練を行う必要がある。
167	施設毎に設備や地域内の職員数、運営体制に差があるため。
168	今までに避難所を開設したことが数回しかないため。
169	現在計画がなく、避難所の運営ができるか不安であるため。
170	マニュアルがなく、実際に避難所を開設した場合、迅速適切な対応ができない。
171	大規模な避難が行われた際、避難所での安全確保等、一定のルールが定まっていた方が運営しやすいと感じる。
172	避難所毎に立地条件や施設規模等が異なるため。

番号	回答
173	当町の避難所には町立小・中学校の他に、私立高校等も指定されており、施設の使用方法など考えると、施設毎に計画を作成した方が良いと思われる。
174	実際に避難させたが、地区に任せっきりでいる。少人数の場合は良いが、多数の場合を想定する必要性を感じる。
175	避難所のあり方が大切だと思うから。
176	避難所毎に特性があり、施設管理部署も異なるため。
177	避難所での対応が明確でないため。
178	避難所の円滑な管理運営等を行うため、区災害対策本部から各避難所に管理担当者を派遣するとともに、当該避難所の施設管理者、避難住民(自主防災組織等)及びボランティア等により、避難所運営協議会を構成し、同会で協議することとしている。
179	災害時にひとり一人の役割を定めていないと、機能されないため。
180	避難所に従事する職員は防災担当者ではないので、当然マニュアル的なものは必要と考える。
181	大規模な災害発生の場合、避難所施設がそのまま生活の場になってしまうため。
182	避難所を実際に開設した場合、スムーズに運営できるか不安がある。
183	統一的な考えを示さないと避難所で混乱がおきるとの恐れ、それに自治体職員の手が大きくとられると思うから。
184	施設毎に設備等が違っていて、避難者の利便性を考えると必要であるし、少数の職員で避難施設の管理運営を行っていく上でも、必要であると思う。
185	具体的なマニュアルがないと職員が何をしたら良いかわからないため。
186	今までの実績がなく、どのように運営するのかかわからないため。
187	住民が避難したにもかかわらず、避難所が開設されておらず、避難所としての役割を果たさなかった。
188	計画はあるものの、高齢者が大半のため、運営上機能を果たせるかが心配。
189	避難所の形態や周辺住民の違いにより、問題点が色々考えられるため。
190	特に避難所を設置するような災害がないので、要領がわからない。災害の体験者がいない。
191	当町において、近年避難所を設置した実績がないため、行政・地元とも避難所運営のノウハウがないため。
192	行動指針となるものがなければ、職員・学校関係者・自治会が対応できない。
193	万一の場合には、あった方が良く思うから。
194	スムーズな避難所設置運営が避難住民の不安を減少させるから。
195	住民に情報提供しないといけない。
196	避難所毎というより、体育館、地区の集会所別にパターンを作っておく必要があると感じています。
197	場当たりの対応では問題があるから。
198	避難してきた住民を混乱しなく誘導するため。
199	それぞれ設備内容が異なるため。(規模・電気設備)
200	平成 19 年度に避難所を開設したが運営がまちまちであったことと、状況などの取りまとめについて統一された方法で取りまとめができなかったため。
201	住民との協働体制が不可欠になってくることから事前に周知する必要があると思う。
202	ただ避難してくる人を迎えるだけではいけないと思う。
203	集落が孤立する可能性が高く、自主防災組織による避難所運営をスムーズに行うため。
204	避難所の規模や設備、人員がそれぞれ異なるため。
205	地震災害で町が甚大な被害を受けた場合、長期避難が必要となるが、各地区の事情に合わせた避難所運営が必要となるから。
206	マニュアル化することは自主防などの活動にも役立つから。
207	場所により状況が様々なため。
208	避難所を運営していくうえで様々な問題点がある。
209	前もった準備が必要と思う。
210	マニュアルのようなものがなければ、実際の運営時に現場の職員からのあらゆる質問などが対策本部に殺到すると考えられるため。
211	避難所ごとに施設形態が異なるため。
212	パニック状態の中での避難所運営には施設の詳細がわかっていることが大切。
213	収容所の管理人が何故避難してくるのか理解していない。(事前にトレーニングしていないため)
214	それぞれの避難所には、独自の施設があったり、環境が異なっているなどのため、作成の必要性があると感じる。
215	施設・地域により避難所運営の内容が違ってくる。担当職員がかわっても対応ができる、また他地域の方のみで

番号	回答
	も運営が可能となるよう、作成の必要性を感じている。
216	必要性は感じているが、通常業務以外に手がまわらない。
217	避難中の心身のケア。
218	施設によって使い方が違ってくるため。
219	災害に備えて。
220	大災害時に必要。
221	大規模な災害時においては、行政のみでの対応が困難であることから、避難住民による避難所の運営が望まれる。
222	福祉避難所が必要になるため、地理的情況も考える必要があるため。
223	各地域に沿った運営が必要であるため。
224	避難所運営マニュアルを作成中であり、これに基づく避難所毎の計画の必要性を感じている。
225	合併により市域が広く、避難所の数も多くなった。多くの避難所を速やかに開設し、効果的に運営するには、計画を策定することが必要。
226	指定している避難所には公民館、学校、保育園など様々であり、画一的な運営計画では実効力あるものにならない。
227	避難地区によって避難住民の年齢層が違い、また昼間であれば昼間人口の多い本町にとっては特にその人達に対する避難も検討する必要がある。
228	大規模な災害の場合、市の職員だけでは運営できない。
229	必要であると感じているが現状として、職員や地域住民の連携で対応できていると思う。
230	かなりの混乱をきたすと想定されるから。
231	町の公共施設と学校施設を分けたほうが良いと思う。
232	避難所の担当職員から対策本部への問合せが多い。
233	計画が未策定となっている。
234	人員不足のため町職員だけでの対応は不可能。地元自主防災会に対応していただきたい。
235	大規模災害時における様々な人達が避難所で生活するうえでの円滑な運営。
236	計画を作らないと本番時に対応が難しい。
237	土砂災害警戒情報が加わり地域に合った計画が必要。
238	運営手順が明らかでないことから。
239	避難所毎に施設などの状況が異なるため。(収容人数、運動場、体育館の有無など)
240	手順、手法などを明確にするため。
241	長期の避難所運営を考慮していないので区画、物資、衛生、職員配置などを訓練したい。
242	検討中。
243	備品、建物のつくりなどが違うので細部については施設毎に必要と思う。
244	備蓄物資やプライバシーの関係及び、防疫による対応が必要になってくると思われるため。
245	これまで本市では大きな災害がなく、避難所まで避難するということが少ない。しかし、近年災害の規模が大きくなり、避難所を開設する機会の増加が予想されるため。
246	東海地震など大規模での避難に対する準備が必要だと思う。
247	それぞれの避難所はそれぞれ条件が違うと思いますので計画はあったほうが良いと感じます。
248	市内 80 ヶ所の避難場所、職員のみで運営できるのはせいぜい 10 ヶ所。長期的になれば避難者が主体となった運営組織必要であるからマニュアルづくりは必須である。
249	職員や住民が不慣れなため。
250	特に教職員との連携が明記されていない。
251	講演などを聞いて避難所での生活によっては、命に関わる場合があると感じたため。
252	運営は単に物的や人的なものでなく、被災者心理にも大きな影響を与えるだけでなく、防災対策上自助、共助にとっても非常に重要な要素となるため。
253	避難所施設毎に避難所の体制が異なるため。
254	初動時において混乱を招かないようにするため。
255	避難所へ配置される職員の負担の軽減。
256	人員体制、準備品が避難所毎に異なるため。
257	災害時要援護者の受入体制について。
258	必要な最低限の事項については必要と思う。
259	避難所を開設した経験がなく、そのような場面に遭遇した場合、十分な対応ができないことが予想されるため。

番号	回答
260	避難生活が長期化する場合の円滑な避難所運営のため。
261	人事異動などで職員が変わっても迅速な対応を求められる。
262	災害に対しての住民の認識も低く、対応部署も動きが鈍い。
263	避難所ごとに、行政職員、学校職員、地域住民の誰がいつ、どこで、何をするか決めておくことにより運営をスムーズに行うことができる。
264	避難所運営計画に限らず災害時に応急対策などがスムーズに機能するためにも各種対応マニュアルの必要性を感じている。
265	今後必要に迫られる可能性あるため。
266	有事の際、当該地域の自主防災組織がスムーズに行動するのに必要。
267	具体的なマニュアルがないと、非常時に機能的に行動できない。
268	人員削減など、限られた数の市職員で各避難所を円滑に運営するためにはその指針となるマニュアルが必要であると感じているため。
269	すでにマニュアルを作成している。
270	避難所によって施設設備や面積など違っていると考えられることから、個別に作成する必要がある。
271	避難所開設を経験したことがない施設も多いので。
272	作成していないため。
273	我々避難所担当職員は普段、避難施設への出入りなどはほとんどなく、いざという時にできるだけスムーズに対応するためにも必要性を感じる。
274	その地域（避難所）に合った計画を作成することが望ましいとは思いますがそこまで手が回らない。基本となる計画を作成し、あとは臨機応変に対応する。
275	発災後、避難所は物資の保管・配給、情報の収集・発信など、避難場所以外にも様々な用途に利用されることが予測されるので、具体的な運営方法を計画する必要がある。
276	避難所に応じた対応は必要と考えるため。
277	施設によって状況は違うと考えられるから。
278	運営計画なしに避難所が機能しないと思っているため。
279	職員の人的配置、災害時要援護者のケア、一般市民の全体的なケアが明確でないため、災害時に円滑に避難を完了できるかが課題となっている。
280	避難所施設毎に管理体制や設備が異なるなか、円滑な避難生活を確保するため。
281	統一された避難所運営計画では、地域ごとに異なる多様なニーズに対応できないと考えられるため。
282	本来は施設・地域毎の特性があるため、施設毎に計画を作成するのが望ましい。
283	避難所毎に状況が異なるため。
284	避難生活のシミュレーションを行っていない。
285	いざという時に計画がないと行動できないから。
286	避難所の数に対して職員数は全く足りないことが予測できているので、避難所運営には住民が主体となって当ることが必要であるが、地区によって防災意識はまちまちである。そのため、統一した計画を住民と一緒に作成する必要がある。
287	個々の避難所によって、地域性などにより作成内容に差異が生じると考えられるため。
288	施設の状況や地域性を考慮する必要がある。
289	施設毎に設備や活動人員の知識などに違いがあるため。
290	避難所運営に関するルールなど、基本的事項を定めておく必要がある。避難所運営ノウハウがない。
291	指定施設には公共施設と民間施設があり、また施設ごとにも設備状況が違うため、その施設にあった計画があると良いと感じる。
292	各避難所によって設備が違うため。
293	各施設のつくりや通常の用途が異なるため、施設ごとの運営計画は必要と思います。
294	過去に避難所の開設及び訓練の実績がないため、実際に避難所を開設するような事態が発生した場合に混乱が予想される。
295	施設毎の態様があり、一元的に統括できない部分があるため。
296	避難所ごとに作りが異なるため。
297	施設によって被災後の後1日過程が異なる。
298	高齢者への配慮（バリアフリーの問題）や耐震性など施設ごとに検討しておく必要があると思われるため。
299	現在災害時要援護策を検討中だが、実際に避難所に要援護者が避難した時の対応が明確でないため。

番号	回答
300	自主的で円滑な避難所の運営を行うため。
301	避難所毎に運営が違くと、統制が取れなくなると思う。
302	現在、作成中。
303	自主防・行政の役割分担を明確にしたい。
304	その地域または避難所一つ一つに特徴があるため。
305	災害時要援護者に対する避難所での対応、及び施設の整備。
306	スムーズな避難所運営のためのルール作りは必要であると感じるため。
307	避難所ごと、間取り、設備等がバラバラなため。
308	発災前に想定される課題について、運営計画策定の段階で、整理することで円滑な避難所運営が実施できる。
309	避難生活が長期になる場合に、お年寄りへの対応として畳のスペースの確保が必要となることから、避難所以外の近隣の建物の利用も考慮する必要がある。
310	災害時に避難所を確実に機能させる必要があるため。
311	円滑な避難所運営に、ある程度の指針は必要と考える。また作成の場合個々に一から十まで決めるのではなく、総論、各論での対応を考えている。
312	避難所は体育館であり各地域の特性があるため。
313	避難所の立地、規模が異なるので避難所に応じた運営計画の必要性を感じます。
314	現状の体制で対応可能なマニュアルが必要。
315	具体的な人員配置、運営方法などが現在では決められておらず、実効性のある計画となっていないため。
316	被災により避難所を含む地区が孤立した際の対応や、地区に存在する自主防災組織との連携・協働に関する事項をもりこんだ計画があった方が良い。
317	大規模災害が発生した場合、その運営方法を検討する必要がある。
318	避難場所の早期開設や効率的な運営をするには必要だと思う。避難施設には授業再開などの本来業務があるので、災害発生後、避難と業務の間で調整をすることになると思う。計画を作成し、情報を共有する事で、その両方がスムーズに進むと思う。
319	自主防災組織の有無など、自治会に防災意識の差がある。
320	平成 19 年度に担当職員向けの避難所開設・運営マニュアルを作成したが、一律の内容となっており、避難所ごとの施設状況、周辺状況に適應するためのマニュアルの補充をする必要があるため。
321	あらゆる災害に対応したケースバイケースの計画が必要。
322	避難所の状況がそれぞれ違うため。
323	災害の経験がないため、避難所での運営のノウハウの不足。
324	避難所となる学校施設のどこをどのように活用するのか、人員をどのように配置し、どう行動してもらうのか基準がない。
325	災害時の避難所ではたくさんの諸問題の発生が想定され、その対応に関する判断を運営主体となる地域のリーダーがスムーズに行うことが重要であり、その地域に適した計画が必要と考えるため。
326	中心街、住宅街など住んでいる場所により、避難所の運営に携わる人の数、ニーズなども違ってくると思われるため。
327	初期には自治体による対応が困難であることから、付近住民等で構成される避難所運営管理協議会が自主的に運営することとしている。
328	避難所運営計画（運営マニュアル）があれば、例え要因として市職員がいなくても、ある程度は運営が可能と思われるからです。
329	施設毎に対応が違ってくる。
330	学校等を指定しているため、長期的になった場合等計画すべきと思う。
331	避難所が統一した建物でないため。
332	業務が広範囲にわたり、ニーズも多様であるため、役割分担の整理、何がどこまでできるのかの検証も含め、いざ避難所を開設した際に円滑に運営していくためにはマニュアルは必要。
333	災害発生後は混乱などにより、適切な避難所運営をすることが困難であるため、事前に計画を策定することで、適切な運営をすることができる。
334	災害時にスムーズな対応ができるため。
335	避難者の安全の確保、生活環境の維持、要援護者へのケアという点からも、必要性はあると感じる。
336	ここ数年間大きな災害に見舞われていないが、今後発生する恐れがあることから、早急に対策する必要がある。
337	地域ごとの避難所運営計画は、その地域特性などを吟味しながら作成すべきであり、自主防災組織結成推進とと

番号	回答
	もに、計画作成の必要性は高まっている。
338	マニュアルの作成方法などがあれば、策定したいと思っている。また計画があれば、災害時の対応が早期にできると思われるため。
339	災害が発生した場合、長時間にわたって多くの人が共同生活を行なう。避難所での一定のルールに基づく組織・体系づくり等が必要であり、このことが市民の生命・身体及び財産を、災害から保護できると感じていることから。
340	マニュアル的なものがあった方が、事前に準備できることもわかるし、いざという時に戸惑うことも少ない。
341	住民が大規模避難を経験したことがなく、運営マニュアルを作成して、スムーズな避難所運営を行なわなければならない。
342	当村は集落が点在し、集落間の道路事情も良いと言えず、集落が孤立する事も想定されるから。
343	各避難所によって施設の大きさが違い、避難者数もかたよることが予測されるため、初期の運営については、マニュアルなど作成する必要がある。
344	避難所ごとに、施設設備の状況や、扱いが異なると思われるため。
345	避難所によって、地域特性等が異なるため。
346	災害時の役割分担が必要であること。
347	大規模災害で被害を受けた市町村では避難所運営が困難を極めており、平時からの取り組みなしには、いざという時避難所運営はできないと思う。また、市職員も動きを知らなければ役立たず、混乱を招く事態となりかねないから。
348	当村は避難所指定は1ヶ所なため問題はないが、複数あれば、同様の施設でなければ必要と思われる。
349	施設ごとは別にして、避難所の運営計画がないと、市職員の負担がとて大きくなる恐れがある。特に、地域(自治会)やボランティアとの連携、役割分担をルール化する必要がある。
350	地震や水害といった被害の種類によって使用できる避難所が異なり、また避難場所1つ1つが、収容スペースや水まわりといった構造が違うため。
351	詳細なマニュアルは必要ないと思うが、最低限必要となるものや、行動計画はあって良いと思う。
352	運営計画はあるにこした方がよい。
353	財政的事情により非常用通信設備の設置、耐震診断ができず、作成するには時間を要す。
354	避難所施設の構造、立地場所などの違いがあるため。
355	発災時の避難所運営を円滑に行なうには、あらかじめ基本となる計画が必要と考えられるから。
356	避難所施設の形態がそれぞれ違うため。
357	避難所により、年齢層、要援護者等が異なるため。
358	各施設により内容が異なるため。
359	訓練を実施して、必要性を痛感した。
360	避難所により、規模・設備の違いがあるため。
361	避難所配置の経験のない職員等でも行動にうつせるマニュアルや、各機関等との協力体制がとれる計画をする必要がある。
362	人員配置や事務、業務等のマニュアルを作成し、運用する必要がある。マニュアル、今後作成予定。
363	避難施設の規模や収容人数がそれぞれの避難所において異なるため、必要である。また避難所を開設した場合、マニュアルがないと、避難者の身勝手な行動が予想され、收拾できないと思う。
364	混乱した状況の中で冷静に判断し、避難所運営をスムーズに行なうためにも、必要なものだと感じています。
365	住民の要望に地域性がある。
366	地域防災計画(震災対策編)で避難所の管理運営について定めているが、施設によっては災害時、要援護者の処遇に十分配慮できない施設があり、その対応方法を避難所運営計画で定めたい。
367	住民に避難ルートの確認など、災害時の対応(災害の種類)で避難体制が違うため。
368	各避難所の実情に適した計画を作成することで、災害時に円滑な避難所運営が行なえるため。
369	避難所の統一した運営方針があり、これに基づいて対処することとしている。
370	市全体を見れば統一性は必要であるが、地域性をふまえた計画を作成することは、大切であると考えています。
371	限られたスペースを有効活用するためには、避難所を共有する地域住民自らの発意による避難所運営マニュアルなどを定め、かつマニュアルの実効性を確認するためなどの訓練が必要である。事前対策をすることで、円滑な避難所運営が図れる。
372	万一の場合、混乱すると思われるため。
373	本市は南北に30kmと、海岸沿いから平野部、山間部に広いことから、それぞれの避難原因に違いがあるため。

番号	回答
374	発災時の避難所の設置・運営を、円滑に実施するため。
375	各種災害により避難所開設位置にかたよがりがあるとともに、各避難所の能力（収容数）に格差があり、地域ブロック的な避難所運営計画が必要と感じる。
376	ある程度ルール化、文書化していないと、人が交代した時に混乱を生じる恐れが高い。
377	避難所の運営マニュアルが確立されていない。
378	とりあえず避難所運営マニュアルを作成したい。
379	避難民は受身になってしまうため。
380	避難者がある一定の生活維持が保てることを、必要と考えているため。
381	避難住民の不安解消・混乱防止のため。
382	施設の状況等が、避難所ごとに異なっているため。
383	避難所の円滑な運営を行なうため。
384	同一地区に数ヶ所避難施設がある場合、災害ごとの優先順位、要援護者の受入体制が定まっていない。
385	事前に計画があれば、災害発生時に迅速な対応がとれるため。
386	避難所運営を円滑に行なうため。
387	災害時の円滑な避難所施設の運営体制が、確立されていないため。
388	避難所ごとに、規模の違いや施設内容等の違いがあるため。
389	緊急時、混乱することなく迅速な対応を行なうため。
390	避難所運営マニュアルはあるが、実災害時の個別計画をして具体化する必要があるため。
391	学校ごとの避難所運営協議会（学校・職員・地元自治会等が委員）を設置する必要がある。
392	避難所内の混乱防止のため。
393	水害時には民間施設の借用もあるなど、施設形態にも合わせた運営計画が必要と感じている。
394	大規模地震災害時においては、行政主体の避難所運営は、困難が予想されるため、住民を主体とした避難所運営体制が必要と考えるため。
395	地域防災計画には、避難計画が記載されているが、H17 市町村合併に伴い、範囲拡大したことにより、多様な場合が考えられることから、地域に則した避難所施設毎のものが必要である。
396	地理的条件や施設の構造も違うため。
397	施設毎に立地条件、構造等が異なることから、必要性を感じている。
398	施設により環境が異なるため、共通の計画のみでは対応できない部分がある。
399	発災直後の混乱状態の中で、円滑に運営管理するためには、各避難所の実状に応じたルールや役割を事前に、地域住民へ周知する必要性を感じる。
400	施設毎に、設備や備品が異なる。職員の配置も変わる。
401	予め、自主防災会、行政、施設管理者で意志確認ができるので、非常によい機会となる。
402	避難所となる施設に常勤の職員は、防災業務と関係が薄く、また想定される事態を見越した計画を事前にたてておくことは、突発的事案における対応力強化に寄与すると考えられる。
403	施設によって規模や用途が違うため。
404	実際に避難所を開設した場合、対応がわからず、本部等に運営の仕方を訪ねられ、本部が逐一指導せざるを得なくなり、本来の業務が出来なくなるため。
405	大規模災害が発生した場合、行政で避難所の運営が困難である事が予想され、小規模の災害であっても、初動時においては施設管理者の指揮、命令が必要とされるため。
406	避難所の運営は大きな混乱が予想されるので、必要性を感じている。基本的計画（共通）と施設毎の2本立てが良いかと思う。施設毎は、地域の住民と共に作成する必要があるから。
407	運営計画を決めないと、災害発生時は要援護者だけでなく、施設関係者もパニックになり、まとまるものもまとまらない。
408	避難所を開設、運営するとした場合、職員だけでなくボランティア等の協力が必要となるが、施設により装備品や機能が異なることから、スムーズな開設、運営を行なうために計画が必要。
409	施設毎の備品等の内容もはっきり把握していない。どの職員が応援に行き、どういう手順で開設し、避難住民に対して、どう対応するかなどマニュアルがないと実際は困難である。
410	避難所ごとで、施設内容が異なるため、対応が変わってくることも考えられ、迅速且つ正確に対応するために必要と思われる。
411	基本的な部分は同じだと思うが、施設によって様々であるため。
412	避難対象数の把握と、避難者数、避難者所在地の確認、避難者の管理（かつてに移動する）。

番号	回答
413	近年大規模な災害が、当市では起きておらず、危機管理意識が低いように思われるため、いざという時にかなりの混乱が生じる恐れがあるため。
414	迅速な対応をとりたいため。
415	実際の避難所運営をしたことがないため、「避難所運営マニュアル」を作成しなければならない。
416	避難所の規模や開設方法が異なるため。
417	災害の種類毎に避難所を指定しているため。
418	避難者の実態の把握及び健康管理。問い合わせ等による安否情報提供。
419	災害時に混乱しないように、事前に対策を行う必要があるため。
420	災害時に現場職員が迷うことなく行動を取るため。
421	避難運営について、市と地域住民との役割分担を決める必要がある。また、地域の高齢化率を考慮するなど、地域の実情に合わせた運営が必要である。
422	各避難所において勝手が違うため。
423	担当者が常に同一人物でないこと。避難所によって、設備が違うため。
424	混乱する恐れがある為。
425	様々な機関が避難所運営にかかわり、個々の施設の状況も異なるため、円滑な避難所運営を行うには、事前の意思統一が必要。
426	事前に計画を作成しておくことで、スムーズな運営が可能になると考えられるため。
427	職員が何をすれば良いか、分からないと思うので。
428	大災害時における対応のため。
429	これまで大規模な災害が発生しておらず、避難所を開設した例がないため、適切に運営することが出来るか不安である。
430	震災時において、本庁者からの職員の派遣は困難であり、地域（自治会や自主防災組織など）での運営協力が必要と考え、行政と地域の役割などを検討する必要がある。
431	施設ごとで管理運営により、秩序を守っていくことが必要。
432	共通事項のみにとどまっているが、各々の施設の状況に合わせた対応が必要となると思われる。
433	施設毎（地域及び学校等）のマニュアルを現在作成中である。施設毎での管理運営方法の違いによる。
434	施設毎の設置状況が異なることから、災害発生時において、配置された職員等が対応に苦慮すると思われるため。
435	避難所に市職員を配置する事以外は、具体的な計画がなく、配置職員も当惑してしまうため。
436	避難所の多くが指定管理者制度を導入しているため、運営計画は必要と考える。
437	災害時の迅速な対応には不可欠である。
438	計画やマニュアルを各施設で作成することにより、開設、運営に係る一連の作業をイメージすることができ、事前に問題抽出、職員の意識付けになると考えるから。
439	個々の生活環境が違う者同士が共同生活を営むことになるので、統一的なルール作りの必要性を感じています。
440	避難所毎に施設の配置や、機能等が異なっており、円滑な運営を行うためには必要である。
441	避難所毎に町会、自治会による運営組織を組織しているが、それぞれ構成町会数や規模、訓練（防災）への取り組みに差があるため。
442	実際に避難所を開設する場合、誰が行っても開設できるようにしておく必要がある。
443	自治体内においては、地域により考え方が違い、比較的近距離に避難所がある場合と、避難所までの距離が長距離となる場合がある。また、以前から居住している地域と分譲地内における避難所の考え方に違いがあるため。
444	指定避難所の施設管理者の自覚が薄い。
445	施設毎ではなく、どの施設においても活用できるものが必要。
446	施設設備の違いや、年齢層の違いがあり要支援者対策の面で。
447	当市の避難所は学校であり、行政、学校、住民の協力により避難所の運営ができる。計画を事前に策定しておけば、個々の役割が明確になり、スムーズな避難所の運営ができる。
448	避難所により、避難民の年齢構成に偏りがあるため（農村地帯は高齢化が進んでいるため）。
449	避難所運営マニュアルを作成。
450	平成11年に作成した地域防災計画では定めていないが、これから随時計画をすすめていきたい。
451	避難所運営マニュアルを作成し、避難所である学校と地域住民との協力体制を構築したい。
452	発災時における避難所の設置、及び運営を円滑に行うため。
453	避難所施設毎に、運営計画を作成できればより施設の状況（トイレ、備蓄品、和室等の有無）に応じた運営が可能となる。

番号	回答
454	全避難所を対象とした簡単な業務計画（初動マニュアル）はあるが、訓練時にもほとんど見られていない。また、避難所職員も固定ではなく、変わっていくので施設毎の対処方法を記したものを、施設に常備する必要がある。
455	避難所の形態、立地条件が違うため。
456	避難所のある地域によっては、自主防災組織のあるところもあり、連携を図りながら運営していく必要があるため、事前に計画を立てておくことがスムーズな運営につながると思われる。
457	避難所を開設したことがなく、被災地の運営計画を作っておかないと、避難所が機能しないように思える。
458	施設管理者、自主防災会、行政それぞれの役割分担を明確にしておく必要があるため。
459	避難所の運営がスムーズにできる。
460	運営については、全て行政の手で行うというのは不可能であり、避難所利用者（町会や自主防災会等）が中心となり、運営できるようにする為マニュアルは必要。
461	防災計画では個別の施設まで対応できるものではないため。
462	避難所用はない。
463	今後の課題として検討を要する。
464	地域毎の収容能力及び、資機材等を明確にする必要がある。
465	地域防災計画に、マニュアル策定を記載している。
466	避難所毎の対応が異ならないように、統一した取り扱いが必要。避難者の把握も必要。
467	本区は、区立の小中学校を避難所として指定し、避難所毎に自治町会で運営する学校避難所運営会議を組織している。その中で、運営マニュアルの作成や訓練を実施している。
468	施設毎に形状が違うため。
469	避難所運営に精通した職員が少ないことから、避難所運営を迅速、確実に行うためにも必要だと思う。
470	一定基準のもとに、避難所内をレイアウトし、避難所をスムーズに運営するために必要である。
471	適切に避難所を運営するため。
472	感じているが、施設管理者において作成する事が望ましく、個別の事象の相違が著しく進展しない。
473	大規模災害発生時に不都合が生じるため。
474	市民等が避難する施設として避難所を定め、その所在、名称、受け入れ可能人数等を市民に周知するため。
475	当市は広域合併をしたところであり、合併旧市町村で避難所の運営スタイルがあり、一定基準以上については各区の独自性を尊重し、地域に合う避難所運営を行うこととしている。
476	避難所の開設、運営等については、地域防災計画に記載しているものの、内容的に詳細ではないため、実際の有事の際での対応を考えれば、各施設毎等に詳細な運営計画を定めておく必要を感じている。
477	施設毎に形状、収容人員等の違いがある。
478	新潟県中越地震などにより、避難所生活が注目されており、また様々な問題点が出てきているなど、それらに対応した運営マニュアル等の作成が必要と感じている。
479	大規模災害時の避難所運営は、住民主体の運営が求められているため、その必要性を感じている。
480	避難所運営計画の作成によるメリットは様々考えられるが、特に連絡や組織の運営が円滑にできると思われるため。
481	各避難所の地理的条件等を考慮した運営計画があれば、より迅速な初動体制が整えられる。
482	施設ごとの使える設備や使えない設備があること。収容可能人数に差があること。避難所派遣職員のスキルUPのため。
483	避難所を運営する場合、職員は少ないと考えられるので、計画を作ることにより誰でも避難所を運営できるマニュアルみたいなものが必要。
484	毎年開設するものでないので、最低限のマニュアルとして何かほしい。
485	今まで避難所を開設するような被災経験がなく、職員・住民とも危機感は希薄である。
486	現時点では福祉避難所も設置しておらず、管理不足が考えられる。また、高齢者の多い地域として被災後のケアも大事だと考えている。
487	中越地震以降、避難所運営委員会の設置の必要性が国・県より示されているため。
488	避難所となっている施設は一律の機能を有しているわけではないので、それぞれのやり方を明確にすると良い。また、住民組織に運営を協力いただく場合も計画がある方が理解を得られやすい。
489	避難所運営について、職員が共通認識をもっていないから（学校施設利用、住民との役割分担、要援護者への配慮など）。
490	災害時要援護者収容施設等、健全者収容施設等においては、それぞれの運営計画を作成する必要がある。
491	職員が避難所運営のすべてを行うことは不可能であり、地域住民が中心となって運営することが望ましいため。

番号	回答
	避難所の混乱を避けるため。
492	施設管理者との連携の必要性。
493	避難所運営については、事前に定めておく必要がある。
494	避難所開設・運営スタッフが常に同じ人とは限らず、マニュアル化し誰でも行えるようにする事が必要である。
495	実際、避難所に配備された職員が、どう動いて良いかわからない場合が想定されるため。
496	避難所毎の担当者を決め、各施設の鍵の管理方法、トイレや調理室等の付属施設の使用方法などを事前に確認しておいたほうが、実際に災害がおこった際に、効率的に避難所運営が行えると考えられるため。
497	施設毎に開設責任者、連絡体制、配置要員等、具体的な運営計画が必要。
498	いざ災害が発生したときのため。
499	避難所において発生することが予想される課題を示して、混乱なくし円滑な避難所の運営をすることが、避難者の安心につながるため。
500	災害の種類によっては開設しない避難所もある中で、限られた運営職員の適正配置と運営要領の策定は必要である。
501	スムーズな避難所運営を行うため。
502	地域住民・自主防災会が連携を図り、地域で共に助け合う「共助」の意識を持っていただき、災害発生後の災害活動（マンパワーによる復旧活動）が求められるから。
503	避難所には想像できないくらいの人数の避難者が来ると思われることから、予め運営計画を作成することで少しでもスムーズな避難所運営をすることができる。
504	避難所施設毎に施設の状況や避難住民の特性（高齢者が多い、外国人が多いなど）が異なるため。
505	これまで災害を経験していないが、近年の災害を見聞きすると、計画を作成した方が良いのかと思う。
506	当町では、避難所を開設したことがないので、今後は色々なことが想定されるため。
507	避難が長期になる場合の運営計画は特に必要だと思う。
508	大規模災害の経験がないため。
509	施設毎に避難者の対応できる備品に違いがあったりするから。
510	避難所といっても避難区分、規模等様々であり一概にできない所があるため。
511	職員数の減により、職員以外の住民に運営を依頼することも考えられるため。
512	地域特性や避難所の立地等、避難所の状況に応じた運営計画が必要となる。また、避難所の運営は行政と地域住民とが協力して行うべきものと考えているが、避難所の運営計画も住民自らが作ることで計画を自分達のものとし、避難所の運営も住民が主体的に行うことが期待できる。行政は必要な材料を提供するという立場にとどめている。
513	災害時には、地域の実情に合わせた避難所運営が必要となるため。
514	住民主体の避難所運営のため、計画を明示する必要がある。
515	施設により管理責任者や開館日等が異なるため。
516	避難施設の管理形態や施設の特性、地域性等が異なるため。
517	避難所開設の初期段階での要領は定めているものの、中期又長期的な運営計画、また施設毎の計画は定めていない。
518	過去に実績がないので、いざというとき困ってしまうのではないかと。
519	避難所施設管理者から具体的な対応について、どのようにしてよいかわからないといった事を聞いている。
520	実際の運営で混乱をきたす可能性がある。
521	自然災害はいつ発生するかわからないので、作成する必要があるのでは。
522	原則的に運営に当たる職員は役職等で割り当てしていることから、統一的効率的な運営のため。
523	現在、作成中です。
524	能登半島地震において、避難所での対処要領がわからなくて、困ったと職員から。
525	避難所施設の状況に差異があるため、それぞれの施設に添った運営計画があった方が望ましいと考えるため。
526	避難所が指定管理になったため、避難所運営等の経験が乏しいため。
527	施設毎に設備も違うため、いざという時のために、マニュアルなどは作成しておくべきだと考える。
528	被災者のニーズに対する迅速な対応のため。
529	年齢や障害程度等での部屋の住み分け等、あらかじめ作成しておけばトラブルが少ないと思う。
530	緊急時に対応できるように。
531	避難所を開設した際に、行政だけでは手が回らない。よって地域の方々と役割分担をすることによって、避難所運営がスムーズに行く。

番号	回答
532	避難所の開設を迅速に行い、公平な運営をすることが被災者支援として重要である。
533	実際の避難の経験がない。
534	災害は突発的であるため、事前の準備が必要だと思うから。
535	運営上のルールを定めておくことは、必要である。
536	平成16年台風18号災害より、異常気象時の自主避難者が増加しているため。
537	現在のところ避難所を開設した実績がなく、運営計画を作成するための問題点等、充分把握できていない。他自治体における避難所運営における問題点等参考にしたい。
538	地元町内会や防災関係機関と連携しての運営が必要なため。
539	実運営については、温度差が生じている。従って計画の徹底検証が必要である。
540	計画やマニュアルがなければ、円滑な避難所運営が難しいと思うから。
541	災害の混乱期に、登庁できた職員のだけであっても、スムーズな運営ができるマニュアルが不可欠と考える。そこで、統一した「避難所運営マニュアル」を作成してある。
542	設毎のマニュアル化は必要。
543	避難所施設毎に、収容人員や防災資機材等の備蓄状況が異なるため。
544	公共施設や学校施設などの違いがあるため。
545	避難場所運営に携わる自治会や、関係者の事情に合わせた柔軟な運営計画。
546	避難所開設を円滑に行うため。
547	災害時に円滑な避難所運営を、行うためにも必要であると思う。
548	避難者を収容してからの対応について決めていないと、何をしたらよいかかわからないだろうと思う。
549	自主防災組織を中心とした運営。
550	大規模災害の時は、ある程度指針(マニュアル)がなければ困惑する。
551	各避難所の設備、立地条件等が違うため、それぞれ運営計画を作成する必要がある。
552	避難所運営を理解していないものであっても、対応しなければならないケースがあるため、マニュアル作成も必要である。
553	個別に作成しておかないと、意味がないのではないか。
554	ここ最近、避難勧告や指示等を発令しておらず、自主避難のため避難所を開設している。これくらいの規模ならば避難所運営もスムーズにしているが、いざ避難勧告や指示を発令するような大規模な災害が発生した場合、避難所運営が上手くいか不安であるため。
555	様々な情報がある中で、避難所への情報伝達(他地域の状況)などが上手く行えていない。
556	マニュアル。
557	今まで避難所生活をするような災害は起きていないが、いつ避難所での生活が必要となるかを感じる。
558	実施時マニュアルがあった方が良い。

(必要性を感じていないと答えた自治体の回答)

番号	回答
1	避難所施設毎の計画は考えていない。
2	総合的な計画が、地域防災計画に測定されているため。
3	各地区のセンターが主な避難所になっており、毎年防災訓練が行われ、住民に周知されている。
4	本市では避難施設開設・運営マニュアルを作成済みであり、また、避難施設の現況調査を毎年行い、全ての避難施設の最新状況を把握しているため。
5	どの地域も地理的条件も類似しており、施設によって特に変える必要は無いと思うからです。
6	自治公民館組織がしっかりしており、消防団と連携して対応すると共に、災害本部との連絡も密に行っているため。
7	避難所開設・運営マニュアルを作成している。各施設に応じてマニュアルを運用すればよい。
8	ある程度均一的な運営が必要であるから。
9	全体で避難所運営マニュアルを作成している。
10	割当て職員により、過去数回実働し、内容を把握しているため。
11	避難所毎ではなく、避難所全てに共通するマニュアルでも、十分対応できると考えるため。
12	統一した避難所運営マニュアルを職員に配布している。
13	施設毎の作成は難しい。
14	避難所全体の運営マニュアルを作成するので、各避難所はこのマニュアルを参照に運営する。
15	共通の計画で対応可能と考えているため。
16	避難所開設・運営マニュアル対応可能。
17	統一した運営計画で、対応可能と思われる。
18	現在のところ、全避難所一律の運営計画となっており、台風等の災害時において、特に施設毎の計画の必要性を感じていないため。しかし、大規模災害を想定した時には、必要性もでてくるかもしれない。
19	避難所施設毎でなく、全体的なもので充分でないかと感じている。
20	防災計画の見直しが優先。
21	避難所施設毎ではなく、基本的な計画でよい。
22	災害専門の担当職員がおらず、日々の業務で手が回らず、これまで避難所運営についてシミュレーションしたことがない。
23	運営計画を作成しなくとも、支障ないと思う。
24	現在、避難を要するような災害がないので、その必要性を感じていない。
25	避難所の予定施設の数が多くこと。全ての予定施設を開設するとは考えていない。
26	住民自主防災会自らの運営を期待しているため、行政で作成する必要がない。
27	地域的に災害の種類が限定されており、避難所毎に計画を定める必要性は感じていない。また、避難所毎に計画が異なると本部としては、把握しづらいものと思われる。
28	臨機応変に対処したいため。
29	避難所ごとには必要ないと思うが、多くの人が収容される避難所には、円滑に対応できるような何かを定めた方がよい。
30	災害等により、運営方法が変化するため。
31	既に作成済みの避難所開設・運営マニュアルの活用により、対応が可能と考えるため。
32	施設毎ではなく、市としてのものがあれば、良いと考えている。
33	整備済み。
34	基本となるマニュアルがあるので、それより運営する事になっているため。
35	基本的な運営計画は統一したもので良いと考える。その上で条件によって、施設毎の修正・追加等が適切と考える。
36	当市においては、避難所の運営及び設置は市長が行うことになっており、各避難所には職員を派遣する事になっているため。
37	施設毎まで細分化した計画は必要ないと思う。
38	自主避難で少人数であるため。
39	施設毎に計画を作成するのではなく、避難所開設時における運営方法・ルール等を定めた、全般的なマニュアルは必要だと考える。
40	本町は台風常襲地のため、住民が台風対策に熟知している。また、島の地形等からして、大雨・洪水などの災害がない。しかし、地震・津波に対する災害意識がないに等しい状況である。

番号	回答
41	市域のほとんどが市街化区域に面していない。また、公民館及び小中学校が避難所であるので、避難所ごとに避難所運営計画を作成することは考えていない。
42	類似の施設がほとんどなので、運営計画といったものがあれば、他にも適用できる。
43	施設により運営計画の作成は必要であると思うが、施設ごとの作成は困難である。
44	避難所運営の共通マニュアルを作成し、各施設毎の詳細については、臨機応変に対応することで、作成は必要ないとする。(当市の指定する収容避難所は全て、小中学校であるため、施設区分が全て同じ)
45	全体の避難所開設マニュアルがあれば良いと思う。
46	公平な運営という観点に立てば、統一の計画で良いと判断する。
47	どの程度の人が避難するのか不明。実際に運営する自主防への周知が難しい(1~2年で役員が交代するため)。
48	計画を作成しても「絵にかいたモチ」となるため。
49	全体の運営マニュアルがあるので。
50	避難実績が少ないため、どのような状況になるのかイメージできない。
51	やるべきことは決まっているので。
52	近年大きな災害が発生していないから。
53	事前の運営計画の有効性に疑問がある。
54	区長に運営を任せている。
55	避難所を開設する経験が乏しい(大規模な災害が近年少ない)。
56	災害の種類や規模により、各々の避難所の役割が変わるため、計画によって固定化することが困難と考える。
57	本町のような小さな自治体において、施設毎に異なる計画を作成する意図がわからない。
58	小規模な人口。
59	「避難所運営マニュアル」に基づき行われる予定のため。
60	状況により対応が異なるため。
61	基本的な避難所運営計画も作成していないため、こちらを先に作っていききたい。
62	避難所はすべて公共の施設であり、避難所での対応・取り決め事項を統一して、一冊のマニュアルを作成しているから。
63	マニュアルより、実践型の避難所開設運営訓練の実施の方が重要であると考えから。
64	短期間・少人数が多いため。
65	計画までは必要ない。
66	避難者や自治会が自発的に運営すべきもの。
67	事前に町民の方への避難等については、場所を指定して、その確認・連絡体制をとっているため。
68	避難所運営計画は、統一した方が良いとの考えから。
69	避難所全体の運営マニュアルを作成中であるから。
70	運営マニュアルで代用。
71	避難所運営計画の必要性は感じているが、各避難所の運営については、自主防災組織の役割が大きいことから、自治体はその骨組を作成すべきと考える
72	各自治体が積極的に運営を行っている。
73	類似施設が多く、類似施設では一つのマニュアルで足りると感じている。大規模な避難収容施設では、作成する必要性を感じている。
74	避難が長期にわたる場合は必要と考えている。現在までのところ、その例がなかった。
75	全体の避難所運営計画を作成しているため。
76	地元住民が自主的に運営している。
77	災害の内容はその都度異なり、状況に応じて臨機応変に対応するため。
78	現時点では、小・中学校の体育館のみ指定しているため、共通した運営計画を検討したい。
79	避難所運営マニュアルを既に作成しているため。
80	集会所や公民館が避難所であり、地域の自主防災組織で管理運営されているため。
81	施設毎には作成しなくても良いと思う。ケースバイケースなので必要ない。
82	施設毎に策定する必要性がないが、一般的な計画は必要。
83	全体のマニュアルで補足。
84	災害時においては計画通りに対応できないと思われるため、統一的な運営計画を一つ取り決めておくことで問題ないと思われる。
85	公の施設のためのため、全体での計画で良いと思われる。

番号	回答
86	避難所の開設実績がない。
87	現時点では、全避難所共通のマニュアル（計画）で対応することになっているため。
88	小規模な自治体のため。
89	事務が煩雑になる。職員研修不足。
90	避難所運営マニュアルで策定している。
91	統一的な運営マニュアルを定めているので、そちらで対応すれば良い。
92	避難所毎には必要ない。
93	運営マニュアル（手引き）の作成で対応する。
94	町で避難所運営マニュアルを作成しているため。
95	避難所毎に作る必要はないが、各地域の拠点的な避難所については必要だと思う。
96	毎年避難所運営訓練、図上訓練などを実施しており、各避難所において個々の対応ができるよう、体制を整えている。また、年に数回、避難所を開設している本市においては、実務で経験済み。
97	災害の種類・状況により、避難範囲などが異なるため個々には作りきれないため、基本となるマニュアルを作成し、対応することとしている。
98	計画についてはボランティアセンター、行政、自主防災などによる計画作成が重要であると考えている。（現在検討中です）
99	地域などを一まとめと考え、全体的に捉えたい。
100	平成16年災害（台風など）時においても大きな問題がなく運営できたから。
101	基本的に同様な避難施設や学校などなので施設毎の運営計画の必要性は感じない。
102	人口1000人であるため、防災計画に基づいた運営で対応可能。
103	大きな災害が少ない地域である。
104	一定の基準により対応が可能と思われる。
105	統計的に避難を要する災害などは、地形的に少ない。地域防災計画中で明記する旨を検討中。
106	全体で避難所運営マニュアルを作成しているため。
107	今まで特に問題など支障を起こしていない。
108	共通的な避難所運営に関するマニュアルを作成していることから。
109	避難所の運営は本市で定める運営マニュアルに基づく共通ルールで実施することとしているため。
110	既存の災害応急対策計画で対応可能なため。
111	小中学校は施設毎でなくても良いと考えている。
112	長期避難に耐える施設が少なく、ほとんどは一時的避難のみの対応となると思われ、個別・詳細な計画の必要性が低い。
113	画一的な運営計画はあっても良いと思うが各避難所地域性があると思われるので、地域のリーダーに詳細はまかせても良いと考える。
114	各避難所の計画を作成すれば数十通り作成することになり、作成に多くの時間を要することになり、計画変更にも多くの時間を要する。また、災害時の取り扱いが複雑となる。
115	避難所を収容する施設である以上、運営に差異が生じることは好ましくなく、計画の弾力的な運営は状況に応じ対処すべきではあるが、避難所は統一したルールのもと運営することが望ましいと考える。
116	感じていないというより、イメージがわからない。どういった内容が必要なのか、またはケースバイケースで動くため必要か。
117	災害の想定が希薄。
118	全体としての避難所開設・運営マニュアルがあるから。
119	同じマニュアルで対応可能。
120	大まかなものは防災計画に定めている。施設毎に定めても、大規模災害時に計画通り運営するのは困難。
121	本町は小規模な町のため避難所の数も少なく総体的な運営計画があれば、個別の計画を作成する必要はない。
122	当町においては、上記運営計画について未作成だが、平成18年11月及び、平成19年1月の津波警報による各避難所の運営に関しては、特に支障なく対応している状況なので特に必要性を感じない。
123	施設毎の対応は基本的には同じかと。
124	同類の施設では運営計画は同じと考えている。
125	経験がないのでよくわからない。
126	避難所運営マニュアルを基に施設ごとにアレンジして運営するため。
127	ほぼ同様、同規模の施設であり特に個別に定める必要は感じない。

番号	回答
128	基本的な運営計画を応用し、実施するものと考えているため。
129	基本ベースを数パターン作成すればよい。
130	統一的なマニュアル作成済。
131	全て公共施設であり、おおむね共通的に運営できないと考えているため。
132	避難所運営計画作成の必要性はあると思うが、施設毎に作成する必要はないと思うため。
133	一つの避難所運営計画を複数の避難所に適用する方が効率が良い。
134	基本的な運営計画があれば、状況により対応が可能。
135	状況によって対応の方法やレベルが変わると思われるため。
136	当市では避難所施設を小中学校体育館としており、施設形態がほぼ同一なため必要性を感じない。
137	共通の運営計画で対応可能であると考えている。
138	避難所運営については統一的なマニュアルにより運用しており、個々の対応についてはその都度異なるため。
139	避難所施設ごとに差異はあるが、職員防災マニュアルにより初動時における避難所運営は対応できるものと考えている。
140	災害の種類、度合また避難人数により運営方法が違うため。
141	全避難所（地）の共通マニュアルとして作成している。
142	元々、避難所の管理・運営は自主的に行われるべきと考えるが、その根幹となる対策（災害対策本部との連絡体制、物資・食糧の手配など）が統一されていないとすれば、混乱を招くことになるため。
143	自治体は統一的な基本計画を作成し、各避難所の計画は避難所の責任者を定めており、その責任者と地域住民で作成することと考えている。
144	主な施設のみで良い（他は準用）。
145	全てがケースバイケースで、凝り固まった計画書を作成したところで効果が認められない。
146	一般的な運営マニュアルを作成済で、施設毎までの必要性を感じない。
147	避難所共通の運営計画は必要であり、施設毎までは不要である。
148	流れの中で、日々その避難所ごとの取り決めが出てくることもあるので。
149	本市では、主に学校や公民館等を避難所としていることから、避難所の開設運営に関しては、基本的に統一されていて良いと考えている。
150	避難所が学校であり、同様の対応で可能なため。
151	これまでの運営で対応できている。
152	災害の発生状況によりマニュアルを作ることにより、混乱を招く恐れがある。
153	作成済の避難所共通のマニュアル等で、必要な内容は充足していると思うため。
154	大規模災害時に使用する避難所（学校施設）の、運営マニュアルを作成する必要がある。
155	避難所ごとに事情が異なり、またその時々状況が変わるため、基本的なこと以外は臨機応変な対応としている。
156	当町においては避難所の内、基幹避難所は全て小・中学校であるため、統一的な運営計画で良いと思う。
157	個別に作る理由が、特にないため。
158	毎年訓練しているため。
159	避難所運営計画を統括している、避難所運営マニュアルを作成してあるから。
160	共通的な避難所開設・運営マニュアルに基づき、個々の避難所については、運営委員会により運営計画を策定するため。
161	大きい災害が、最近起こっていないため。
162	避難所の運営が長期にわたる恐れがある時は、マニュアルにより避難所運営委員会を設置し、自立運営体制を確立することとなっているため。
163	避難にいたる災害発生が、極めて少ない。
164	これまで長期に及ぶ避難所開設の経験がなく、特に課題が生じていないため。
165	施設ごとではなく、全体のマニュアルは必要と感じる。
166	臨機応変な対応が求められる。
167	避難所ごとにマニュアルを作成するには箇所数も多く、地区との調整、訓練の必要性も出てくる。各種留意点を網羅した全体共通のマニュアルを作成し検証しておく方が、地区による対応差をなくして、本部の指示も伝達しやすくなり、連携もとりやすくなる。全体共通のマニュアルを作成し、職員による初期対応の避難所運営を実施、その後地域住民が参加した避難所運営をする方針です。
168	運営計画を作成しても、実質は大半の判断が防災担当部局によって、その場で行なわれるため。
169	防災計画では一般的な執務要領を作成しているため、当面これらに基づき対応する。

番号	回答
170	避難所運営に当たる職員（配備員という）は、避難所固定ではなく配属により異動するため、運営に混乱を招かぬよう、統一的な計画が適当と思われる。
171	避難所毎に定める必要性は低いと判断している。
172	防災計画に記載している為。
173	市が指定する避難所施設については、小中学校校舎及び、体育館となっており、これら施設毎に作成する必要はないと考えている。
174	避難所毎にマニュアルは必要だと思うが、計画まで必要とは思わない。
175	今のところ、自主防を中心とする「先ず避難」の体制を整備しており、次の段階と考えている。
176	作成する必要がないと考えるため。
177	統一的な計画を作成し、施設ごとにアレンジしていく予定。
178	過去に実績が少ないため。
179	各避難所共通の避難所運営マニュアルを作成済みであり、また運営に当たっての各避難所ごとの課題は、各避難所個別に対応することとしているため。
180	「避難場所整備運用計画」を作成し、冬季と緊急的に収容避難場所を中心施設として位置づけ、積雪寒冷地という地域性も考慮している。
181	避難所に配置する職員は、必ずしも固定されていない為、標準的なマニュアルで対応するほうが、混乱を招かないと考える為。
182	町がせまい事と、集落ごとに避難施設があるため。
183	訓練を実施しているから。
184	災害の種類、規模、入所対象者等に応じ、作成を要するため作成困難と思われる。町関係職員の経験に基づき運営することとしている。
185	避難所運営に関する一般的な運営計画があれば十分と考える。
186	町防災計画に記載されている範囲内で、避難所の運営等を行うことができるので、施設毎に計画を作成する必要性は感じていない。
187	一部の避難所施設を除いては、同じ運営計画で対応できると考えている。
188	避難所施設毎に、計画等を作成するのではなく、全ての避難所共通の避難所設立・運営マニュアルを作成する事で、足りると思われる。
189	避難所運営マニュアルは一本化してあり、避難所毎に作成する必要性は感じていません。
190	避難所を施設毎の運営計画について、具体的に検討していない。
191	施設毎に計画が違うと、職員が対応できないと考えられる。
192	ある程度統一された計画であれば足りると考える。
193	統一した計画があれば運用できる。
194	運営については、施設を問わず一律に行うため。
195	基本的な運営は同様と思われる。ただ災害の種類によっては、対象を変えるべきだと思う。
196	地域防災計画によりカバーできるため。
197	避難所の箇所数も多いことから、個別の計画作成は難しい。現在全体の避難所の運営マニュアルを策定中であるが、ある程度については、そのマニュアルで対応可能であり個別策定の必要性は感じていない。
198	避難所運営マニュアルを作成しているが、すべての避難所で活用が可能。ただし個々の設備や備品などを事前に把握する必要がある。
199	避難所運営マニュアル作成予定のため。
200	当町では避難所が 47 ヶ所あり、職員全員でも現実的な運営ができない。避難所運営を行う程の大災害が発生したことがないので、必要性の実感性が少ない。
201	一部の施設で作成し、その後は統一のものでも良いと思われる。
202	避難所設置経験が無いことから、必要性を感じていない。
203	どの避難施設においても、対応は同じだと思う。
204	すでに避難所運営マニュアルを各避難所に設置済のため。ただし適宜内容修正をする必要性は感じる。
205	まだ全体的な避難所運営マニュアルも作成していないため。
206	共通することが多いので、施設毎に作成する必要はないと思う（特記事項のみ施設毎に作成すれば足りる）。
207	共通の計画で運営可能であると考えから。
208	地域との連携が常時とれているため。参考・人口 1500 人。
209	各島とも人口が 50～150 人前後であり、旧知の間柄である島民の方々を計画でしばりつける必要性はないと考え

番号	回答
	る。しかし、最低限のルールは、全体としてなければならぬとも感じている。
210	避難所全ての計画を作成するのが先決。
211	施設毎に作成しても、備蓄倉庫の場所の違い以外は、ほぼ同じものとなる可能性があるため。
212	統一的なマニュアルは作成しており、それで概ね対応可能。
213	避難所の多くは、公共施設を指定しており、概要により運営が可能と考えます。また、災害規模や避難者の数、対応人数などは、災害により異なるためそれぞれ詳細に規定するのは、難しいと考えます。
214	災害の種類、避難所、避難する人、様々なケースがあり、臨機応変に対応する必要があると考えられるため。
215	各地区において、避難所運営マニュアルを作成しているため。
216	統一的な避難所運営計画を作成すれば、いいと考えている。
217	全般的な避難所運営マニュアルを作成しているため。
218	狭小な範囲に住民が居住しており、一律の対応を考えているため。
219	平均的な規模の避難所の運営計画を作成し、その運営計画で全て避難所が対応するが良い。
220	自主防で地区毎に活動してもらおうようにしている。地区民で活動している。

『避難所施設毎に避難所運営計画を作成していない理由』 (問 13-1 自由回答)

(一部の避難所施設でしか作成していないと答えた自治体の回答)

番号	回答
1	現在モデル地区において、避難所運営マニュアルを作成中。
2	避難所の運営主体により異なるため。(進行管理不足)
3	主となる避難所で作成している。
4	障害者等を受け入れる施設との協定を、優先させているため。
5	施設毎に違うので、統一した計画を作成した後、施設毎に作成。
6	防災職員が兼務、作成に手が回らない。
7	小さな自治体なので、災害の規模に応じて、臨機応変に対応しているため。
8	防災担当課より作成依頼をしていない。
9	一時避難施設のため。
10	全避難所施設において、施設職員(学校教職員等)、地域の自主防災組織および、市の避難所開設担当職員による連絡会を実施し、マニュアル作成を進めているが、作成作業がまだ完了していない施設があるため。
11	「避難所開設訓練」を通じて対応しているため。(開設訓練を実施していない施設には計画作成が遅滞している)
12	自主避難を含め、だいたいいヶ所を避難所として開設するため。
13	学校のみ作成している。
14	作成をお願いしているが、まだ作成中のところが多い。
15	全体の避難所運営計画を作成しているため。
16	一部の避難所施設というより、全施設共通の避難所運営マニュアルは作成している。
17	避難所の本来の施設機能に差があるため。
18	被害の事例があまりないので関係機関との調整(役割分担、動因計画)がとれない。
19	自主防などの組織がなく避難所の開設者が不明である。
20	今後の課題。
21	火山・水害被害が発生しやすい地域の避難所では作成しているが、それ以外は作成していない。
22	すべての避難所施設を開設しないので。
23	同類の施設では運営計画は同じと考えている。
24	一般的な避難所運営マニュアルは作成しているが、施設毎のは作成できていない。
25	平成20年度中に第二次避難所すべてに作成する予定。
26	水害が多く、水害時対応のマニュアルしか作成しておらず、水害時避難場所についてのみ作成している。
27	避難所管理についての一定の指針がなく、マニュアル等の作成については、学校まかせになっているからと思われる。
28	各地区における防災への関心に温度差があるため。
29	計画作成の合意を得るのに、時間がかかっている。
30	住民組織(自主防災組織)との協議が必要。
31	現在は、地域防災計画や職員の動員マニュアル、現地連絡所(避難所)運営指針に、避難所の運営・開設について基本的な事項は記載してあるため。課題は順次検討をしていく。
32	市では計画を作成していないが、避難所となる小中学校教校が、独自に計画を作成しているため。
33	避難所の実質的な運営主体は地域である。地域が自ら主体となり計画を作成することが最良であるが、計画策定には非常に体力(エネルギー)を要するため。
34	今後、地域の実情に即した具体的な計画と、避難所開設運営マニュアルを作成して対応する。
35	基本的な部分の収容計画等は作成している。
36	地区集会所等を避難所としているため、地区による作成が必要となる。
37	避難所については、ほとんどが町の施設を指定しているが、2~3カ所については、民間と協定をむすんでいる為。
38	自主防災組織を中心に作成してもらうように支援を実施中。
39	現在全ての避難所運営計画の作成を目指し、避難所運営会議を実施している。
40	区内37ヶ所の救援センター(避難所)全てについて、運営マニュアルの作成を行う予定であるが、作成にあたり地域防災組織との調整等に時間を要するため、平成19年度末現在、27ヶ所の完成にとどまっています。
41	住民の主体性を尊重している以上、地域によってばらつきがでるのは、ある程度はやむをえないと考えている。
42	どこまで対応が必要なのか、十分な議論と検討が必要。

番号	回答
43	各々の避難所施設の状況を把握し、作成することに時間を要するため。
44	一町会でも、避難所の位置によっては分割を強いられる事により、3~4町会の運営となることから温度差が生じる。
45	避難場所設置にあたり、自治会長、自主防災会長、施設管理者、避難場所担当職員等で構成された、避難場所運営委員会の立ち上げを順次進めている段階であり、運営計画は各避難場所運営委員会で作成するため。
46	1の内容で進めているが、現在はまだ一部の避難所しかできていない。

(作成していないと答えた自治体の回答)

番号	回答
1	通常業務以外で時間を取れない。
2	現在検討中。
3	避難所の管理者に作成してもらいたいが、手がまわらない。
4	各地区における地形・地質等、検討しながらの作業となり、専門的知識も必要なため、容易に作成できないが、必要性を強く感じる。
5	現在避難所運営の統一的なマニュアルを作成中。
6	市で統一的なものを1つ作成してある。
7	H20年度に作成予定としている。
8	本市では避難施設開設・運営マニュアルを作成済みであり、また、避難施設の現況調査を毎年行い、全ての避難施設の最新状況を把握しているため。また、津波緊急一時避難施設については、毎年実際に避難施設開設に携わる担当職員が現地に行き、施設管理者立会いのもと、避難施設開設の手順等を確認しているため。
9	予算・人員体制の不足。
10	避難所運営のノウハウがない。
11	今後の地域防災計画の修正作業の終了にあわせ、別に検討していきたい。
12	施設毎の異なる内容ではなく、同一の運営計画を運用している。
13	現在、避難所運営について検討中。今後、施設の状況等考慮して、各施設のマニュアルを作成予定。
14	早急に作成しなければならないと感じている。
15	自治公民館組織がしっかりしており、消防団と連携して対応すると共に災害本部と連絡も密に行っているため。
16	作成中。
17	開設したことがない。
18	各部署の担当マニュアルが作成されていないため。
19	避難所開設・運営マニュアルを作成している。各施設に応じてマニュアルを運用すればよい。
20	一般的な運営マニュアルの検証すら行っていないから。
21	今後検討していく。
22	職員不足。
23	全体で作成した避難所運営マニュアルがあり、不足の事態については臨機応変に対応することとしている。
24	割当て職員により、過去数回実働し、内容を把握しているため。
25	避難所全てに共通するマニュアルがあることと、そのマニュアルの中で各避難所の運営については、避難してきた人と、行政側との話し合いによって決定することとしている。
26	作成を考えているが、避難所施設の用途が同じでないため。
27	今まで、避難所を設置するような災害がなかったため。
28	1人1人が仕事を多く担当しているため、作成する時間がない。
29	建物内については、安全確認後初めて避難所になる。ブロック別で避難場所指定していないので、人数検討不明。
30	運営計画のベースとなる、運営マニュアルを現在作成中のため。
31	現在、避難所全体の運営マニュアルを作成中。
32	防災計画がまだ定まっていない。
33	共通の計画で対応可能と考えているため。
34	そこまで手が回らない。
35	来年度作成予定。
36	今年度地域防災計画を策定するので、今後作成する。
37	全施設一律同じ計画である。
38	防災計画の見直しが優先。
39	来年度作成する予定である。
40	作成する予定であるが、現段階では作成していない。
41	計画に盛り込む内容を検討中。
42	職員の人員が不足している。
43	避難所運営は住民の自主的な活動を行政が支えるべきだが、主体としての住民自主防災組織が育ちきれていない。
44	全体の避難所運営マニュアルができていない。
45	作成予定である。

番号	回答
46	時間がない。
47	作成する担当職員がいない。
48	運営計画を作成しなくとも支障ないと思う。
49	統一した避難マニュアルを作成していないので、その作成が先決と考える。
50	どのように避難所を開設していくのか規定しにくい。そのため、先ずどの避難所から開設していくかなど、整理したい。
51	各マニュアルは現在作成中。
52	現在、避難を要するような災害がないので、その必要性を感じていない。
53	避難所の予定施設の数が多いこと。全ての予定施設を開設するとは考えていない。標準マニュアルを作成し、対応。
54	今後作成予定。
55	庁内の各部署の意識において、防災担当部署で作成するものと思われる。
56	住民自主防災会自らの運営を期待しているため、行政で作成する必要がない。
57	今後作成していく予定。
58	現在、防災マップ等に記載している避難所を、見直す作業を進めている。
59	地域的に災害の種類が限定されており、避難所毎に計画を定める必要性は感じていない。また、避難所毎に計画が異なると本部としては、把握しづらいものと思われる。
60	平成19年度末までに、作成する予定である。
61	他に優先すべき事業があるため。
62	手が回らない。
63	必要に迫られなかったため。
64	臨機応変に対処したいため。
65	地域防災計画を十年近く見直していないため、その修正作業を優先させていること。また、修正が完了しても、計画の細部で様々なマニュアルが必要で、時間的な余裕がない。
66	全体で1つの運営計画があれば、施設毎の計画は必要ないため。
67	災害等により、運営方法が変化するため。
68	作成方法がわからない。
69	既に作成済みの避難所開設・運営マニュアルの活用により、対応が可能と考えるため。
70	避難所開設の事例が近年なく、具体的な話になっていないため。
71	通常業務以外に手が回らず、未着手。
72	施設毎までは必要ないと考えている。
73	施設毎には作成していないが市地域防災計画において、避難所の設置運営について定めている。
74	避難運営の主体となる自主防災会に、運営計画の作成について理解が不十分で、具体的な計画作成まで話し合いができていない。
75	大規模な避難実績がない。
76	各小学校が避難所であり、共通の運営マニュアルは作成済みである。各小学校の避難所運営に関して大きな違いはないと思われるため、作成していない。
77	作成する知識と余裕がない。
78	来年度の取り組みと考えている。
79	全体統一的なマニュアルは作成しているが、各避難所ごとについては、避難所担当部署に作成をさせることになっているが、その行動がない。
80	現在は、地域防災計画上で運営計画を定めているが、今後より具体的な運営マニュアルを作成する予定。
81	マニュアルがあるから、それぞれでは作成していない。
82	同上。
83	地域住民との協議等、作成には多大な時間がかかるため。
84	今後作成予定のため。
85	時間的余裕がない。
86	作成中。
87	市町合併に伴う地域防災計画策定に伴い作成中。
88	避難所によって管理者が異なるため、統一して運営計画を作成するのは難しい。
89	避難所運営マニュアルで網羅できるのであれば、施設毎の計画は必要ないと思う。

番号	回答
90	施設に対してではなく、避難所の地域に属する自治会が、避難所運営計画を作成している。
91	必要性は感じているが、通常業務以外に手が回らない。
92	どのように作成してよいかわからない。
93	他の仕事を兼務しており、手が回らない。
94	現在、全体のマニュアルを作成した段階であり、今後個々のマニュアルを作成する予定である。
95	防災計画について、今後見直しを予定している。その時に・・・。
96	時間・人手が足りない。
97	難しすぎる。
98	本市は東西 4Km、南北 5.3Km、行政区域面積は 14.15 km ² で市域のほとんどが市街化区域に面していない。また、公民館及び小中学校が避難所であるので、避難所ごとに避難所運営計画を作成することは考えていない。このことから、施設ごとではなく、避難所の標準的運営マニュアルを作成している。
99	全体の避難所で、使用できる計画を作成中。
100	類似の施設がほとんどなので、運営計画といったものがあれば、他にも適用できる。
101	検討中。
102	必要性は感じているが、業務に余裕がない。
103	避難所運営の共通マニュアルを作成し、各施設毎の詳細については、臨機応変に対応することで、作成は必要ないと考える。(当市の指定する収容避難所は全て、小中学校であるため、施設区分が全て同じ)
104	地域防災計画に掲載し、すべての避難所施設がこれに準ずる運営を行うこととしてあるため。
105	避難所開設マニュアルを作成している。
106	担当職員の不足。
107	公平な運営という観点に立てば、統一の計画で良いと判断する。
108	多方面の部署での調整が必要であり、作成及び運用に時間を要するため。
109	どの程度の人が避難するのか不明。実際に運営する自主防への周知が難しい(1~2年で役員が交代するため)。
110	計画を作成しても「絵にかいたモチ」となるため。
111	全体の運営マニュアルがあるので。
112	作成できる状況ではないため。
113	検討はしているが、防災担当職員の数が限られており、そこまで手が回っていないのが現状。
114	避難実績が少ないため、どのような状況になるのかイメージできない。
115	手が回らない。
116	作成に向けて準備中。
117	今のところ作成する時間的余裕がない。
118	避難所運営について、重要であると理解できていなかった。
119	防災計画の見直し中で、対応マニュアル等が完成したら、マニュアルに沿った内容で、今後担当する部署で検討する。
120	本部よりの指示で行動していただく。
121	大規模な災害がなく、長期の避難所利用の経験がない。
122	必要性は感じているが、他の業務を優先し、作成できていない。
123	作成の方法が不明。
124	避難所運営について担当部署と打ち合わせができていない。
125	避難所が各地区の公民館等であり、運営管理をすべて任せているから。
126	各自主防災組織が主体になり作成した方が良いと感じるため。近年中に基本的なマニュアルを作成をしたい。
127	自治区への協力要請が必要である。
128	担当者の手が回らない。
129	合併後、地域防災計画を作成したが、個々の計画作成は今後の課題である。
130	現在検討中である。
131	当町では避難実績がないため、どういう風に作成すれば良いかわからないため。
132	ひな型がないと作成できない。
133	本町のような小さな自治体において、施設毎に異なる計画を作成する意図がわからない。
134	小規模な人口。
135	必要性を感じており、今後検討することをしたい。
136	20年度中に作成を予定している。

番号	回答
137	ノウハウがない。
138	「避難所運営マニュアル」に基づき行われる予定のため。
139	避難所の指定はしているが、運営計画まではタッチしていないため。
140	事務量の負担が大きい。
141	統一的に作成している避難マニュアルで対応できる。
142	必要性は感じているものの、作成までには至っていない。
143	作成中である。
144	ここ 20 年以上、避難所設置はしていない（大きな災害がなかった）。しかし、計画作成の必要性は感じている。見本となる運営マニュアルをお示しいただければ幸いです。
145	避難所はすべて公共の施設であり、避難所での対応・取り決め事項を統一して、一冊のマニュアルを作成しているから。
146	多忙により手が回らない。
147	作成する暇がない。
148	必要ない。
149	時間がないため。
150	必要性は感じているものの、運営計画作成への理解が足りないため、現在は当該計画を作成していない。
151	避難所毎にあると良いとは感じているが、実際には手が行き届かず、全体のマニュアルしか作成していない。
152	施設ごとでは作成していない。
153	今後検討していく。
154	昨年度から今年度にかけて、合併後の地域防災計画（概要版を含む）の作成を行った。今後、この計画を基に各マニュアル運営計画を作成していくため。
155	今まで職員数が少なく、作成していなかったが、4 月 1 日より防災対策室から、危機管理課になるのに伴い作成予定である。
156	避難者や自治会が自発的に運営すべきもの。
157	現在検討中。
158	現在作成するまで手が回っていない。
159	業務の怠慢。
160	市の基本となる避難所運営マニュアルを先に作成してあるが、実際に避難してくる自治会・学校・行政で（避難所単位）運営委員会を設置しており、その中で作成を考えていく。
161	避難所運営計画は、統一した方が良いとの考えから。
162	避難所施設については、公営・民間があり、所々により運営方法が違う。当市における避難所の数は多く、作成できていない。
163	今後、避難所運営マニュアルを作成する予定（避難所施設毎には作成しない方向）。
164	避難所の中には、自治会において自主運営を行うことも多々あるため、避難所毎の作成については難しい面もあり進んでいない。
165	検討中。
166	現在地域防災計画の全面改訂の作業を行っており、計画策定後に検討する。
167	避難所としての開設訓練が実施されていなかったため、運営という面に目が向けられていなかった。
168	避難所全体の運営マニュアルを作成中であるから。
169	現在検討中。
170	避難所運営マニュアルで対応している。
171	運営マニュアルや配備体制、地域防災計画等で代用。
172	人員不足の為、不可能。
173	避難所開設マニュアル(案)については、作成・整備中であることから、今のところ施設毎の運営計画までは作成していない。
174	県の避難所運営計画に準拠。
175	今後の検討課題である。
176	現在作成中。
177	今後検討。
178	作成する必要があると思うが、学校側との調整等、進められていないのが現状（通常、その他の業務で手が回らない）。

番号	回答
179	今後作成予定。
180	福祉部局と今後作成についての協議中である。
181	ノウハウがないため。
182	現在、作成しているが、どのような計画にしたら良いかわからない。
183	この件について、深く検討してこなかった。
184	地区の集会施設が避難所になっており、数が多いため計画作成まで手が回らない。
185	現時点では作成していないが、作成予定である。
186	避難所担当職員等は決めており、災害内容や規模によって運営状況も変わるため、避難所毎の計画までは必要性を感じていない。
187	あらゆる災害に対応したケースバイケースの計画が必要。
188	災害の内容により、運営する方法も異なり、臨機応変に対応するため、計画の必要性を感じていない。
189	職員が不足している。
190	時間・人手不足のため。
191	他の計画作成が優先され(国民保護・要援護者等) てきたため。
192	避難所運営に係る役割分担や協議事項等についての枠組みは、地域防災計画において規定しており、個別具体的な計画は、避難所開設後、避難状況や地域事情等を踏まえ、各避難所の運営協議会で協議し、実施することとしている。
193	避難所運営マニュアルに基づき、各避難所毎に対応することになっている。
194	今後作成予定。
195	集会所や公民館が避難所であり、地域の自主防災組織で管理運営されているため。町の施設は町で管理運営している(一ヶ所)。
196	手が回らないのが現状。
197	地域防災計画の見直し時に作成したい。
198	計画書の作成をしたいが、ノウハウがわからない。
199	手が回らない。
200	手が回らない。
201	これから作成予定。
202	今後作成予定。
203	特に避難所を設置するような災害がないので、要領がわからない。災害の体験者がいない。
204	作成をする予定ではあるが、業務多忙でなかなか着手できない。
205	現在、検討委員会を立ち上げ、策定中。
206	通常業務で手が回らない。
207	施設毎に策定する必要性がないが、一般的な計画は必要。
208	統括的なマニュアルを作成しているため。
209	現時点で避難所は537箇所あるため。
210	特になし。なかなか時間がないことと、人手不足が考えられるが、早急に着手するよう努めていきたい。
211	今後検討。
212	業務多過によりそこまで手がまわらない。
213	これから作成予定である。
214	担当職員が少なく手が回らない。
215	これまで、必要とされていなかった。
216	平成20年度中に作成する予定。
217	避難所毎には手が回らない。
218	現在検討中。
219	具体的にどのような内容にすれば良いか不明なため。
220	現時点では、全避難所共通のマニュアル(計画)で対応することとしているため。
221	小規模な自治体のため。
222	すべてのケースを想定するのは困難。
223	作成する時間的、人的な余裕がない。
224	今後、順次作成する予定。
225	事務が煩雑になる。職員研修不足。

番号	回答
226	今後作成していく予定。
227	必要性は感じているが、通常業務以外に手がまわらない。
228	統一的な運営マニュアルをもってよしとしているため。
229	町で一つあれば良い。
230	今後マニュアルを作成する予定。
231	作成検討中。
232	町で避難所運営マニュアルを作成しているため。
233	通常業務以外に手がまわらない。財政的に余裕がない。
234	危機感の不足。
235	現在防災計画見直し中のため、今後検討していく。
236	検討中。
237	毎年避難所運営訓練、図上訓練などを実施しており、各避難所において個々の対応ができるよう、体制を整えている。また、年に数回、避難所を開設している本市においては、実務で経験済み。
238	必要ないため。
239	共通の対応マニュアルを作成しており、個々には作成していない。
240	計画についてはボランティアセンター、行政、自主防災などによる計画作成が重要であると考え。 (現在検討中です)
241	実際に作成するためのノウハウがない。
242	平成16年災害(台風など)時においても大きな問題がなく運営できたから。
243	避難所運営マニュアルを作成中であり、平成20年4月以逐次避難所毎の計画を作成するよう調整。
244	昨年度まで専任の防災担当が配置されていなかったため、そこまで手がまわらなかった。
245	今後、作成に向け検討はしていきたいが、時間的な問題や自主防災会・自治会の連携など進まないのが現状である。
246	運営計画作成のノウハウがない。(手引きなどがあれば良い。)
247	今後、作成を予定している。
248	通常業務が多く手が回らない。
249	計画基準が現在定まっていない。
250	3月に合併のため新市で作成予定。
251	大きな災害が少ない地域である。
252	手がまわらない。
253	現在、自主防災組織を立ち上げ中。
254	基本的な基準により対応可能であると思われる。
255	合併後まもないため進んでいない。
256	地域防災計画を見直し、検討する。
257	全体で避難所運営マニュアルを作成しているため。
258	人員不足。
259	検討中。
260	箇所数が多く不可能。(300施設)
261	作業中。
262	長期的な避難・災害がない。
263	再度避難所施設を検討中。
264	これから。
265	今後、作成予定である。
266	これまで大きな災害に見舞われたことがないため。しかし、今後作成したい。
267	手がまわらないのが実情。自主防災会長会議では、運営についての説明を行ってはいるが。
268	どのように作成したら良いか検討中。
269	共通的な避難所運営に関するマニュアルを作成していることから。
270	作成する必要性が低いものと考えられるため。
271	既存の災害応急対策計画で対応可能なため。
272	作成のため、情報収集中。
273	防災計画の内容にとどまり、「行動マニュアル」の作成までは至っていない。

番号	回答
274	複雑な問題であるため、作成に時間がかかっているため。
275	現在運営マニュアルを策定中。
276	人員不足。
277	今後、作成する。
278	平成 19 年台風 9 号の被災時の避難時でこれといった避難を実施したことがなかったことによる。
279	検討中。
280	これまで避難が長期に及ぶ災害がないため。
281	現在、地域防災計画の見直しを行っており、その作業終了後に作成しようと考えているため。
282	長期避難生活がない。
283	人員不足。
284	避難所を収容する施設である以上、運営に差異が生じることは好ましくなく、計画の弾力的な運営は状況に応じ対処すべきではあるが、避難所は統一したルールのもと運営することが望ましいと考える。
285	来年度から作成する予定。(避難所運営マニュアル)
286	避難所運営訓練を実施しており、一定程度熟知していると思われる。
287	現時点、必要性に迫られた経験がない。
288	共通の運営計画は作成済みであり、この計画を参考に地域で計画を進めることを検討中。
289	地域防災計画の改訂を平成 20 年度に予定しており、その後の策定予定。
290	地域防災計画の見直しの中で作成する必要がある。
291	現在まで必要性を感じていなかった。そこまでの災害にあたったことが過去になかったので今後検討したいと感じる。
292	災害の想定が希薄。
293	人口も少なく、自主防、消防団も充実しているが今後検討していく。
294	避難所ごとに個別の運営計画は作成していないが、避難所として開設した場合の運営マニュアルがあるので。
295	避難所毎ではなく、全体としての開設運営マニュアルにのっとってそれぞれの避難所に対応していくものとする。
296	大まかなものは防災計画に定めている。施設毎に定めても、大規模災害時に計画通り運営するのは困難。
297	地域防災計画の一部(別冊)として「避難場所開設・運営マニュアル」を設けてはいる。
298	現在、県避難所運営マニュアルを基本としているが、マニュアル作成まで手がまわっていない。
299	必要性がわからない。
300	本町は小規模な町のため避難所の数も少なく総体的な運営計画があれば、個別の計画を作成する必要はない。
301	施設管理者と調整もあると考えるので、そこまでの協議にすら至っていない。
302	避難所の運営は避難者の代表と連携をとって自主運営のかたちで行うため。
303	当町においては、上記運営計画について未作成だが、平成 18 年 11 月及び、平成 19 年 1 月の津波警報による各避難所の運営に関しては、特に支障なく対応している状況なので特に必要性を感じない。
304	作成検討中。
305	平成 19 年 12 月に地域防災計画を策定し、避難所も見直され、今後運営計画の作成を検討していくところである。
306	地域防災計画改訂後に方向性について検討。
307	施設毎の対応は基本的には同じかと。
308	通常業務以外になかなか手がまわらない。
309	これまで避難所を開設するような災害発生がない。今後、作成に向け検討。
310	避難所の指定、非常食、毛布などの備蓄は行っているが、避難所運営計画まで整備が進んでいない状況です。
311	簡単なマニュアルは作成しており、現在はそれに対応している。長期的な避難については想定していないので、今後検討する必要がある。
312	避難所開設の実績がなく、作成すべき内容についてなお検討を要するため。
313	他の業務と兼務につき、作成する暇がない。
314	地域防災計画を改訂し、運営計画を今後作成を予定している。
315	全施設共通で作成している。
316	避難所運営マニュアルを基に施設ごとにアレンジして運営するため。
317	同様、同規模施設であり個別には作成を要しない。
318	人手不足とノウハウを持つ専門員がいないこと。
319	基本的な運営計画を応用し、実施するものと考えているため。

番号	回答
320	知識が少ないため。
321	必要性は理解しているが、作成までには至っていない。
322	統一的なマニュアル作成済。
323	町地域防災計画の全面的見直しを終了したばかりのため。
324	地域防災計画の整備が進んでいないこと。避難所運営を担当する班との意識がはなれている。
325	手法がわからない。
326	今後検討する予定。
327	災害が少なく、過去10年では1度も使用した事がない状況もあり、作成していない。
328	合併後まもないから。
329	避難所の担当職員に作成してもらう予定。
330	計画作成までなかなか手が回らないため。
331	一つの避難所運営計画を複数の避難所に適用する方が効率が良い。
332	そこまで緻密に計画を作成している余裕がない。具体的にどのような計画を作れば良いのかわからない。状況によって運営形態が変わってしまうように思う。
333	市の対応として「避難所運営マニュアル」は作成できているが、避難所ごととなるとなかなか時間がなく、何をポイントとして差別化していくかを検討するのも難しい。
334	当市では避難所施設を小中学校体育館としており、施設形態がほぼ同一なため必要性を感じない。
335	時間、人力的に余裕がない。
336	今年計画していく予定。
337	必要性を感じていない。
338	全ての避難所に運営計画を作成するだけの職員が確保できないため。
339	現在「防災モデル地区推進事業」を実施し、地域が主体となった計画を策定予定。
340	今までに大規模な災害がなく、長期や多数の避難事例がないため。
341	現在の課題であり、今後作成は必要と考える。
342	共通の運営計画で対応可能であると考え。
343	総論について作成検討中。
344	全体向けのマニュアルがあるため。
345	作成に向け検討中。
346	地域防災計画の見直し作業を行っているため。
347	避難所機能運営基準に基づき運営する。
348	県の作成したものを準用しているため。
349	先に総括的な運営計画を作成し、その後各施設毎の特殊性を考慮した計画を作成すべきと考えているため。
350	現在まで自主避難の経験しかないため。
351	避難所運営については統一的なマニュアルにより運用しており、個々の対応についてはその都度異なるため。
352	施設毎の個別計画は、内容が詳細になる一方、実態に応じて更新頻度を必要とするため。発災頻度を考慮し、全施設共通のマニュアル整備にとどめている。
353	手がまわらない。
354	避難所施設ごとに差異はあるが、職員防災マニュアルにより初動時における避難所運営は対応できるものと考え。
355	地区町内会に自主防を進めている。今後運営計画を作成に向け検討したい。
356	災害の種類、度合また避難人数により運営方法が違うため。
357	平成20年度から生駒市地震防災対策アクションプログラムに基づいて、施策に取り組む予定。
358	今後実施を計画している避難所開設訓練、担当職員による実地調査を経て作成を進める予定であるため。
359	地域防災計画を含めた見直しを行うため。
360	元々、避難所の管理・運営は自主的に行われるべきと考えるが、その根幹となる対策（災害対策本部との連絡体制、物資・食糧の手配など）が統一されていなければ、混乱を招くことになるため。
361	自治体は統一的な基本計画を作成し、各避難所の計画は避難所の責任者を定めており、その責任者と地域住民で作成することと考えている。
362	県が既に「避難所運営マニュアル」を策定し、公表していますので独自の作成はいまのところ考えていません。
363	検討中。
364	現在、作成中。

番号	回答
365	現在指定の見直しを検討しているところであり、今後の課題である。
366	合併したばかりで、時間がとれないため。
367	避難所が多く、地区的事情もあり作成できていない。
368	避難所担当部署との協議がはかかれていない。
369	防災担当の専任職員がいないため、人的理由により作成できない。
370	避難所施設の位置づけを含め、再検討が必要なため。
371	個別でなく、全体計画は作成している。
372	一般的な運営マニュアルを作成済で、施設毎までの必要性を感じない。
373	避難所共通の運営計画は必要であり、施設毎までは不要である。
374	避難所の運営に関しては、協議等行なっている経過はあるが、具体的な計画の作成には至っていない。
375	合併したことから、現段階計画等に携わる人員等の確保ができていない。
376	地域ごとのワークショップを開催する必要があるため、そのためには何かと準備が必要であるため。
377	各種災害に応じた避難所の指定をすることと、防災計画の中に全体的に掲載しているため。しかし、今後は施設別のマニュアルを作成しなければならないと思っている。
378	避難所を開設する福祉部局との調整が進んでいない。ノウハウがない。
379	全避難所統一の運営計画を作成しているため。
380	今後、作成について検討したい。
381	なかなか避難所施設ごとに計画を作成する時間がなく、職員向け防災マニュアルに、一般的な避難所解説、運営上の手順については記載しているため。
382	流れの中で、日々その避難所ごとの取り決めが出てくることもあるので。
383	本市では、主に学校や公民館等を避難所としていることから、避難所の開設運営に関しては、基本的に統一されていて良いと考えている。
384	運営計画に手をつけていなかったため（方法がわからない）。
385	計画の策定や、避難所にさく人材がない。
386	体制が整備されていない（担当の）。
387	避難所が学校であり、同様の対応で可能なため。
388	計画がなくても運営できているから。
389	災害の発生状況によりマニュアルを作ることにより、混乱を招く恐れがある。
390	作成済の避難所共通のマニュアル等で、必要な内容は充足していると思うため。
391	平成17年2月に町村合併しており、地域防災計画は作成したが、今後防災マップを作成してからと考えている。
392	台風や豪雨などにおける第一次避難場所の運営については、避難場所担当職員に対して、避難場所の開設・閉鎖、避難者情報などを報告するものとしている。
393	ノウハウ、情報収集中。
394	今後の課題。
395	現在検討中。
396	人員不足による。
397	避難所ごとに事情が異なり、またその時々状況が変わるため、基本的なこと以外は臨機応変な対応としている。
398	上位計画が未作成であるため。
399	現在実情等の把握、及び状況を考慮し、検討中であるため。
400	全基幹避難所に統一した運営計画で、対応しているため。
401	今後、早急に作成したい。
402	最近、県から避難所運営マニュアル（案）が提示されたところである。
403	個別に作る必要性がないため。
404	毎年訓練しているため。
405	運営マニュアルを配布している。職員を配備している。
406	どのような内容の計画を作成したらいいかわからない。
407	通常業務で手が回らないため。
408	災害の種別、被害等、様々な状況に対応する必要があり、各施設の運営計画を作成することは、作業的に困難である。
409	庁内調整、地域との会合などは設けていないため、独断での作成はできない（転局）。
410	昨年度地域防災計画を作成したところで、今後作成していく予定。

番号	回答
411	県で作成した運営マニュアルをそのまま流用する予定ではあるが、町独自の計画の必要性は感じる。
412	住民が、避難所運営について自らが主となって行なわなければならないことを、あまりわかっていないようだ。マニュアルを作成し、住民に対し説明していかねばならない。
413	避難所運営委員が未選任のため。
414	現在、作成について素案計画作成中である。
415	大規模な避難実績がなく、現場対応としてきた事から。
416	避難にいたる災害発生が、極めて少ない。
417	施設ごとではなく、標準的な運営マニュアル作成予定。
418	担当職員の専門性がなく、また兼務のため。
419	これまで長期に及ぶ避難所開設の経験がなく、特に課題が生じていないため。
420	合併後、各種計画を年次的に作成している状況。
421	避難所数が多く、作成が困難。
422	通常業務に追われ、作成作業に着手できない。
423	必要がない。
424	避難所ごとにマニュアルを作成するには箇所数も多く、地区との調整、訓練の必要性も出てくる。各種留意点を網羅した全体共通のマニュアルを作成し検証しておく方が、地区による対応差をなくして、本部の指示も伝達しやすくなり、連携もとりやすくなる。全体共通のマニュアルを作成し、職員による初期対応の避難所運営を実施、その後地域住民が参加した避難所運営をする方針です。
425	運営計画の作成まで手が回っていない。
426	現在、作成に向け検討中である。
427	防災計画では一般的な執務要領を作成しているので、当面これらに基づき対応する。
428	避難所運営に当たる職員（配備員という）は、避難所固定ではなく配属により異動するため、運営に混乱を招かぬよう、統一的な計画が適当と思われる。
429	人員不足。
430	他に優先する課題があるため、現在は作成に着手していない。
431	学校ごとの避難所運営協議会（学校・職員・地元自治会等が委員）を設置されていないため、避難所運営計画が作成できない。
432	検討中。
433	地域防災計画改定後に予定している。
434	各地域の自主防災組織によって、避難所ごとに運営委員を立上げ、課題に取り組んでいる状況であり、その自主性にまかせているため。
435	検討中。
436	避難所として使用する建物の耐震性についても不十分な施設が多く、運営計画作成まで至っていない。
437	個々の施設との調整ははかれていないため。
438	作成準備中。
439	防災計画に記載している為。
440	職員初動マニュアルの中で、避難所の開設、運営の基本事項を記載しているため。
441	避難所運営計画は、各避難所の特性に合わせ、実際に活動する職員と連携して作成する必要があるが、未だ十分な調整がとれていないため。
442	市が指定する避難所施設については、小中学校校舎及び、体育館となっており、これら施設毎に作成する必要はないと考えている。
443	災害に対する意識が低く、そこまでは現実的ではなかったため。
444	今後作成したい。
445	現在、避難所運営マニュアルを作成中であり、今後各施設に配布し、施設の実情に応じたマニュアルを作成する予定です。
446	勉強中である。
447	正直、どのような形で作成したら良いのかわかりません。
448	手がまわらない。
449	現在のところ、個別の運営計画を作成する必要性を感じていないため。
450	作成する必要があると考えるため。
451	1年の業務をこないしていく上で、絶対的担当職員の人数が足りない。そもそもすべて担当係で作成するのは

番号	回答
	なく、担当する係が作成すべきものであり、そうでなければ動けないはず⇒全職員の意識改革が必要。
452	災害がほとんど無いため緊急性を感じていない。
453	各避難所共通の避難所運営マニュアルを作成済みであり、また運営に当たっての避難所ごとの課題は、各避難所個別に対応することとしているため。
454	統一の計画となっている。
455	「避難場所運用計画」を作成している。
456	避難所運営に関しては必要に応じ、各団体が協力、運営することとなっているため。
457	防災対策が遅れがち、作成まで至っていない。
458	必要性は感じているため、今後検討する予定。
459	今後、関係各課との連携のもと、作成を推進する。
460	特段の理由はないが、災害は一過性のため、その時は必要性を感じるが、平常時には置き去りになる傾向がある。
461	現在検討中。
462	特に必要なし。
463	事例が無かった。・現在備品等を整備中であり、今後作成を予定している。
464	今後作成を検討。
465	検討中。
466	防災に対する意識が不足している。
467	通常業務で手が回らない。人員、人材不足。・防災担当課以外の施設等を所管する部署との連携不足。
468	その他の業務があり、手が回らないため。
469	避難施設も多く、作業に手が回らない。
470	災害の種類、規模、入所対象者等に応じ、作成を要するため作成困難と思われる。町関係職員の経験に基づき運営することとしている。
471	担当業務が多く、作成する余裕がない。
472	行政の中での運営には、現実的に対応できるかわからない部分も有り、地域との協力体制について、今後協議していく必要があると考える。
473	現在マニュアル作成中。
474	専属職員として作成に携わるものがないため、なかなか先に進めない。
475	県及び近隣市町村との協議により、マニュアル案を検討中。
476	必要性は感じるが、箇所数が多いため調整がむずかしい。
477	他に優先する事項があるため。人員不足で現在はできない。
478	現在検討中であり、早急に計画作成に着手する予定。
479	避難所運営に関する一般的な運営計画があれば十分と考えており、すでに一般的な運営計画等を作成しているため。
480	町の防災計画の中で、避難所の運営等に関する事項は記載されており、避難所ごとの運営計画は作成していない。
481	基礎的な知識や研修が必要。
482	自治体として運営マニュアル指針のようなものを示し、各自治会若しくは自主防災組織において、運営マニュアルを作成している。未設置のところについては、組織の立上げを依頼している。
483	現在検討中。
484	地域全体の避難所で、共通のマニュアルを使用。
485	平成 11 年に作成した地域防災計画では定めていないが、これから随時計画をすすめていきたい。
486	特になし。
487	作成する時間等がない。
488	避難所施設毎に、計画等を作成するのではなく、全ての避難所共通の避難所設立・運営マニュアルを作成する事で、足りると思われる。
489	避難所マニュアルを作成し、避難所への配備職員に対し研修を行っている。
490	施設に合わせた物を作成すべきと考えている。防災課だけではできないので、避難所職員にお願いしたいが、現在の体制では頼みにくい。
491	行動マニュアルを作成中。
492	避難所を施設毎の運営計画について、具体的に検討していない。
493	他の事務に追われ、手がまわらない。
494	施設毎に計画が違くと、職員が対応できないと考えられる。

番号	回答
495	地域防災計画の改定中であり、今後整備したい。
496	時間、人員不足の為、作成にかかる余裕がない。
497	統一した計画があれば運用できる。
498	全ての施設について、同じ基準で運営するため。
499	施設で対応する事となるため、業務の都合でそこまでできない。
500	避難所運営マニュアルを作成済み。
501	基本的な運営は同様と思われる。ただ災害の種類によっては、対象を変えるべきだと思う。
502	今後の課題として検討を要する。
503	過去に避難を伴う災害が、発生していないため。
504	避難所運営に関してのノウハウがないので、計画にどのような事を盛り込んだら良いかわからない。
505	運営計画がどのようなものか、良く理解できていない。
506	地域防災計画の見直しの中で、その中で作成予定。
507	平成20年4月に5市町村合併後、検討予定。
508	係内業務が輻輳しているため、作成できない。
509	町村合併に伴い、町防災計画を現在策定中であり、策定後に作成を進めていく予定である。
510	一律に避難所運営の手順を定めており、避難所毎には作成していない。
511	現在の職員数では、そこまで手が回らないため。
512	地域防災計画によりカバーできるため。
513	作成に努める。
514	必要性は感じているものの、詳細な検討には至っていないため。
515	避難所の箇所数も多いことから、個別の計画作成は難しい。現在全体の避難所の運営マニュアルを策定中であるが、ある程度については、そのマニュアルで対応可能であり個別策定の必要性は感じていない。
516	手がまわらない。
517	作成内容、ノウハウ等が明確になっていないため。
518	市地域防災計画で「避難対策計画」を明記しているが、具体的な運営方法を明確にしていいため、作成に至っていない。
519	現時点ではその段階にない。
520	防災専任職員がおらず、兼任職員しかいないため、手が回らない。
521	避難所運営マニュアルを作成しているが、すべての避難所で活用が可能。ただし個々の設備や備品などを事前に把握する必要がある。
522	何をどうすれば良いか知識がない。
523	実務作業として、避難所毎に実状を検討してゆく段階に至っていないため。
524	避難所運営マニュアルにより運用を予定しているため。
525	避難所運営について、個別計画を作成するまでの整理に至っていないため。
526	当町では避難所が47ヶ所あり、職員全員でも現実的な運営ができない。避難所運営を行う程の大災害が発生したことがないので、必要性の実感性が少ない。
527	平成20年度作成予定。
528	今後作成すべきと考えている。
529	研究不足。事務に手がまわっていない。
530	避難所の見直し等の予定もあり、現段階では作成していない。
531	H17.10月の市町村合併により、新市の防災計画がH19年度において策定されており、今後随時作成予定です。
532	必要性を感じていないため。
533	現状で対応できているため。
534	今後の検討課題。
535	簡素な手順書しか作成していない。
536	本格的な避難所運営がないため。
537	必要性は感じているが、他の業務で手一杯であるため。
538	全般的な避難所運営方法を防災計画に記載しているので、細部にわたる内容は今後策定する予定であるため。
539	計画作成準備中。
540	避難所施設に集まる前の、各自主防災会で計画は行っている。
541	現在、策定にむけて検討中。

番号	回答
542	現在、見直しを行っている防災計画の中に、運営について記載しているため。
543	人員不足のため。
544	今後作成を予定。
545	当町では、避難所を開設したことがないので、今後は色々なことが想定されるため。
546	地域防災計画の見直しも含めて、考える必要があると思っているから。
547	必要性は感じているが、作成していない。
548	必要性は感じているが、作成には至っていない。
549	近年、避難所を使用したことがないため。
550	検討中。
551	マニュアル化等を検討している。
552	現状で必要ないと判断している。
553	各島とも人口が50～150人前後であり、旧知の間柄である島民の方々を計画でしぼりつける必要性はないと考える。しかし、最低限のルールは、全体としてなければならぬとも感じている。
554	他の業務が優先している。
555	これから作成したい。
556	現在、検討中。
557	作成中。
558	作成する方向で計画している。
559	防災計画により運用しているため。
560	防災担当職員の人員不足と教育機関との調整不足。
561	通常業務以外に手がまわらない。
562	今後、作成予定である。
563	今後検討する必要はない。
564	運営計画作成まで、手が回らない。
565	個別の対応計画（マニュアル）作成まで至っていない。
566	施設毎に定める必要性は感じていない。
567	避難所の多くは、公共施設を指定しており、概要により運営が可能と考えます。また、災害規模や避難者の数、対応人数などは、災害により異なるためそれぞれ詳細に規定するのは、難しいと考えます。
568	作成中である。
569	施設管理者とのヒアリングとうの未実施。
570	地域防災計画の見直しと平行して作成予定（H20を予定）。
571	現在のところ避難所を開設した実績がなく、運営計画を作成するための問題点等、充分把握できていない。他自治体における避難所運営における問題点等参考にしたい。
572	これまで作成について未検討。
573	すべきことが山積みしており、まだ作成できていない。
574	統一的な避難所運営計画を作成すれば、いいと考えている。
575	必要と感じているが、合併後の防災計画を見直しているため、まだ作成までなっていない。
576	そこまで手が回らない。
577	時間的に対応できない。
578	現在検討中。
579	避難所施設毎の運営計画を、作成する時間がない。
580	一般的な避難所マニュアルを作成して、自治会に配布している。
581	全般的な避難所運営マニュアルを作成しているため。
582	手が回らない。
583	必要性は感じているが、専門知識も乏しく中々進んでいない。
584	日常の事務事業で、時間的余裕がない。
585	長期間の避難所生活をしなければならないような、大きな災害の経験がない。

『各自治体に存在する福祉関連施設の状況』（問 16-1 その他欄）

番号	回答
1	町福祉会館。
2	福祉会館（現在、修正中の地域防災計画で、指定を計画中）
3	民間の宿泊施設。
4	保育所。
5	市保健福祉センター3ヶ所。
6	町立病院。特別養護老人ホーム。
7	特別養護老人ホーム。
8	市内各保育園。
9	県の防災拠点校（新座北高等学校）。
10	公立の保育所。
11	総合福祉保健センター。
12	介護施設（特養）。
13	高齢者介護予防センター。
14	デイ・サービスセンターのように、介護できる職員がいる施設を考えている。
15	児童福祉施設。
16	デイ・サービスセンター、老人ホーム。
17	災害時応援協定として締結したビジネスホテルについても、災害時には福祉避難所としての役割を視野に入れている。
18	市立保育園。
19	老人保健施設、老人福祉施設。
20	保育園。
21	医科診療所、空きベッドあり。
22	保育所、幼稚園
23	和歌山県東牟婁復興局（保険所施設）
24	健康な高齢者を対象とした健康の維持・増進を目的としたトレーニング施設。
25	民間温泉施設。
26	国保病院。
27	保育所、病院。
28	特養施設。
29	小中学校、高等学校
30	現在、対象施設の検討中。
31	特別養護老人ホーム。※但し、民間であるため、指定または、協定を締結しなければならない。
32	総合福祉センター、老人福祉センター、知的障害者援産施設など。
33	デイ・サービスセンター
34	平成 20 年度から順次、各避難所を福祉対応にする計画。
35	指定避難所に福祉避難室を設けている。
36	体育館でバリアフリーとなっている箇所を、水害時に使用するところを、水害時における災害時要援護者対応避難所としている。
37	市立各保育園・福祉作業所。
38	青少年会館、児童ホーム。
39	老人ホーム等。
40	特別養護老人ホーム
41	・高齢者生活福祉センター、地区センター（2ヶ所）、津軽海峡文化館。
42	老人ホーム、病院。
43	保育所、福祉センター、市民会館。
44	二次避難所補完避難所候補地として、区内特別養護老人ホームをリストアップしている。
45	町立病院。
46	特別養護老人ホーム（3）、障害福祉施設（作業所）（1）、特別支援学校（協定作業中）。
47	福祉部局において、福祉避難所を指定作業中。
48	協定を締結している社会福祉法人の施設、4ヶ所。

番号	回答
49	役場～停電となった場合、役場には非常用の発電施設があるため、生命維持に電力を必要とする障害を持つ方の避難所としている。
50	地域福祉センター。特別養護老人ホーム。
51	町設置の個室付の避難所。
52	幼稚園、保育園。
53	保育園、子育て支援センター。
54	各介護施設。
55	こどもセンター。
56	大学
57	保育所、区民ひろば、ことぶきの家、それ以外にも避難所である救援センター内に「福祉室」を設ける予定
58	民営福祉施設
59	指定避難所の一室（和室、柔道場等）を、要援護者のプライバシーに配慮した場所として、確保に努めている。また、福祉施設の中からの選定も進めている。
60	総合福祉センター
61	廃校となった学校校舎。
62	個別に協定を結んでいる。
63	老人ホーム
64	介護施設等。
65	専門学校（介護・福祉系）
66	本市においては、老人福祉センターを福祉避難所として地域防災計画に記述している。
67	地域ケアプラザ

『福祉避難所を指定（促進）するうえでの課題』（問 17 自由回答欄）

番号	回答
1	町内で福祉避難所に指定できる施設を把握していない。福祉施設と関係部署の連携体制が取れていない。
2	要援護者の支援体制の確立ができていない。
3	指定すべき対象施設の絶対数が不足しているので、これから民間施設の要請を実施する予定だが、どのように協定等結べば良いのかわからない。
4	防災部局と福祉部局との災害に対する意識の差がある。
5	課題としては、福祉避難所を指定しているが、有事の際には、数の問題で不足することが予想されているため、その対策が必要である。
6	施設の場所が当市の東端に所在しており、移動手段等困難である。
7	福祉避難所の数が少ない。
8	民間福祉施設管理者と協定し、指定する方向で検討中。
9	現時点で、福祉避難所として指定できるような、施設の整った避難所がない。
10	非常電源の確保がされていない。
11	福祉避難所としての施設や、設備等の範囲がわからない。(福祉部門との連絡が取れていない)
12	各施設において、立地条件等を考慮し、避難場所等を選定するため、福祉避難所として指定してしまうと、避難場所の不足が懸念される。
13	現在、1ヶ所のみ指定であるため、増やす必要があると思われる。
14	職員が不在な施設があるため、配置計画等に課題がある。
15	施設管理者の理解・協力、避難所の設置運営体制の確保。
16	来年度から指定するよていであるが、施設の設備はどのようなものがあれば、福祉避難所として指定できるのかわからない。
17	医療との整合。
18	福祉避難所の指定基準・施設側との連絡・受入体制などの調整方法が不明。
19	指定はしているが、誰がどのように利用するか、詳細が不明。
20	要援護者の全体数等が明確にならないと、どの程度の規模、あるいは地域の指定が困難である。
21	準備中。
22	施設数が少ないこと。
23	支援員の確保。
24	福祉避難所に該当しそうな施設があまりない。
25	福祉避難所として指定する施設の条件基準が不明である。
26	災害時要援護者の移送体制がとれない。
27	要援護者台帳を整備中で、人数の把握ができていない。また、施設は増えているが、民営のため、実際の受入・運営を行う人員の確保（職員の派遣）が困難だったり、明確な体制が確立していないため、指定の促進ができていない。
28	福祉避難所として必要となる物資の備蓄が、現在の財政状況では十分に行えるか不明。全ての要援護者をカバーできるだけの施設数が確保できるか不明。
29	十分な資機材とスタッフが、備わっていない現状にあること。
30	市以外の施設職員の、時間外での協力を行ってもらう際の、時間外手当について。
31	今後の見直しの中で、行っていくように考えている。
32	民間施設などの活用を考えたが、人員不足で対応が難しいとのことであった。地域によっては避難所が限られており、指定する事で、余計な混乱を招く恐れがある。
33	特別養護老人ホーム（私設）があるが、定員がいっぱいであるため、他の災害時、要支援者が避難すると、職員の手が回らない。
34	職員の福祉避難所に対する理解（知識が不足）。
35	検討できない。
36	民間業者との調整は、誤解を招かないよう慎重に行う必要がある。
37	水防法改正に伴う連絡体制の整備と、防災計画への記載及び運用等。
38	町内に老人福祉（介護）施設3ヶ所、児童福祉施設（保育所）1ヶ所あるが、現在の利用者以外の受入がスペース・職員数等可能か不透明。(実際に災害時では利用者優先で、外部からの受入に対応できないと思われる)
39	指定することは簡単。要援護者を誰が、どうやって避難させるかが重要で、そこが確立できないと意味がない。

番号	回答
40	数が限られている福祉避難所に、どのような人を入所対象とするのか？民間の福祉施設との連携も課題。
41	担当職員一人で多忙、取り組めない。
42	今のところ時間的余裕なし。
43	運営スタッフの確保が困難。
44	一般住民の避難施設とは別の施設であること。風呂が確保されていること。
45	町合併後の新町の地域防災計画を現在策定中であり、今後取り組む予定。
46	災害時要支援者対策の一つとして、福祉避難所指定について検討を始めた所である。
47	費用負担に関すること。
48	民間との協定を検討しているが、現状は厳しい。
49	指定しても災害時に要援護者の受け入れが、必ず行われるとは限らない等の問題あり。施設側の判断に左右される。
50	個人のプライバシーに配慮しつつ、受入数を確保することが現存施設では難しく、福祉避難所の指定ができていない。
51	安心して避難生活を送るための施設であることの、基準等が判断できない（介護・看護など）。
52	指定はしているものの、長期の避難生活に耐えられるか不明。
53	指定はしていないが、管内すべての福祉施設とは緊急時必要に応じて収容すべく、協定書を結んでいる。
54	平素からどのようなものを備えておけばよいのか。
55	指定については今後検討する。
56	現在指定から外す計画である。
57	発災時の対応職員の確保が困難。
58	福祉避難所として指定を行っても、その施設のキャパシティとマンパワーの問題もあり、また、入所にあたりどの要援護者を対象とするのか、収容後のスタッフ配置等運営をどのように行っていくのか課題は多い。
59	関係課・機関との共同作業となるため、認識などの違いがある。
60	福祉避難所を運営するスタッフの確保に不安がある。
61	施設が不足している。
62	福祉避難所を指定しても、それに対応する職員及び設備がない。
63	収容人員が限られるため、収容の基準をどうするか。
64	関係機関との連絡・調整。
65	支援災害時要援護者支援対策の検討中であり、福祉避難所との指定についても支援対策が決まらなければ進まない状況である。
66	バリアフリーの施設が少ない。
67	医療・福祉のケアスタッフの確保が困難である。
68	福祉避難所の基準が示されていないので指定に困難。
69	施設の規模（収容人数）、場所（避難場所までの距離）。
70	医療従事者等、人材の確保。
71	民間施設における24時間対応（連絡手段の整備）。
72	スペースの確保、設備整備が進まない。
73	町内に福祉関連施設が1つしかない。（公共）
74	福祉避難所を指定するにあたり、施設の改修が必要となり財政的な負担が大きい。
75	民間施設をどのように位置づけしていくのが課題である。
76	当事者の認識がない。（どういうものかわからなかった）
77	町の施設を、福祉避難所として登録した場合の器材や運営がとても難しい。
78	各避難所の設備と状況。
79	人の手配（保健士など）あり検討中。
80	バリアフリー化、トイレなど改修が進んでいない。収容するだけのスペース、設備が不十分。（このため、特に福祉避難所としての指定はしていないが、避難所内に「福祉避難室」を設けることとしている。）
81	同施設が福祉避難所として機能するか、また耐震的に問題ないか調査中。
82	避難所が全て公共機関。設備。運営人員、体制、態勢。
83	福祉避難所に指定する基準がわからない。福祉避難所に避難する該当者が把握できていない。
84	施設管理者の承諾、協定の締結などに時間を要した。
85	収容対象人数の把握、民間施設（社会福祉法人）との協定締結が課題。

番号	回答
86	実際、どれだけの設備数、看護師・保健師の数がよるか、また、予じめ確保できるのか。また、(普通)通常の業務との関連で機能されるのか、わからないことが多い。
87	避難所の運営に不安があり指定をしていない。
88	対象となるような人が安心して生活ができるような施設とはどのような施設なのか、具体的に分からないので安易にできない。
89	施設の規模など該当する施設がない。
90	職員が施設付近に居住していないため、今後運営方法に課題あり。
91	今後、検討していく予定です。
92	社会福祉施設を指定する場合、協定が必要かどうか。
93	一般の避難所が近くにあり、家族との連絡などが取りやすいこと。
94	市内の均衡がとれた配置指定、福祉部局の積極的な協力。
95	充足するような施設はなかなか確保できない。
96	民間の社会福祉施設の指定に際し、費用負担の面について。
97	指定するにあたって器具や器材などの備蓄程度、施設そのものの構造的なものなど、一定の基準を提示していただきたい。
98	福祉避難所としての必要な設備、資機材などまた、建築物の仕様など。(具体的な定義)
99	福祉避難所としての必要な設備、資機材などまた、建築物の仕様など。(具体的な定義) 機能可能と思われる施設の受入の余裕がない。
100	施設の受入体制(人員、準備品)が整っていないため、人員体制と予算の問題が大きな課題である。
101	指定している避難施設のうちから、必要の都度検討することとしている。
102	社会福祉施設(特老など)には既に入所、短期利用をしているものが多く、有事の際にこれら以外の要援護者の受入が事実上可能かどうか検討する必要がある。
103	バリアフリー設備。
104	各施設の福祉避難所指定への理解。
105	地域防災計画全体の見直しが優先される。
106	今後、検討。
107	施設の設備をどのように充実させるか?
108	施設に更に人を受け入れるためのハードな面、人員面での余裕がない。
109	社会福祉施設を指定するうえで、協定締結へ向け準備している。ただし、すでに入所している人もいるので空きスペースでの入所となるので限りがありいざという時、早い者勝ちという状況になってしまうのではないかと思う。
110	運営計画の策定が課題。
111	事務が進んでいない。
112	現在市内の特別養護老人ホーム5施設と協定を締結しているが、今後は障害者施設との協定を締結していく必要性が出てくると思われます。
113	各施設ともそれぞれが、多くの入居者を抱えている状態であり、災害発生時に避難所としてさらに多人数を受け入れることは現実的でないため、契約を締結することが困難である。
114	福祉施設との日頃からの連携が必要。
115	災害の種類によって、使用できない可能性の施設がある。例えば、津波浸水区域内の施設など。福祉避難所となる施設職員の負担が大きくなる。福祉避難所のキャパシティの問題。例えば、老人ホームなどは常に満杯状態。
116	必要な設備などの基準の検討。
117	通常時、運営している社会福祉施設や地域センターにて、災害時における運営方法や資機材・スペースの確保に苦慮している。
118	福祉避難所に該当する施設の調査の方法(施設基準)。
119	事業所との協定。
120	市内にある施設で福祉避難所として該当となりそうな施設は民間の特養老健施設であり、災害時には要援護施設にもなる。そのため現状では指定できない。また対応できる施設を新たに造ることもできないため、福祉避難所を設けることは困難である。
121	福祉避難所に該当する要件。
122	バリアフリー(洋式トイレ、ベッド)やプライバシー(個室など)確保とできるだけ数が多いところ。
123	災害時要援護者支援について、現在対象者の設定を検討中であり、福祉避難所を指定する段階まで至っていない。

番号	回答
124	福祉避難所を周知した場合、社会福祉施設等は、その施設利用者がそのまま避難者となるため現実的にどの程度受入れできるか不明。また、初めから数も少なく遠方にある福祉避難所を目指して避難することには疑問があり、トリアージ的な観点からも疑問です。まずは近くの避難所への避難とし、その後本人の状況により受入れ態勢の整った福祉避難所へ移動してもらった方が好ましいのではないかと考えもあります。
125	介護保険事業者連絡会と今後協議する予定。
126	福祉避難所の最低要件を定めてほしい。
127	施設側の負担に対する財政支援。
128	スロープを設置したり、車椅子対応トイレを整備している施設はあるが、それ以上の対応が可能な施設がなく、老人福祉施設はほぼ満床であり、対応は困難となっている。
129	備蓄計画等定めていないため、必要生活用品の選定等に苦労する。
130	今まで福祉避難所を必要とする避難者がいなかったため、調査及び指定が遅れている。
131	要援護者の人数から考えて、指定して運用するだけの絶対数が確保できない。
132	各社各福祉法人の協力の上での指定（協定）のため、法人間で依頼できる内容が一律でなく、具体的な事項まで掘り下げて確認をしていく必要があったこと。
133	施設数が不足している。
134	各地域から福祉避難所までの移送手段の確保。
135	長岡市では全ての小中学校をバリアフリー化している。この場合全ての小中学校を福祉避難所として指定として、指定することは可能か？また意見としてであるが、将来的には全ての避難所を福祉避難所とする施策が必要である。
136	市有施設に、福祉避難所として使える施設がない。
137	受入れ側の理解。
138	指定は防災部局、福祉部局どちらが主体となるものか。
139	災害の規模、被害の状況に応じて福祉避難所を指定せざるをえないと考えている。
140	今後調査等の実施も検討し、指定等を行なう必要性はあると感じている。
141	福祉避難所として指定はしていないが、「災害時における災害時要援護者の受入れに関する協定」を、社会福祉施設と締結している。
142	避難にかかる費用負担。
143	当村は集落が点在しているため、各集落にある地区センターを避難所として指定しているが、福祉避難所に指定するとなると、改善しなければいけない部分の多い施設が多く、財政的にも大変である。
144	福祉施設等との防災協定をふまえ、検討中。
145	大規模災害などの場合、福祉避難所開設に伴う生活相談や、介助のための要員をどのように確保するか、また社会福祉施設等においては、本来の入所者に影響を与えず要援護者を受け入れ対応できるか、不安がある。
146	福祉避難所の指定については、手をつけていない。
147	災害時要援護者向けの備蓄物資がない、または少ない。
148	バリアフリーの公共施設が少ない。また要援護者の種別によって、どこの避難所に移送するか、そして避難所でサービスを提供する側の要援護者の種別ごとの受入態勢等、山積みの課題がある。
149	防災部局で、災害弱者の把握ができない現状にある。
150	福祉避難所の設置基準、運営基準（どの程度の設備をしなければならないのか、どの程度の対応を考えなければならないのか）。
151	現在、当町においては基幹避難所である小・中学校を福祉避難所と兼ねて指定しているため、今後福祉避難所としてふさわしい施設を指定していく必要がある。
152	施設が町の中央部に1箇所しかなく、該当する全ての方を受け入れることが困難。
153	障害の程度による介助員が、確保できるか難しい。
154	現在検討中。
155	福祉避難所に該当するかどうか、どのような基準で指定するのかわからない。（要援護者が安心して避難生活を送るための施設での、ソフト面での対応がわからない。）
156	福祉避難所の指定等について（担当福祉部局との協議を予定）。
157	個々の施設の対応面に違いがあったため、協定内容を統一するのに時間を要した。
158	受け入れ側がどれだけ関心があり、またその重要性を認識しているか。避難所を増やした分だけ、対応はできるのか？
159	施設間の連携。福祉避難所への職員の配置。
160	指定のための施設管理者との支援要請、要援護者の数に対する施設数の限定（少ない）。

番号	回答
161	指定する基準を、明確にできていない。
162	入所に関して、具体的な要件等を設定していないこと。また、一度避難場所を経由しての受け入れとしており、直接の避難を認めていない点が課題である。
163	現在指定していません。
164	協定を結んでいる。
165	福祉避難所に配置する生活相談員の確保。
166	福祉避難所の必要性は認識しているが、避難所と区別し、指定するだけの施設の余裕がない。
167	今後検討していかなければいけない課題となっている。
168	災害時要援護者支援対策マニュアルを作成中であり、その中で福祉避難所も明確に指定する。
169	一般の避難所でさえ、見直しがままならない状況ですが、福祉事務所など難しい。
170	組織内部での連携を計るのが難しい。
171	設備面（バリアフリー、プライバシー保護、ペット類等）。
172	福祉避難所として該当しそうな施設はあるが、明確な基準が不明であるため、今後検討し、明確な基準を設け、指定している必要がある。
173	今後検討する必要がある。
174	現段階では、通常の避難所の運営を行う事が先決と考えている。
175	設置に向けて検討中。
176	体育館等が多く、障害にあわせた避難所の指定は困難である。
177	施設改修が伴うため、予算の確保及び関係各課との調整が必要である。
178	福祉避難所として、どのような設備が必要であるのか不明である。
179	施設の不足、施設管理者の理解。
180	民間の社会福祉施設は、現入所者がおり、現実としては市の保健福祉センターしかなく、指定可能な施設に乏しい。また、当センターは保健福祉部門の事務所、災害ボランティアセンターの事務局でもあるため、受け入れられる人数に不安がある。
181	要援護者総数に対する福祉避難所収容面積の不足。
182	足立区では、要援護者の方々のため、福祉施設、公社各センターを第二次避難所（福祉避難所）として指定している。（現在 34 施設を指定、約 7,000 人強収容可能）民間施設等について、第二次避難所の指定促進を進めていますが、各施設に入所、通所する要援護者と、災害時に避難してくる要援護者の対応を、誰がどのように担当するか、どのスペースに避難させ、収容人員の見直しも含めて、協定締結に向けて検討している。第二次避難所を中心とした避難所運営訓練もほとんど行われていないため、検討、実施が必要。
183	福祉施設を指定するあたり、指定している福祉施設には既に入居者がいるため、どの程度まで受入れ可能であるか課題である。
184	来年度から指定予定。
185	施設の設備～冷暖房、トイレ、調理室、収容人員等。輸送体制（専用車両）。避難経路の安全性。
186	収容人数の配布、介護等行う人員の確保、水、食糧の備蓄と供給
187	災害時要援護者支援プラン策定時に、検討していきたい。
188	各地区に応じた、福祉避難所を選定する必要があるため、福祉部、地区の出先機関等との協議を行い、決定していく必要がある。また、場合によっては民間の施設管理者の同意、協定等の締結が必要となる。
189	要援護者を受け入れられる施設が少なく、また施設そのものも特別なスペースは少ない。有料の場合、どのように支出するか。
190	現在のところ、福祉避難所の検討、及び各施設との協議等を行っていない。
191	介護者の確保、費用負担。
192	社会福祉協議会とは協議していない為、協議したい。
193	施設が少ない(1つしかない)ので、指定できない。
194	今後の課題として検討を要する。
195	どのような施設を福祉避難所に指定し、どのような運用を行えば良いのか、良く理解していない。
196	福祉避難所に指定する為の施設がなく、環境を整える予算もない。
197	災害時の応急活動拠点施設中で、災害時要援護者避難収容施設として位置付けているが、福祉避難所としての指定は行っていない。
198	災害時要援護者の把握ができていない現在、福祉避難所を指定するに至っていない。
199	生活相談職員の確保が課題である。

番号	回答
200	福祉避難所の指定後、実際の運営例が少なく、福祉避難所のあり方に課題がある。
201	福祉避難所として指定できる施設がほとんどない（バリアフリー化など）。
202	福祉避難所を指定するうえでの基準づくりが出来ていない。
203	現在高齢者、乳幼児等への対応が可能な一箇所のみ指定。乳幼児、高齢者それぞれでの指定ができるか検討中（ex 保育所）。
204	該当する施設があるのかどうかわからない。あったとしても、少数だと思われるので、福祉避難所の許容人数を超えるかもしれない。
205	指定はしたが今後の運用について、受入人数、社会福祉士等の要人員の確保、緊急物資の保管、受入体制の整備等の調整。
206	今後の作業。
207	福祉避難所として必要とされる設備が何か不明である。
208	現在、入居者等を収容しているスペースの他に、空きスペースを確保すること。
209	福祉施設をそのまま福祉避難所と位置付けている。
210	福祉部門の理解と調整が必要である。
211	経費負担に関する整理。従事者（相談員）の確保。
212	福祉避難所そのものの概念が職員に浸透していないことや、開設にあたっては様々な福祉装具や生活用品の準備も必要となり、予算的にも該当可能施設全部への予算措置は困難である。
213	予め福祉避難所を指定してしまうと、その地域に一般住民向けの避難所がなくなってしまう。
214	地域ごとでの避難を考えているので、地域に避難場所が2ヶ所以上あるところが少ないし、対応できるスタッフも少ない。
215	町内に福祉避難所として使用できる公共施設が病院しかないため、民間の施設と協定を結んで受け入れ、移送をお願いしている。
216	避難所の運営を行っていくために専門的な知識などが必要であること。
217	福祉避難所の対策については、防災部局では対応するのに限界がある。また市町村福祉部局だけでも対応は困難である。国・県の積極的な支援が必要である。
218	どのくらい避難所に入れるのか、人数的な制約がある。
219	現在、災害時要援護者支援対策について検討中であり、福祉避難所等の指定もその中で実施していく。
220	初めての指定であることと、職員が少ないため。
221	福祉部局と運営面での調整ができていないため、民間の福祉施設については、全く指定していない。
222	関係機関との協議が必要。
223	社会福祉施設（民間事業者）との要援護者受け入れ条件の協議など。
224	福祉避難所を指定する場合は、民間施設を指定することになり、管理、運営、避難者の受け入れ態勢の確保、避難期間の施設の稼働制限などの問題が多い。また、災害時要援護者避難計画とも関連してくるので、今後あわせて検討をする予定。
225	福祉避難所に配置する職員の人選について、協力が得られるかどうか。
226	福祉避難所になり得る施設においては、現状では相談員の配置やベッド、トイレ等が完備されている訳ではないため、専用避難所という位置づけにしている。
227	避難所を指定する上では特にないが、実際の運営、要援護者等に対する支援を考慮すると施設、設備がどの程度必要なのか具体的に分からない。
228	福祉避難所を指定した場合の担当する、福祉関係スタッフの問題があり、市職員のみでの対応は無理であることから、社会福祉協議会やボランティア団体との調整が必要である。
229	一時避難所から福祉避難所への移送手段や、指定管理者制度により、市職員から民間への移行で計画通り運営できるか不安。
230	既存の施設を、福祉避難所として整備するための、予算が確保できない。
231	大規模災害が発生した場合、市内の施設だけでは被災者は、収容できないことが予想される。そのため、他団体や他地域にある福祉施設に対して、一時収容をお願いする必要があるが、そうした施設も現在でも収容者が多いので進んでいない。
232	当市の公共施設のほとんどが、浸水想定区域内にある。健全者と障害者等を区別して、避難させるだけの施設がない。
233	本市では市内の障害者通所、入所施設を運営する社会施設法人と、「災害時における障害者等の緊急受入れに関する協定書」を締結しているが、受入れ受託者については「可能な範囲」であり、指定ではない。また、要援護者の介護をその家族が行うことを、前提とした協定書である。この場合、本人の受入れに係る費用やその介護者た

番号	回答
	る家族の宿泊等に係る費用を、どう認定するかが課題であり、少なくとも本人受入れの費用算定について国の考えを示していただきたい。
234	(課題)・福祉避難所への避難が必要な方の状況把握 ・施設管理者等の調整 ・地域の医療関係機関や社会福祉施設との協力体制の整備 ・福祉避難所から医療機関、社会福祉施設等への移送方法
235	福祉避難所を開設するのに必要なベッドや、人員を確保するのが難しい。
236	福祉避難所〔特別避難場所〕として、社会福祉施設と各区とが協定を締結して指定しているが、対象となる社会福祉施設に趣旨を理解していただき、協定を締結することに労力を要します。
237	福祉避難所としての設備が整っていない。

『災害時要援護者対策全般における課題』（問 19 自由回答欄）

番号	回答
1	災害時要援護者の把握・対策をマニュアル化する上で、個人の同意が必要など、個人情報保護の面で時間を要する。また、個人の同意にも要援護者の数が多く、回答にも時間を要する。
2	個人情報保護。
3	関係各課（福祉・介護）との情報共有。また、担当課をどこに置くか。
4	個別支援計画における支援者の特定が困難である。高齢化が進み、地域内で支援する側と、要援護者のバランスが保てない。
5	関係各課での個人情報の取扱い。
6	個人情報の対策。支援者の協力。
7	名簿等の作成を行っているが、個人情報保護法が必ず問題となってくる。
8	防災部局と福祉部局との災害に対する意識の差がある。
9	福祉部局と防災部局の役割分担。
10	避難支援プランをH20に作成予定。
11	担当課の理解・協力が得られない。
12	住民の理解を得ること。
13	現在台帳の作成中です。
14	個人情報保護法により、要援護者の名簿作成が進まない。
15	災害時要援護者の、安全に避難するための個人的プランが、作成されていない。
16	個人情報の収集・管理。
17	避難支援プランの作成中。
18	指定している福祉避難所が、現在安全な場所ではなくなったことから、台風等では事前に自主避難を行っており、その移動と施設設備に困っている。
19	防災部局と福祉部局との連携。個人情報保護。
20	現在、名簿等を作成中。
21	個人情報の関係が進まない。
22	現時点では、本人の理解に基づき、災害時要援護者登録制度を進めている。
23	要援護プランの策定。
24	要援護者リストの作成。
25	施設はともかく、特に高齢者が多い集落があり、今後の課題が大きい。
26	個人情報保護の関係。
27	災害時要援護者リストの作成、及び共有する範囲・方法。
28	個人情報のため、慎重にいかなければならないこと。
29	災害時要援護者リスト作成に必要な情報が個人情報であるために、災害時要援護者リスト作成が進んでいないこと。
30	福祉関係課が個人情報保護法に関して、違った見解を持っているため、話し合いが前に進まない。
31	現在、福祉部門で災害時要援護者支援計画を策定中。
32	個人情報保護の問題。主管部署の決定。（平成20年度着手、プラン作成予定）
33	福祉部局との情報の共有、協力体制が充分でない。
34	個人情報の取扱い。
35	個人情報の取扱いに苦慮。
36	個人情報の取扱い。
37	避難支援プランまで検討するのは、大変である。
38	個人情報の関係。
39	要援護者の把握。民生員等との連携。
40	災害時要援護者避難支援計画を策定しているが、情報伝達・避難の支援を行うこととしている自治会・民生委員に理解が得られないケースもある。
41	防災部局と福祉部局との合意、関係機関との情報提供。個人情報保護に係る、要援護者の情報開示。

番号	回答
42	福祉担当との連携。
43	支援者の確保。
44	住民の個人情報取扱いに対する意識。
45	地域住民の協力が不可欠であるが、個人情報の問題があり、平時における取り組みが十分に進まない。
46	災害時要援護者対策担当を決めているが、理解されていない。
47	個人情報保護との関係もあり、要援護者情報の提供のタイミングについて難しい部分がある。
48	関連する各課の連携が進まない。
49	防災担当と福祉関係部局との連携・個人情報守秘義務との兼合い。
50	住民による要援護者の支援方法について、明確に定めにくい。
51	個人情報の問題。要援護者の把握の手法。災害時のマンパワーの不確定な部分。
52	福祉部門との調整が進まず、足並みがそろわない。
53	現在、避難マニュアルを策定中。
54	個人情報関係。
55	災害時は全ての人が被災者であり、要援護者優先意識が薄い。
56	要援護者リストは作成しているが、避難マニュアルは作成していない。
57	本市においても喫緊の課題として取り組んでいるが、個人情報の面がクリアできず、対応に苦慮している。
58	防災主管課と民生主管課との連携がうまく図れない。
59	要援護者情報の取扱いに苦慮している（共有機関の選定）。
60	対象者の把握、個人情報の取扱い、サポーターの選任。
61	策定中。
62	障害者は、個人を尊重するために、個人ごとに送付をしますので、予算化をしてから対応しますので、20年度になります。
63	災害時要援護者の把握リスト作成。
64	1人暮らし、高齢者の把握に時間を要する。地域の自治会等に他に多くの事柄について協力依頼しており、要援護者対策も要請すると負担が増すことへの懸念。
65	要援護者台帳の作成に当たっての情報共有体制ガイドライン。個人情報保護との関連。個別（個人）の要援護者避難計画作成が難しく進まない。
66	災害時要援護者の台帳作成について、個人情報保護法により、情報収集が困難なこと。
67	災害時要援護者対策に限らず、防災対策については、どうしても後回しになってしまう傾向がある。
68	防災部門と福祉部門の連携が思うように進まなかった。
69	実際の支援者。
70	マンパワー不足。
71	対象者のリストアップ。避難支援者の確保。
72	関係各課との連携・協力が進んでいない。
73	個人情報の取り扱い方。個人情報の保管者・保管場所・情報の更新方法。
74	要援護者名簿を作成する上での、個人情報保護法との兼合い。要援護者名簿の活用方法（どの団体まで、名簿を公表すべきか）。要援護者の支援者の認定について。
75	個人情報の取扱い。
76	高齢化の進行や若年層の地域外への流出によって、支える側の体制がとれない。
77	個人情報保護の絡みで、情報の提供に消極的な人達が一部見受けられ、台帳の整備が進んでいない。
78	要援護者の範囲・名簿等個人情報の管理・配布先・ペアリング方法・更新時期・民生委員・自主防災組織の活用・担当部署。
79	当市の個人情報保護条例における外部提供の制限が、対策全般の足かせになっている。市内部における名簿の管理・運営も問題であり、発災時に迅速に対応することができるか不透明である。外部提供に関しては、本人の同意を得なければ、提供することができないのが現状である。
80	担当部署に詳しいものがない。他市の状況を見ている。
81	全ての要援護者について把握しており、問題はない。

番号	回答
82	1. 要援護者の把握（要支援かどうかを含め）。2. 個人情報の開示取り扱い。
83	対策には地域住民の協力体制が1番と考えるため、今後の地域と体制づくりについて、深い協議が必要となる。
84	個人情報の取扱等。
85	個人情報との関係。
86	要援護者情報の共有。避難支援プランの作成。
87	本市では手上げ方式により実施しているが、支援者側の住民や自主防災組織の意識啓発や取組みが不可欠であるが、高齢化による対応が困難な地区がある。名簿リストの更新事務にも時間を取られる。
88	個人情報保護法により、急を要する以外、公用としても情報を提供してもらえない。
89	避難支援プランを作成する自主防災組織等を募集しているが、避難支援者の選定・町会役員等の高齢者などを背景とし、作成を希望する団体がなく苦慮している。
90	個人情報保護法による情報共有問題。
91	登録する人が少ない（手上げ）。地域の支援体制の整備。
92	災害時要援護者台帳の作成及び共有化について、個人情報保護がネックとなり、対策として進まない。
93	今後の見直しの中で、行っていくように考えている。
94	個別計画の策定は、個人情報保護の行き過ぎで進まない。名簿の提供などについて、明確に提供可能の定義してもらわないと難しい。福祉部局等の積極的な関与が少ない。
95	防災部門と福祉部門の連携がうまくいかない。
96	避難所の指定がないこと。
97	災害時要援護者対策については、早急に推進していかなければならないことは認識しているが、防災担当職員が3名しかおらず、更に防災外の業務も兼務して行っているために、日常の業務に追われて出来ないのが現状。
98	個人情報が多いために、情報の開示先や支援者の確保。
99	災害時要援護者は、行政だけでは支援できないので、各地区の自主防災組織の支援が必要である。この支援のためには、自主防災組織へ災害時要援護者情報の提供が必要であるが、災害時要援護者情報が外部に漏えいしないように、情報管理及び更新が課題である。また、災害時要援護者を探し出すことも課題である。
100	個人情報の保護について。
101	個人情報保護法とリスト作成の問題。
102	個人情報保護。住民の意識の低下（コミュニティの低下）。
103	要援護者のリスト作成が難しい。（対象者の絞り込み、リストの更新）
104	個人情報の問題。
105	災害時スムーズに避難行動を支援をするためには、日常時から自主防災組織や消防団等の支援者と、要援護者情報を共有する必要があるが、やはり情報の漏れの懸念が付いて回る。
106	現在、災害時要援護者名簿の作成に取り掛かっている。
107	内部調整。
108	対策によって福祉政策サイドの取り組みについて、防災担当と情報の共有ができていない現状であること、個人情報保護・プライバシーの問題等、要援護者の把握が困難となっている。
109	プライバシーの問題、支援者の確保、地域の協力体制。
110	地域（地区）の高齢化が進み、要援護者を手助けする方も要援護者という状況で、現実にはかなり難しい対策である。
111	市民の協力なくして対策は進まない。
112	個人情報保護の観点から、要援護者情報をどのように扱うのか。また、要援護者を“援護する“人員についての規定するか。これらを検討中である。
113	業務多忙で取り組めない。
114	要援護者台帳の作成。
115	福祉部局との連携が取れていない。
116	支え合いマップ作成にあっては、個人情報についての取扱いに注意。地域住民同士のコミュニケーション離れ。危機管理意識が低い。
117	個人情報保護の関係から、要援護者名簿については、各自主防災組織からの吸い上げを予定。各自主防災が手上げ方式で作成した名簿を、町で一本化し名簿とする。（年1回見直し）

番号	回答
118	現在作業を進めているが、対象者の把握方法が課題となっている。
119	要援護者の把握が難しい。
120	今後取り組む予定。
121	福祉部局と調整ができていない。
122	個人情報について、対象者の同意を得てリスト化し、町内会等の関係者間で、情報共有できる仕組み作りが遅れている。
123	対象者のデータ収集にネックとなる部分があり、データが十分にそろわない。
124	要援護者対策で個人情報の取り扱いが難しい。
125	担当部局（福祉担当）との連絡調整。
126	災害時要援護者支援を、町内会などが中心となって行っていく制度作りを目指している、住民への理解が進んでいない。
127	対象者の把握。
128	事務量の増大と、防災・福祉サイドのどちらが担当するか等、連携が取れず先に進まないのが現状。
129	要援護者に対する支援者の選出。
130	個人情報の流出・乱用等。
131	支援所毎の“モデル計画”を早く示してほしい。
132	現在作成中の要援護者名簿に基づき、今後は要援護者支援を地元住民に協力依頼することになるが、支援協力の理解をスムーズに得られるか懸念される。
133	登録制度があるが登録者が増えない。登録者に対する具体的な支援方法が、個人情報の問題等からなかなか進まない。対象者に事前把握等、事前対策等を行う上での、個人情報保護の問題。
134	複数の部局に関係する問題であり、プロジェクトチームのような組織もないため、関係部局間での調整に苦慮している。
135	本来、中山間地域においては、字単位の地域連携力は強く住民相互の助け合いが自然にできていた。しかし、過疎化に伴う高齢化や一人暮らし老人の増加に伴い、お互いを見守り助け合うことが徐々にできなくなり、地域のリーダー（区長・自治会長等）や役職員（民生委員）の力に頼るほかない状況となっている。全てをボランティアとしての協力で依頼できる状況ではなくなりつつあり、労力の対価として、何かしらの支援（地域単位）も考慮すべき時期に来ている。要援護者の情報共有については取り扱いに注意が必要だが、厳格な取扱いになると共有しにくい面もあり対応が難しい。
136	地域の支援体制。
137	福祉課と防災担当課で、共有ファイルの作成が困難である。
138	国では対策にっと出してくるが、現場では思うように進まない。
139	市街地、新しくできた団地等では、住民同士のつながりが少ないので、災害時の共助期待できない。また、山間部集落では若者が少なく、手が回らない等の問題あり。
140	避難支援プランの作成。登録台帳の作成。
141	名簿の作成が進まない。
142	個人情報保護法の関係による、要援護者情報の組織間共有。
143	支援者の確保が困難。
144	困っている人に誰となく助けの手が差し伸べられる世の中であれば、対策はいらないのでは。対策のための型にはまった対策ばかりが、国や県から押しつけられてばかりいる。そうしたものは努力の割に実効性は低そう。
145	リストの作成、要援護者本人の意思確認等に、相当な時間を費やす。
146	災害時要援護者の把握が難しい。対象者の支援方法・支援態勢の確立ができない。
147	個人情報保護の問題点。個人個人の防災に対する意識の温度差。
148	高齢化が進んでいる。
149	個人情報の取り扱いと福祉部門との連携。
150	19年3月、ガイドラインを作成したが、福祉部局の業務が多いため、対応できていない。
151	現在福祉部局と連携して、20年度中の「災害時要支援者避難支援計画」を目指している。
152	個人情報について、取り扱いを検討している。
153	これから庁内で検討を行う。
154	どこの部局がメインとなって対策を行い、計画の作成に当たるのか明確になっていない。

番号	回答
155	各担当部署との連絡調整。防災担当部署以外は一般業務に加え、災害対応をすることになり、事務量と職員数のバランスが取れていない。
156	災害時要援護者のカテゴリーが多すぎて、個別（カテゴリー毎）の対応が難しい。
157	民生委員・児童委員の取り組みで、「災害時一人も見逃さない運動」の活動を行っているが、要援護者の個人支援では、個人情報の共有化が必要であるが、個人情報保護法等、どのように工夫管理の方法等模索しているのが現状である。また、隣近所や地域の役割が重要であり、自主防災組織の推進をしているが、高齢・過疎化等により困難な点もある。
158	関係課及び関係する団体（民生委員会等）とのすり合わせ。
159	福祉担当部署との連携が難しい。
160	災害時要援護者登録制度により登録を行い、各自治会へも情報提供を行っているが、プライバシー保護の観点から、取り扱いにも苦慮しているところが多い。自治会によっては、災害時要援護者マップなどを作成している所もあるが、自治会によっては温度差がある。
161	避難支援計画を作成する上で、災害時要援護者への趣旨説明、情報共有への理解度等へ時間がかかる。マップ作成・管理に経費がかかる。
162	行政として個人情報保護が対策の支障になっている。国としての方針をもっと明確にすべきである。安全・安心という意味を十分に考えて。
163	福祉部局との連携が今後の課題である。
164	プライバシーの問題（周囲の人に知られたくないという方もいる）。
165	個人情報の取り扱いの難しさ。
166	在宅している要援護者の対策について、明確にしている最中であるが、課題が山積みである。
167	個人情報の問題。
168	個人情報の提供、支援者の確保などの問題。
169	福祉部局との調整（個別支援計画策定など）。
170	防災局と福祉局の連携が弱い。
171	個人情報保護法への抵触回避。
172	要援護者情報の共有方法とデータ更新。
173	リストの作成（作成主体は？）。
174	住民意識の向上の為、災害避難行動要援助者の把握を、地域と一体となり実施している。
175	要援護者台帳を作成するにあたり、登録を拒否する要援護者についての扱いを、どうしていくかが今後の課題となっている。
176	要援護者の避難支援者については、個別計画（避難支援プラン）で定めているが、実践的な訓練は行っていないことから、今後訓練等を実施し、体制を確立していきたいと考えている。
177	個人情報保護法との関係。当町のような小さな町では、近隣の関係が強いため、わざわざ名簿登載に同意を必要とする理由を、住民側が良く理解できていない。
178	個人情報保護との兼ね合い。
179	要援護者の支援者確保が難しい。地域によって格差が大きくなっている。
180	対象者の把握・名簿作成、個人毎の支援計画。
181	災害時要援護者の情報を福祉部局と防災部局で共有することは問題ないが、この情報を自主防災組織等の外部に提供することについては、個人情報保護の観点から問題はないのか。自主防災組織等に情報を提供し、自主防災組織等から悪徳業者等に、情報が流されてしまったら誰が責任をとるのか。
182	個人情報保護による情報の未通達。
183	要援護者支援希望名簿の作成、関係部署との連携。
184	福祉部局との横の連携、個人情報保護の問題。
185	ガイドラインにおける要援護者リストの内容が、特に重要な個人情報であることから、対象者の範囲・活用方策・地域との情報共有等について、福祉部局と防災部局において連携し、慎重に検討している。
186	福祉部局との足並みが揃わず、災害時要援護者対策が進まない。
187	福祉部局の取り組み・協力が感じられない。
188	現在、関係部署（防災福祉）で、プロジェクトを立ち上げた。
189	庁内各担当課のネットワークを構築すること。
190	個人情報の取扱い、福祉部局・住民部局との連携が困難。

番号	回答
191	自主防災組織の結成が不可欠であるが、それを活用するほどの大規模災害が発生する見込みがないと思われており、組織の立ち上げが困難である。大規模災害の想定がしにくい。
192	災害時要援護者のリストとマップ作成。
193	リストの作成と公表。
194	現在計画策定中であるが、高齢化の進行で人的確保に苦慮している。(特に山間部の要援護者対策)
195	個人情報の関係。
196	個人情報。
197	時間とマンパワーが足りない。形だけのものであればすぐに作れるものが多いが、有効性・実効性のある仕組みを作るには、かなりの労力を要する。
198	関係部局との調整。
199	支援者の不足、支援者と被支援者との関係。
200	台帳を作成したが、今後の更新作業。
201	福祉部局との情報のやりとりができないでいる。
202	社会福祉施設を一般の避難所として指定しているため、別に福祉避難所を設けることは困難。
203	プライバシーの問題もあり、なかなか名簿の整理がすすまない。
204	個人情報の関係により、名簿などの整備が厳しいと考えており、自治会などとも協力のうえ、進めていきたいと考えている。
205	防災局と福祉局との協同体制がなかなか構築できないのが現状。
206	援護者への情報提供など。
207	災害時要援護者への災害情報の伝達。
208	対策を進めていく中で自主防災組織との連携をとっているが、高齢者が多い地区や昼間人が極端に少ない地域では対策に限界がある。
209	個人情報の問題。
210	地域支援者の確保。昼間時での対応。
211	災害時要援護者対策は福祉部門(民生委員サイド)が担当であり、防災に対する認識が甘い。
212	個別のプラン作成ができない。個人、個人まですべて行政で対応できない。
213	防災担当部局のみでは対応が不可能であり、福祉・民生部局での対応が必要である。
214	国・県か市町の福祉担当部署に強制的に実施させるべき。
215	リストの作成と個別支援計画の策定。
216	リスト作成時に対象者に、リストの記載を断られてしまうケースが数件あった。
217	要援護者名簿作成にあたっての個人情報保護法との関係及び、その対応。
218	全体的に検討中。
219	支援者の設定について、市の要援護者避難支援プランにおいて、地域自治会(自主防)との協力でし、万一に備えることとしているが、地域ではその選定に苦労している。また個人情報の取り扱いについても、進まない原因の一つと考えます。
220	災害時行政での対応は非常に困難であり、特に自主防災組織など地区住民の協力体制が必要であるとする。個人情報などの問題もあるものの、一部の地区において検討されており、市内への波及ができないか模索中である。
221	個人情報保護。地域コミュニティ疎遠。
222	防災担当部局と福祉担当部局のどちらかが主導で進めるか庁内での調整がつかない。方針が決定していない。
223	対象者の情報の共有。主担当部署が不明確(防災担当なのか、福祉担当なのか)。
224	個人情報保護法の施行に伴う過剰反応などにより、個人情報の共有が進まない。
225	個人情報の保護及び支援者の確保。
226	個人情報保護法との関連で福祉部局や関係者との調整がなかなか進まない原因になっている。
227	災害時要援護者の個人情報保護。
228	防災担当部局が中心となって進めていくとプライバシーの問題などが発生する。福祉担当部局が重要施策として位置付け、防災部局と協力して対策を講じるという進め方が良いと思うのだが。
229	福祉部署と防災部署の情報の共有化が進まない。
230	現在検討中。特に個人情報との関係。

番号	回答
231	現在、災害時要援護者支援マニュアルを作成中であるが、将来的な要援護者のデータの維持・管理。
232	個人情報保護の問題。
233	システム（体制）の不足。
234	災害に対する危機感が薄い。（住民全体）
235	名簿作成と個人情報、防災担当課で作成不能なもの。
236	個人情報の取り扱い。
237	現在検討中。
238	福祉部局の動きが悪い。
239	町内会（自治会）の動きがわからない。理事者からの指示がない。
240	個人情報の取り扱い。
241	検討中。
242	対象範囲が広く対応できるか？
243	福祉部局・防災部局との合同会議を1回実施している。福祉部局は個人情報をもとに援護者情報の提供を現在していないが、会議を継続していくことにしている。
244	当村は着実に進んでいる。
245	個人情報保護法のからみによりなかなか進んでいない状況である。
246	個人情報保護の問題、関係課との連携不足。
247	個人情報の入手。
248	リストの運用管理方法。一応作成はしたが、リストの更新作業の困難性、従って正確度を維持する困難性があり大変苦勞している。とりあえず、今年は水防に係る町内（に町内）のリストを活用したマップ作成とその運用法の検証を行いたいと考えている。
249	財政面、人材面の不足。
250	福祉部局をはじめとする関係部局とどのように連携していけば良いのかが課題である。要援護者情報を誰とどのように共有していくのか（提供していくのか）も課題である。
251	近隣所であっても援護が必要な方がいてもそれ自体を公表できない（了承を得られない）ことで苦勞をしいられる。
252	地域における災害時要援護者把握のため、登録制度などを検討中であるが、その他良案がないか模索している。
253	災害時要援護者を被災前に把握することが困難。
254	人員不足。
255	平成20年度に避難支援プランを作成後、個別計画などを作成する予定。
256	防災担当者、福祉担当者など専門職員の配置。
257	作成予定。
258	現在、町の支援プランを策定準備中だが、個人情報の取り扱いなどから名簿の作成、作成配布後の混乱がないか不安。
259	個人情報保護法。
260	個人情報保護の取り扱いが当該対策が進みにくい要因となっている。
261	個人情報の取り扱いや庁内の担当セクションが複数にまたがるなど、要となる要援護者の把握について連携して対応する必要がある。
262	地域や民生委員の活かし方が今後の課題。
263	緊急時（時に地震・津波避難）の援護要員の確保が難。身寄りのない要援護未登録者の対応。
264	要援護者情報収集時の個人情報保護との整合。
265	個人情報の取り扱いについて。
266	個人情報保護法による個人情報把握の壁と、支援の主体となる自治会などの共助の意識の醸成が難しい。
267	援護する側の町会の高齢化率が高く、人材不足であること。
268	公的な宿泊施設などがなく、障害者などの対応が困難である。また、民間施設は埋まっており、受入ができない。
269	避難方法については各自治会内での対応についてなど、話を進めている最中。今後は防災計画の見直しを図り、避難後などについても明確化していきたい。
270	受入のための施設の改修や整備、また、人員の確保には多大な経費が必要であること。

番号	回答
271	防災セクション主導ではなく、福祉セクション主導で進めていきたいと思うように動いてくれない。
272	地域としての活動、付き合いが薄くなっており、地域で把握できていない。災害は必ず起こるといいう危機感が無い。自分は助からなくても良いと考える人がいる。登録制をとっても近隣市町の様子からも登録数が増えない。
273	本町では現在要援護者名簿を作成中であり、その活用については、自主防災組織を検討している。しかし近年本町は大規模な災害が発生しておらず、住民の防災意識が低い状況である。そのため自主防災組織の結成が遅れている。平成20年度で全町に町内会単位の自主防災組織を結成できるように計画を進めている。また、最大の問題である個人情報の取扱いについても、地域住民への理解、説得を自主防災組織内で進めてもらい、名簿を活用できるように進めていく方向で検討中である。
274	名簿の作成はできたとしても、今後の活用について方針が定まっていない。
275	要援護者の人数が多く、戸別訪問のようなきめ細やかな調査が困難。支援者が見つからない要援護者が残ってしまう。
276	災害時要援護者情報の取扱い。
277	自主防災会が中心となってネットワーク作りを進めているが、一部の自主防災会で協定を得られず進んでいないところがある。
278	個別の支援プラン作成がなかなか進まないこと。
279	名簿作成作業を進めている段階だが、作成後の運用（地元への配布及び避難への具体的な行動計画の策定）について詳細を定める必要がある。
280	個人情報の取扱いや、実際に支援が可能かどうか。
281	名簿作成。町内27ある行政区の内、25の行政区において自主防災組織を設置、この中の1つの組織で手挙げ方式により名簿を作成済だが、他の組織においてはなかなか進まない状況。町として作成することについて検討中だが、行政の持っている情報（民生委員の情報など）を事前にどこまで出せるかなど個人情報保護法の制限によりなかなか進まない状況。
282	個人情報などについて、関係団体との共有が困難。
283	要援護者支援モデルプランがほしい。対策は今後の予定。
284	町全体が高齢化している。→担い手がない。要援護者増及び、変動。津波てんでんこ。要援護者自身の災害に対する諦め。（他人に迷惑をかけられないと思う人が多い）
285	名簿作りが一向に進展しない。
286	福祉関係課との個人情報の取扱い。
287	個人情報保護の関係で要援護者の情報が扱いにくく、収集活用が難しい状況にある。
288	要援護者の個人情報の取り扱いが整理できない。
289	個人情報の取り扱い、福祉関係部署との連絡が困難。
290	福祉部局との連携。
291	個人情報の取り扱いについて、難しく要援護者の把握が進まない。
292	合併後まもなく合併前旧町単位での取り組みに差がある。
293	個人情報の取り扱い。
294	防災部局と福祉部局の連携が必要。
295	該当者をどこまでの範囲にするか（数が多い）。また該当者の把握（個人情報保護の関係あり）。地域における支援体制の整備。
296	高齢者、障害者、要介護者など対象として考えられる人数が膨大で、プランで支援すべき人をどの範囲とするか確定が困難。また、それらの人々を調査するのも困難。また、防災部局と福祉部局が連携し情報を共有するのも時間がかかる。
297	個人情報の壁があり、知り得た情報を地域に公開できず、区町内会、自治会からの要望に十分応えることができない。
298	大災害となった際には、災害時要援護者を受け入れできる施設及びスタッフが不足する可能性が高い。特に在宅療養中の方への対応に不安がある。
299	福祉か防災か、主として取り組む部署が定まらない。
300	対象者が多すぎて、発災時に支援する人が足りない。対象者データの加除の関係。
301	災害時要援護者の把握及び対応。
302	町内会、消防団との情報共有。

番号	回答
303	個人情報保護法と災害時要援護者リストの作成がマッチしない。
304	個人情報に対する意識の高まりに伴い、要援護者情報の共有・活用が難しい。
305	福祉担当と防災担当の連携がうまくいかない。
306	個人情報保護法の観点から見た対策の検討。要援護者を助ける担い手役の不在。
307	現在、防災情報を市内一斉に伝達する手段がないため、平成20年度に防災行政無線導入を計画しており、その後自主防災組織育成により対処したいと考えています。
308	日常業務に追われて、手がまわらない。
309	個人情報保護法。
310	災害時要援護者の個人情報の取り扱いについて。
311	地域防災計画及びマニュアルに規定しているが、実際の災害時に機能させることができるか不安である。
312	関係部局間の情報共有、地域コミュニケーションの希薄化（支援者不足）。
313	要援護者のプライバシー保護。
314	個人情報保護法が支障していたが、防災目的は適用外とみなす見解が出てきたので、20年度中に計画をまとめた。
315	防災全般についていえますが、行政への依存度がまだまだ高く感じます。
316	大規模地震における支援者の確保。
317	要援護者の把握、台帳の作成。
318	個人情報保護の点がネックである。
319	関係部署、機関との協議がはかれていない。調整がむずかしい。
320	人員不足。
321	一部しか防災行政無線が整備されておらず、情報伝達に支障がある。
322	地域コミュニティの希薄化、個人情報保護にかかる課題、要援護者自身の意識など。
323	避難時の支援体制の強化、情報伝達体制の整備が、必要と感じている。
324	避難支援プランについては現在準備中であり、来年度中にプランの策定をする予定としている。
325	要援護者の把握にとり組んでおり、関係機関・団体の協力を得ながら進めているが、名簿を共有する場合、本人の同意が必要であり、意志の確認を行なう必要がある。
326	個人情報保護法との関連。
327	福祉部局との調整が進んでいない。
328	現在、災害時要援護者リストを作成中であり、その活用について個人情報保護の問題もあり、課題がある。
329	要援護者個々についての、地域における支援体制の構築。
330	防災と福祉部局等の連携が進んでいないため。
331	防災のためとは言えども、実際として個人情報保護の問題があり、要援護者に関する情報の提供や共有には限界があること。
332	今年度、区に危機管理室ができたことにより、危機管理防災対策検討機構が立ち上がり、部門別検討会議の1つで「災害時要援護者部会」を開催し、今後の要援護者対策の全体的な見直しをはかることとなった。要援護対象者は、乳幼児や外国人を含めると約12万人となり、このうち福祉部局で作成している名簿は、共有方式で2万9千人余となる。名簿対象の見直し、および名簿の活用方法の再検討で難航している。
333	対策等に対応する人員がない。
334	個人情報等の入手。
335	防災部局と福祉部局で災害弱者情報の共有ができないため、防災部局からの情報伝達は、防災行政用無線での情報のみである。
336	関係課との調整不足。
337	要援護者のデータの取扱い（地域の支援者のどこまで開示するのか）、支援組織ができるのか、地域のコミュニティの状況に左右される。大規模災害時、本当に機能するのか。
338	対象者の同意、情報の共有範囲とプライバシー保護。
339	福祉部局の調整。
340	情報の把握と共有、援護する側の体制づくりが進まない。
341	防災部局と福祉部局の間で、災害時のみ情報共有することになっているが、平常時には、個人情報保護の観点から情報共有が進まない。

番号	回答
342	個人情報保護法で、各地域の自治会の代表者等が、災害時要援護者の把握に苦勞されている。行政から身体障害者、老人家庭の情報を、提供できない現状にある。
343	H20、21年中に、協議・対策を実施する予定。
344	対応するためのマンパワーの確立が難しい。
345	プライバシーの問題や、一般住民との協力体制が不可欠であり、その体制づくりが難しいところである。
346	特に障害者の家族が、登録や地域の支援などを望まない傾向にある。
347	・災害時要援護者支援制度の登録者数が増えない（手上げ方式のため）。 ・要援護者となる対象者及び対象範囲が多いため、市町村だけでは対応不可能であり、また都市部での地域の協力は望めないため、対策が進まない現状である。
348	個人情報の取扱い及び取得に関して、時間を要する。
349	平素においての要援護と、災害時においての要援護は同一ではないこと。また対策を実施するには、絶対数の人手が足りない。
350	要援護者個別の支援プランができていない。情報伝達体制を有効に生かせない。
351	地域によって温度差がある。当町では、日頃からのコミュニティがまだしっかりと構築されている地域もあるので、地域が必要を感じていない。
352	個人情報管理との関係により、名簿作成に多く時間を費やした。
353	施設の整備、もの手配。
354	個人情報であり、自治体内、地域組織（自治会等）との共有に困難な面があり、災害時にいかに共有するかが課題。
355	本町は津波の被害を考えなくてはならない町であるので、実際、要援護者対策は自主防災頼りである。助けたくても助けられない。住宅の耐震化もすまない（取り組もうともしない）。
356	要援護者情報は福祉部局が持っているので、福祉部局が主で対策を講じ、防災部局とともに情報を共有することが望ましいと思うが、部局間での話し合いを密にできていない。
357	災害時要援護者名簿の共有・公開。
358	台帳整備及びその活用について、現在はある程度の対応は決められているものの、改善の余地は大きい。
359	個人のプライバシーの問題もあり、調査をする上で難しい。また調査内容をどこまで公表し、対策に役立てるようになるのか。
360	福祉部が動かない。
361	要援護者に関する個人情報や、台帳の整備について。
362	防災担当課、福祉部局の温度差。防災担当課の体制（人員不足）。
363	有事には職員のみでの対応は困難であり、今後住民の理解と、自主防災を高めていくかが課題。
364	調査を行っても手を挙げない、隠れた対象者の把握。 作成した要援護者リストの更新（新たな高齢単身世帯の発生や、転出等による削除等、日常的なリストの変更）。
365	個人情報保護の問題（守秘義務など）。
366	福祉部局との連携が不十分。
367	通常業務に追われ、作業に着手できない。
368	津波に対する避難対策。
369	消防防災、交通安全、防犯、自衛隊、有害駆除の主事務を1人で行なっているため、当対策への対応ができない。
370	個人情報保護を踏まえた、外部機関（民生委員）との情報共有。
371	現在、手上げ方式による登録制により取り組んでいるが、手を上げていない一人暮らし高齢者や、のみ世帯、障害者等をどのように制度に組み込んでいくかが課題である。
372	個人情報保護法。
373	個人情報の取扱い及び要援護者の支援方策（自主防災会、社会福祉協議会等により、アンケート方式にて災害時要援護者台帳の作成に取り組んでいる）。
374	内閣府及び、府からの通達等をふまえて、現在検討をおこなっているが、要援護者の支援者の確保について人員を確保できないのが現状。
375	リストの作成における個人情報保護との関係。リストの活用方法。
376	担当部局（福祉係）と連携を取りながら、支援プランを作成したい。

番号	回答
377	避難支援者を予め決める事について、助けられない場合の責任問題を強く懸念し、協力を得られない地域がある。外国籍住民への対応が手薄で、NPOの支援団体の協力を頼っているのが実情。
378	個人情報保護の問題。災害時要援護者との意識の問題。対象者が多く、現状の体制では限界がある。
379	個人情報の取扱。支援体制の整備。
380	個人情報の取扱について。
381	福祉事務所等の福祉を担当している課等が、それは防災担当課でやるべきとの見解をしており、事務が進んでいない。
382	要援護者は福祉部局で台帳の整理をしているが、個人情報との兼ね合いからも取扱に困っている。
383	要援護者のリストを作成したが、提供したいと考えている自主防災組織の長、町内会長、地区担当民事委員からの申し出が少ないので、PRのための次の手を考えている。
384	実際にどのような支援が有効、また望んでいるか、健全者の考えが及ばない部分が多々ある。
385	地域との連携が重要となるが、その体制づくりと、援護者となる人の安全対策や支援者となった場合の負担を、どのようにするか。
386	モデル計画があれば良いと思う。
387	災害時要援護者支援プランは策定済。H19. 2月現在募集作業中。策定⇨防災部門 運営・募集→福祉部門。
388	地域における「共助」の仕組み構築への支援について。・個人情報保護等の関係。
389	役場、地域の災害に対する危機意識の向上を図っていくことが急務で、その上で要援護者対策について検討していく必要がある。
390	人的、予算的措置がネックになっている。また、支援者の確保、個人情報保護に係る守秘義務の確保について懸念される。
391	個人保護法。人員を確保することが出来ない（担当者）。
392	個人情報保護条例など。
393	個人情報の関係で情報収集がむずかしい。
394	個人情報保護法の問題。・支援者の特定が困難。
395	災害時の避難などの対応について、現実的に行政の力だけではむずかしく、自治会や自主防災組織の協力を要する。
396	個人情報保護法等があり、すべての方の情報を共有化できない。
397	個人情報保護法制。現状においては、関係機関共有方式が最短の把握方法である。要援護者本人からの同意は厳しい実情がある。
398	災害時要援護者のリストは、民生委員により作成しているが、そのリストを自治会、社会福祉法人などの他機関との情報共有については、個人情報に対する問題もあり、進んでいない。要援護者から情報共有について、同意をとる必要があると考えている。
399	進んでいないが、困っていることはない。
400	個人情報保護のからみで、要援護者名簿を、民生委員主体で作成したが、情報を開示する否かで調整に苦慮している。
401	援護者の把握が、個人情報などの関係で進まない。
402	当町においては、福祉部局が主管となっており、詳細については不明である。
403	規模の小さな自治体にとって、職員一人ひとりの業務が広範囲、かつ大量であり、目前の業務の処理に追われ、基本となる地域防災計画の修正にも着手できない状況である。
404	台帳の整備だけでなく、個人の避難計画作成や、支援者の決定など、災害時における運用面においての、具体的な行動について、行政だけでなく地域においても理解がまだ得られていない。
405	19年度中に調整。
406	住民意識、各役員（民生委員等）への周知、理解、協力体制。システム整備、要援護者の基準。
407	福祉担当者、防災担当者ともに、通常事務と別の災害時要援護者対策に着手していなく、協議の上実施する必要がある。要援護者リスト。避難者支援マニュアル。
408	福祉担当部局や自治会等、社会福祉協議会、自主防災組織と調整しているが、個人情報保護による弊害を感じている。

番号	回答
409	個人情報保護を優先するあまり、手上げ方式、同意方式で登録を希望しない、要援護者を把握することができない。地元区民は知っている情報であっても、台帳上は存在しないことになることについて、地元から指摘がある。
410	当市においては、現在、検討組織を設置し当該事業に着手したところです。
411	避難支援プラン作成に関して、支援者のいない要援護者について、その支援者の確保が難しい。・避難支援プランに関して、要援護者、支援者の異動状況の把握が難しい。
412	全体計画は策定したが、今後要援護者一人ひとりの計画である「個別計画」を作成していくことになるため、個人情報等もあり、思うように進まない事が予想される。
413	行政側の対策づくり（プランづくり）、登録制度のしくみづくり、行政側の持つ情報の活かし方、関係団体との連携による支援制度づくりなど。地域での見守り、支援体制づくりを具体的に、どのように進めるか。人員配置（職員数）の問題。
414	平成 20 年度策定予定。
415	避難支援プランの個別計画に示されている、避難支援者等の確認について、地域コミュニティの希薄化などのため、どの様に進めていくかが課題と考えている。
416	個人情報保護の中で、自治会との情報共有の方法。
417	個人情報を扱っているため、訓練を積極的に行えない。
418	安否確認の情報をどのように参集し、最大限に活用するか。要援護者の登録方法の面から検討中。
419	救助、避難誘導などの支援者不足。
420	避難支援を行う人員の確保。データ更新の反映。
421	福祉部局、自主防災組織、民生児童委員などとの連携。
422	個人情報の取り扱いについて、現在手上げ方式（同意方式）を採っているが、必要とする災害時要援護者の的確な把握、管理が課題となっている。
423	要援護を必要とする者は、相当数存在するが、プラン作成に至るまでに中々進まない。また、地域における支援者の確保も難しい。
424	地域（住民、各種団体）との連携に苦慮している。
425	対象者の全体像が、把握できていない。
426	関係部署との連絡、調整がスムーズに進まない。
427	自治体で対応する事は困難であり、自主防災に頼ることとなると、自治会に負担になるなど、協議や体制が必要である。
428	福祉課との連携が取れない。
429	要援護者の把握が行われていない。
430	元となる地域防災計画の見直しが終わってない為、関連及び運営が不明確。
431	対象者のリストアップ。
432	防災対策全般に係る業務が多岐多様で、国の施策動向に追いついていけない。
433	個人情報の公開範囲をどこまですべきか判断できない。
434	地域防災計画作成中なので、策定後福祉事務所をはじめ、関係機関等との連携により、具体的に対策をする。
435	自主防災組織などの支援を行う団体が、結成されていない地区における、災害時要援護者避難計画の策定についての課題が残っている。
436	災害時要援護者対策の必要性は、防災関係機関及び、住民は理解を示しているが、高齢者が多い地区の対応（支援者も高齢者）や、自主防災組織が結成されていない地区への対応などの問題を抱えている。
437	専門知識がないため、中身がわからない部分がある。
438	災害時要援護者の抽出。
439	「誰が避難をさせるのか」等の支援態勢のほか、避難情報の伝達手段や避難方法など検討課題事項が多く、進んでいないのが実情である。
440	同意方式で名簿を作成し、自主防災組織等へ提供しているが、未同意者の解消が課題。
441	初動対応の受皿として考えている自主防災組織の結成が進んでない。
442	高齢者の多い地域やマンション等において、具体的な共助の支援を行う避難支援者の選定が困難。
443	避難支援に携わる民生委員等との協議を行っていない。また自主防災組織の立ち上げが進んでいない。

番号	回答
444	高齢化が進んでいる中で、支援者も高齢者とならざるを得ないし、日中と夜間、平日と休日でも支援者となり得る人は変わってしまう。地域全体で支援していくしか方法がないような気がする。都市部と農村部では全く違う。
445	新市防災計画策定に伴い、福祉部局及び消防本部と作業を始めたばかりなので、現在のところ大きな問題は発生しておりません。
446	該当者の実態把握。
447	福祉部局の日常業務が忙しく、集中して対策を講ずることができない。
448	地域によって対策の温度差がある。個別の避難支援プランを作成するのは困難である。外国人、障害者等の把握が困難である。
449	名簿作成・共有化ができていない。福祉部局と理解が気薄、情報公開もネックに。
450	個人情報。福祉部局では、災害時要援護者リストを作成しているが、防災部局等との情報共有されていない。
451	福祉部門との調整。
452	応急対応時の情報伝達、要援護者の状況把握。
453	避難準備情報を国が提供するから、後の避難誘導、広報は自治体の責任と言われても、一朝一夕に体制づくりが完成する程、簡単な問題ではないということを国は理解しているのか。
454	個人情報の共有、管理方法。
455	個人情報保護法の壁。
456	要援護者の名簿登録は進んでいるが、各個人についての支援者の確保と個別支援プランの作成が進まない状況。
457	防災部署だけの問題ではとどまらないこと。
458	個人情報保護の関係で、名簿等の作成が難しい。高齢化が進み、小さな地域での対応が難しいことなど。
459	災害時要援護者避難支援制度の住民周知・理解。個人情報の保護。
460	個人情報保護の観点からなかなか進まない。
461	要援護者の把握調査について。
462	災害時要援護者登録制度を行っているが、個人情報の関係でなかなか登録してもらえないのが現状である。
463	災害時要援護者について、災害発生時の支援や個人情報の問題から行政が主導で行うのではなく、地域の自治会、自主防災組織の中で対策を求めている。
464	個人情報の取扱いについて（保護・開示・漏洩・管理）。多様な要援護者ニーズへの対応。地域の負担軽減。
465	現在、社協と協力して台帳を作成中である。
466	福祉課との連携がない。
467	急な勾配が多く、高齢者比率が高いため、老老援助による二次災害の発生が懸念される。
468	災害時要援護者リスト等を作成しようとした時、個人情報をどのように管理し利用していくかが課題。
469	支援者が見つからない。登録者が増えない。
470	要援護者の把握。
471	個人情報との関係を含め、日々対象となる住民の把握（移動・新規）などを行う体制づくりが難しい。自治体職員のみでは対応しきれない部分のフォロー体制の問題。
472	今は、マニュアルを整理しております。
473	個人情報保護対策が重要であり、手上げ同意方式で災害時要援護者の登録を受け付けている。
474	現在、災害時要援護者支援プランを作製中であり、平成20年度内の策定を目指しています。
475	個人のプライバシーの保護。
476	個人情報保護法の関係。内部組織の連携。
477	関係部署等との協議ができていない。
478	現在、計画作成中。
479	社会福祉施設に配慮したうえでの、関係機関との情報共有、支援者の確保など。
480	災害時要援護者対策は、行政職員だけでは対応は不可能であり、関係者、住民の協力が不可欠であるが、一部の人間に負担が偏るおそれがあり、またその場合には担い手がいなくなることも懸念されます。関係機関、住民への啓蒙啓発には、時間を要すると考えます。
481	福祉部局との情報共有。

番号	回答
482	・個人情報の問題・ご近所付き合いといったものが希薄になっている中、自治会等に協力を求める事は難しい。
483	自主防災組織の設立がなかなか進まない。
484	災害時に対応するには、日頃から地域におけるネットワーク作りが不可欠であるが、要援護者把握のためには、本人の同意が必要であり、同意しない人は日頃のネットワークの中に入れていくことができない。同意しない人が多いほど、万一の際は対応できない。
485	個人情報などの制約があり、名簿等の作成ができない。また該当者の把握が困難。
486	最終的には、そばにいる人がどのように手を差し伸べるかであり、町会・自治会の温度差が出る。
487	対策を進める上での、予算及びマンパワーが確保できない。
488	市で把握している情報を、個人情報保護法の壁により自主防災組織などの、防災関係機関へ提供できない。現在民生委員の御協力をえながら、本人同意方式で進めているが、対象者が多く進むスピードが遅い。
489	自主防災組織との関連が課題。
490	要援護者が避難する上での、支援対策や訓練を実施する事、及びマニュアル等の作成など、早期実現が求められる。
491	災害時要援護者リストの活用方法について、個人情報保護法のかんけいもあり、方策が思うように進んでいない。
492	要援護者の同意を取る事が困難。個別プラン作成において、手助けしてくれる人に要援護者に関する情報を、他に漏らさぬように契約書をとることも困難。
493	個人情報の制約もあり、災害時要援護者の把握、情報の共有ができない。
494	本市では同意方式による、要援護者の情報提供(民生、児童委員、町内会等に対して)について検討しているが、本人同意のない者についてどのように取り扱うべきか苦慮している。特に町内会等の自主防災組織からは、非同意者も含めて情報提供していただきたいとの要請もある。
495	個人情報の共有化(防災、福祉、自治会等)。
496	地域での支援体制の核となる、自主防災組織の組織化が低い状況である。
497	一人一人の個別計画を策定する事になっているが、現実的には支援者を決めても実効性がないと思う。
498	部をまたがる情報の共有化。個人情報保護。要援護者の基準。
499	要援護者の実態把握が困難(個人情報保護関係の調整等)。
500	福祉避難所(特別避難場所)に備蓄する物資の見直し、各区における要援護者対策の推進、防災主管局との連携による事業の推進が課題です。
501	個人情報の取り扱い。
502	防災部局、福祉部局、その他関係部局との協議体制が取れていない。

『新市町村における地域防災計画作成・修正にあたっての課題』（問 21-2 自由回答）

番号	回答
1	旧町とのすり合わせ・調整に苦労。
2	基準・考え方の統一（避難所の指定など）。
3	市の区域の拡大と共に危険箇所も増大した。
4	地域防災計画作成後の行動マニュアルの作成まで手がまわらない。
5	町域が拡大し、各地域における災害による被災状況が異なると考えられることや、対応等が異なることから一体化が難しい。
6	対等合併に伴い双方の調整が難航した。2庁舎制のため、部署や担当の割り振りに苦慮した。
7	様々な項目の調整等。
8	地域性の違いから、調整がうまくいかず、単に両町の計画を合わせただけとなった。
9	急傾斜地域等の危険箇所位置がわからないので、市役所及び支所に行き、聞きながら作成。
10	作成はしたが、内容が膨大で把握しきれず、また、内容の詳細な検討もできていない。モデル的な計画があって、それに肉付けしていくような方法で作成できれば、苦労も費用も減って各市町村の計画が統一のとれたものになるのでは。
11	異なる計画内容・様式を統合すること。
12	県広域受援計画等上位の計画の変更ができないため、合併後に施設の閉鎖・取り壊しにより計画から削除し、見直しを行って行きたいが、県からは代替施設の設定が求められる。
13	分庁方式であるので、連絡体制の構築が難しい。
14	災害時の本部体制の調整について、従来の市町体制を機能させつつ、災害本部としての一体性の確保。
15	合併後すぐに地域防災計画の修正を行ったために、庁内組織の変更があり、動員計画を作成するにあたり、どの課が何の業務をするのかについて、最終決定するまでにかなりの時間を要した。
16	合併前の各町の計画との整合性。
17	山間部、島諸部をかかえ、土砂災害や高潮の危険性が高まったが、行政運営は効率化がすすみ、今後の災害対策について人員的に不安がある。
18	9カ町村の合併であり、調整が難しかった。市内でも北部と南部で気象状況に大きな違いがあった。
19	内容が多岐にわたるため、スムーズな作成ができない。資料の収集がスムーズに行えない。
20	実用性について不安。
21	短期間の作成であったので、詳細部分が不備となっている。
22	地域防災計画は作成したが、避難マニュアルやハザードマップなどが未作成である。危険区域の調査を含め、全てを行うのにかなりの予算を必要とし、現在の財政状況では早急には困難である。
23	組織改革に伴う人事異動で、防災担当者がすべて入れ替わったため、蓄積されていたノウハウ等を失った。
24	災害対策基本法に規定された事項を記述することや、北海道地域防災計画で、競合を図る上において、現実離れた内容を盛り込まねばならなかったこと。計画内容と実態の乖離が大きいこと。
25	近年直接的に大きな被害を受けた災害が少なく、被災による修復等はあっても、防災については業務比重が少ない（業務等）ため、計画の作成・修正が思うように進まないのが現状である。
26	旧町村計画との整合性。
27	合併前町村の計画とのすり合わせ。
28	旧市町での作成が、平成8・9年とやく10年前であり、そこから大幅な変更は初めてだったため、現在の状況に合わせて、これまでになかったものを追加・修正するのに苦労した。
29	各種指定・設定に関する基本的な考え方が相違していた。
30	前任者が対処しているため内容は不明。
31	資料編の情報のすり合わせ。
32	広大な市域を有しているため、旧市町単位で災害対策を行うことを盛り込むこととした。災害予防を充実させた計画となるよう配慮した。避難勧告等の発令にあたっては、具体的基準を設定した。
33	関係法令等の改正による修正、県の防災計画の整合性。
34	樋門の管理者・管理基準等が異なり、地域特性に合わせた計画が必要となった。
35	合併前の町村間での防災意識の差。
36	合併前の旧町ごとで、災害の形態が異なる。各支所の職員数が減ったため、災害時の対応が難しくなった。
37	人員不足・経験不足・知識不足。
38	合併地区毎の地域条件による違い。合併により市域が広範囲になったことによる記載内容の増加。
39	編入地域の被害想定策定、ハード・ソフト両面からの防災対策等に係る地域間格差の是正等。

番号	回答
40	基礎資料の収集とその点検に時間を要した。
41	上位計画や法の改正、ガイドライン等が示されているが、これらをすべを計画に反映すること。
42	それぞれの自治体によって住民との関係で距離感が違うこと。
43	勉強（専門知識の不足）が足りないため作成が難航している。
44	行政区が広がった事により、地域要件が多くなった。また防災担当者の人員が不足しているため、作業の進行に時間がかかった。
45	市町村により、危険箇所の表記方法が異なりそれを統一すること。
46	地域事情の差異。
47	新市地域防の作成について、合併前の準備が整っていなかったため、予算計上などの事業実施を合併後にすべて行った。このため、早期作成の必要性から短期間（厳しい工程）での調整・協議を行った。
48	中越大地震以降、新たに追加すべき項目が出てきており、今後の修正の際に検討していく必要がある。ただし、あまり細かな部分まで本文に盛り込むかという課題はある。
49	行政区の違う市町が合併したことにより各計画の内容を熟知したうえでの作成が必要であること。
50	合併6町村の地域防災計画をまとめるとともに水防法や土砂法の改正などのため、組み入れることに多大な労力を費やしたい。
51	苦労した事。平成17年1月1日に3町村で合併したが、地域性が複雑で災害の発生する事象も違う。海を有する、山（豪雪地帯）、川を有するなど、特に一部は原子力災害にも関係して担当はすべての把握に苦労した。
52	範囲が広くなり、地域ごとの把握や職員の実情がわからず、とりあえず作成はしたが、今後適時修正をしていく必要がある。
53	データの収集。
54	海岸線が非常に長くなったこと。
55	自然条件・社会条件が多様多様のため作成に時間がかかった。
56	他地域の災害特性の把握。（地形など）
57	資料編となるデータの統一化。
58	理想の計画と現実のギャップ。理解しやすい（使いやすい）計画書の作成方法。
59	各地区に応じて課題がまちまちであったこと。
60	地理的に災害の程度、特性も異なること。発令の基準などは県との連携も必要であるが、設定には技術や知識が必要なため、定めた内容が適当であるか検証が必要である。
61	避難所の指定について、適切な施設が少ない。（建物が古い、小さい、災害の種類によっては使用できない。）
62	新町全体が把握しきれていないなかで作成をすることは困難がある。
63	全く初めからの作成となるので、手間と時間がかかりすぎる。厳しい財政のため、外部発注もできない。地域防災計画だけでなく、その外にも様々な計画やマニュアルを作成しなければいけないため、全てがなかなか進まない。
64	計画の見直しの頻度が高いこと。
65	市役所の庁舎が2つできたため、指揮命令系統や所轄事務の配分に苦慮した。
66	現地の状況の把握。
67	行政面積の拡大により、災害危険箇所数に対する、対策が整理できない。
68	庁内調整等。
69	編入合併であり、特に課題等はなかったが、旧市にない豪雪地帯などが新たに加わったため、新たな対策等が必要になっている。
70	それぞれの市町村の計画における方針の違い。特に避難所、ヘリポート、緊急輸送路などの指定の考え方。規模が異なると考え方も異なる。また、地理的条件が異なるので、重視する災害も異なる。
71	防災活動体制の整備（連絡体制、所掌事務）。
72	被災経験を盛り込むこと。特に事前にできる予防対策を盛り込む必要がある。
73	各関係機関との調整。
74	本来であれば職員が原案を作成するのが理想的だが、人的または時間的に不可能なので、委託業務として外注している。業者は地域の実情などに乏しいため、大変苦労している。また、近年法改正などが著しく、改正ポイントが多すぎる。
75	特になし（編入合併のため、避難所施設等の追加のみ）。
76	当市は1町4村の合併であります。防災担当としての経験がなく、旧地域防災計画の現況の把握をし、改訂や統合等必要な記載項目について整理し、整合、資料の収集また県との整合に苦慮しました。

番号	回答
77	合併によって山間部が市面積の7割を占めることになったが、通信手段の確保以外、具体的な防災対策については明記していない。
78	合併により市域が広範囲になったことによる調整、及び修正箇所量の処理。
79	防災計画の内容に地域差があり、地域ごとの細かな対応が必要になる（地域格差）。情報伝達体制の整備に係る予算が厳しい。
80	合併後3年を経過しており、一部見直し、修正作業を行なっている（気象業務法の改正等）。
81	7町の合併であり、旧町の特徴が違うところから、細部までの調整はできていないので、今後修正作業を行なっていきたい。市の行政改革で、再編により担当部署が変わったため、業務の振り分けに苦労する。
82	防災情報の伝達要領に差異があり（防災行政無線）、その整備に苦労した。
83	1市5町の合併であり、市を中心に様式を同じにデータを集めた。
84	H18に作成した地域防災計画を基本計画としてとらえ、今後は地域の実情に即した具体的な地区計画を作成していく。
85	旧市町村それぞれの地域状況を考慮に入れながら作成しなければならなかった事。
86	市域が広域となったこと、庁舎が4つになったことにより、災害時の活動方法について課題が多かった。
87	市域が県内一の大きさとなり、気候等も変化に富めるようになり、又文化が異なる事から、統一が難しい。
88	1市3町が合併し、北海道一広大な面積を有する市となり、行政区域全域に対応可能な計画作成に苦労した。
89	純山村の地域と、高速道路や商店が多々ある比較的開けた地域があり、課題等も多種多様となり、又住民の意識も違い、内容を多方面から検討する必要がある。
90	法律に基づいた地域防災計画の重要性は認識している。ただ、実行性には疑問がのこる。他の部門はこれで応急対策にとりかかるとは難しい。県との整合性も必要であり、コピー的要素が強い。
91	庁内、関係機関との調整。
92	専門的な部分が多く、防災会議の開催等、事務作業が多い。
93	クラスター方式のため、各部等が離れた庁舎にある。
94	本庁舎と支所との役割分担。面積が多いため、情報把握等。
95	通常業務でおこなっていない災害時の事務分掌について、庁内調整に苦慮している。
96	災害に携わる職員が、異動したばかりで防災に係る知識がなく業者委託したが、受託業者は県計画をまねして文章を作成しているだけで、実行性のある計画ができない。
97	範囲の拡大と共に、統制方法、対策の一本化等、今後更に充実する課題がある。
98	合併前の地域格差。
99	合併して政令市となったために、区役所と本庁の役割分担の整理が課題である。
100	町が大きくなり、行政機関が完全に一本化していないため、組織計画などについて課題を抱えている。→情報伝達、指示系統等。
101	旧町との調整に苦労した。特に「旧町の計画と新市の計画の整合をとる」という部分で苦労した。
102	離島同志の合併ということで、なかなかメリットがない中で、体制も流動的であり「まとめる」作業が大変でした。
103	量が多くて、更新が行き届いていない。
104	各所属の配備体制の割り振りに苦労しました。避難所への避難経路等について、担当課に検討依頼をしたが返事がない。
105	他部局との調整、計画のすり合わせが困難だった。
106	災害対策本部組織の調整。設備、資機材の把握。
107	合併前のそれぞれの配備体制を一本化すること。
108	編入合併のため、特に課題等はなかった。特に考慮した部分についてもありません。
109	14市町村の合併による多様な災害特性の把握(アセスメント実施)と対応検討。・中越沖地震の実経験の分析と反映。
110	災害時には市の組織の総力をあげて、対応する事になるが、計画はそのすべてを網羅しなければならず、担当として広範囲な知識が求められる事に苦労した。
111	両町の連絡体制確立、調整。
112	過去の旧市での大規模な火災履歴を、地域防災計画に記載しているが、項目に統一性がなく比較が困難である。

資料 2 調査票

市区町村防災研修教材作成のための基礎調査

拝啓 余寒の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。

わが国では毎年のように大規模な風水害・土砂災害が襲い、地震災害も跡を絶ちません。今後、東海地震・東南海地震など、大地震も目前に切迫していると懸念され、災害から住民の生命と財産を守るとい自治体の責務はますます増大していると言わなければなりません。今後の災害に備え、(財)消防科学総合センターでは、蓄積してきた災害対応のノウハウを駆使し、防災担当職員、その他防災関係者の危機管理能力の向上を目的とした市町村防災研修事業の全国的な展開を図っております。

今後、防災研修をより効果的に実施するためには、地方公共団体の抱えている課題を的確に把握する必要があります。このため本調査では、これらのテーマに関わる対策の実態を把握し、それらの中から課題となっている内容については障害要因などを分析し、その対応策を検討したいと考えております。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、本調査の趣旨をご理解いただき、調査へのご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

【調査実施主体】

(財)消防科学総合センター 担当:黒田

〒181-0005 東京都三鷹市中原3丁目14番1号

電話番号: 0422-49-1113 FAX 番号:0422-46-9940

<ご記入にあたってのお願い>

- (1) 調査結果はすべて統計処理され、回答いただいた自治体にご迷惑をおかけすることはありませんので、率直なご意見をお聞かせくださいますようお願い申し上げます。
- (2) 回答は、回答者個人としてではなく、防災担当部署の意見としてご回答ください。
- (3) 調査票に、(自由回答)、(あてはまる番号すべてに)などの指定がない設問については、あてはまる番号ひとつに○をつけるようにしてください。
- (4) あらかじめ回答が用意されているところでは、番号に○をしてください。「その他」の回答のときは番号に○をした上で、その内容を〔 〕内に具体的に記入してください。
- (5) 書き終わりましたら、この「調査票」を同封の返信用封筒に入れ、2月29日までに投函してください(切手を貼る必要はありません)。

平成20年(2008年)2月

調査票

災害対策本部についてお尋ねします

本調査における、「災害対策本部」及び「災害対策本部 本部室」の用語は次の通りとします

災害対策本部

平常時の組織体制を基本とし、「災対〇〇部（△△課、□□課）」という様に、臨時に設置される市区町村全体の組織体制を指します。

災害対策本部 本部室

災害対策本部の中で、活動の拠点となる執務場所を指します。例えば、「〇〇市災害対策本部」という看板を掲示する、庁内の会議室や庁議室などです。

問 1 貴自治体では、平成 19 年における災害対策本部の設置実績はありますか。

1. ある (→問 1-1～問 1-3 へ)
2. ない (→問 2 へ)

問 1-1 災害対策本部を設置したのは、平成 19 年における下記の災害のうちどれですか。
(あてはまる番号すべてに○) (選択肢の [] は発生日です)

1. 北西太平洋を震源とする地震による津波 [1 月 31 日]
2. 能登半島地震 [3 月 25 日]
3. 新潟県中越沖地震 [7 月 16 日]
4. 台風第 5 号による大雨・暴風 [8 月 2 日～]
5. ペルー沿岸を震源とする地震による津波 [8 月 16 日]
6. 台風第 9 号による大雨・暴風 [9 月 6 日～]
7. その他 (災害名および発生日を記入してください)

[]

問 1-2 平成 19 年における災害対策本部の設置実績の内、勤務時間外の設置はありましたか。

1. 勤務時間外の設置実績あり (→問 1-3 へ)
2. 勤務時間外の設置実績なし

問 1-3 勤務時間外に災害対策本部を設置した日において（平成 19 年における最も直近のもの）、災害対策本部 本部室への参集要員（地域防災計画等で参集するように決められていた要員）の参集状況はどれくらいでしたか。

- | | |
|---------------------------|--------------------|
| 1. 参集要員のうちの 1/4 未満 | 3. 参集要員のうちの 1/2 以上 |
| 2. 参集要員のうちの 1/4 以上 1/2 未満 | 4. わからない |

問 2 災害対策本部の設置にあたって、課題・障害などございましたら、ご記入ください。
（自由回答）

[]

問 3 貴自治体では、災害対策本部 本部室設置・運営訓練を実施していますか。

1. 実施している （→問 3-1～問 3-3 へ）
2. 実施していない （→問 4 へ）

問 3-1 災害対策本部 本部室設置・運営訓練はどれくらいの頻度で行っていますか。

- | | |
|------------|------------|
| 1. 年 1 回未満 | 4. 年 3 回 |
| 2. 年 1 回 | 5. 年 4 回以上 |
| 3. 年 2 回 | 6. わからない |

問 3-2 災害対策本部 本部室設置・運営訓練で取扱っている内容はどのようなものですか。
（あてはまる番号すべてに○）

1. 災害対策本部 本部室への職員参集
2. 災害対策本部 本部室の設営
3. 災害対策本部 本部室内での情報伝達
4. 被害情報の収集
5. 通信機器の操作
6. 避難勧告・指示等の判断
7. 住民等への広報
8. 都道府県への状況報告
9. 防災関係機関との情報連絡
10. マスコミ対応
11. その他（具体的にお答えください）

[]

問 5 全庁的な災害対策本部 本部室設置・運営訓練を実施するにあたって、課題としてあてはまるものは次のうちどれですか。(あてはまるものを3つ以内で○)

1. どのような内容の訓練を行えば良いのかわからない
2. 自分の課における通常業務以外に手がまわらない
3. 関係各課の職員が動員できない
4. 予算がない
5. その他

[]

問 6 貴自治体では、災害対策本部 本部室の設営場所を事前に定めていますか。

1. 定めている (→問 6-1 へ)
2. 定めていない (→問 7 へ)

問 6-1 事前に定められている災害対策本部 本部室の設営状況についてお答えください。

1. 机・事務用品等の備品を、常時配置している(災害対策本部 本部室を常設)
2. 机・事務用品等の備品は、災害対策本部設置時に配置することになっている

※資料送付のお願い：

災害対策本部 本部室のレイアウトについて地域防災計画や防災マニュアルなどで定めている自治体につきましては、大変お手数ではございますが、関連資料(コピー可)を1ページ目に記載されている【問い合わせ先】まで着払いでお送りいただければ幸いです。

問 7 貴自治体では、都道府県への被害報告を主にどのような方法で行うことにしていますか。

1. 各都道府県の情報システム
2. 電話・FAX
3. メール
4. その他 ()

避難準備情報についてお尋ねします

避難準備情報とは

従来の「避難勧告」の前段階で「人的被害の発生可能性がある」と判断された時点で発令され、避難に時間を要する高齢者や障害者等の災害時要援護者に避難開始を、その他の人々に避難準備を求めるものです。平成17年5月26日に、総務省消防庁は、市町村において「避難準備情報」を位置づける旨について通達を出しています。

問8 貴自治体では、避難準備情報の発令基準を定めていますか。

1. 発令基準を定めている (→問8-1へ)
2. 発令基準を定めていない (→問9へ)

問8-1 貴自治体では、避難準備情報について、どの程度住民に周知していますか。

1. 十分周知している (→問8-2へ)
2. やや周知している (→問8-2へ)
3. ほとんど周知していない (→問9へ)
4. まったく周知していない (→問9へ)

問8-2 避難準備情報の内容について、住民にどれくらい理解されていると思いますか。

1. 十分理解されている
2. やや理解されている
3. ほとんど理解されていない
4. まったく理解されていない

問9 避難準備情報の発令基準を策定する上での、課題・苦労したこと（していること）・不明な点などございましたら、ご記入ください。（自由回答）

[]

問10 貴自治体では、平成19年における避難準備情報の発令実績はありますか。

1. ある (→問10-1へ)
2. ない (→問11へ)

問 10-1 避難準備情報発令時の住民避難の動向は概ねどうでしたか。

1. 発令地域における災害時要援護者の大半が避難した (→問 11 へ)
2. 発令地域における災害時要援護者の半分程度が避難した (→問 11 へ)
3. 発令地域における災害時要援護者のほとんどが避難しなかった (→問 10-2 へ)

問 10-2 「発令地域における災害時要援護者のほとんどが避難しなかった」原因として思い
つくものをご記入ください。(自由回答)

[]

避難所運営についてお尋ねします

問 11 貴自治体では、避難所施設毎に避難所運営計画を作成する必要性を感じていますか。

1. 感じている
2. 感じていない

問 12 問 11 のようにお答えになった理由についてご記入ください。(自由回答)

[]

問 13 貴自治体では、避難所施設毎に避難所運営計画を作成していますか。

1. すべての避難所施設で作成している (→問 14 へ)
2. 一部の避難所施設でしか作成していない (→問 13-1 へ)
3. 作成していない (→問 13-1 へ)

問 13-1 「2. 一部の避難所施設でしか作成していない」「3. 作成していない」理由についてご
記入ください。(自由回答)

[]

問 14 貴自治体では、自治体職員による避難所開設訓練を行っていますか。

1. 行っている
2. 行っていない

問 15 貴自治体では、住民参加型の避難所運営訓練を行っていますか。

1. 行っている
2. 行っていない

災害時要援護者支援についてお尋ねします

問 16 から問 17

福祉避難所とは

災害時、一般の避難所での共同生活が困難な寝たきりの高齢者・障害を持つ方・妊産婦等の災害時要援護者が、安心して避難生活を送るための施設。

問 16 貴自治体では、福祉避難所の指定を行っていますか。

1. 福祉避難所として該当する施設を、すべて福祉避難所に指定している (→問 16-1～問 16-2 へ)
2. 福祉避難所として該当する施設のうち、一部を福祉避難所に指定している (→問 16-1～問 16-2 へ)
3. 福祉避難所として該当する施設を把握しているが、まったく指定していない (→問 16-1 へ)
4. 福祉避難所に該当する施設についての調査を行っていない (→問 17 へ)
5. 福祉避難所として該当する施設がない (→問 17 へ)

問 16-1 (問 16 で 1, 2, 3 を答えた方のみ) 下記の施設の内、貴自治体管内に存在する施設についてお聞かせください。また、存在する施設の内、どの施設が福祉避難所として該当すると考えていますか。

(表左：存在する施設すべてに○ 表右：表左で○をつけた項目についてのみ、該当の有無を選択)

管内に存在する施設	福祉避難所としての該当の有無
1. 社会福祉施設	1. 該当する 2. 該当しない
2. 市町村保健センター	1. 該当する 2. 該当しない
3. 保健所	1. 該当する 2. 該当しない
4. コミュニティセンターや公民館	1. 該当する 2. 該当しない
5. 公的宿泊施設	1. 該当する 2. 該当しない
6. 盲・ろう・養護学校	1. 該当する 2. 該当しない

7. その他、(貴自治体管内において福祉避難所として該当する施設) (自由回答)

[]

問 16-2 (問 16 で 1, 2 を答えた方のみ) 指定している福祉避難所の、住民への周知状況はいかがですか。

1. すべての住民に周知している
2. 一部の住民にのみ周知している
3. 周知を行っていない

問 17 福祉避難所を指定(促進)するうえでの課題・苦勞したこと(していること)・不明な点などございましたらご記入ください。(自由回答)

[]

問 18 内閣府(防災担当)は平成 18 年 3 月に「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」を取りまとめました。そのガイドラインについて知っていましたか。

1. 知っており、見たことがある
2. 知っていたが、見たことはない
3. この調査ではじめて知った

問 19 災害時要援護者対策全般において、進まない対策、困っていること、不明な点などございましたら、ご記入ください。(自由回答)

[]

最後に、貴自治体についてお尋ねします

問 20 貴自治体では、災害の兆候や発生などに関し、24 時間住民からの通報を受付ける体制が整っていますか。

1. 整っている
2. 整っていない

問 21 貴自治体では、平成 11 年から平成 19 年の間に市町村合併を行いましたか。

1. 行った (→問 21-1～問 21-2 へ)
2. 行っていない (→問 22 へ)

問 21-1 貴自治体では、平成 11 年から平成 19 年の間の市町村合併時、新市町村における地域防災計画の作成・修正を行いましたか。

1. 行った（現在、作成・修正を行っている）
2. 行っていない

問 21-2 新市町村における地域防災計画の作成・修正にあたっての、課題・苦勞したこと（していること）・不明な点などございましたら、ご記入ください。（自由回答）

〔 〕

問 22 貴自治体の自治体名・ご回答者・職員数についてご記入ください。（回答欄に記入）

自治体名	（ ） 都・道・府・県 （ ） 市・区・町・村	
ご回答者	部署名	防災担当職員（正規職員）数 （ ） 人
	お名前	お役職名（ ）
	連絡先	TEL 番号：（ ） —
		FAX 番号：（ ） —
メールアドレス：		

以上でアンケートは終了です。ご協力ありがとうございました。

同封の返信封筒にて 2月29日までに投函くださいますよう、

よろしくお願い致します